

国際関係事業に関する報告書

2023-2024年度版

The Report about International Relations
Activities in the Japan Federation of CPTAs
Associations and Regional CPTAs Associations



日本税理士会連合会国際部

**International Relations Department
Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations**

国際関係事業に関する報告書

2023-2024 年度版

The Report about International Relations
Activities in the Japan Federation of CPTAs
Associations and Regional CPTAs
Associations

日本税理士会連合会国際部
International Relations Department
Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations

国際関係事業に関する報告書

— 2023-2024 年度版 —

目 次

ご 挨拶	1
はじめに	2
第 I 部 2023-2024 年度 日税連の国際関係事業への取組み	
I AOTCAへの活動支援	
1. 設立から32年—法人化に向けて	3
2. 専門委員会の活動推進	7
3. 他の国際組織との連携強化	7
4. AOTCA東京会議	9
5. AOTCA杭州会議	10
II 諸外国の税務専門家団体との継続的な交流	
1. 日税連の友好協定締結状況	12
2. 韓国税務士会との交流	13
3. ドイツ連邦税理士会との交流	13
III アジア諸国における税理士制度の導入・発展のための活動	
1. インドネシア	15
2. 中国	15
3. モンゴル	16
IV 国税庁・税務大学校等との連携	
1. 国税庁・税務大学校等からの出講要請への対応	17
2. 国税庁による国際協力・支援事業に関する講演会の開催	18
V 国際税務情報研究会の活動	
1. 国際税務情報研究会	19
2. 国際部との連携	19
VI 積極的な情報発信への取組み	
1. 『税理士界』への寄稿	20
2. 日税連税法データベース (TAINS) 「国際税務情報」サイトへの情報提供	20

第Ⅱ部 2023—2024年度 税理士会の国際関係事業への取組み

I 税理士会の国際関係事業の概況に関するアンケート調査について	21
II 税理士会の所掌機関・国際関係事業の状況	21
III 外国の専門家団体との協定の締結状況	50

第Ⅲ部 ドイツ連邦税理士会表敬訪問 概要報告

I ドイツ連邦税理士会表敬訪問 概要報告	51
----------------------	----

◇資料編

[資料1] 税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果	75
[資料2] グローバル社会における税務専門家制度のあり方について	80
[資料3] アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会規約	87
[資料4] AOTCA加盟団体一覧	94
[資料5] 2023年AOTCA東京会議レポート	95
[資料6] 2024年AOTCA杭州会議レポート	132
[資料7] 韓国税務士会概要	173
[資料8] 日本税理士会連合会・韓国税務士会 定期懇談会事績	175
[資料9] ドイツ連邦税理士会概要	179
むすびに	183
日税連国際部委員リスト	184
編集後記	184

ご挨拶



日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）の国際関係事業のあゆみは、1992年に日税連の提唱によりアジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）を設立し、翌1993年に国際交流・関係事業を所掌する分掌機関である「国際委員会」（現「国際部」）を設置することによりスタートしました。以来、池田顧問（2015～2018年AOTCA会長）をはじめ3名のAOTCA会長を輩出するとともに、2015年からは事務局の機能を日本が担う等、積極的にAOTCAの運営・活動に関与することを通じて、諸外国の税務関係機関及び諸団体との交流活動を積み重ね、着実な成果を上げてまいりました。

また、2013年には、税務情報の収集等に関する調査研究を行う「国際税務情報研究会」を設置し、国際関係事業の更なる推進を図るための組織体制の整備を進めてきました。これにより、日税連の国際関係事業の大きな柱の一つであるアジア諸国における税務専門家制度の創設や制度発展のための支援策がより効果的に講じられることとなり、2025年4月現在において、ドイツ連邦税理士会をはじめとした諸外国の15団体と友好協定を締結するに至っています。

AOTCAにおいては、日税連では、2023年11月に国内外から約580名が参加したAOTCA東京会議のホストを務め、限られた準備期間の中、国際部・国際税務情報研究会を中心に執行部一同、協力して運営にあたり成功裏に終了することができました。これまで3名の会長を輩出し事務局機能を担う等、積極的にAOTCAの運営・活動に関与しており、毎年定例会議とともに開催されるタックスカンファレンスにおいてはセッションスピーカーを派遣し、日本からの情報発信にも努めております。また、2024年10月の杭州会議では、日本におけるAOTCA法人化が承認され、更なる牽引力の強化が期待されます。

近年、経済の国際化の進展とともに、税理士及び税理士会の活動の場も大きく変化しており、各税理士会においても様々な国際関係事業に取り組んでいます。今後も、日税連と各税理士会との間で連携・協力を進め、ZEIRISHI制度をより多くの国に理解していただき、この素晴らしい制度を広く普及推進していきたいと考えております。

この報告書が、日税連及び各税理士会において今後の事業を進めるうえでの一助となれば幸いです。

おわりに、本報告書の編集・執筆に当たられた高橋俊行国際部長はじめ委員の方々に感謝の意を申し述べます。

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹

はじめに



このたび、国際部では、2023年から2024年までの国際事業活動の成果を「国際関係事業に関する報告書—2023-2024年度版」として、取りまとめることができました。これは、日税連及び各税理士会の行う国際関係事業の現状を把握し、その事業に関する情報の共有化を図るために作成しているもので、2010年に第1号の報告書を刊行し、今回が第8号の報告書となります。

日税連では、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会(AOTCA)との連携、協調を図り、同協会の事業活動に対し積極的に支援・参加するとともに、国際交流事業の推進を目的として、1993年に国際委員会が設置されました。当初は少人数の組織でスタートした委員会は、2010年に当時の委員長であった友利博明先生の強いリードのもと、委員会の編成が全国15単位会に拡充されました。その後、2014年7月24日の総会において「国際委員会」が「国際部」に改組されました。このことは日税連が行う国際事業の重要性が増してきた結果であると言えます。さらに、2013年には、国際部の活動を支えるとともに、諸外国における税務情報の収集、及び調査研究を目的とした「国際税務情報研究会」を設置するなど、グローバルな社会における日税連の国際的な視点に立った活動の強化、組織体制の整備を図ってきました。現在では、日税連の国際交流事業はAOTCAの活動に対する支援はもとより、諸外国の税務専門家団体との友好協定締結に基づく交流活動、諸外国における税理士制度導入及び制度発展に向けた支援、さらには日本の税理士制度の広報活動を柱として展開しているところです。

今回の報告書は、日税連及び各税理士会の過去2年間の国際関係事業について詳細に報告するものであり、今後もより良い国際交流を育んでいくための一助となることを願っています。

また、設立から30余年経過したAOTCAの活動については、法人化をはじめとする様々な場面において、日税連が継続してリーダーシップを発揮することを期待します。

おわりに、本報告書の編集・執筆に携わって頂いた国際部委員のメンバーをはじめ、執筆にご協力頂きました皆様方に敬意を表するとともに、国際関係事業のさらなる発展に向け、引き続きお力添えくださるようよろしくお願いいたします。

日本税理士会連合会
副会長 尾崎 秀明
(国際部担当副会長)

第 I 部

2023-2024 年度

日税連の国際関係事業への取組み

日税連の国際関係事業は、①アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（Asia-Oceania Tax Consultants' Association, AOTCA）の活動に対する支援、②諸外国の税務専門家団体との継続的な交流活動、③アジア諸国における税理士制度の導入・発展のための活動、④国税庁・税務大学校等との連携、⑤国際税務情報研究会の活動、⑥積極的な情報発信への取組みなど、多岐にわたって展開している。以下にその概要を記す。

I AOTCAへの活動支援

1. 設立から32年—法人化に向けて

アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）は、日税連の提唱により1992年11月に設立され、アジア・オセアニア地域における税務専門家のための国際組織として歩みながら32年の月日が流れた。本協会の設立にあたりその手本となったのは、当時既に30年以上の歴史を有していた、欧州における税務専門職業団体の連合体であるヨーロッパ税務連合（CFE：Confédération Fiscale Européenne）¹の存在であった。

AOTCAは、設立当初わずか10団体で発足したが、アジア諸国における税務専門家制度の創設や制度発展の取組みから、加盟団体数は徐々に増加し、2025年6月末現在で17カ国・地域の21団体（準加盟団体含む）にまで発展した。その推移は表1-1のとおりである。この間、CFEとの連携・協力関係の促進から、国際規模の税務専門家組織として、後述の「グローバルタックスアドバイザープラットフォーム」が発足した。これは前身である「タックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラム」が発展したものである。

AOTCAでは、毎年1回、アジア・オセアニア地域の主要都市（開催地の事績：表1-2）において、AOTCAの意思決定機関である定時総会を開催し、役員及び各加盟団体の代表者が出席しAOTCAの運営に係る重要事項の審議を行い、監事会、役員会等も併せて開催している。これらの定例会議のほかに、ホスト団体ではタックス・カンファレンスを企画・実施している。このカンファレンスは、主に国際税務に関する諸問題やアジア地域を取り巻く税務環境に係るトピックをテーマに選定し、基調講演、パネルディスカッション等のセッションから構成されている。加盟団体の構成員がスピーカーとして参加するほか、国際機関、開催国の税務行政機関、企業及び学界等からゲストスピーカーを招請し、多彩かつ充実した内容の国際会議となっており、多くの参加者を集めている。日税連では同カンファレンスへの参加及びスピーカーの輩出に積極的に取り組んでい

¹ CFE（Confédération Fiscale Européenne, ヨーロッパ税務連合）：1959年設立。本部はブリュッセルにある。現在、26カ国33の税務専門家団体が加盟しており、ヨーロッパ諸国の税務専門家20万人超を代表する。

る。また、国際部ではスピーカーのサポート体制を強化すべく、国際税務情報研究会と連携し、税務行政機関への協力依頼、講演者の招聘活動、テーマの検討、データ収集、発表資料作成等に当たっている。その実績は表 1-3 のとおりである。

日税連は、AOTCA 発足提唱団体として、財政的支援はもとより、事業活動の運営の中核を担い、その発展に多大な貢献を行ってきた。AOTCA 歴代の会長は表 1-4 のとおりであり、特に、日税連から選任された初代（1992 年～1996 年）、第 4 代（2005 年～2008 年）及び第 7 代（2015 年～2018 年）会長の在任期間中には、加盟団体の拡充、組織基盤の整備、加盟団体間の相互理解が大きく進展した。2024 年の定時総会では、これまで任意団体として運営されてきた AOTCA の法人化が承認され、その主たる事務所を日本に置くこととされた。そのため、今後の AOTCA の運営に関し、日税連にはこれまで以上に積極的な関与が求められているといえる。

表 1-1 AOTCA 加盟団体の推移（2025 年 6 月現在）

年度	団体数	団体名
1992	10 (8 カ国・ 地域)	パキスタン税法協会 All Pakistan Tax Bar Association CPA オーストラリア CPA Australia (2018 年脱退) 香港会計師公会 Hong Kong Institute of Certified Public Accountants オーストラリア勅許会計士会 Institute of Chartered Accountants in Australia (後に脱退) 日本税理士会連合会 Japan Federation of CPTAs Associations 韓国税務士会 Korean Association of Certified Public Tax Accountants マレーシア勅許租税協会 Chartered Tax Institute of Malaysia 中華台北記帳及報税代理人公会全国連合会 Tax Accountancy Association Union, Chinese Taipei フィリピン税務協会 Tax Management Association of the Philippines オーストラリア租税協会 The Tax Institute, Australia (2024 年脱退)
1994	12	香港税務学会 Taxation Institute of Hong Kong 日本税務研究センター Japan Tax Research Institute
1998	13	シンガポール勅許会計士協会 Institute of Singapore Chartered Accountants (2014 年脱退)
2001	14	インドネシア税理士会 Indonesian Tax Consultants' Association
2002	17	モンゴル税理士会 Mongolian Association of Certified Tax Consultants スリランカ勅許会計士会(準加盟) Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka バングラデシュ勅許会計士協会(準加盟) Institute of Chartered Accountants of Bangladesh
2004	20	中国注冊税務師協会 Chinese Certified Tax Agents Association インド税務実務家協会 All India federation of Tax Practitioners (2013 年脱退) タイ会計士連合会 Federation of Accounting Professions, Thailand (準加盟、2010 年脱退)
2005	20	オーストラリア全国会計士会 Institute of Public Accountants, Australia
2009	21	ベトナム税理士会 Vietnam Tax Consultants' Association
2012	22	ベカス・ペガワイ・ハシル・マレーシア Bekas Pegawai HASIL シンガポール税理士会 Singapore Chartered Tax Professionals Limited
2014	21	中華台北記帳士会全国連合会 Chinese Taipei Certified Tax Agents Association
2019	21	ネパール税理士会 Nepal Chamber of Tax Consultants
2023	21	マカオ税務学会 Taxation Association of Macau

注：団体名はすべて現在の名称

表 1-2 定例会議（役員会・定時総会）開催地 （*は国際コンベンション開催）

年度	開催地	年度	開催地	年度	開催地
1992	東京（設立総会）	2004	カラチ	2016	香港
1993	シドニー	2005	マニラ	2017	マニラ
1994	東京	2006	香港	2018	ウランバートル
1995	ソウル	2007	クアラルンプール*	2019	釜山
1996	京都	2008	上海	2020	バリ（中止**）以降順延
1997	マニラ	2009	ムンバイ	2021	中国（2023年に延期***）
1998	クアラルンプール	2010	シドニー	2022	バリ
1999	台北	2011	バリ	2023	東京
2000	ソウル	2012	ソウル*	2024	杭州
2001	クアラルンプール	2013	ハノイ	2025	カトマンズ（予定）
2002	京都*	2014	台北	2026	香港（予定）
2003	ソウル	2015	大阪		

* 国際コンベンションは加盟団体に対し、参加者数の割り当てがあった会議

** COVID-19(新型コロナウイルス感染症)パンデミックの影響により、開催延期（2022年実現）

*** 中国国内におけるゼロコロナ政策に伴い、ホスト延期の申し入れがあり、急遽代替候補地に日本が予定された

表 1-3 AOTCA セミナーへのスピーカー派遣（役職は当時）

会議	日本側代表スピーカー	プレゼンテーションテーマ
1994年東京会議	小松芳明 亜細亜大学教授	戦後の日本国の国際課税の発展と動向
	渡邊省三 制度部長 松下光弘 東京地方会制度部長	日本の税理士制度の現状と課題
1996年京都会議	足立芳寛 通産省工業技術院技術審議官	日本企業から見た東南アジア諸国への投資とその問題点
1997年マニラ会議	植松省自 国際委員長	日本における外国投資環境
1999年台北会議	小林健彦 国際委員会委員	日本における税の公平性の確保と課税標準の拡大対策
2000年ソウル会議	奥田実 国際委員会委員	変化する日本経済構造における税理士の役割
2002年国際コンベンション（京都）	黒田東彦 財務官（基調講演） 大武健一郎 主税局長（分科会）	アジア・オセアニアにおける経済統合と税制調和 税理士の役割
2004年カラチ会議	田中善雄 国際委員長	中小会社会計基準
2007年国際コンベンション（クアラルンプール）	古川勇人 国税庁国際企画官	ビジネスのグローバル化における税務上の課題
2009年ムンバイ会議	三谷英彰 近畿会国際部委員	日本の消費税制
2011年バリ会議	松岡宣明 国際部委員	日本の移転価格税制
2012年国際コンベンション（ソウル）	長谷部光哉 国際部委員	税務専門家の規制
	瀧谷和隆 国際部委員	異業種間共同経営
2013年ハノイ会議	瀬山美恵 国際部委員	日本の移転価格税制

会 議	日本側代表スピーカー	プレゼンテーションテーマ
2014 年台北会議	中里実東京大学大学院教授 中西良彦国際部委員	BEPS 問題における税務専門家と法務専門家 電子的役務提供取引における VAT 課税
2015 年大阪会議	林信光前国税庁長官 金子宏東京大学名誉教授／ 中里実東京大学大学院教授 浅川雅嗣財務官 富村将之租税教育推進部長	変貌する世界経済と税務行政の課題（基調講演） ルール・オブ・ローと日本の租税法／日本の国際課 税—BEPS プロジェクトはどこまで実現されるか（特別講演） OECD の BEPS プロジェクトについて（特別講演） 税務専門家による租税教育への取組み
2016 年香港会議	川田剛国際税務情報研究会会長代理	各国の BEPS 対応
2017 年マニラ会議	小倉毅国際部副部長	日本の中小企業の税制改革
2018 年ウランバー トル会議	中里実東京大学大学院教授 田尻吉正国際部特命委員	GAAR の法制化の危険な側面：戦前ドイツの事例 AOTCA 加盟各国における税務専門家制度に関 する調査について
2019 年釜山会議	金山知明国際部委員	日本の申告納税制度の現状と納税者のコンプ ライアンス意識
2022 年バリ会議	長谷部光哉国際税務情報研究会専門 委員長 丸岡美穂国際部副部長	デジタル課税の動き（傾向）—デジタル取引 における租税 災害と税制／パンデミック後の税制改革
2023 年東京会議	中里実東京大学名誉教授 細田修一財務省国際租税総括官 小出一成国際税務情報研究会専門委員 佐藤修二北海道大学法学部教授 笹尾博樹国際部副部長 平井貴昭税制審議会専門委員長 藤本則子国際税務情報研究会前専門委員 近藤勝美国際部委員	4つのカンファレンステーマの共通点（基調講演） 新たな国際課税ルール（基調講演） デジタル課税 BEPS2.0 Pillar 2 タックスコンプライアンスにおける法的視点 中小企業における税務コンプライアンスの維持・向上 気候温暖化対策としてのカーボンプライシングの活用 国際取引における源泉所得税 VAT 国際比較研究
2024 年杭州会議	白田祐一国際部委員	日本における技術開発に関する税制優遇措置 について～2024 年税制改正から～

表 1-4 AOTCA 歴代会長

就任期間	会長	会長所属団体（事務局担当）
1992 年 11 月～1996 年 12 月	片岡輝昭	日本税理士会連合会（同左）
1997 年 1 月～2000 年 12 月	デビッド・ラッセル	オーストラリア租税協会（同左）
2001 年 1 月～2004 年 12 月	具鍾泰	韓国税務士会（同左）
2005 年 1 月～2008 年 12 月	森金次郎	日本税理士会連合会（同左）
2009 年 1 月～2012 年 12 月	ギル・レビー	オーストラリア租税協会（同左）
2013 年 1 月～2014 年 12 月	トーマス・リー	香港税務学会（オーストラリア租税協会）
2015 年 1 月～2018 年 12 月	池田隼啓	日本税理士会連合会（同左）
2019 年 1 月～2022 年 12 月	ユーニー・マタ・ペレス	フィリピン税務協会（日本税理士会連合会）
2023 年 1 月～2024 年 12 月	ジェレミー・チョイ	香港税務学会（日本税理士会連合会）
2025 年 1 月～	ラストン・タンブナン	インドネシア税理士会（日本税理士会連合会）

2. 専門委員会の活動推進

経済活動のグローバル化、税務行政のデジタル化が進み、税務専門家が直面する課題として、BEPS 行動計画の実施、租税回避問題、マネーロンダリング対策等が注視されている。このような状況の中、税務専門家団体としての見解を効率的にとりまとめ、発信する内部機関の必要性が出てきたことから、2014 年の定時総会において AOTCA 専門委員会が設置された。専門委員会は、毎年開催される定時総会と合わせて会議が開催され、税制、国際税務問題等に関する情報共有及び意見交換が行われている。

2024 年の会合では、「AI が税務業務に与える影響」をトピックとして、AOTCA 会長のプレゼンテーション並びに CFE 会長による同会内での検討要旨についての報告がなされたほか、加盟団体間の情報共有に重点を置いた意見交換を行った。日税連からは、瀧谷和隆国際税務情報研究会専門副委員長及び小出一成同委員が参画した。

3. 他の国際組織との連携強化

加盟団体が拡大し組織基盤が安定するのに伴い、AOTCA の認知度はアジア・オセアニア地域に留まらず国際的にも高まってきた。このような中で、歴代役員尽力により、他の税務関係国際組織との交流が進み、連携が強化されてきた。以下にその概要を記載する。

(1) CFE (ヨーロッパ税務連合) との連携

CFE は AOTCA 設立のモデルとなった国際組織であり、長年にわたり相互の交流が促進されており、それぞれの定例会議、カンファレンス、フォーラム等の行事への代表者の出席、スピーカーの派遣等が定例的に行われている。

2009 年に AOTCA、CFE 及び信託・不動産管理者協会 (STEP)² の 3 団体³ は、世界各国における納税者憲章の特質を把握することを目的とした、モデル納税者憲章に関する共同プロジェクトにより、2013 年に「モデル納税者憲章第一次報告書」、その後、2016 年には最終報告書が提出された。

また、AOTCA 専門委員会と CFE 租税委員会は、2015 年から、OECD の BEPS 行動計画について検討を行い、共同意見書を取りまとめ、順次 OECD に提出している。

(2) グローバルタックスアドバイザープラットフォーム (GTAP)

税務に関してこれまでは、専門職業が制度化されていない国が多く、また弁護士や公認会計士のように、国際法曹協会 (International Bar Association) や国際会計士連盟 (International Federation of Accountants) といった世界規模の組織は存在していなかったが、上述のモデル納

² STEP (Society of Trust and Estate Practitioners、信託・不動産管理者協会) : 信託、遺産相続等の分野を扱う実務専門家のための組織が中心となる国際組織で、本部はロンドンにある。世界 96 カ国・地域に 2 万人を超える会員を擁し、会員には弁護士、会計士、信託専門家、税務のスペシャリスト、銀行家、ファイナンシャル・アドバイザー等が含まれる。

³ AOTCA、CFE、STEP を構成する各国の税務専門家の総数は 50 万人を超えると言われる。

税者憲章共同プロジェクトを契機として、税務専門家の世界的なネットワークの構築の機運が高まってきた。

そして、AOTCA と CFE に西アフリカ租税協会連合(WAUTI:West African Union of Tax Institutes)を加えた三者協議が行われ、税務専門家のグローバルな組織の構築に向けた合意文書「サンクトペテルブルグ宣言」がとりまとめられた。同宣言は 2014 年 10 月 24 日に台北市において署名され、「タックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラム」が正式に発足した。

2015 年 3 月 27 日、ブリュッセルにて最初のグローバルフォーラム会議が開催され、BEPS 行動計画の検討及び共同意見書のとりまとめに向けて協議を行った。翌 2016 年には、AOTCA、CFE 及び WAUTI の関係役員の出席の下、BEPS 行動計画の実施状況、今後の検討課題について意見交換が行われた。

その後、国内、多国間及びグローバルな税務における専門家の役割の重要性をより明確にするとともに、グローバルフォーラムを議論の場として位置づけるため、10 項目から成る活動方針が採択された。そして、これらを盛り込んだ「ウランバートル宣言」の署名式が 2018 年 9 月 14 日に行われるとともに、「タックスアドバイザーの協力によるグローバルフォーラム」は「グローバル・タックスアドバイザー・プラットフォーム」に改称された。

GTAP では、各構成団体の総会に合わせて対面式会議を開催し活動方針等について協議を行っているほか、必要に応じてオンラインによる意見交換の場も設けている。さらに、各構成団体が主催するカンファレンス、フォーラム等へのスピーカーやパネリストの相互派遣も定例化している。

また、時機に応じて意見書や宣言書を取りまとめ、関係機関に提出している。2023・2024 宣言には、税制と持続可能な経済発展、税務のデジタル化、税の透明性、納税者の権利等のテーマについて税務専門家のグローバルな立場からの見解が盛り込まれた。

(3) SGATAR (アジア税務長官会合) との連携

アジア・オセアニア地域の税務行政当局の長官による国際組織であるアジア税務長官会合(SGATAR: Study Group on Asian Tax Administration and Research)は、年 1 回加盟国が持ち回りでホスト国を務め、定期会合を開催している。SGATAR の会議には加盟国 18 カ国・地域の税務行政当局の長官及び行政官が参加しているが、その他準加盟国及び税務に関連する国際組織等がオブザーバーとしての参加を認められている。

AOTCA では、2005 年頃より役員または開催国の加盟団体代表者を SGATAR の会議にオブザーバーとして派遣してきたが、2017 年に常任オブザーバー資格が付与された。AOTCA のほか、OECD、アジア開発銀行(ADB: Asian Development Bank)、世界銀行グループ、米州税務長官会議(CIAT: Inter-American Center of Tax Administrations)⁴、「(仮称)国際税務情報センター」(IBFD: International Bureau of Fiscal Documentation)⁵、国際通貨基金(IMF)等が SGATAR の常任オブザーバーとされている。

毎年の SGATAR 会合では、長官会議のほか、税務行政に関する諸問題をテーマとするワーキンググループが開催されている。2023 年の第 52 回会合(於、タイ・プーケット)では、①移転価格一

4 CIAT (Inter-American Center of Tax Administrations, 米州税務長官会議) : 1967 年に設立されたアメリカ大陸を中心とした税務行政当局の国際組織。アメリカ、カナダをはじめ北米・中南米諸国 32 カ国、ヨーロッパ地域の 5 カ国、アフリカ地域の 4 カ国、アジア 1 カ国、計 42 カ国が参加している。

5 IBFD (International Bureau of Fiscal Documentation, 国際税務情報センター(仮称)) : 1938 年設立。国際税務・税法等に関する質の高い情報提供を目的とする研修・研究機関。CFE の関連機関。本拠地はアムステルダムにある。

無形資産の評価、②納税者のデジタル化への道のり、③国別報告書（CbCR）の実施と情報の効果的な利用、がディスカッションのテーマとされた。2024年の第53回会合（於、韓国・ソウル）では、①紛争解決における効果的なメカニズム、②税務行政のデジタルトランスフォーメーション、③各地域における税制改正のアップデート、がテーマに選定された。

2025年はオーストラリアが、2026年はシンガポールがホスト国を務めることが確認されている。

4. AOTCA 東京会議

2023年AOTCA東京会議は、日本税理士会連合会（JFCPTAA）がホスト団体を務め、2023年10月31日から11月2日にかけて、東京・お台場のヒルトン東京お台場にて、定時総会、役員会、監事会、専門委員会及びインターナショナル・タックス・カンファレンスを開催した。

東京会議には、加盟団体及び関係者等735名が会場参加し、うち日本からは日税連関係役員と全国の税理士会から280名が参加した。また、オンライン参加は国内・海外合わせ690名であった。

1日午後から2日にかけて開催されたインターナショナル・タックス・カンファレンスでは、開催ホスト国の強みを活かし多数のスピーカーを揃え、基調講演には、中里実東京大学名誉教授及び細田財務省国際租税総括官が、デジタル課税/BEPS2.0 Pillar 2をテーマとするセッション1には、小出一成国際税務情報研究会専門委員が、タックスコンプライアンスをテーマとするセッション2には、佐藤修二北海道大学教授及び笹尾博樹日税連国際部副部長が、環境問題から見た税制をテーマとするセッション3には、平井貴昭税制審議会専門委員長が、サジェスチョンスピーチには、藤本則子国際税務情報研究会前専門委員及び近藤勝美国際部委員が登壇した。（表1-5）

表1-5 AOTCA 東京会議インターナショナル・タックス・カンファレンスプログラム (敬称略)

2023. 11. 1 (水)
オープニングセレモニー
開会挨拶 ジェレミー・チョイ AOTCA 会長
歓迎挨拶 太田直樹 日本税理士会連合会会長
基調講演 4つのカンファレンステーマの共通点 中里実 東京大学名誉教授
基調講演 新たな国際課税ルール 細田修一 財務省国際租税総括官
セッション I デジタルタックス/Pillar2
司会進行：カリーナ・C. ラフォルテッサ(フィリピン)
スピーカー：小出一成(日本)/ポール・ラウ(シンガポール)/レオ・ルーアン(中国)/ラム・リー(ベトナム)
サジェスチョンスピーチ I AI と税務戦略
スピーカー：ピエルジョルジョ・バレンテ(イタリア)
2023. 11. 2 (木)

来賓挨拶 住澤整 国税庁長官
セッションⅡ タックスコンプライアンス 司会進行：佐藤修二(日本) スピーカー：笹尾博樹(日本)/イ・ウンジャ(韓国)/ユンフメンド・マグサルジャブ、ガルマンダフ・ウレ(モンゴル)/プラビン・ラジ・カフレ(ネパール)/チョウ・チー・エン(マレーシア)
セッションⅢ 環境問題からみた税制 司会進行：デズモンド・ウォン(香港) スピーカー：平井貴昭(日本)/テネッシュ・カナン(マレーシア)/トニー・グレコ(オーストラリア)
サジェスチョンスピーチⅡ 国際取引に係る源泉所得税の問題提議 スピーカー：藤本則子(日本)
サジェスチョンスピーチⅢ インドネシアにおけるクロスボーダー恒久的施設及び外国子会社に関する税務上の将来的な取扱い スピーカー：T. アルソノ(インドネシア)
サジェスチョンスピーチⅣ VAT 国際比較研究(概要・インボイス制度など) スピーカー：近藤勝美(日本)
サジェスチョンスピーチⅤ 暗号資産における会計と税務処理 スピーカー：デズモンド・ウォン(香港)

5. AOTCA 杭州会議

2024年AOTCA杭州会議は、中国注册税務師協会(CCTAA)がホスト団体を務め、2024年10月22日から24日にかけて杭州インターナショナルカンファレンスセンターにて、定時総会、役員会、監事会、専門委員会及びインターナショナル・タックス・カンファレンスを開催した。杭州会議には、加盟団体及び地元関係者等約580名が参加し、うち日本からは日税連役員・国際部及び国際税務情報研究会委員等約19名が参加した。

23日の午前、AOTCA加盟団体の代表者が出席する定時総会が開催され、2025年事業計画及び予算等の審議、法人化の承認のほか、役員の変更等が行われ、ジェレミー・チョイ氏(香港税務学会)が会長を退任し、会長代理であったラストン・タンブナン氏(インドネシア税理士会)が就任することとなった。また、事務総長を長く務めていた田尻吉正氏も退任し、ジェレミー・チョイ氏とともに名誉顧問に選任された。後任の事務総長には、長谷部光哉氏が就任するほか、財務担当役員及び事務局機能も据え置かれることとなった。

23日午後から24日にかけて開催されたインターナショナル・タックス・カンファレンスでは、白田祐一国際部委員が「セッションⅡ テクノロジーに関する税制優遇措置：各国の状況」をテーマとするセッションにおいて、プレゼンテーションを行った。(表1-6)

表1-6 AOTCA 杭州会議インターナショナル・タックス・カンファレンスプログラム (敬称略)

2024.10.23(水)
オープニングセレモニー
開会挨拶 ジェレミー・チョイ AOTCA 会長

来賓挨拶	ラオ・リシン 中国国家税務総局副局長
来賓挨拶	シュー・ウェンガン 浙江省副知事
歓迎挨拶	リュウ・リジアン 中国注册税務師協会会長
基調講演	税務業務の効率化を目指して～最高のビジネス環境構築に向けて～メン・ジュン 浙江省税務局長
基調講演	付加価値税 (VAT) 制度に対するデジタル経済の影響 ティアン・レイ 浙江省財経大学教授
セッション I	税務ガバナンス (税務専門家の役割) 司会進行: ヘ・ジレイ (中国) スピーカー: ピエルジョルジョ・バレンテ (イタリア)/エブリン・リム (シンガポール)/デビッド・タイ (インドネシア)/プラビン・ラジ・カフレ (ネパール)
2024. 10. 24 (木)	
セッション II	テクノロジーに関する税制優遇措置 (各国の現状) 司会進行: カリーナ.C. ラフォルテッサ (フィリピン) スピーカー: テス・ウー (中国)/ウィニー・シェック (香港)/白田祐一 (日本)/アンワー・カシフ・マムタス (パキスタン)/テネッシュ・カナン (マレーシア)
サジェスチョンスピーチ I	税務専門家の帰省 スピーカー: トニー・グレコ (オーストラリア)
サジェスチョンスピーチ II	ファミリーオフィス スピーカー: マイケル・カデスキー (カナダ)
セッション III	多国籍企業におけるグローバルミニマム課税 (第2の柱) の課題 司会進行: ユンフメンド・マグサルジャブ (モンゴル) スピーカー: サン・ルイ (中国)/シンディ・ラウ (マカオ)/CA シャイレンドラ・ユプリティ (ネパール)/ダン・マイ・キム・ガン (ベトナム)
サジェスチョンスピーチ III	ヨーロッパにおける税務専門家の変革 スピーカー: エルバノ・ヌッチオ (イタリア)
サジェスチョンスピーチ IV	AI が税理士に与える影響 スピーカー: イ・ドンギ (韓国)
サジェスチョンスピーチ V	中国の税制の進化: デジタルトランスフォーメーションとビッグデータの統合 スピーカー: シェン・メンガン (中国)

II 諸外国の税務専門家団体との継続的な交流

1. 日税連の友好協定締結状況

日税連では、2025年3月現在までに諸外国の15団体と友好協定を締結し、相互理解の促進と協力関係の維持に努めている（表1-7）。

表1-7 日税連の友好協定締結状況 (*は当時の団体名)

年 月	場 所	締結団体	備考
1989	東 京	ドイツ連邦税理士会	
1991	大 阪	韓国税務士会	
1992	東 京	パキスタン税法協会	AOTCA 設立総会にて締結
〃	〃	オーストラリア会計士会*	〃
〃	〃	香港会計師公会	〃
〃	〃	オーストラリア勅許会計士会	〃
〃	〃	マレーシア租税協会*	〃
〃	〃	中華民国記帳及報税代理人公会全国連合会 ⁶	〃
〃	〃	フィリピン税務協会	〃
〃	〃	オーストラリア租税協会	〃
1994	ウィーン	オーストリア経済受託士会	
2004	北 京	中国注冊税務師協会	
2009	東 京	モンゴル税理士会	
2010	シドニー	ベトナム税理士会	
2017	インドネシア・バリ	インドネシア税理士会	

上記の友好関係団体の中でも、特にドイツ連邦税理士会と韓国税務士会との交流は特筆すべきであろう。欧米を中心に多くの国々では弁護士及び公認会計士が税務業務を担う専門家として位置付けられている中で、ドイツの税理士制度及び韓国の税務士制度はわが国と同様に長い歴史を重ね社会に定着している。このような背景もあり、懇談会の開催や、特定のテーマに関する意見交換会を行う等、両会との交流を進めている。

⁶ 2025年3月時点の名称。旧名称は「中華民国記帳及報税代理業務人公会全国連合会」。

2. 韓国税務士会との交流

日税連と韓国税務士会は1997年より2019年まで毎年1回、両会が交互に主催する形で定期懇談会を開催し、双方が直面する課題を中心に情報の共有及び意見交換を行ってきた。

2020年度以来、新型コロナウイルス感染症の影響により定期懇談会の開催が見送られていたが、2023年にはAOTCA東京会議の折、両会役員による定期懇談会再開を見据えた顔合わせ・意見交換を行った。

その甲斐あって、第24回定期懇談会が2024年8月に東京の日本税理士会館で開催され、太田日税連会長と丘在二（ク・ジェイ）韓国税務士会会長ともに面識はあるものの、初めての会合となった。類似する税務専門家制度を有する両国においては、その課題についても共通する部分が多く、意見交換・情報共有は極めて有意義な取組みであるとする両会一致の認識の下、協力関係のより一層の強化を約束した。

懇談では、韓国税務士会より、VATの電子化資料収集制度・電子税金計算書制度、DXへの対応、税務情報としての個人の収入・金融機関等の情報収集・集積等について説明を受け、また日税連からは、地方自治体の外部監査、報酬基準・過当競争・ダンピング等への対応、税理士法人の組織的・専門的な業務遂行、税理士の登録、税理士が作成した書類の適正性、成年後見支援センターについて説明・紹介し、それぞれ意見交換を行った。

懇談の詳細は、税理士界第1440号（令和6年9月）に会務報告として掲載した。なお、これまでの懇談会のテーマ等は資料編に掲載している。



写真 1-1 AOTCA 東京会議にて



写真 1-2 第24回定期懇談会

3. ドイツ連邦税理士会との交流

日税連が諸外国の税務専門家団体と最初に友好協定を締結したのは、1989年のドイツ連邦税理士会である。以降、定期的な会合は設けていないが、それぞれの職業法の改正時等の時機を捉えて懇談会等を行っている。

2023年10月、日税連はドイツ連邦税理士会のハルトムート・シュバープ会長等役員の見学を受け、太田会長他関係役員が出席し、両会の交流について意見交換を行った。

また、2024年9月5日から11日にかけて、太田会長他関係役員がドイツ連邦税理士会の招待を受けて、両会の関係をより一層強化することを目的とし、ミュンヘン・ベルリンを訪問した。ミュンヘンでは、ドイツ連邦財政裁判所、税理士法人を、ベルリンでは、ドイツ連邦税理士会、在ドイツ日本国大使館、ドイツ連邦議会を訪問した。



写真 1-3 サマーフェスティバルにて

ドイツ連邦税理士会ホームページの「国際交流・連携」(Internationale Zusammenarbeit)⁷には、ヨーロッパ諸国と国際組織との連携・交流のほか日本との交流が掲載されている。当該ページには、「日本の税理士法はドイツ税理士法⁸と非常に類似していることから、ドイツ連邦税理士会と日税連とは長年にわたり交流がある。1989年に友好協定を締結し、両国の専門職業の更なる発展と両会の相互理解、情報交換を行うことに合意した」と紹介している。



写真 1-4 ドイツ連邦税理士会 HP の
日本に関する記述ページ

⁷ <https://www.bstbk.de/de/ueber-uns/europaeische-und-internationale-zusammenarbeit>

⁸ ドイツ税理士法(職業法)は、正確には Steuerberatungsgesetz であり、直訳すると「税務相談業務法」(または「税理士業務法」となる。しかし、同法はわが国においては「ドイツ税理士法」の呼称が定着していることから、本報告書においても、当該呼称を使用する。

Ⅲ アジア諸国における税理士制度の導入・発展のための活動

税務専門家制度が法的に整備されている国は、日本、ドイツ、韓国、中国等まだ少ないのが現状である。日税連は、80年近い税理士制度の歴史を有するパイオニア的存在として、税務専門家制度の導入・発展に向けた支援を国際関係事業の重要課題の一つに位置付けている。2023年度及び2024年度は、中国、インドネシア、及びモンゴル国との交流が持たれた。以下、その活動を紹介する。

1. インドネシア

(1) 国際税務ウェビナー

2023年7月、日税連はインドネシア税理士会からの要請に応じ、合同でタックスウェビナーを開催した。日税連からは、川崎久美子国際部委員がスピーカーとなり、日本の税理士制度について、その成り立ちから過去の主な税理士法改正事項、資格取得や試験制度、税理士制度に係る義務や権利などについて講演した。



写真 1-5 ウェビナーの様子

(2) 国別税務行政研修

日税連は、2024年10月8日、インドネシア財務省国税総局の訪問を受けた。これは、国税庁及びJICAとの連携の下、インドネシアにおける税務専門家制度のさらなる普及にあたり、同国国税総局の幹部に日本の税理士制度と税務行政に関する理解を深めてもらうことを目的としたものである。当日は、インドネシアの隣国ブルネイでの駐在経験があり、マレー・インドネシア語の知識がある野村俊之国際部委員が税理士制度や日税連・税理士会の組織などについて講演した。



写真 1-6 研修終了後、訪問団と

2. 中国



2023年9月、日税連は中国国家税務総局・日本視察団の訪問を受けた。同視察団は中国国家税務総局の「全国税務リーダー研修」として、日本の納税ビジネス環境の最適化への取り組み、納税者の権利利益保護の仕組み、税務に関する人材育成などに関する学習の目的で、その一環として日税連を訪問した。

写真 1-7 研修の様子

3. モンゴル

日税連では、2009年にモンゴル税理士会と友好協定を締結しており、同国の税務専門家制度の発展のための支援を行ってきた。

モンゴル税理士会は今年、設立から20年の節目を迎え、制度のさらなる成長と発展を見据え、2024年6月下旬に来日し、日税連及び千葉県税理士会を訪問した。7月1日の日税連表敬訪問の際は、日税連から近年の日本の税理士業界の動向として、税理士業務のデジタル化、受験資格要件の緩和、会務の担い手の多様化等について説明したほか、2024年末にはモンゴル税理士会設立20周年をお祝いして太田会長はじめ副会長よりビデオメッセージを送るなど、交流が図られている。



写真 1-8 モンゴル税理士会の訪問

IV 国税庁・税務大学校等との連携

1. 国税庁・税務大学校等からの出講要請への対応

日税連では、海外からの研修生の来訪を日本の税理士制度の普及・理解を進めるうえで重要な機会ととらえ、積極的に受け入れている。

毎年、国税庁・税務大学校等を介して諸外国の税務当局職員の来訪を受け、日本の税理士制度について講義を行っている。講師は国際部委員が務め、講義は原則として英語で行われる。定例化した出講は次の3件である。

(1) 国際税務行政セミナー (ISTAX) 一般コース

国際税務行政セミナー (ISTAX : International Seminar on Taxation) は、独立行政法人国際協力機構 (JICA : Japan International Cooperation Agency) の枠組みの下、国税庁・税務大学校が開発途上国の税務職員を対象に JICA と共同で実施している研修で、主に日本の税制・税務行政全般について講義等を行っている。ISTAX には、開発途上国の税務当局の中堅職員 (原則実務経験5年以上、40歳未満) を対象とした「一般コース」と幹部職員 (主に本庁課長・局部長クラス) を対象とした「上級コース」がある。

一般コース (研修期間約2ヵ月) は1968年から実施されている。日税連では、一般コースの研修生を30年程前から受け入れるなど、まだ国際交流事業が盛んでない頃から実施されている交流事業の一つである。



写真 1-9 セミナーの一例

(2) 国際税務行政セミナー (ISTAX) 上級コース

上級コース (研修期間約3週間) は、1974年より実施されており、日税連では、2013年から上級コースの研修生を受け入れている。

(3) 国税庁実務研修

国税庁実務研修は、日本の税制・税務行政に関する専門的知識・技術を移転することにより各国における税務行政の改善に資することを目的に、税務大学校が日本の大学院に留学している海外の税務職員を対象に1996年より毎年実施している研修である。日税連では、約10年程前から本研修生を受け入れている。

講義の内容は、①パワーポイント資料を使用した税理士制度に関する説明、②DVD「税理士の仕

事」の視聴、③質疑応答である。

上記3つのセミナーの2023年度及び2024年度の事績は表1-8のとおりである。

表1-8 出講セミナー事績

セミナー名（主催）	実施日	講師	参加研修生数
ISTAX 一般コース （税務大学校・JICA）	2023年9月13日	川崎久美子委員	12名
	2024年9月18日	濱地國治委員	15名
ISTAX 上級コース （税務大学校・JICA）	2023年11月29日	白田祐一委員	8名
	2024年11月8日	小出一成委員	11名
国税庁実務研修（税務大学校）	2023年12月11日	川崎久美子委員	17名
	2025年1月20日	井上五郎委員 井上友一委員	13名

2. 国税庁による国際協力・支援事業に関する講演会の開催

日税連を訪れる海外研修生の多くは国税庁（税務大学校）を通じたものであり、日税連は国税庁等と連携して国際関係事業を推進してきたとも言える。そこで、国際部では、日税連及び各税理士会の国際関係事業の更なる推進に資するため、国が行う国際交流事業の全体像や新たな動きなどについての情報を得ることを目的として、2014年から2021年までに計4回、国税庁担当官を講師に迎えて講演会を開催した。

日税連では、国税庁の取り組みに引き続き協力し、多くの国々で税務専門家制度が導入され発展するよう努めていくこととしている。

V 国際税務情報研究会の活動

1. 国際税務情報研究会

国際税務情報研究会（以下「研究会」）は、諸外国における税理士制度の導入・普及の促進、税務関係機関及び諸団体との交流事業の推進、税務情報の収集等の施策について調査研究を行うことを目的に、日税連の付設機関として、2013年7月25日に設置された。構成員は諸外国の税務に関する情報及び学識を有し、国際交流に精通している有識者及び税理士とされ、東京大学名誉教授の中里実会長の下、現在、中里会長を含め5名の学識者と12名の税理士により構成されている。

2020年1月には「事業承継税制に関する国際比較研究」、2021年1月には「主要国の税務行政のICT/AI化の展望と未来の税務専門家制度についての考察」、2022年1月には「BEPS行動計画12の義務的開示制度（MDR：Mandatory Disclosure Rules）が我が国に与える影響とその対応について」、2023年4月には「付加価値税制に関する国際比較と税務専門家の視点に基づく日本の消費税制に関する考察」を日税連会長に答申し、直近では「ドイツ事業承継税制等に焦点を当てたベンチマーキング研究について」の答申の取りまとめにあっている。過去の答申の全文は、日税連ホームページに掲載している。

研究会の委員は諸外国の税務専門家団体との交流においても大きく活躍している。例えば、毎年日本・韓国交互に開催される日韓定期懇談会では、呉委員が税務専門家の立場から翻訳資料の校閲等を行い、懇談の当日においては両言語を駆使して解説を踏まえるなど、両会役員の理解をサポートする役割を務めている。

また、AOTCAにおいては、役員・委員の輩出による協会運営への参画はもとより、毎年加盟国において開催されるAOTCA総会への出席のほか、総会と併せて開催されるインターナショナル・タックス・カンファレンスでのセッションスピーカーとしても協力している。2023年のAOTCA東京会議では、自国開催ということもあり、カンファレンス運営を全面的にサポートするほか、小出一成専門委員と藤本則子前専門委員がスピーカーを務めた。

2. 国際部との連携

研究会の構成員には、国際部より部長の他若干名の委員、国際部委員経験者が含まれ、国際部との連携を密にする体制が構築されている。

今後は、国際部・国際税務情報研究会専門委員会の両委員による勉強会など、さらなる連携強化に努める。

VI 積極的な情報発信への取組み

1. 『税理士界』への寄稿

日税連国際部では、今期、以下の記事を会報「税理士界」に掲載するなど、国際部の活動及び諸外国の税務専門家制度等についての紹介に努めた。

- 「海外向けタックスウェビナーで講演」(2023年8月号)
- 「AOTCA 東京会議開催に寄せて(源流)」(2023年9月号)
- 「日本の税理士制度を講義(ISTAX 研修)」(2023年10月号)
- 「AOTCA 東京会議を開催」(2023年11月号)
- 「友好関係の強化を確認(ドイツ連邦税理士会)」(2023年11月号)
- 「中国国家税務総局が来会」(2023年11月号)
- 「税務専門家団体の連携で国際課税をめぐる現代的課題に対応(AOTCA 東京会議)」(2023年12月号)
- 「日本の税理士制度を講義(国税庁実務研修)」(2024年2月号)
- 「AOTCA 東京会議 2023 レポートを取りまとめ」(2024年4月号)
- 「モンゴル税理士会 太田会長らと懇談」(2024年7月号)
- 「韓国税務士会と懇談会」(2024年9月号)
- 「ドイツ連邦税理士会と交流」(2024年10月号)
- 「日本の税理士制度を講義(ISTAX 研修)」(2024年10月号)
- 「AOTCA 杭州会議開催」(2024年11月号)
- 「インドネシアの視察団が来訪」(2024年11月号)
- 「ドイツの税理士制度とその現状(源流)」(2024年12月号)
- 「日本の税理士制度を講義(国税庁実務研修)」(2025年3月号)

また、国際税務情報研究会の答申についても以下のとおり会報「税理士界」に掲載した。

- 「付加価値税制に関する答申」(2023年7月号)

2. 日税連税法データベース(TAINS)「国際税務情報」サイトへの情報提供

国際部では、一般社団法人日税連税法データベースが運営管理する TAINS⁹のホームページ内に設置されたサイト「国際税務情報」へ税理士会員の業務の国際化に資するための国際税務情報等を提供している。

現在、同サイトは、日税連・税理士会の国際事業や国際交流から得た情報を基に①国際税務トピックス、②租税条約、③アジア諸国の税法(抜粋)、④AOTCA(アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会)情報、⑤日税連・各税理士会国際税務関連情報の5つのトピックに区分され、2025年3月末現在で49のコンテンツが掲載されている。

⁹ <https://www.tains.org/>

第Ⅱ部

2023-2024 年度

税理士会の国際関係事業への取組み

I 税理士会の国際関係事業の概況に関するアンケート調査について

本報告書では、これまで、日税連の国際関係事業のみならず、各税理士会が独自に企画・実施している事業の実態についても掲載している。これを受けて、国際部では、2024年12月、各会の交流事業についてアンケート調査を実施した。その結果、税理士会によって取り組み方はそれぞれ異なるものの、様々な事業活動を推進していることが明らかになった。

なかでも、海外視察の企画・実施及び諸外国の税務専門家団体との協定に基づく交流はその代表的な事業活動といえるが、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により停滞していた対面での交流が復調傾向にあると同時に、渡航困難な時期に培ったオンラインによる交流も継続して活用されている。

対象国を見ると、税務専門家制度が確立されているドイツ、韓国が多い。これは、我が国の制度との比較・研究が容易にでき、また共通する課題が見出し易いことがその背景にあると推測される。

また、従来から地元外国人を対象とした税務に関するセミナー開催等、地域への社会貢献の一環としての事業や、会員向けの国際税務に関するセミナー開催や相談窓口の運営等、会員のニーズに応じた多様な事業を展開している。

上記アンケート調査結果の詳細については、資料編に掲載している。

II 税理士会の所掌機関・国際関係事業の状況

国際関係事業に特化した専門の分掌機関（部・委員会）を設置している税理士会は6会（東京、関東信越、近畿、北海道、東北、沖縄）で、既存の部・税務研究所が所掌又は小委員会を設置している税理士会は5会（東京地方、名古屋、北陸、中国、九州北部）、その他の4会では所掌する分掌機関が特定されていなかった。

以下、各会の交流事業の概況を紹介する。

<東京会>

東京会国際部（構成員 14 名）は諸外国の税制、税務行政及び専門家制度等に関して調査研究し、関係機関及び税務専門家団体等と交流するため 1997 年 6 月に設置された。

諸外国の税務専門家団体との友好協定については下記の通り締結し、それに基づく交流活動を行っている。

- ① 1980 年 ドイツ・ケルン税理士会
- ② 1994 年 中国注册税務師協会
- ③ 1995 年 韓国・ソウル地方税務士会
- ④ 2013 年 台湾中華工商税務協会

1. ベトナム税制等視察の実施

2024 年 12 月 18 日から 12 月 21 日までの日程で、足達会長以下関係役員と国際部委員の総勢 17 名でベトナムを訪れ、ベトナム財務省及び税務総局を表敬訪問したほか、ベトナム財務省・ベトナム税務総局・ベトナム税理士会との合同協議会を開催し、大手会計事務所及び日本商工会議所の現地事務所等を訪問した。ベトナムは約 10 年ぶりの訪問となり、税理士制度の現況を調査するとともに、多くの日系企業が進出している実態を踏まえ、ベトナム進出時の留意事項・現地税制等についても調査した。

なお、本視察の結果については、会員向けの視察報告会の開催及び報告書の HP への掲載を通じて報告した。

2. 韓国・ソウル地方税務士会との定期交流

東京会では、ソウル地方税務士会との友好協定に基づき定期的に交流を行っている。

2023 年 11 月 1 日、ソウル地方税務士会林采洙（イム・チェス）会長はじめ、関係役員等 9 名が来日し、ヒルトン東京お台場で本会との協議が開催された。ソウル地方税務士会からは「東京税理士会の収益事業活動について」、本会からは「税理士業務における ICT の利活用について」をテーマとして、意見交換を行った。

2024 年は東京会が訪韓して交流をもつ予定となっていたものの、調整がつかず交流できなかったが、引き続き調整を行い 2025 年中の訪問を行うこととしている。

3. その他の交流

2024 年 7 月 1 日、千葉県税理士会との交流事業で来日したモンゴル税理士会のアルタンザヤ会長はじめ複数の関係役員が東京税理士会館を訪れ、交流を図った。

4. 研修会

東京会では会員及びその関与先の業務の国際化に資するため、国際税務に関する研修会を年 2 回程度開催している。

- ① 2023 年 4 月 10 日にシンガポール視察に係る報告会を兼ねた研修会（発表者：国際部委員）を東京税理士会館で開催した。シンガポール税制及び税理士制度について、現地で調査及び収集した情報を会員に提供した。

- ② 2024年度のベトナム税制等視察に先立ち、ベトナム税制及び税理士制度について事前学習し、より有意義な視察を実施するため、「ベトナム税制及び税理士制度について」をテーマとして2024年8月7日に国際部及び関連部署を対象とした事前勉強会を開催した。講師として谷中靖久氏（KPMG ハノイ事務所代表）及び角田長基氏（KPMG 税理士法人）を招き、ベトナム現地と東京税理士会館をウェブ会議システムで繋ぎ、ハイブリッド形式で実施した。

＜東京地方会＞

東京地方会では、総務部及び制度部が国際交流事業を所掌している。

韓国・中部地方税務士会とは1991年4月8日に、ドイツ・ハンブルグ税理士会とは、2000年8月31日にそれぞれ友好協定を締結している。

また、友好協定を結ぶには至っていないが、中華民国記帳及報税代理人公会全国連合会との交流を行っている。

1. 韓国・中部地方税務士会との交流

2024年9月10日に韓国・ソウルを訪問し、懇談会及び懇親会を行った。

2. 中華民国記帳及報税代理人公会全国連合会との交流

2021年11月10日に台湾・台北を訪問し、懇談会及び懇親会を行った。

3. ドイツ・ハンブルグ税理士会とは協定はあるが、近年交流は行っていない。

<千葉県会>

千葉県会では、2009年にモンゴル税理士会と友好協定を締結した。翌2010年には、モンゴルにおける税理士制度が国家資格として法制化されたが、税理士制度の歴史は浅く、申告納税制度とともにその定着に向け協力を続けている。2024年12月にはモンゴル税理士会設立20周年を迎え、記念式典の開催にあたり会長からお祝いのビデオメッセージを送った。

2023年6月及び2024年6月には、モンゴル税理士会の会員が2年続けて来会し、「税理士業務のデジタル化について」等の研修を行った。特に、2024年の来会の際には、6月25日開催の本会定期総会懇親会に参加し会員との懇親を深め、6月29日には「千葉商科大学総合研究センター 日本・モンゴル合同シンポジウム」に参加、7月1日には、太田日本税理士会連合会会長、足達東京税理士会会長を表敬訪問し、その後、新入会員歓迎会に参加し新入会員らと意見交換を行った。



写真 2-1 「税理士業務のデジタル化について」の研修会



写真 2-2 定期総会懇親会の様子

<関東信越会>

関東信越会では、2019年度から調査研究部内に国際小委員会を設置し、国際税務に関する情報提供等を行ってきた。2022年4月1日からは新たに国際税務特別委員会が発足し、現在7名の委員により活動を行っている。

主な活動は、会員に向けての国際税務に関する情報の提供（隔月）や国際税務についての勉強会の開催等である。

1. 国際税務に関する情報の提供

本会の支部長を通じて、メーリングリストを利用し会員に向けて国際税務特別委員会の委員執筆による「国際税務情報メールマガジン」を発信している。旧調査研究部国際小委員会を含めて現在までに発信を行ったメールマガジンは以下の通りである。

表 2-1 【配信メールマガジンのタイトル】

号数	タイトル
第1号～第16号は旧調査研究部国際小委員会からの情報提供	
第1号（2019年8月）	「英語による税務情報や海外進出に有益な情報」について
第2号（2019年10月）	「外国人アルバイトへの給与に係る条約」について

号数	タイトル
第3号 (2020年1月)	「非居住者又は外国法人に関する課税制度の概要」について
第4号 (2020年3月)	「本会マルチメディア研修」について
第5号 (2020年5月)	「外国籍の居住者が受け取るコロナ感染症関係の給付金について」について
第6号 (2020年7月)	～特典条項を有する租税条約に関する届出書提出時に添付する資料～「居住者証明書」について
第7号 (2020年9月)	シェアリング・ギグエコノミー下での課税に関する動向について
第8号 (2020年11月)	「外国籍の従業員の源泉徴収と年末調整」について
第9号 (2021年1月)	「長期海外勤務者（非居住者）の不動産所得及び譲渡所得の納税手続き」について
第10号 (2021年3月)	英・Uber 判決のご紹介～日本への示唆～
第11号 (2021年5月)	「クレジットカード利用金額所得控除」・「クレジットカードを活用した緊急災害支援金」～韓国の場合～
第12号 (2021年7月)	国税庁「国際戦略トータルプラン」に基づく取組状況のご紹介
第13号 (2021年9月)	その取引は、本当に輸出取引ですか？
第14号 (2021年11月)	「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する2つの柱についての合意 (Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax challenges Arising from the Digitalisation of the Economy)」の概要について
第15号 (2022年1月)	外国人永住者の確定申告について注意点等
第16号 (2022年3月)	居住者が国外企業から受ける対価に係る税務
以下、第1号～第6号は国際税務特別委員会からの情報提供	
第1号 (2022年5月)	OECD 諸国における相続税制について
第2号 (2022年7月)	外国籍学生アルバイト等従業員に対する源泉徴収の免税
第3号 (2022年10月)	移転価格税制のインデックス
第4号 (2022年12月)	海外勤務者の国内における税務
第5号 (2023年1月)	居住者（除く非永住者）の確定申告・非居住者の確定申告
第6号 (2023年3月)	移転価格税制における実務上の留意点
第7号 (2023年5月)	外国人（非永住者以外の居住者と非永住者）における所得税法上の税務
第8号 (2023年7月)	非居住者が受け取る公的年金等への課税について～租税条約を中心に～
第9号 (2023年9月)	恒久的施設（PE）に関する税務上の取扱い
第10号 (2023年11月)	株式関連報酬に係る裁判例と税制改正について
第11号 (2024年1月)	国外居住親族にかかる扶養控除の令和5年1月からの変更について
第12号 (2024年3月)	タックスコンプライアンス(Tax Compliance)とナッジ(Nudge)
第13号 (2024年7月)	外貨建取引及び外貨建債権債務に係る税務
第14号 (2024年11月)	世界の潮流の中のマネロン対策～令和6年4月からの税理士等の対応について～
第15号 (2024年11月)	外国人留学生のアルバイト代の源泉徴収について
第16号 (2025年1月)	【報道内容の検討】非居住者が行う内国法人の株式の譲渡への課税
第17号 (2025年3月)	非居住者の（日本勤務に係る）給与・退職金課税について

2. 国税局国際課税担当部署との意見交換会・勉強会の実施



写真 2-3 2023 年度 意見交換会・勉強会 開催風景

【2023 年度】

2023 年 12 月 6 日、関東信越国税局担当官を講師として国際税務に関する勉強会を開催した。当日は、国税局から課税第二部法人課税課の担当官が来会し、『国際源泉課税における誤りやすい事例等』について講演をいただいた。当勉強会には国際税務特別委員会委員が参加した。



写真 2-4 2024 年度 意見交換会・勉強会 開催風景

【2024 年度】

2024 年 11 月 27 日、関東信越国税局担当官を講師として国際税務に関する勉強会を開催した。当日は、国税局から田畑健隆総務部長が来会し、『租税条約における相互協議』について講演をいただいた。当勉強会には国際税務特別委員会委員が参加した。

3. 調査研究部が取りまとめる税制及び税務行政に関する意見書への国際課税分野に係る要望事項の提出

調査研究部が毎年取りまとめる税制及び税務行政に関する意見書に対し、国際税務の観点からの意見を提出した。

<近畿会>

近畿会国際部は、諸外国の税制、税理士制度等に関する情報を収集し、もって会員の業務の国際化、国際交流事業の企画実施及び友好親善を図るために、1999 年に設置された。現在は 11 人の部員で構成され、活動している。

主な活動は次のとおりである。

1. ホームページへの情報提供

諸外国の税制及び税理士制度並びに会員の国際的業務に関する情報等を収集し、ホームページへの掲載等により、その提供を行っている。

2. 諸外国との交流

(1) 韓国・釜山地方税務士会との定期交流

釜山地方税務士会との実質的な交流を深めるため、1991年に友好親善合意書を取り交わし、その後、2005年からは税制全般に対する相互情報を交換するため、学術討論会を開催している。更に、2017年度からは、当会の提案により、学術交流会と名称を変えて、両国の税制及び両会の制度や業務に関する様々な課題について、質問形式で意見交換を行い、引き続き学術的な交流を行っている。

①第19回学術交流会

2023年10月30日、近畿税理士会館において開催され、両国の税制について活発な情報・意見交換を行った(写真2-5)。

②第20回学術交流会

2024年10月9日、近畿税理士会館において開催され、両国の税制および女性税理士の増加と会務参画について、ディスカッションを通じて意見交換を行った。



写真2-5 第19回学術交流会

(2) ベトナム・ホーチミン市税理士会との交流

2024年2月5日から6日にかけて、ベトナムの税制および現地税理士法人の実務に関する情報収集並びにベトナム進出日系企業の動向や経済状況等の視察のため、ベトナム・ホーチミン市へ会長、担当副会長及び国際部構成員の計13人が訪問した。また、2025年2月22日には同会3周年記念式典が開催され、国際部長が出席し、講演および各参加国代表者らとのパネルディスカッションを行った。

(3) ドイツ連邦税理士会との交流

2024年9月10日に開催されたドイツ連邦税理士会と日本税理士会連合会が主催する意見交換会に副会長、専務理事及び国際部長の計3人が出席し、両国の税理士制度及び税制に関する情報交換を行った。また、意見交換会後に開催された懇親会においては、友好親善合意書を締結しているデュッセルドルフ税理士会会長をはじめ全21の税理士会会長と交流を行った。

(4) 社団法人台北市記帳士公会との交流

2025年2月24日に社団法人台北市記帳士公会と国立台北商業大学が共催した「台日税法フォーラム」において、会長および国際部長が講演を行った。また、講演会後に開催された懇親会において、同会役員と交流を深めた。

3. 在阪総領事館等との交流

在阪総領事館及び外国公館等が主催するセミナー、記念行事に出席している。また、近畿会の定期総会懇親会、新年賀詞交歓会に次の在阪総領事館及び外国公館等を招待し、交流を深めるとともに、終了後には当会国際部が懇談会を開催し、各団体の諸施策について、情報交換を行っている。

交流を行っている公館等は次のとおりである。

アメリカ合衆国総領事館、イギリス総領事館、イタリア共和国総領事館、インド総領事館、

インドネシア共和国総領事館、タイ王国総領事館、大韓民国総領事館、中華人民共和国総領事館、ドイツ連邦共和国総領事館、パナマ共和国総領事館、ベトナム社会主義共和国総領事館、インドネシア貿易振興センター、大韓貿易投資振興公社 (KOTRA) 大阪貿易館、タイ投資委員会大阪事務所、香港貿易発展局大阪事務所、大阪商工会議所・国際部、中小企業基盤整備機構近畿本部、日本貿易振興機構 (JETRO) 大阪本部・京都、近畿経済産業局、公益財団法人大阪国際交流センター、公益財団法人京都市国際交流協会、台北駐大阪経済文化弁事処、一般社団法人西日本中国企業連合会、在日米商工会議所、公益財団法人大阪産業局、公益財団法人とよなか国際交流協会 (順不同)

4. 在日外国人への税務相談

近畿の国際交流諸団体が主催する相談会に相談員を派遣し、在日外国人の税務相談に応じている。

(1) 外国人のためのカウンセリング・デイ

公益財団法人京都市国際交流協会主催の在住外国人を対象とした「外国人のためのカウンセリング・デイ」(年4回)に本会会員を派遣し、税務相談に応じている。

(2) 一日インフォメーションサービス

公益財団法人大阪国際交流センター主催の在阪外国人を対象とした「一日インフォメーションサービス」(年2回)に本会会員を派遣し、税務相談に応じている。



写真 2-6 「一日インフォメーションサービス」のチラシ (左:2023年、右:2024年)

5. 会員を対象とした研修会の実施

今日、経済のグローバル化が進み、企業は国際化をはじめとして様々な事業展開を進めている状況にある。税理士においても、企業が海外進出する際のメリット及び諸外国の特性等の情報収集を行い、適切な指導を行うことがますます求められている。このような状況に鑑み、年に2回、税務当局等の協力を得て、会員を対象としたセミナーを開催している。なお、2024年度においては、直近の1年で学術交流を行った国につき、成果報告の一環としてセミナーを開催し、国際部員が講師を務めた。

表 2-2 2023 年度及び 2024 年度の研修会実績

開催日	2023 年 12 月 20 日（ビデオ配信）
内 容	令和 5 年度国際課税関係の改正と海外取引調査の執行状況について <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外取引調査の執行状況と調査事例 ・ 令和 5 年度国際課税関係の改正について ～グローバル・ミニマム課税への対応～ ・ 源泉国際課税の概要について
講 師	大阪国税局調査第一部 国際調査管理課担当官、国際調査課担当官 大阪国税局課税第二部 法人課税課担当官
開催日	2024 年 1 月 12 日（ビデオ配信）
内 容	①「中堅企業にもある簡易な移転価格調査」 ②「海外取引に係る消費税ルールの概観とインボイス」
講 師	税理士 伴 忠彦 氏
開催日	2024 年 12 月 13 日（会場およびビデオ配信）
内 容	各国の税理士制度の特色と税理士に求められる役割
講 師	本会国際部員
開催日	2025 年 1 月 14 日（ビデオ配信）
内 容	・ 海外取引調査の執行状況と調査事例 ・ 令和 6 年度の主な国際課税関係の税制改正 ・ 法人税における外貨建て取引の取り扱い ・ 源泉国際課税の概要について
講 師	大阪国税局調査第一部 国際調査管理課担当官、国際調査課担当官 大阪国税局課税第一部 審理課担当官 大阪国税局課税第二部 法人課税課担当官

6. 外国の税務専門家団体との友好協定の状況について

（1）韓国・釜山地方税務士会との友好協定

○締結年月

1991 年 4 月

○経緯・内容

近畿会・西淀川支部長一行の韓国税制視察（1990年）を契機に、釜山地方税務士会との交流が始まり、以降、交流・友好関係を深めていくに際し、近畿会として対応することが望ましいことから、同会と友好協定を締結することとなった。内容は「相互理解、交流の促進、情報交換」である。

○協定等に基づく活動内容

協定締結後、学術交流会（年 1 回）を開催している。

（2）ドイツ・デュッセルドルフ税理士会との友好協定

○締結年月

1999 年 6 月

○経緯・内容

国際交流事業に積極的に対応していくため、他税理士会が友好協定を締結しているドイツの中

から、日系企業が一番多いデュッセルドルフ市にあるデュッセルドルフ税理士会と友好協定を結ぶこととなった（なお、同会との接触にあたり、ドイツの税制に詳しい立命館大学教授の協力を得た）。

○協定等に基づく活動内容

懇談会の開催等はなく、相互の定期総会開催時に訪問し、交流を深めた。なお、2024年より、クリスマスカードを送付している。

7. 外国語対応税理士紹介制度について

2021年4月1日から実施している当制度において、日本へ進出を予定している企業や日本に在住する外国の方等からの外国語で対応可能な税理士の紹介依頼に応じた（2023年度10件、2024年度14件）。

<北海道会>

北海道会では、道内における国際化等の状況に対応するため、2012年6月に国際委員会を設置し、国際交流事業活動を開始した。現在、国際委員会の構成員は14名である。

主な活動は、道内に居住している外国人向けセミナー・相談会及び国際税務に関する会員向け研修の実施並びに会員への情報提供等である。

1. 在日外国人向けセミナー及び相談会の開催

本会国際委員会は在日外国人を対象とした国際支援事業として次のセミナー及び相談会を毎年度実施している。

(1) 外国人のための確定申告セミナー・相談会

本会と（公財）札幌国際プラザの共催により行われる事業で、毎年2月の確定申告時に札幌市内にて、セミナーと2日間の個別相談会を実施している。

コロナ前は、セミナーを対面形式で行っていたが、コロナ後の2023年度及び2024年度は、Webでの開催となった。相談会に関しては、2023年度も2024年度もZoomを利用したWebと対面の両方を取り入れた相談会となった。

① セミナー

【2023年度】2024年2月17日（土）開催 参加者数17名 講師：フバチ涼子委員

【2024年度】2025年2月15日（土）開催 参加者数12名 講師：笹川朝子委員

② 相談会

【2023年度】2024年2月16・17日（金・土）開催 相談数14件 相談員数9名

【2024年度】2025年2月14・15日（金・土）開催 相談数16件 相談員数9名



写真 2-7 セミナー講師をするフバチ涼子委員（左）と笹川朝子委員（中央）、写真右：Zoom相談の様子



写真 2-8 「外国人のための確定申告セミナー&個別相談会」の案内 (左:2023 年度、右:2024 年度)

(2) 外国人のための無料専門家相談会・セミナー

(公財) 札幌国際プラザが主催する、弁護士・行政書士・税理士などの専門家による、在留資格・法律問題・税金など、生活の中で悩みを抱えている外国人のための無料専門家相談会の相談員やセミナー講師へ税理士を派遣している。

相談会は毎年偶数月の土曜日に年 6 回開催されており、2023 年度及び 2024 年度も実施され税理士を派遣した。

① 無料専門家相談会

- 【2023 年度】 全 6 回延べ相談数 29 件 延べ相談員数 12 名
- 【2024 年度】 全 6 回延べ相談数 24 件 延べ相談員数 14 名



写真 2-9 2024 年度無料専門家相談会の案内 (英語・日本語)

(3) 外国人のための平日相談会

(公社) 北海道国際交流・協力総合センター(HIECC)の機関である北海道外国人相談センターが主催する、外国人のための相談会へ税理士を派遣している。2023 年度と 2024 年度は下記日程で 6 月・11 月・1 月の「平日相談会」へ税理士を派遣した。

また、2023 年 10 月からインボイス制度が導入されることにより、HIECC の外国人相談員と在道外国人向けの「インボイス制度について」のセミナー依頼があり、講師を派遣した。

① 相談会

【2023 年度】

- 平日相談会：2023 年 6 月 7 日(水)・11 月 20 日(月)・2024 年 1 月 19 日(金) 札幌 全 3 回延べ相談数 8 件 延べ相談員数 3 名
- インボイス制度に係る外国人向けオンライン相談会：2023 年 9 月 11 日(月) 札幌 全 1 回延べ相談数 5 件 延べ相談員数 2 名

【2024年度】

平日相談会：2024年6月21日(金)・11月22日(金)・2025年1月24日(金) 札幌
全3回延べ相談数9件 延べ相談員数3名

② セミナー

【2023年度】

テーマ：「インボイス制度について」

講師：中田 浩貴 会員

2023年7月31日(月) 北海道外国人相談センター相談員研修会（対面形式）

2023年9月11日(月) インボイス制度に係る外国人向けオンラインセミナー（Web形式）

2. 会員向け「国際税務」研修会の開催

毎年、会員向けの国際税務に関する研修会を実施している。この研修会は国際交流事業の大きな柱となっている。例年、会場参加のみにより開催されてきたが、コロナ後の2023年度及び2024年度の研修会の受講は、会場参加のみと、会場参加とライブ配信の視聴とを併用したハイブリッド形式となり、ハイブリッド形式では札幌以外の会員の参加がより可能となった。研修後にはアンケート調査を行い次回の研修テーマ決定等に役立てているが、ハイブリッド形式では、ライブ配信で視聴する会員の意見・感想を聞くことが難しく、引き続き課題となっている。

【2023年度】

開催日	2023年7月31日(水) 13時30分～17時30分
場所	北海道税理士会館
講師	税理士 牧野 好孝 氏(東京税理士会所属)
テーマ	国際税務と租税条約
受講者数	37名(会場受講のみ)

開催日	2023年9月20日(水) 13時～17時15分
場所	札幌プリンスホテル国際館パミール
講師	弁護士 遠山 りえ 氏、税理士 江本 尚浩 氏(関東信越税理士会所属)
テーマ	国際相続に関する法律問題(遠山りえ弁護士) 国外財産がある場合の相続税・贈与税の注意点(江本尚浩税理士)
受講者数	91名(ライブ配信受講者を含む)

【2024年度】

開催日	2024年8月30日(金) 13時30分～16時30分
場所	北海道税理士会館
講師	税理士 牧野 好孝 氏(東京税理士会所属)
テーマ	国際税務と租税条約
受講者数	27名(会場受講のみ)

開催日	2024年11月13日(水) 午13時30分～17時00分
場 所	ニューオータニイン札幌
講 師	税理士 川田 剛 氏 (東京税理士会所属、日税連国際税務情報研究会委員)
テーマ	基礎と最近の動向
受講者数	80名(ライブ配信受講者を含む)



写真 2-10 講師の牧野好孝氏と研修会(左2枚)、講師の川田剛氏と研修会の様子(右2枚)

3. 外国人対応可能税理士名簿の作成

北海道内に居住等されている外国人に対して税務サービスを提供できる税理士名簿を作成し、毎年10月頃に更新を行っている。また、名簿を必要とする行政機関等に対して、その都度検討をしたうえで提供を行っている。

4. 北海道会報誌への国際委員会委員によるコラムの掲載

2ヶ月に一度くらいの頻度で、北海道会報誌へ国際委員会委員による国際税務に関するコラム記事「インターView」の掲載を行っている。

5. 国税局国際税務専門官等による国際税務に関する研修・セミナーの実施

札幌国税局の協力を得て国際税務専門官を講師に迎え、国際委員会委員を対象とした、国際税務に関する研修を実施した。またJETROのご協力により、海外展開支援や日本国内での活動等について委員向けのセミナーを実施した。

【2024年度】

開催日	2024年11月18日(月) 14時30分～16時
講 師	札幌国税局 課税部 課税総括課 国際税務専門官 春日 高志 氏 札幌国税局 課税部 法人課税課 国際税務専門官 赤松 哲陽 氏
テーマ	最近の国際税務の動向と留意事項 国際取引に係る税制改正等について

開催日	2024年11月18日(月) 16時15分～17時
講 師	日本貿易振興機構(JETRO) 地域統括センター長 相馬 巳貴子 氏
テーマ	ジェトロの海外展開支援について

6. 大学等での国際税務に関する租税講座の実施

本会の広報部が実施した大学等への寄付講座・租税講座で、国際課税について近藤勝美委員長が講義した。

【2023年度】北海道大学

開催日	2024年1月4日(木)・11日(木)
場 所	北海道大学
テーマ	国際課税1・2
受講者数	73名・125名

【2024年度】北海道大学

開催日	2024年12月26日(木)・2025年1月9日(木)
場 所	北海道大学
テーマ	国際課税1・2
受講者数	64名・87名

7. 北海道税理士会・英語版ホームページの更新



本会では、道内に居住する外国人の便宜に資するため、2016年に英文ページを開設し、必要に応じ更新しており、2024年度更新をした。同ページには、北海道会の概要、税理士という専門職業について、税理士の業務、税理士バッジの説明などを掲載している。

写真 2-11 北海道税理士会英語版ホームページ

<東北会>

東北税理士会 国際特別委員会は、2016年度までは調査研究部内に国際関係小委員会として設置されていたが、2017年7月に、独立した委員会として設置されることとなり、同時にその名称も変更した。

2023年度・2024年度の事業として、以下の活動を実施した。

<外国人向け無料税務相談>

1. メール相談

- ①日 時：2023年4月～2025年3月
- ②内 容：在日外国人に対する税務相談をメールで回答
- ③言 語：日本語及び英語
- ④相談員：当委員会委員で回答者と審理者を3ヶ月ごとの担当交代制で対応

2. 面談での相談

- ①日 時：2023年6月14日(水) 相談員 丸岡美穂委員長
2023年9月13日(水) 相談員 白田祐一委員長
2023年12月13日(水) 相談員 今野真輔委員
2024年3月27日(水) 相談員 齋藤翔太委員
2024年6月12日(水) 相談員 小山かほる委員
2024年9月11日(水) 相談員 菊池康弘委員

2024年12月11日(水) 相談員 白田祐一委員長

2025年3月19日(水) 相談員 今野真輔委員

②協力・場所：仙台市多文化共生センター

③内 容：仙台市在住の外国人に対する税務相談を対面で実施・事前予約制

④言 語：日本語・通訳が必要な場合は仙台市多文化共生センターに登録しているボランティアが協力

3. Webでの相談

①日 時：2025年1月31日(金) 相談員 白田祐一委員長、渡邊弘一副委員長、
今野真輔委員、菊池康弘委員、齋藤翔太委員

②場 所：東北税理士会館、秋田国際教養大学

③内 容：大学の外国籍教職員10名から事前に提出された質問内容(二重課税問題や海外投資ファンドの課税等について)の返答をZOOMで実施。

④言 語：仙台市多文化共生センターに登録している通訳者(女性)1名に参加していただき、相談者からの質問や相談員の返答について通訳してもらい、それぞれの相談に対応した。

<外国人のための合同専門相談会 in せんだい>

1. 面談での相談

①日 時：2023年12月10日(日) 相談員 白田祐一委員長

2024年11月17日(日) 相談員 白田祐一委員長

②場 所：仙台市中小企業活性化センター

③主 催：仙台出入国在留管理局

④参加団体：宮城労働局、仙台北法務局、仙台観光国際協会、仙台弁護士会、宮城県行政書士会、東北税理士会

⑤内 容：東北地方に住んでいる外国人や外国人を雇用している企業並びに今後雇用を考
えている企業を対象とし税務相談を対面で実施・事前予約制

⑥言 語：英語、中国語、ベトナム語、タガログ語

<会員向け国際税務セミナー>

1. 2023年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マルチメディア研修とした。

①配信期間：2023年12月22日(金)～2025年12月22日(月)(収録2023年10月23日)

②収録場所：東北税理士会館

③テーマ・講師：

「最近の税務調査の動向(国際税務の観点から)」

税理士 有安 寛次氏(東京税理士会)



写真 2-12 セミナー講師

2. 2023 年度：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マルチメディア研修とした。

①配信期間：2023 年 12 月 22 日（金）～2025 年 12 月 22 日（月）（収録：2023 年 10 月）

②収録場所：成蹊大学

③テーマ・講師：「教養としてのアメリカ連邦税法」

成蹊大学経営学部教授 伊藤 公哉氏

3. 2024 年度：ウイルス感染症拡大防止のため、マルチメディア研修とした。

①配信期間：2024 年 9 月 30 日（月）～2026 年 9 月 29 日（火）（収録：2024 年 9 月 24 日）

②収録場所：東北税理士会館

③テーマ・講師：「国際租税法への誘いー税務との架橋ー」

東北学院大学経営学部准教授 堀 治彦氏



写真 2-13 セミナーの様子（左）講師（右）

4. 2024 年度：ウイルス感染症拡大防止のため、マルチメディア研修とした。

①配信期間：2025 年 3 月 11 日（火）～2027 年 3 月 10 日（水）（収録：2025 年 2 月 12 日）

②収録場所：東北税理士会館

③テーマ・講師：「国際税務の実務について」

白田祐一委員長、渡邊弘一副委員長、今野真輔委員、小山かほる委員、
菊池康弘委員、齋藤翔太委員、西谷俊広委員



写真 2-14 セミナーの講師

<大学等での国際税務に関する講演>

1. 福島大学

福島大学の稲村健太郎准教授の協力で、租税法の授業の1コマを借りて講演。

(1) 2023年度

- ①日 時：2023年12月5日（火）
- ②場 所：福島大学 金谷川キャンパス
- ③テーマ・講師：「国際税務の実務について」 当委員会 渡邊弘一副委員長
- ④参加者：福島大学経済経営学類 学部生約6名

(2) 2024年度

- ①日 時：2024年11月5日（火）
- ②場 所：福島大学 金谷川キャンパス
- ③テーマ・講師：「国際税務の実務について」 当委員会 渡邊弘一副委員長
- ④参加者：福島大学経済経営学類 学部生約15名

2. 東北学院大学

東北学院大学経営学部への寄附講座「特別講義V 租税概論」の1コマにおいて講義。

(1) 2023年度

- ①日 時：2023年10月30日（月）
- ②場 所：東北学院大学
- ③テーマ・講師：「国際社会における税理士の役割」 当委員会 白田祐一委員長
- ④参加者：東北学院大学経営学部 3学年以上の学部生40名

<東北税理士会報への国際税務コラム掲載>

2017年10月より、東北税理士会報に、当委員会の委員が国際税務に関するトピックを分かりやすくコラムとして執筆、掲載。

2023年4月以降の内容と執筆者は以下の通り。

第54回	2023年5月	各国の個人所得税の申告期限	菊池康弘委員
第55回	2023年6月	アフターコロナにおける国際課税の潮流	渡邊弘一副委員長
第56回	2023年7月	退職後も引き続き海外在住する海外出向者に支給する退職金については、多額の還付申告が発生する可能性！～還付申告の提出をお忘れなく～	木戸哲哉委員
第57回	2023年8月	戦争と税金	西谷俊広委員
第58回	2023年9月	非居住者等への支払に対する源泉徴収	菊池康弘委員
第59回	2023年10月	英国の付加価値税とインボイス	渡邊弘一副委員長
第60回	2023年11月	IT先進国エストニアの税務申告と税理士業務の未来	齋藤翔太委員
第61回	2023年12月	第1の柱、第2の柱	白田祐一委員長
第62回	2024年2月	国外居住扶養親族に係る扶養控除等の書類の添付義務化から疑問に思うこと	小山かほる委員
第63回	2024年3月	リアルな国際税務～海外子会社の支援？	今野真輔委員
第64回	2024年5月	仮想空間の税制についてChatGPTに質問してみた	西谷俊広委員
第65回	2024年6月	国際税務の実務で目にする米国の税務書類	菊池康弘委員
第66回	2024年7月	定額減税と諸外国の給付つき税額控除制度	渡邊弘一副委員長

第 67 回	2024 年 8 月	アンドレス・イニエスタ選手の二重課税問題	齋藤翔太委員
第 68 回	2024 年 9 月	令和 6 年度税制改正「イノベーション税制ボックス」とは？	白田祐一委員長
第 69 回	2024 年 10 月	海外旅行の税金・諸費用について	小山かほる委員
第 70 回	2024 年 11 月	リアルな国際税務～免除証明書とは？	今野真輔委員
第 71 回	2024 年 12 月	ジョイントアカウントの課税関係	西谷俊広委員
第 72 回	2025 年 2 月	非永住者の送金課税について	菊池康弘委員
第 73 回	2025 年 3 月	BEPS プロジェクトとわが国税制の対応について	渡邊弘一副委員長

<国際税務に関する研究>

2020 年度より、国際税務に関する研究を実施。テーマは「アメリカの災害税制」を取り上げ、税目別に、研究に取り組んだ。2022 年 12 月に最新情報を織り込み、2023 年 3 月に成蹊大学伊藤公哉教授を講師に勉強会を開催し、勉強会の内容を踏まえたうえで研究の取りまとめを行った。11 月には、研究内容を伊藤公哉教授に評価、添削してもらい、完成したものを冊子にして本会会員へ配付した。



写真 2-15 研究冊子

2024 年 3 月から、テーマは「少子化対策、電子インボイスを含めた DX について」を取り上げ、少子化対策はアジアと欧米を、電子インボイスはアメリカ、韓国、EU を中心として研究に取り組んでいる。少子化対策については、2024 年 12 月に「日本の少子化・未婚化に関するアンケート調査」を会員へ実施し、アンケート結果を踏まえたうえでの取りまとめを行い、東北税理士会報へ研究結果を掲載する予定となっている。また、電子インボイスについては、取りまとめた研究結果を 2025 年 2 月発行の東北税理士会報へ掲載した。

<外国語に対応できる税理士のリスト作成>

2022 年より、当委員会で開催している外国人への無料相談に加え、有償で外国語対応できる税理士会員のリスト作成を実施した。

2023 年 10 月にリスト登載者と初めてのキックオフミーティングをハイブリット形式で行い、外国人からの相談に対する情報共有や今後の取り組み等について意見交換を行った。2024 年 9 月には対面による打合せ会議を行い、過去の外国人の相談事例の紹介や情報の共有方法、今後の運営について意見交換を行い、継続的に外国語対応可能な税理士の募集を行うこととした。

<関係士業との意見交換会>

1. 仙台弁護士会（国際委員会）

①日 時：2024年12月20日（金）

②場 所：東北税理士会館

③内 容：

本会では、外国人からの相談への取り組みと各委員が執筆した東北税理士会報掲載コラムの紹介を行った。弁護士会からは、国際相続並びに日本の裁判所手続きなど考えるべき事項や相談体制について説明があった。また、現在の取り組みや対応について質疑応答を行い、そのほか運営等についての意見交換を行った。

④参加者：弁護士会10名、税理士会8名

<名古屋会>

<ミュンヘン税理士会との交流>

1. 概要

名古屋会とミュンヘン税理士会は2001年10月29日に友好協定を締結してから2年ごとに相互訪問し、国際交流を続けている。2020年から2022年まで新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により毎年Web会議による意見交換会が行われ、相互訪問は延期されてきたが、2023年はミュンヘン税理士会が名古屋会を訪問し、2024年は名古屋会がミュンヘン税理士会を公式訪問した。

2. ミュンヘン税理士会来日（2023年10月10日～14日）

（1）ミュンヘン税理士会との意見交換会（10月11日～12日）

[10月11日]

① デジタル化について

- イ 電子インボイス導入と電子報告システム
- ロ 税務におけるデジタル化の現状
- ハ 税務行政のデジタル化とデジタルインボイス

② ドイツと日本におけるインボイス制度について

③ SDGsについて

- イ ドイツにおけるサステナビリティ -CO2のコントロールとSDGsに関連する責務-
- ロ 日本における環境関連税制

[10月12日]

① 税理士法・職業法について

- イ 第6次税理士法改正
- ロ 2022年8月1日付けドイツの職業法改正：職業の共同活動実施の新たな道の開拓へ

② 義務的開示制度について

- イ 2025年からのドイツにおける国内タックスプランニングモデルに関する開示義務
- ロ BEPS 行動計画 12 義務的開示制度

(2) 日税連公開研究討論会の壇上において意見交換 (2023年10月13日)

- ① 遺留分と配偶者居住権の日独比較
- ② ドイツにおける税理士の社会的地位

※ 詳細は「名古屋税理士界」(2023年12月10日号)に掲載している。

3. ミュンヘン税理士会公式訪問 (2024年9月11日～16日)

(1) 名古屋会から事前の資料及びビデオの提供

- ① 日本における納税者の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組について
- ② 税務行政のデジタル化とデジタルインボイスについて
- ③ 日本の税理士業務と税理士法人について：日本の税理士制度の成り立ちと課題

(2) 独日租税シンポジウム「グローバル経済と独日の租税法の対応」(9月12日)

(3) ミュンヘン税理士会との意見交換会 (9月12日)

- ① デジタル化における人工知能 — ドイツにおける AI 利用の現状 —
- ② 顧問税理士の独占業務と税理会社の第三者所有の禁止

(4) ECOVIS 税理会社訪問 (9月12日)

(5) バイエルン州財務局訪問 (9月13日)

- ① バイエルン州財務局のデジタル化に関する取組
- ② ドイツにおける TCMS (税務コンプライアンス管理システム)

(6) ドイツ連邦財政裁判所訪問 (9月13日)

※ 詳細は「名古屋税理士界」(2024年12月10日号)に掲載している。

4. ミュンヘン税理士会との意見交換会 (2025年1月28日に名古屋—ミュンヘン間で Web 会議を開催)

- テーマ：① 委任状データベース
② 税務顧問システム
③ 税務行政のデジタル化とデジタルインボイス

※ 詳細は「名古屋税理士界」(2025年3月10日号)に掲載している。



写真 2-16 ミュンヘン税理士会公式訪問



写真 2-17 第 48 回日税連公開研・ミュンヘン税理士会登壇

<外国人のための税理士による無料税務相談>

公益財団法人名古屋国際センターとの共催により、毎年、所得税の確定申告期に当会会員税理士3名が相談員となって、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語の逐次通訳を介した「セミナー&相談会」を無料で開催している。

<直近2年度の開催実績>

- ・2024年2月25日(土) 会場：名古屋国際センター
セミナー 13:30~15:00
相談会 15:00~16:30
- ・2025年2月22日(土) 会場：名古屋国際センター
セミナー 13:30~15:00
相談会 15:00~16:30



写真 2-18 外国人のための税理士による無料相談会

<東海会>

東海会では、国際交流事業を所掌する機関は設置しておらず、友好協定を締結して交流活動している海外の税理士会もない。

海外視察も2012年のドイツを最後に行っていない。

外国人向けの確定申告相談会等は外国人労働者が多く居住する豊橋と浜松で毎年開催している。

(1) 浜松西支部 外国人向け確定申告期税務相談会

令和6年・・・1月30日と2月5日

相談者数 82名 申告書受付件数 71件

令和7年・・・2月1日と2月8日

相談者数 74名 申告書受付件数 74件

(2) 豊橋支部 外国人のための確定申告無料相談会

令和6年・・・とよはし産業人材育成センター 2月4日と2月11日

豊川市勤労福祉会館 2月18日

蒲郡市役所 2月18日

相談者数 213名 申告書受付件数 262件

令和7年・・・とよはし産業人材育成センター 2月2日と2月9日

豊川市勤労福祉会館 2月16日

蒲郡市役所 2月16日

相談者数 221名 申告書受付件数 264件

＜北陸会＞

北陸会では、2013年に総務部内に国際交流小委員会が設置され、現在3名の委員が対応している。国際交流活動は、2009年に友好協定を締結した中国・大連市注冊税務師協会との交流が中心となっているが、2020-2023年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2024年度は能登半島地震のため、国際交流活動は実施されなかった。日韓友好税理士連盟には北陸会として加盟しており、2024年度に開催された30周年記念講演・第30回定期総会に参加している。

＜中国会＞

中国会では、総務部が国際交流事業を所掌している。

韓国・大邱地方税務士会とは1996年11月に友好協定を結び、交流を行っている。

2023年11月AOTCA東京会議の際、本会田中会長、海老澤前会長が立ち話ではあったが大邱側と2017年以来久しぶりに実際に会うことができた。その後、2023年12月15日、2024年12月11日と2回Web会議をし、交流をもった。

2023年の会議は、本会から田中会長、上原副会長、菅坂専務理事、菅川総務部長、井上総務部員（日税連国際部委員）の5名が参加した。韓国側はイ・ゼマン会長ほか計7名が参加した。本会からは2024年度からの訪問再開を提案したが、訪問再開は1年以上延期し、訪問がない年はWeb会議や書面での交流を行うことで合意した。

2024年の会議は、本会から田中会長、上原副会長、西・菅坂・小林各専務理事、菅川総務部長、黒住調査研究部長、若林総務部員の8名が参加した。韓国側はイ・ゼマン会長ほか計9名が参加した。まずは韓国から日本に対し、日本の税理士の収入源の一つである保険代理コンサルティングに関する業務について聞きたいとのことで、日本側から各種コンサルティング業務の概要等について説明した。次に日本から韓国に対しては、韓国における税務調査について黒住調査研究部長が質問し、説明を受けた。

2025年度は両会とも役員改選の年になるため訪問は見送り2026年に新体制のメンバーでの訪問を検討することで合意した。

訪問での交流はまだできていないがWeb会議での交流を続けることで両会の関係を維持している。

<四国会>

光州地方税務士会との国際交流懇談会における過年度議題等

第23回

令和6年10月7日（於 韓国）光州17名・四国7名
（光州）1. 実質課税原則の有無とその適用範囲・制限部分について
（四国）2. 適格請求書発行方式（いわゆるインボイス制度）について



写真 2-19 光州地方税務士会との交流

第22回

平成30年11月1日（於 高知：ザ クラウンパレス新阪急高知）光州9名・四国13名
（光州）1. 国外転出時譲渡所得税課税特例制度について
（四国）2. 事業承継の税制と現状について

第21回

平成29年11月27日（於 韓国）光州21名・四国7名
（光州）1. 日本の請託禁止法による税理士業界に及ぼす影響について
（四国）2. 税務調査の種類と調査に対する税理士の対応について

第20回

平成28年11月16日（於 徳島：ホテルクレメント徳島）光州8名・四国12名
（光州・四国）1. 消費税（付加価値税）の現状とその問題点について

第19回

平成27年11月9日（於 韓国）光州 名・四国7名
（光州）1. 個人企業と法人企業における企業主の税金納付後の可処分所得の差について
（四国）2. 社会保障・税番号制度について

第18回

平成26年11月12日（於 松山：松山全日空ホテル）光州8名・四国11名
（光州・四国）1. 税理士の懲戒処分について

第17回

平成25年11月14日（於 韓国）光州 名・四国6名
（四国）1. 勤務税理士の実態及びその業務範囲等について
（光州）2. 現行所得税体系内で所得控除及び税額控除が納税者間（高所得者、低所得者）税負担の大きさに及ぼす影響について

第16回

平成24年11月14日（於 高知：高知新阪急ホテル）光州6名・四国13名
（光州）1. 医療シルバー産業における税制支援の内容とその現状について
（四国）2. F T A参加の現状と税理士制度に及ぼす問題点等について
（四国）3. 公認会計士との業際問題について

第15回

平成23年11月14日（於 韓国）光州18名・四国6名

（四国）1．税理士の懲戒処分について

（光州）1．税理士事務所の人格（個人、法人）形態の現況及び業務内容について

（光州）2．税理士制度に対する対一般（学校、私企業等）教育、広報の内容及び現況について

第14回

平成22年10月29日（於 喜代美山荘）光州5名・四国15名

（光州）1．地方自治体の予算、監査に関する税理士（会）の役割について

（四国）1．税理士の周辺業務（一般的な税理士が本来の税理士業務以外に携わっている業務）について

（四国）2．税理士会総会の運営状況等について

第13回

平成21年11月2日（於 韓国）光州13名・四国4名

（四国）1．電子申告制度の現況と普及のための施策について

（四国）2．税務士会（税理士会）における情報システムの活用状況について

（光州）3．所得税法上の人的控除と特別控除制度について

第12回

平成20年10月17日（於 鳴門：グランドエクシブ鳴門）光州7名・四国11名

（共通）1．研修制度について

<所要経費>

第11回

平成19年11月12日（於 韓国）光州？名・四国5名

（光州）1．税務上義務不履行による加算税規定に対して

（光州）2．地方税理士会の独立と日本税理士会連合会体制の運営とその長短所について

（四国）3．国税当局が行う納税者に対する税務相談の現況等について

（四国）4．税理士会が行う会員相談の実施状況等について

第10回

平成18年11月8日（於 松山：東京第一ホテル松山）光州6名・四国11名

（四国）1．納税者に対する税務支援対策について

（四国）2．友好協定の継続について

（光州）3．補佐人制度及び会計参与制度について

第9回

平成17年11月3日（於 韓国）光州10名・四国4名

（光州）1．簡便納税制度について

（光州）2．青色申告制度について

（四国）3．会計参与制度について

第8回

平成16年10月4日（於 高松：ロイヤルパークホテル高松）光州5名・四国9名

（共通）1．中小会社会計基準の作成と活用について

（共通）2．税理士法に定めのない公益的業務への対応について

①地方公共団体外部監査制度

- ②成年後見制度
- ③特定調停制度（民事調停委員）

第7回

平成15年10月23日（於 韓国）光州？名・四国4名

- （光州） 1. 標準所得率・基準経費率制度について
- （四国） 2. 新書面添付制度について
- （四国） 3. 電子申告制度について

第6回

平成14年10月22日（於 高知：ホテル日航高知旭ロイヤル）光州5名・四国11名

- （共通） 1. 税理士法（税務士法）改正後の当面の諸問題について
 - ①報酬規定の廃止
 - ②研修制度の拡充
 - ③広告の自由化
- （共通） 2. 税制改正等の建議活動について

第5回

平成13年10月31日（於 韓国）韓国1名・光州20名・四国4名

- （共通） 1. 税務訴訟において税理士が補佐人となる制度の創設について
- （共通） 2. 意見聴取制度の拡充について
- （共通） 3. 税理士法人制度の創設について
- （共通） 4. 業務報酬規定の廃止（会則記載事項から削除）に伴う報酬のガイドライン等について

第4回

平成12年10月3日（於 松山：大和屋本店）光州5名・四国12名

- （共通） 1. 業界の歴史と現状と将来
- （共通） 2. 四国税理士会の組織機構
- （共通） 3. 会活動の活性化策
- （共通） 4. 税理士のビジョン

第3回

平成11年10月26日（於 韓国）韓国1名・光州17名・四国4名

- （光州）
 - 1. 土地・建物の譲渡により発生する資産利得に対する課税について
- （四国）
 - 1. 税務当局と税務士会との相互信頼、協調関係を維持発展させるために実施している施策について
 - 2. 韓国における公的資格制度の規制緩和の動向と税務士会の対応について

第2回

平成10年8月11日（於 高松：四国税理士会館）光州6名・四国10名

- （光州）
 - 1. 租税不服請求について
 - 2. 税務当局の税務代理人に対する管理、監督権の有無と管理監督の方法について
 - 3. 政府や税理士団体等の納税者に対する納税意識を高める方式について
 - 4. 日本の弁護士、公認会計士、税理士等の諸資格士に対し賦課している税金の税目について

(四国)

1. 納税者権利憲章を保障するための具体的施策について
2. 会員に対する研修制度とその実施状況について
3. 税務士の社会的貢献制度について

第1回

平成9年10月14日（於 韓国）韓国1名・光州19名・四国4名

(光州)

1. 日本の税理士制度について
 - ① 税理士の租税訴訟代理権を制度化するため推進している方法と過程について
 - ② 税理士業務の受任種類及び方法について
 - ③ 税理士会員相互間及び他資格者との受任競争行為の実態とそれに関連する倫理規定について
 - ④ 公認会計士の税理士業務執行について
2. 日本の税務行政について
 - ① 税務調査の実態について
 - ② 課税に対する納税者の不服請求制度について

(四国)

1. 韓国の税務士制度について
 - ① 税務士の使命について
 - ② 税務士の資格試験（資格付与）制度について
 - ③ 税務士業務の法人化・共同化について
 - ④ 会員の研修教育制度について
 - ⑤ 倫理規定と綱紀違反に対する処分について
2. 韓国の税務行政について
 - ① 税務行政の基本的な運営方針について
 - ② 納税者の権利保障について

<九州北部会>

九州北部税理士会では、国際部の設置がなく総務部内に設置されている国際交流委員会が国際交流事業を所掌しており、現在は総務部員全員が総務部の事務を兼ねて国際交流事務を担当している。

当会の国際交流事業は、現在、ドイツ・ニュルンベルク税理士会と韓国・仁川地方税務士会の2か所の税理士会と交流しており、ニュルンベルク税理士会とは1989年7月に友好協定を締結、仁川地方税務士会とは1994年4月に仁川税務士会の分離前である京仁地方税務士会と友好協定を締結して定期的に交流活動を行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなったことにより2023年、2024年には、両会との交流活動を活発に行った。

1. ニュルンベルク税理士会との交流

当会では、ニュルンベルク税理士会とは2年に一度交互に訪問することで交流活動をしてきた。2020年来延期となっていたニュルンベルク税理士会の訪問は3泊4日の日程で2023年11月に行われ、メナート会長他10名の会員と2名のオブザーバーの来訪があった。

協議会においては、ニュルンベルク税理士会から事前に提出されていた以下の事項について意見交換を行った。

(1) ドイツ国内およびEU域内の国境を超えた電子請求及び届出システムの義務化

(2) 税理士プラットフォームの構築

当会からは丸山会長以下30名が参加して協議内容について相互に活発な質疑応答と意見交換を行い有意義な協議会となった。

その後、懇親会を実施し、翌日以降は観光等で交流をより一層深めて2年後の当会からの訪問を約束して交流会は終了した。

なお、2024年中は事務連絡のみで交流活動は実施していない。



写真 2-20 ニュルンベルク税理士会との協議会

2. 仁川地方税務士会との交流

当会は、仁川地方税務士会とも2年に一度交互に訪問することで交流活動をしており、仁川地方税務士会からの来訪の要請は2023年となっていた。しかし、当会の都合で来訪は2024年に延期され、2023年中は事務連絡のみで交流活動は実施していなかった。

2023年に延期となっていた仁川地方税務士会からの訪問は2024年11月に行われ、金会長以下17名の会員の来訪があり協議会を実施した。

協議会においては仁川地方税務士会から事前に提出されていた以下の事項について意見交換を行った。

(1) 暗号資産に関する課税問題

(2) 税理士資格のない者等の税務代理行為の存在とその対応策

当会からは丸山会長以下30名が参加して協議内容について相互に活発な質疑応答と意見交換を行い有意義な協議会となった。

その後、懇親会を実施して交流をより一層深めて2年後の当会からの訪問を約束して交流会は終了した。



写真 2-21 仁川地方税務士会との協議会

<南九州会>

韓国・大田地方税務士会と南九州税理士会の懇談会

2023 年開催概要

2023 年 11 月 24 日、宮崎市のフェニックス・シーガイア・リゾートで 5 年ぶりに開催された。懇談会には大田地方税務士会から会長を含む 15 名、南九州税理士会から会長を含む 13 名が参加



写真 2-23 2023 年懇談会

し、下記の議題について意見交換を行った。

【大田税務士会からの質問】

- ・雇用を増大させた企業税額控除について
- ・日本における税理士資格の位置について

【南九州税理士会からの質問】

- ・税理士業務におけるデジタル技術の活用について
- ・税理士試験受験者数について

2024 年開催概要

2024 年 11 月 18 日、韓国大田市の大田ホテル ICC にて開催された。懇談会には、大田地方税務士会から会長を含む 13 名、南九州税理士会から会長を含む 9 名が参加し、下記の議題について意見交換を行った。

【大田税務士会からの質問】

- ・日本の税法上の加算税について
- ・相続税について

【南九州税理士会からの質問】

- ・韓国の税務士会組織について
- ・税務訴訟（課税処分）における税理士の役割について



写真 2-24 2024 年懇談会

<沖縄会>

1. 台湾の税理士会との交流事業

沖縄会と社団法人台北市記帳及報税代理業務人公會とは 2012 年 11 月に友好協定を締結し、以後、当団体と沖縄税理士会との相互の訪問交流事業を行っていたが、2019 年度以降当団体との交流事業は中断している。

また、友好協定の締結はしていないが、2017 年及び 2018 年に沖縄税理士会国際委員が社団法人台北市記帳士公會を訪問したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2019 年以降同会との交流事業も中断している。

なお、社団法人台北市記帳士公會が 2025 年 7 月に沖縄税理士会を訪問する計画があることから、今後はその対応に向けて取り組むこととしている。

2. 在日外国人向け説明会の開催

令和6年8月29日に在沖外国人保育士(32人)に対し、源泉所得税や定額減税制度についての説明会を行った。

ほとんどの外国人保育士が外国に居住する親族に送金しているが、令和5年度税制改正により、非居住者である親族について扶養控除の適用を受ける場合、その親族に係る「38万円送金書類」等が必要になることから、これらの要件等について解説した。



写真 2-25 外国人向け説明会

3. 沖縄税理士会報への AOTCA 会議についての記事の掲載

(1) 2024年2月 AOTCA 東京会議 執筆者：田嶋さち子

(2) 2025年2月(掲載予定) AOTCA 杭州会議 執筆者：新垣真秀



写真 2-26 会報誌

Ⅲ 外国の専門家団体との協定の締結状況

税理士会においても、諸外国の税務専門家団体と数多くの協定が締結されている。その多くは、税務専門家制度が確立されているドイツの税理士会及び韓国の地方税務士会との協定である。2025年3月末現在の状況は表2-3、2-4、2-5のとおりである。

表 2-3 ドイツの税理士会との締結状況

日本側	ドイツ側	締結年月
東京税理士会	ケルン税理士会	1980年9月
東京地方税理士会	ハンブルク税理士会	2000年8月
近畿税理士会	デュッセルドルフ税理士会	1999年6月
名古屋税理士会	ミュンヘン税理士会	2001年10月
九州北部税理士会	ニュルンベルク税理士会	1989年7月

表 2-4 韓国の地方税務士会との締結状況

日本側	韓国側	締結年月
東京税理士会	ソウル地方税務士会	1995年9月
東京地方税理士会	中部地方税務士会	1991年4月
近畿税理士会	釜山地方税務士会	1991年4月
中国税理士会	大邱地方税務士会	1996年11月
四国税理士会	光州地方税務士会	1997年2月
九州北部税理士会	旧京仁地方税務士会（中部地方税務士会）*1 *2 破棄	1994年4月
南九州税理士会	大田地方税務士会	1995年10月
九州北部税理士会	仁川地方税務士会*2	2019年11月

*1 1999年9月、京仁地方税務士会は中部地方税務士会に吸収された。

*2 中部地方税務士会と仁川地方税務士会とに分離

表 2-5 その他の国・地域の税務専門家団体との締結状況

日本側	締結国側	締結年月
東京税理士会	旧中国税務諮詢協会（現中国注册税务师協会）*	1994年9月
東京税理士会	中国・北京市注册税务师協会	2004年9月
東京税理士会	台湾中華工商税務協会	2013年4月
千葉県税理士会	モンゴル税理士会	2009年7月
北陸税理士会	中国・大連注册税务师協会	2009年5月
沖縄税理士会	台湾・台北市記帳及報税代理人公会	2012年10月

* 2003年に中国税務諮詢協会は中国注册税务师協会に名称変更し、2004年に両会間にて確認書を締結した。

第Ⅲ部

ドイツ連邦税理士会表敬訪問 概要報告

太田直樹会長をはじめとする日税連国際部関係役員6名は、ドイツ連邦税理士会会長の招待を受け、2024年9月5日から12日まで、同会への表敬訪問、単位税理士会役員との交流並びに関係各所の視察のため、ドイツ連邦共和国ミュンヘン及びベルリンを訪問した。

ミュンヘンにおける視察先は、ドイツ連邦財政裁判所、現地税理士法人、ベルリンにおける訪問先はドイツ連邦税理士会、連邦議会、在ベルリン日本国大使館である。

今回の訪独の目的は、ドイツ連邦税理士会との交流はもとより、国際税務情報研究会に対する令和6年度諮問テーマ「ドイツ事業承継税制等に焦点を当てたベンチマーキング研究について」に関する情報収集を現地において行うことであり、各視察訪問先に対して事前に質問事項を提示することで、より効率的かつ効果的な情報収集を図るよう努めた。

視察訪問先への質問事項は、国際税務情報研究会専門委員会を中心に、ドイツの税理士制度や、中小企業の実態、相続・事業承継税制（税理士の事務内容や関連訴訟の状況を含む）の現状等に関する内容を取りまとめた。各視察訪問先における質疑応答の概要は次のとおり。

《1》ドイツ連邦財政裁判所 (Bundesfinanzhof)

2024年9月6日（金）午前

ドイツ連邦財政裁判所では、ドイツの租税争訟に関する流れ、租税裁判所の概要（地方・連邦それぞれの現状）、事業承継税制に関する訴訟について、調査した。

- 税務当局による更正決定後の流れ
- 地方財政裁判所と連邦財政裁判所の現状
- 事業承継税制に関する訴訟の現状と問題点

ドイツ連邦財政裁判所は、税に関する行政行為に対する異議申し立てを扱う二審制の裁判所であり、税務に関する重要な判決を下す役割を担っている。

連邦財政裁判所は、11の部に分かれ、各部に5～6人の判事が所属しており、第一審の財政裁判所からの上告を取り扱う。判決は合議制で行われ、多数決に基づき決定し、判事全員がその内容に最終的に署名する。日本の裁判と異なるのは、判決に基づく少数意見は記載されない。

ドイツでは、納税者個人が訴訟を起こすことはできず、税理士や弁護士が訴訟代理人としての役割を果たすことができるが、法人の場合も同様であり、弁護士資格を持つ税理士が多い。一方、税務当局は弁護士等を立

てる必要はないが、行政側を代表し司法教育を受けた資格者という条件がある。

連邦財政裁判所の勝訴率は約 40%、これは連邦財政裁判所に上告された訴え全てに対するものであり、納税者及び行政の双方を含む勝率であるが、多くは納税者側からの訴えであり、上告の救済率は 49%（一部認容を含む）に達している。また、上告否認抗告の救済率は 14%と低く、第一審の解釈誤り等を理由とするものは提起率自体が低いといえる。

応対者： マインハルト・ウィットワー副所長 (Mr. Meinhard Wittwer)
ベルト・フュッセンニヒ裁判官 (Mr. Bert Füssenich)
陪席者： アンドレス・バエズ・モレノ氏 (Prof. Dr. Andres Baez Moreno)

この訪問をアレンジしていただいたアンドレス・バエズ・モレノ氏 (Prof. Dr. Andres Baez Moreno) の陪席のもと、マインハルト・ウィットワー副所長 (Mr. Meinhard Wittwer) 及びベルト・フュッセンニヒ裁判官 (Mr. Bert Füssenich) との質疑応答が行われ、フュッセンニヒ裁判官による連邦財政裁判所館内を見学した。

《マインハルト・ウィットワー氏による説明》

こんにちは、マインハルト・ウィットワーです。こちらはフュッセンニヒさんで、第 2 部の裁判官をしており、担当分野は相続税及び土地税で、土地税¹は今ドイツでホットな話題になっています。

本日はフュッセンニヒ裁判官が直接の担当となって話を伺い、建物の中の見学をご案内させていただきます。私は挨拶の後、他の業務があるので失礼させていただきます。

私はマインハルト・ウィットワーと申します。連邦財政裁判所の副所長をしています。連邦財政裁判所の所長と副所長はともに現場を担当しており、私は第 6 部の裁判長をしています。第 6 部は基本年金、労働者や被雇用者の労働全般を担当するところであり、賃金税、雇用者が包括課税となるもの、そして農業及び林業も担当しています。

皆様はインターネットなどを通じて連邦財政裁判所の情報をかなりお持ちであると思いますが、まず簡単に当裁判所を紹介いたします。

当ドイツには連邦裁判所と呼ばれるものが 5 つあります。そのうちの 3 つがいわゆる公法についての裁判所として連邦行政裁判所、連邦社会裁判所、そして連邦財政裁判所です。

財政裁判所は二審制であり、財政裁判所 (Finanzgericht) が第一審、次にこの連邦財政裁判所 (Bundesfinanzhof) が担当することになります。二審制の理由として立法者が考えたのが、裁判に至るまでの行政手続きがいろいろあるので、このプロセスの中で諸々解決できるであろう、そこで裁判になった際には二審制で大丈夫だろうと考えたことが背景にあります。というわけで、財政裁判は基本的には税に対する行政行為、行政手続き、例えば所得確定に対して納税者が異議を唱えることであり、実際には関税や消費税も対象となってきます。

財政裁判所は他の裁判所のユニットと比べるとかなり小さい規模となっております。ドイツには 16 の州が

¹ 地方自治体 (市町村) の税金の一つである「不動産税 (Grundsteuer)」のことと思われます。不動産税は 2018 年 4 月 10 日付で憲法違反との判決がだされ (基本法第 3 条第 1 項の一般的平等原則に抵触)、2019 年の不動産税改革法が制定されました。これは連邦全体で共通の評価方法を定めるとともに、個別の連邦州が独自の不動産税法を決議して、独自の評価方法を採用するというオープン条項を定めるもので、2025 年 1 月 1 日の施行を準備しているとされています (池田良一 (2023) 「ドイツと EU における財務裁判」 282 頁～305 頁)。

あり、各州には基本的に1つの財政裁判所がありますが、大きな州では3つ、このバイエルン州には2つ財政裁判所があります。そして、この財政裁判所と連邦財政裁判所の二審制で完結し、その上には裁判所はないこととなりますが、唯一認められるのが連邦憲法裁判所で、連邦憲法裁判所に行く場合には憲法違反であるということがなければ認められません。連邦憲法裁判所では実態に関する話というより、憲法に照らし合わせてどうなのかということを検討します。

それでは、どのようにして連邦財政裁判所までに案件が上がってくるのかということですが、財政裁判所が判決 (Urteil) を下した後、何らかの形で異議が上がってきてそれに対して上告 (Revisionsverfahren) を財政裁判所が認めた場合に、案件は我々に上がってきます。通常、財政裁判所が認めなければ上がってこないこととなります。ですので、いろいろな手続きがあって、その提訴を認めるか認めないかについて様々なルールがありますが、いったん上告が認められるとなった場合に、我々はそれに対処する義務があります。財政裁判所では上告を認めないという場合、つまり納税者から連邦財政裁判所に対して上告を認めるように上告できます。実際には財政裁判所に訴えて駄目だとなったときに、直接納税者から連邦財政裁判所に上告されます。もちろん 税務署からの上告もあります。裁判の場合、我々は合議体で決定を下すこととなり、いわゆる裁定 (Gerichtsbescheid) は判事が3名、判決は5名で合議体を結成します。納税者個人としては訴えを起こすことはできず、訴訟代理人を立てる必要があります、訴訟代理人は弁護士あるいは税理士です。それから税務当局は弁護士等を立てる必要はありませんが、行政側を代表していわゆる司法教育を受けた有資格者でなければいけないという条件がついています。この連邦財政裁判所の構成ですが、部が11あり、それぞれの部には5人の判事、部によっては6人の判事が属しており、そのうちの1人が裁判長、残りの4人は裁判官となります。判決の下し方ですが、判決の場合には最終判決の原案が作成され、それが稟議のように裁判官の中をめぐって、それぞれが署名することで判決となります。判決は上訴という形で上がってきて、口頭弁論を経て判決として決まるケースですが、その場合にはこの5人が判決するので、最終的に判決書に全員がサインすることとなります。それから、実際の手続きですが、すべてデジタル化になっており、訴訟に関する文書のやりとりは、訴訟代理人、税務行政ともにすべてデジタルにて文書のやりとりを行っており、デジタルでなければ認められていません。時間がかかりましたが、ドイツでもようやく2年前からデジタル文書になりました。

1. 質疑応答²

質問	回答
<p>判決は合議制か、多数決か。 多数決の場合には、過半数が賛成又は反対となった場合、少数の2名も多数の方に署名するのか。</p>	<p>多数決であり、3名が賛成すれば決定します。多数決で決定するので、全員が多数決によった内容の判決に署名します。これは無記名によるので特定の裁判官の賛否が明らかになるものではありませんし、連邦憲法裁判所とは異なり、最終的な各判事の判断についての講評もありません。結果のみです。日本では少数ご意見の記載があるようですが、他のご意見があったということは判決の中に記載されることはありますが、合議体の中で誰が言ったとかは記載せず、例えば、他の文献ではこのような指摘がある、他の裁判所ではこのような判決があるとかの形で、自分たちの下した判決とは異なったご意見もあるということを記載することはあります。もちろんそれは判決に至るまでにこういったご意見もあるということを開示するわけです。</p>

² 回答は1つにまとめてありますが、実際には1つの質問に対してお2人が交互に又は同時に回答して頂いています。

質問	回答
<p>弁護士又は税理士が訴訟代理人になるが、法人の場合も同様か。弁護士、税理士どちらの方が訴訟代理人を務める場合が多いか。</p>	<p>法人も訴訟代理人を立てます。訴訟代理人は、弁護士であって税理士である代理人もいるので、何とも言えません。手続きの内容にもよるのではないのでしょうか。賃金所得の場合には、税理士が代理人になるケースが多いかと思えます。法人税の場合には、弁護士資格も有する税理士の方が多いのかなと思います。</p>
<p>税務署側からの上告の場合、税務署側での有資格者とはどのような人か。税務署勤務の職員の中に弁護士資格や税理士資格をもった職員がいるのか、特定の試験をクリアした職員なのか。その場合には訴訟代理人として別報酬はあるのか。</p>	<p>実際に税務署に勤務している職員で弁護士資格を有する職員が多くの場合、訴訟代理人となります。ドイツでは各税務署に少なくとも1人はそうした弁護士資格を有する職員を配置しています。日本では税務職員は公務員であるとのことですが、ドイツでも職員であり、そうした資格を有する職員です。16州のうちのラインラント・ファルツ州では、訴訟代理人の集中化を図っており、集中化といっても2人～3人ですが、行政側の公務員である職員が行政側の代表を引き受けることとしています。別途報酬がでることはありません。</p>
<p>日本では、多くの訴訟で弁護士が法廷に立つが税務的判断は難しく、税理士は訴訟代理人になれず、補佐人となる。ドイツでは、訴訟代理人となる弁護士は税務分野において特別な能力を身につけているのか、すべての弁護士がそのような能力を具備しているのか。そうであれば、財政裁判所で活躍する人は専門的知識をもつ弁護士あるいは事務所に専門的なスタッフを抱えた弁護士となるのか。</p>	<p>ドイツの場合には税理士であって弁護士である人も多々いますし、少なくとも大きな弁護士法人・税理士法人になりますと、弁護士がいろいろとサポートをしたり、あるいは実際には税理士と一緒にチームとして対応したりします。ですので、弁護士の資格のみでやってくる場合には、かなり深い知識をもっている。ドイツでは専門弁護士という肩書をもっている専門職がいて、例えば弁護士の資格を取得した後、租税法に関する専門弁護士という肩書をもった人がいます。彼らは弁護士の資格を取得した後、租税法の専門的教育を受けて専門弁護士という肩書もちます。専門的な知識をもった弁護士あるいは事務所に専門的なスタッフを抱えた弁護士ということになります。基本的にはドイツの裁判制度は国民又は市民を救済する立場から運営されており、外部の弁護士や専門家が事実関係を究明し、第一審の判事は自らが事実関係を判明することが義務付けられており、基本的には国民を救済するというスタンスから事実を究明することとなります。ですので、弁護士についても専門的知識が少ない弁護士は少ないです。</p>
<p>勝率はどれくらいか。</p>	<p>連邦財政裁判所では約40%の勝訴率です。「勝訴」というのは、訴え側が勝訴する、つまり連邦財政裁判所に上がってきた訴え全部に対するものであり、行政側から上がってくるもの、納税側から上がっているものの合計ですが、多数は納税者側から上がってくるもので、判決が下るという意味です。「上告否認抗告 (Nichtzulassungsbeschwerde)」は、第一審から上がってきたものに対して我々が上告として認めるものか認めないかという制度的なもので、勝訴率は低いです。財政裁判所での勝訴率が高いからといって第一審の方が良くないということではなくて、ほとんどのケースは一審で確定するものであり、非常に低い確率で「解釈が違うであろう」ということで上がってくる。ですので、三審制でなく二審制で充分です。私自身が自治体の行政裁判所に勤務していたことがありますが、そこから比べると財政裁判制度は全く別物くらいに組織されてよく機能しています。</p>

質問	回答
	<p>日本は申告納税制度、ドイツは賦課課税制度です。税務署が税額を決定、それに対して不服の場合には裁判にかけるという形になります。日本は申告納税制度であり、本人がいくらである、自らが納税金額を申告する、それに対して調査をする権限が税務署にあって、それに対して納税者が不服の場合、多くは国税不服審判所という、行政側の一組織である税務署側に訴えるわけで、公平性には常に問題がありますが、構成メンバーに税理士・弁護士等も入ります。公平性の観点から組織的に違うと感じます。</p> <p>(不服審判所は裁判所ではないのですか?→) 納税者が申告をして、税務署側が納得しないのであれば、更正なり決定を打ってくる。それに対しての国税不服審判所であるので、もし裁判を起こしたいというのであれば、それは日本での「裁判」なので全く違うルートです。その意味では、こちらでの財政裁判所というものは、日本にはありません。</p>
	<p>納税者が自分で申告する、まずは納税者が自分で申告するというのはこちらと同じですが、決定されたことに対して異議を唱えることもできれば、税務署側も申告されたことに対しては税務調査をすることもできます。</p>
<p>ドイツでは異議申立件数が非常に多い。その理由について、納税者が提出した書類について税務署が決定する際に事務処理ミスが多いこと³、無申告者が多いことから税務署が決定した税額について無申告納税者が異議申し立てをする場合の件数が含まれる⁴との記事がありますが、いかがか。</p>	<p>事務処理ミスは、何百万件という納税者からの申告を処理するので、数値の書き間違いが起こることは否定しませんが、税務署でも直ちに訂正しますので、連邦財政裁判所レベルで異議として上がってくることはありません。無申告者が多いとのことですが、どちらの国でもいます、いますが連邦財政裁判所にこれらの異議が件数として上がってくることはありません。ですので、自分で申告しなくて税務署から仮の税額が決定されることはありますが、そうした内容が連邦財政裁判所に上がってくることで、連邦財政裁判所での件数が膨らむことはありません。また、課税庁が決定、当裁判所が発表している異議申立件数についてのプレスリリース報告書のなかで「フィルタリング効果⁵」と記載しているのはこのことで、「よく機能している」と申したのはこのことです。前段階の手続きでうまく処理しているということです。</p> <p>今賑わせている話題が「土地税」についての異議申し立てで、何百件が上がってきています。この土地税は、法律が変わって課税の期間を新しくしようとなりましたが、連邦憲法裁判所にて、今まで使っていたやり方に問題があるとのことで法律を改正することとなりました。そして法律を改正することで新たな課税期間を作りましたが、それも疑問視されているということで、法的な確約性・普遍性がない世界において、著名な教授・道を作っている人達が税務行政について異議を申し立ててきています。先程、何百件といいましたが、その中でも基本となる件数は10～15件位になるかと思います。</p>

³ 池田良一 (2023) 「ドイツと EU における税務裁判」 143 頁～150 頁

⁴ 三木義一 (1988) 「判決の緒 税理士 “春香” の事件簿 ドイツ偏—Part 3」 (税研 1988. 11) 79 頁。無申告の納税者に対して税務署が推計課税した後の申告書の期限後提出を「異議申立て」とみなしてカウントしており、異議申立てのうち 40% が推計課税に関するものとの記述があります。

⁵ BMF が発行している「税務署における異議申立の処理に関する統計 (Statistik über die Einspruchsbearbeitung in den Finanzämtern)」では、「税務署における不服申立ての処理に関する統計」においては、「ドイツ財政法典に基づく異議申立て手続きが高いフィルタリング効果を持つことを引き続き確認している。報告期間を通じて、争点や未解決の問題の大半は異議申立手続きで明確にされた。このことは、異議申し立てと取下げの割合の高さに反映されている。2022 年暦年で正式な不服申し立て決定を必要としたのは、不服申し立ての約 18% のみであった。解決した不服申し立てのうち、法的措置に至ったのは約 1.6% に過ぎなかった (筆者訳)」との記載があります。出典：

https://www.bundesfinanzministerium.de/Monatsberichte/2023/09/Inhalte/Kapitel-3-Analysen/3-3-einspruchsbearbeitung-finanzaemter-pdf.pdf?__blob=publicationFile&v=1 最終アクセス：令和 6 年 9 月 18 日

質問	回答
<p>日本の場合、税務署が更正決定等した場合は1年以内 90%が結審するという迅速性を求める運営がされている。連邦財政裁判所の場合はどうか？なお、日本の90%という高い割合は、訴訟に至るまでの内容に足る案件が少ないゆえと考えられる。</p>	<p>上訴を認める・認めないの「上告否認抗告」は平均で9か月、こちらは比較的短いですが、上告審である「判決」は平均で2年です。我々の前の財政裁判所でも約2年かかっていますので、我々のところに来るのは税務署への異議申し立てからすると約5年はかかっています。となると今では2018年当時の案件になるので、これは少し考えないといけません。迅速化は我々でも努力しています。我々でも「判決」案件は1年以内に終了しています。</p>
<p>インターネット情報によれば、第一審から上がる件数で「上告」は397件、「上告否認抗告」は896件となっている。</p>	<p>「上告」は口頭で争うもの、「裁定」は書面であり、財政裁判所にて連邦財政裁判所に「上告できません」とされたものに対して出す案件である「上告否認抗告」はこちらでは「不服」と呼んでいます。成功率は5%位で非常に低いです。重要な点ですが、第一審では事実関係をきちんと審議しなくてはならず、連邦財政裁判所では事実関係は調査せず、そのまま受け入れます。仮に事実関係が正しくない場合には別の手続きで補正しなくてはならず、連邦財政裁判所では正しくないとしてもそのままの状態での審議を行い、法律の問題のみに集中します。</p>
<p>日本ではドイツを参考にして事業承継税制を取り入れたが、今、ドイツでは事業承継税制について訴訟や問題になっていることがあるか。</p>	<p>相続税の関連ですが、ドイツでは相続税法の第13a条と第13b条が改正されましたが、何を優遇税制の対象とするのか、すなわち本来の事業用に使用する事業用資産と管理資産ですが、2016年に改正したばかりなので、連邦財政裁判所に上がってくるまでに時間がかかります。税務署レベルでは案件があるのかと思いますが、我々のところにはまだ案件が上がってきません。この前に1件あったのが、「PARK HOUSE」が事業用資産となるのか管理資産となるのかがありましたが、⁶現在ではそれくらいです。これから増えてくるのではないかと思います。その他に「収益税」と呼ばれるものについて事業承継とみなされるものは優遇措置が適用されるというものです⁷が、適用対象となるものが事業全体でないといけないという条件があり、全体だったのかそうでなかったのか政治的にも興味あるものとして問題となってきています。</p>
<p>日本では事業承継税制は人気がないが、ドイツではいかがか。日本の事業承継税制は課税の繰延べであり、納税者は継続要件を満たさなくなった場合の繰延べ打ち切りを危惧している。優良企業ほどその傾向が強い。ドイツでは事業承継税制のどの部分が課題</p>	<p>非常に人気があります。そうした専門家がかなりの収入を得ているようですし、事業の承継はドイツでも多くあり、そのなかで相続税を節約したいというのは誰でも検討しています。事業承継税制は、2020年に日税連が報告書をまとめたようですが、事業承継税制の適用にあたっては適用を受けたいときに、相続税法の第13a条と第13b条を適用しますという「減免書」のようなものを提出するだけですので手続きは簡単ですが、資産等の内容や免税措置を受けたいとする資産について、税務署からの調査が入ることはあります。</p>

⁶ 相続した財産が駐車場であり、事業用財産と認められなかったケースであると思われます。

参考：<https://www.bundesfinanzhof.de/en/entscheidungen/entscheidungen-online/decision-detail/STRE202410109/> 最終アクセス：令和6年9月18日

⁷ 事業承継にあたって親族外に事業用資産を売却した際の税制上の特例措置と思われます。

参考サイト：<https://nachfolge.de/steuern/unternehmensverkauf-welche-steuern-fallen-an> 最終アクセス日：令和6年9月20日

質問	回答
<p>となっているのか、法的に問題となっているのか。</p>	<p>その結果に対して納税者が異議ある場合には、第一審を経て連邦財政裁判所となります。2016年に改正されたばかりですので、事業用資産・管理資産の区別を巡る問題、85%控除や100%控除のオプションをめぐる裁判について連邦財政裁判所ベースではこれから出てくると思われます。ですので、その前の部分、第一審では案件化していると思います、これから数年後には連邦財政裁判所に上がってくると思います。</p> <p>相続税は本当に難しい税制でありドイツ国内でも議論があります。85%ルール、100%ルール等の問題はドイツ国内でも問題を含んでいることでして、これから様々な課題が出てくると思います。</p>
<p>ドイツでの中小企業の位置づけはどうか？</p>	<p>ドイツ経済において、確かに大企業もありますが、中小企業は屋台骨となっています。また中小企業は人的会社の法的形態を採用していることから、税率でみると法人税よりも高めになっています。その意味で、雇用確保とともに、中小企業を大切にしたいということです。事業承継税制は中小企業を中心とした企業を存続させるために主眼が置かれており、税金という目的ではなく雇用を守るための措置です。</p>
<p>連邦財政裁判所の救済率について、「上告」に対する救済率は49%、「上告否認抗告」の救済率は14%です。納税者に対する救済の観点からすると、第一審の判断に誤りがあったことからこの高い救済率になるのか。</p>	<p>救済率は確かに高いですが、おかしいというわけではありませんが、この40%等の率は「全勝率」ですので、一部でも勝訴すれば数値にカウントされるので、率は高くなっていると思われます。ですから、納税者は1万ユーロである、税務署は100ユーロだといった場合でも「勝訴」の率になってきますが、一部では確かに税務署の解釈がおかしいことでカウントされることもあります。</p>
<p>興味からの質問だが、2024年度に採決される予定の「ランボルギーニ・アベンダートル」の件について訊きたい。</p>	<p>ドイツでは社用車を事業として使用する場合には100%事業用資産になりますが、それをプライベートで使うという場合にどれ位使うのかという問題があります。一つは記録をつける方法、これは面倒なので、二つ目は事業資産に含まれる車両の私的使用は購入価格の1%を私的使用分の収入として計上しなくてはいけないという「1%ルール」があります。普通の車はいいですが、ランボルギーニの場合には、車の種類としてプライベートとして使いたいというインセンティブが働きやすいのではないかとということが問題になっています。このケースは絶対にウェブサイトで公表されますので見てください。</p>
<p>連邦財政裁判所の年間処理件数は1,800件を超えている。裁判官は相当に忙しいと考えられるが、処理件数に対する労働実態とかノルマ、目標件数、自身の動機付け等はあるのか？</p>	<p>裁判所の独立性をお話してきましたが、所長がそれぞれの裁判官に対して「こうして下さい」と指示することはできませんし、しません。ということは各判事がどれくらいの量をこなすというノルマはありませんが、良い判事というのは多くの件数をうまくこなして行って、積極的にこなしていく場合にはキャリア的にも昇進していく、所長も見ているので、努力をしている判事は所長にもなれる。だからと言って、上から決められることはなく、自分で決める。それは裁判所の他の組織であるIT部署や事務職でも同様です。</p>

(通訳：広美・ヴァルデンベルガー)

《2》カンテンワイン・ツィンマーマン・シュパツェック & パートナー社 (KANTENWEIN ZIMMERMANN)

2024年9月6日(金)午後

KANTENWEIN 税理士法人では、同法人の運営や税務当局との関係、報酬制度、統計資料、各税制への実務家としての見解について、情報収集を行った。

- KANTENWEIN 税理士法人の法的形態、各部門の運営方法
- 税務当局に対する異議申し立ての現状
- 相続税・事業承継税制の現状

同法人は、ミュンヘンに所在する中堅規模の法人であり、パートナー有限会社（ドイツ特有の形態で、LLPに類似）として運営されている。従業員 71 名、うち 8 名のパートナー（出資者）がいる。

税理士の報酬は連邦財務省が定める「税理士報酬規則」に基づき、業務の価値や時間に応じて決定される。税務手続きは、申告から異議申し立て、最終的な訴訟までの一連のプロセスを含み、税理士がそのパートナーになることで、納税者は自らの権利を守ることができる。

異議申し立てと訴訟の件数は年々変動しており、特に異議申し立ての件数は 2020 年から 2022 年にかけて減少傾向にある。2022 年には、異議申し立ての件数が 2,978,644 件であった。

・異議申し立て件数

2020 年	3,336,237 件
2021 年	3,047,803 件
2022 年	2,978,644 件

・2022 年の訴訟件数 51,245 件

ドイツの相続税は州税であり、2023 年の税収が 93 億ユーロで、全体の税収 9,156 億ユーロに占める割合は約 1.02% と非常に低い。税収はすべて州に帰属するため、相続税そのものを複雑にしている、相続と贈与は平等に扱われ、死亡前 10 年以内の全ての贈与額が相続財産に合算されて税率が決定される。

事業承継税制については優遇措置が存在し、2,600 万ユーロまでの資産は通常 85% 免税で、9,000 万ユーロを超えると優遇措置が適用されない。企業資産の取得に対しては、最大で 85% の免税適用となる場合があり、特に 2,600 万ユーロ以下の企業資産に対しては 100% 免除も可能となる。

取得資産	免除率
2,600 万ユーロ以下	85%
2,600 万超ー9,000 万ユーロ以下	1% ずつ減少
9,000 万ユーロ超	免除なし

応対者： クリスティン・フォックス氏 (Ms. Kristen Fox)

ゲルハルト・ウィドマイヤー博士 (Dr. Gerhard Widmayer)

事前送付した質問項目に添って、フォックス氏とウィドマイヤー氏から交互にプレゼンテーションをしていただいた。途中、在ミュンヘン日本総領事館の矢加部裕之主席領事からの挨拶があった。各プレゼンテーションの後に質疑応答が行われた。

<クリスティン・フォックス氏による説明>

私はクリスティン・フォックスといいます。前半は4つのパートに分けています。1つ目は我々の法人組織について、2つ目は税理士の報酬体系について、3つ目は税に関する手続き、すなわち納税者と税理士と税務署との間の手続き、4つ目は統計です。税務署などの異議申立件数や判決数等を集めてみました。

1. 組織体系と運営

我々のカンテンワイン税理士法人は当初2003年に設立、設立者は法人の名前のおりカンテンワイン氏、もう一人はツィンメルマン氏、そして私の3人です。法的形態はパートナー有限会社です。これはドイツの特殊な法的形態でアングロサクソン系のLLPに似たものとお考えください。これは人的会社という新しい法的形態として2013年に導入されました。自由業を営むものがパートナーとして有限会社を作れることとなったことから当社を2018年に設立いたしました。会社の特徴はパートナーの責任範囲です。個人は無限責任を負いますが人的会社は有限責任です。我々は税理士ですので、事業対象は税務関係の仕事、公認会計士の仕事、そして法務相談を行っています。顧客層は中小企業がメインとなり、ミュンヘン、バイエルン、ドイツ全国が対象地域となります。法律相談の具体的な内容は、企業・事業所とは直接関係のないもの、つまり会社法関係の法律相談、相続税法を含む相続税関連、税務にかかわる刑法、すなわち経済犯罪に関するサービスを提供しています。拠点はミュンヘン1か所のみです。エクイティパートナーと呼ばれる出資者が8名、設立者であるカンテンワイン氏は高齢のため実務からは離れており、相談役として相談に乗っていただいています。専門にマネジメントを行うマネージングパートナーはいません。我々パートナーは同等の立場として2週間ごとに会議を開催し相談しながら当事務所を運営しています。マネジメントの仕事もパートナーの間で分けて担当していますので、人事・マーケティング等、パートナー間で話し合って進めています。当事務所には合計で71名が従事しており、8名がパートナー、25名がそれぞれの分野での専門資格を有する専門職、このなかには税理士、弁護士、公認会計士がいます、その他に16名の専門スタッフ、15名の事務担当者、学生アルバイトが7名います。従事している従業員について、基本的にはどのパートナーに所属するか念のためは区分けしていますが、絶対ということではなく、パートナー全員にサービスを提供できます。そして職員の多くはこの事務所に出勤して働いていますが、日本でもどうなっているのか興味がありますが、ドイツではコロナ禍以降、広く在宅勤務が認められるようになり、われわれの事務所も最初はどうかかなと思いましたが、在宅勤務も普及してきました。

2. 税理士の報酬体系

ドイツにおいて、税理士の報酬は「税理士報酬規則」という法律によって定められています⁸。この報酬体系の中には3つの体系の決め方があります。1つ目は価値に対して料金を定めるものであり、例えば利益・売上に対するものです。そしてコンプライアンス関係の書類、年次決算書、給与計算等は、業務の価値に対する報酬体系がとられます。2つ目は一括料金制と呼ばれるもので、「税理士報酬規則」からは外れますが、納税者が合意すればOKです。ですから、納税者とりわけ企業等は特定の業務に対して報酬を支払いたいとのことから、業務内容は決算書類の作成とチェック、会計や給与計算となります。3つ目は時間ごとに報酬を決めるや

⁸ ドイツ税理士法第64条（報酬規則）「税理士及び税務代理士は、連邦財務省が連邦参議院の同意に基づく法規命令により発布される報酬規則に拘束される。連邦財務省は、事前に連邦税理士会の意見を聴聞しなければならない。報酬の額は、適切な範囲を超えてはならず、かつ、次の各号に掲げる事項を基準として決定するものとする。一 時間の消費 二 対価物の価値 三 業務の種類」出典：https://www.gesetze-im-internet.de/stberg/_64.html

り方で、われわれの事務所にとっては一番重要なサービス提供方法となっています。作業時間 6 分毎に時間当たりいくらかとして、クライアントに請求しています。

3. クライアントである納税者、税務当局、税理士との関係

基本的にドイツでは「AO (Abgabenordnung)」という「通則法」に基づいて課税が行われます。まず税務申告の作成依頼が納税者から税理士・税理士法人に行われます。日本も同様かと思いますが、医者と患者の関係のように、税理士と依頼者の間は非常に緊密であり関係は長期にわたり、私自身も 30 年以上付き合いがあるクライアントがいます。ですので、依頼を受けてから納税資料を私たちが作ります。その申告書は作成後、いったんクライアントに返却、チェックして頂き「問題ない」ということであれば、納税者自身からサインを頂戴します。そしてそのサインした書類が戻ってくると、税理士は「電子書簡」として税務署に提出することとなります。その後、税務署では提出された申告書をチェックするわけですが、この税務署でのチェック期間は我々の経験値からすると 6 週間から 8 か月です。ドイツでは税務署がいつまでにチェックを終了するという期限はありません。期限を守れと言われてるのは企業と税理士です (笑)。その結果として税務署側では問題ないとなると、そのままスムーズに処理がされて、確定金額が記されたものが送られてきます。税務署側から質問されることがありますが、ドイツでは 7 年前から証憑を紙で提出することをやめています。納税者あるいは税理士に対する問い合わせ・照会等は高い頻度で起こります。税務署からの税額決定について、われわれ税理士が問題ないと判断した場合には、納税者にそのまま連絡しますが、問題があると判断した場合には 4 週間以内に異議申し立てを行います。我々が異議申し立てを行う際の税務署側の提出先は、税額を決定した担当者ではなく、救済部署に提出することになります。異議申し立てが処理される時間は、案件の複雑さにもよりますが 2 か月から長いもので 4 年間かかります。その後の税理士と税務署の救済担当とのやりとりはいろいろありますが、1 つ目は税務当局が税理士に対して「この処理は間違っている」と指摘をして、それに対して税理士が納得するような場合には「異議を取り下げる」やり方です。2 つ目の可能性として、件数も多くて我々にも都合がよいことですが、我々が申し立てた内容を税務官庁が認めますということで、修正査定書を出してくれる場合です。3 つ目は、我々が主張することは認められないとして、ネガティブな「異議申し立ての決定」を下すケースです。ここで 3 つ目の場合に我々は裁判に持っていくということになります、ここで財政裁判所が出てきます。ここについて統計をご覧ください⁹。

一番上の「異議申し立て受理数 2,978,644 (Eingereichte Einsprüche)」はドイツ全体での税務署の受理の件数、その下は「異議申し立ての処理数 3,256,951 (Erledigte Einsprüche)」です。3 段目 (Rücknahme) 564,294 は「申し立て取り下げ件数」です。その下 (Abhilfe) 2,084,427 は税理士・納税者が異議を唱えて、そのまま税務署が認めるといふ、納税者側が正しいと認められた修正救済件数です。

Anzahl an Fällen			
	2020	2021	2022
Eingereichte Einsprüche	3.336.237	3.047.803	2.978.644
Erledigte Einsprüche	3.152.647	2.982.359	3.256.951
Rücknahme	628.524	591.158	564.294
Abhilfe	2.081.518	1.891.548	2.084.427
Einspruchsentscheidungen	409.261	471.122	575.380
Weitere	33.344	28.531	32.130
Klagen	59.774	55.961	51.245

その下の段 575,380 が「ネガティブ決定 (一部異議決定を除く 異議決定)」(Einspruchsentscheidungen)

⁹ 出典:

https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Steuern/Weitere_Steuerthemen/Abgabeordnung/BMF_Anordnungen_Allgemeines/2023-09-04-statistik-ueber-die-einspruchsbearbeitung-in-den-finanzaemtern-im-jahr-2022-anlage.pdf?__blob=publicationFile&v=2

といわれるもので、異議申立件数と照らし合わせると約 10~20%位となります。その下 (Weitere) は「一部異議決定」と「その他」の合計です。

次に実際に裁判になる訴訟件数は 51,245 件です。裁判の件数ですが、ドイツには裁判所が 18 か所あり、絶対値で見るとかなり件数は多いという印象を受けます。しかし「ネガティブ決定」の案件数からみますと裁判に至る件数は比較的少ないとみられます。

4. 質疑応答

質問	回答
部門として、税理士部門、会計士部門があるとのことだが、各部門の方針はエクイティパートナーが独自で決めているのか。	その通りです。
報酬は公的規則があり、一括料金制を採用しているとその限りではないとのことだが、クライアントから値下げ要請等はあるのか。	もちろん、クライアントとしては支払う金額が少なくなれば嬉しいです。頂戴した質問に税理士間での価格競争はないのかとの質問もありましたが、『どちらかという「ない』と私達は回答したいと思います。現状、ドイツ税理士市場は非常によい状態であり、クライアントがよい税理士を見つけるのがなかなか困難であるという状況です。20 年前は全く状況が違って、依頼があったものはすべて受けていましたが、今日では依頼があっても状況によっては断っています。
1975 年公布のドイツ税理士法に基づき、報酬規則は 1981 年に制定されている。この中では通信料、旅費、車両減価償却費等も法定化されている ¹⁰ 。ケルン税理士会ウェブサイトによれば、報酬は税理士業務の「品質」「納税者保護」を担保する観点から説明されている ¹¹ が、導入時に政府が税理士報酬を決めているとのこと、政治的動きによるものか、その後の国民の受け止め方はどうか。	報酬規則について請求できる内容は理論上確かにそうですが、実態では規定されている内容の 5%程度しか請求していません。歴史的な背景は承知していませんが、ドイツでは税理士に限らず報酬を政府が決めることは珍しくありません。例えば、建築家、弁護士、公証人、いわゆる「自由業」と呼ばれる人達に対して報酬を決めるというのはドイツではよくあります。ただ、国あるいは立法者の思惑というのは、クライアントと「自由業」と呼ばれる専門業者との間に、ある種類のガイドラインを提供して、両者がこの辺でお互いに合意できるようなものを提供したいというような思惑はあると思います。補足ですが、報酬規則に記載されている金額は最低金額ですので、ガイドラインとして導入するとはいえ、最低限を定めるという意味で導入されていますので、実際の金額はもっと上になる可能性は十分ありますし、税理士会側ではこれ以上上げると品質が保証できない、競争が厳しくなった場合には一定品質のサービスが提供できないということを定義づけしたかったものと思います。
ドイツの税収構造をみると、税収に占める所得税やVATの割合が高いが、	所得税は所得税の申告は 6,300 万件 ¹² ありましたので、所得税の申告を行うなかでどこかで間違いがあって、異議につながることも多いと思います。個人

¹⁰ 「税務コンサルタント、税務代理人および専門業務会社の報酬条例 (税務コンサルタント報酬条例 - StBVV)」 出典：
<https://www.gesetze-im-internet.de/stbgebv/BJNR014420981.html> 最終アクセス：令和 6 年 9 月 18 日

¹¹ <https://www.stbk-koeln.de/der-steuerberater/berufsbild/qualitaetsmerkmale/>

<https://www.stbk-koeln.de/der-steuerberater/berufsbild/verbraucherschutz/> 最終アクセス：令和 6 年 9 月 21 日

¹² 「ドイツの租税政策について 2024」(Bundesministerium der Finanzen 2024) 24 ページによるとドイツの人口 84,36 万人、所得納税者 48,61 万人との記載がありますので、通訳誤りかと思われます。

質問	回答
異議申立件数が多い要因との関連はあるのか。	<p>の場合には税理士を介さずに申告するケースも多いので間違いに繋がることも多いのだと思います。当事務所では給与所得者の関与はありません。考えられるとすれば、法人の関与先との関連でその従業員の確定申告をすることはあろうかと思います。</p>
納税者から税務申告を依頼される場合、正式な「委任」を受けるのか。	<p>「税務委任」は絶対に必要です。税務署とのやりとりを納税者の代理人として税理士が直接行うためには、税務代理権が必要ですし、税務署からの通知を税理士に直接送ってもらうためにも必要となります。</p>
納税者、税理士、税務署における情報の非対称性はあるか。	<p>デジタル化の流れのなかで、納税者からの申告にあたって税務署が事前に入手している納税者情報が増えています。例えば、給与賃金系のデータは使用者から直接税務署へ、年金データも年金庁から直接、疾病保険・疾病金庫からのデータも直接わたっているということで、我々が納税者からもらった資料が税務署側にある資料と異なることはあります。最近ではデジタル化のメリットを税理士サイドでも活かす動きがあり、税務上の「拡張代理権」というものを納税者・依頼人からもらうことで、税務署がもっているデータベースを税理士が閲覧でき、必要な部分はダウンロードできるようになっています。補足ですが、税務署に送られるデータには金融機関のものもありますが、EU 内ではそのデータは使えるが、非 EU 圏からは税務署側でも捕捉が完全でなく（データ形式が不完全）、税務署から納税者についての照会が来ることはあります。</p>

<ゲルハルト・ウィドマイヤー博士による説明>

これからは皆様からご要望のありました相続税・贈与税・事業承継税制についてお話してまいります。まず1番目に贈与税・相続税の基本事項、2番目に事業承継税制における優遇措置、とりわけ事業用資産についての可能性、3点目に実務家である税理士はどう評価したらよいか、この3点についてです。

1. 相続税・贈与税

ドイツでは、死後に資産を与えたり生前に資産を与えたりすることは同一の法律によって規定されています。この2つは、所得税において規定される通常の譲渡とは異なる法律を規定しています。相続税・贈与税は、ドイツでは合わせて相続といいますが、相続での2023年における税収は€93億、ドイツ全体の税収が€9,156億なので全体に占める率は非常に低いです。

ドイツは連邦制であり、連邦、州、各自治体と3つのレベルがありますが、大きな税収である所得税や売上税は、州が一旦徴収した後で連邦、州等に配分する形となっていますが、相続税は州税であり、税収はすべて州に行くという特徴があります。これは相続税そのものを複雑にしている理由の一つで、連邦全体として相続税を制定しますが、そのプロセスは州が関心をもっており、また各州における政党の構成も異なります。

相続税の対象となるのは労働所得ではなく、誰かが死亡したとか誰かが贈与してくれたとか、追加で入ってくる収入を評価した価値が課税対象となり、評価の基準としては市場価値、贈与を受けた時や相続で受けた時の市場価値を評価します。この市場価値を基準とすることはその時点で矛盾をはらむこととなります。株価は毎日価格が変わりますし、土地についても一定の評価があるわけではありませんし、事業価値・企業価値も変わります。

課税する際には、親等によって納税者を3つのクラスに分けます。クラスIおよびクラスIIは配偶者・息子、IIIは親類・血縁関係がない人が相続・贈与の対象となった場合です。こちらの表で、配偶者・息子のクラスIになりますと金額によって%値は変わりますが、低いところは7%から30%までになっています。これが全く血縁関係がないクラスIIIですと、最初の段階から30%、金額が大きくなると50%になってきます。

Wert des steuerpflichtigen Erwerbs (§ 10) bis einschließlich ... Euro	Prozentsatz in der Steuerklasse		
	I	II	III
75 000	7	15	30
300 000	11	20	30
600 000	15	25	30
6 000 000	19	30	30
13 000 000	23	35	50
26 000 000	27	40	50
über 26 000 000	30	43	50

事業承継の場合、血縁関係がない人が事業を承継する場合、そこには相続税がかなりかかってくるようになりますし、事業のなかに資本が多く存在しない場合には大きな問題となります。それから、個人に対する控除額があり、配偶者・息子に対しては大きな金額の控除が認められています。ドイツでは相続税がかかるような大部分のケースは、親から子への相続、配偶者が亡くなったので配偶者が相続するような場合です。それから相続・贈与は、10年間遡って一つのケースとしてみることです。死亡する5年前に同じ人から贈与を受けているような場合、同じ人からの贈与は10年間遡って合算して財産を計算、そして控除を適用して税率が決まります。10年一区切りですので、10年経過すれば新たな控除が認められます。大家族をみると10年ごとに一人当たり€40万ずつ贈与して、節税しているのをよく見ます。もちろん息子が信頼できないと困ります(笑)。血縁関係がある家族内では控除額を利用することで大きな税負担にはなりません、事業承継のようなパターンで、とりわけクラスが下の方になると、企業の存続すら脅かす多額の税金がかかってしまうということで、立法者も雇用の保護の観点から優遇措置を設けなくては行けないということになったわけです。こうした政

策的な意図をもって導入された優遇措置ですが、政策的な意図が正当化できるのかどうかということが税務の中でもかなり前から議論されてきました。確かに雇用している、あるいはきちんと動いている事業所を次の世代に渡すというのは重要なミッションですが、それだけの資産をここまで優遇して次世代に渡す、それで本当に正しいのかという議論もあります。現行ルールですが、継承する資産の金額は€2,600万まで限定したうえで課税対象としない、85%までは免税とする、オプションとして特別の理由がある場合には100%免税とすることもできます。この€2,600万以上の金額は、さらに€9,000万までの限定した範囲の中で、€2,600万を超える金額のうち、€75万ごとにパーセント値が85%から1%ずつ減少するという計算です。対象となる金額が€2,600万を超える場合には対象となるパーセンタイルが小さくなります。この€9,000万を超えた場合にはこの優遇措置は適用できなくなりますが、全くないのかというわけではなく、別のやり方がありますので後で説明します。

大きな優遇措置ですが前提条件があり、措置を受ける時点で特定資産に対する条件を充足していなくてはなりません。まず前提条件の一つは、一つの事業所又は会社であって人的会社である、あるいは資本会社である場合には資本の比率が25%以上でなくてはならない、つまりいろいろな会社の株式を少しずつ持っていますというのは認められません。それから、会社の形態の前提条件をクリアしたとしても資産の種類を確認する必要があり、対象となるのは会社・事業所のオペレーションに直接関与している資産のみであり、いわゆる管理資産は対象外です。立法者の考えとしては、経営者が所有する有価証券や賃貸物件を所有しておりそこから得られる賃貸収入等、会社の事業収入とは別に得られている資産が優遇資産となることは避けたいということです。

次のページからは管理資産の説明でこの優遇措置がいかに複雑かを説明していきます。

それから最初の条件をクリアして、事業承継をしましたという場合、85%の場合には5年間、オプション100%の場合には7年間にわたって事業を継続することが必要であり、事業を売却することや清算することもできません¹³。もう1点は雇用の維持で、支払った給与の額で85%の場合には5年間で400%、7年適用は7年間で700%の給与支払総額がないといけません。それから、通常の5年間をやってきて、事業がうまくできているので事後でオプション100%に移行申請することもできます、逆に100%から85%へ縮小することも可能です。この場合差額の15%の相続税を支払うこととなります。オプションの変更が可能なので、期間が終わりに近づいてきたころに内容を変更することもできます。

実際に相続がどのようになるのかを説明したいと思います。とりわけ管理資産についてです。Aさんが亡くなって、そのすべてをBさんが相続するとします。Aさんは100%所有であることから25%ルールを満たしますので、優遇措置対象としては全く問題ありません。ただし有限会社がどのような資産を保有しているのかチェックする必要があります。有限会社の資産の内訳ですが、工場は優遇資産として控除対象となります。この有限会社は賃貸物件をもって賃貸収入がありますが、これは優遇資産の対象とはなりません。それから会社もっている資産には現金・債権がありますが、全体をみてその一部を優遇措置とすることができるのかを検討します。このケースはあまりにも簡単なモデルで、通常の場合には、会社はグループ化しているので、我々が入る場合には子会社孫会社がどうなっているのかをみていきます。我々がみてきたケースで、2016年に相

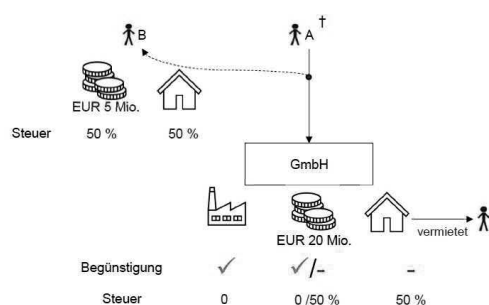
¹³ 条件に適合しなくなった場合の罰則規定について、Dr. Widmayer から、後日に次の回答を頂きました。「事業用資産を取得した者は、5年又は7年の期間終了後、賃金の合計額が400%又は700%に達していない場合には、6ヶ月以内に税務署に報告する義務がある。また、売却や清算などの弊害が発生した場合は、その弊害が発生してから1ヶ月以内に報告する義務がある。これらの報告義務に違反した場合は、刑事犯罪として扱われ、それぞれ罰則が科される。また、相続税や贈与税の課税は、所轄税務署が賃金総額の400%又は700%を満たさない事実、又は売却やその他の有害な事象を把握してから4年目の年末までは時効とならない。このような厳しい要件があるため、要件が満たされている場合でも、5年又は7年経過後に税務署に相談することをお勧めします。」

続が発生、保有している資産が 100 社以上からなるグループ会社であったので、2024 年現在、今ようやく全体を掌握できるところに来ました。なぜ時間がかかっているのかですが、相続税申告書を用意して、我々が査定した資産の価値を記載することが必要となるからです。実際、相続税は相続が発生した 2016 年に払っています。この事例ですが、資本参加している企業がありバラバラの土地にあるので、管轄税務署も異なります。それから工場の収益税に関する結果も反映させなくてはならず、他の税目についての納税も反映させなくてはなりません。こうした一連の評価手続きが終了して、親会社に傘下の会社の評価を渡せるかなというところに来たわけですが、ここで先ほどの 100% オプションをつけるかどうかの判断が必要となってくるわけです。その結果、2016 年に支払った相続税の一部が返還されることになりそうです。

先ほど、新法に基づく €2,600 万と €9,000 万のお話をしました。€9,000 万を超えると優遇措置が適用されなくなるし、€2,600 万と €9,000 万の間では €75 万ごとパーセンタイルが 1% 減少していきます。ただし、承継をしたが自分自身の資産がほとんどないという場合、承継した資産が大きければ大きいほど免税になる部分がないので、税金が払えないという事態が生じます。

これに対する救済措置ですが、下図でいうと、A さんが死亡、B さんが取得します。会社には現金預金等と物件があります。承継した資産であるこの現金預金等と物件は会社とは関係ないので優遇措置は受けられませんが、この特例を使うとそのうちの 50% のみに課税します、承継資産が管理資産の場合には優遇措置の適用外といいましたが、特例を適用すると 50% は優遇資産として認めましょうということになります。その他に、承継後の 10 年間、他の物件を相続で受け取った、贈与を受けた場合、その他の資産が増えるわけですが、追加的に増えた資産についても 10 年間は 50% ルールを認めてあげましょうとなっています。2023 年のドイツの数値を見つけました。€9,000 万を超えて優遇措置は認められないが、この 10 年間ルールを適用した件数ですが、2023 年に 26 件ありました。対象金額は €20 億、税収として入ってきた金額は €600 万でした。

2. Begünstigung von Unternehmensvermögen (4/4)



KANTENWEIN

06.09.

というわけで、こうしたことがあると、これは政治的に、政策的に問題があるのではないかと考える政党・グループ等があるわけです。このルールを適用して事業能力がない息子に承継させる、財団とかいろいろな形でやってしまうのではないかと考えています。ドイツの相続税・事業承継に関する議論は最終的に決着がついたわけではありません。

2. 実務家である税理士からの視点

これを実務家である税理士の視点から評価してみますと、実際に稼働している企業で雇用を提供している企

業を承継によって消滅させないようにする意味で優遇措置をもっているのはよいことです。それから、ただシステムが複雑であり法的に明らかになっていない部分もあることで、税理士の仕事があるといえばよいことですが、一方で企業にとっては承継計画を立て難いという側面もあります。それから、いろいろと経営者や税務署に対して説明しなければならぬシチュエーションがありますので、相続税の税収が大きくなってこない理由にもなっているかと思えます。現行ルールですが、優遇しすぎて違憲にならないのかという議論が未だに続いていますので、そういう意味でも相続する納税側でも不安材料になっています。法改正の必要性はたびたび叫ばれていますが、どのように改正すべきかご意見がまとまっているわけではありません。

考え方としては、一つはこのような特別措置は取り去って、原則同じ法律内で扱って、しかし特別の場合には税率を下げるとかの方法で対処してはどうかという考え方、もう一つは、現行ルールを維持しながら技術的な調整のみを行うような考え方が考えられます。現在、ドイツの政局が安定しておらず、長期政権になるとは思えない局面もありますので法改正のようなイニシアティブは見えていません。以上で私のプレゼンは終了いたします。

(通訳：広美・ヴァルデンベルガー)

《3》ドイツ連邦議会 マルクス・ヘルブランド氏 (Markus Herbrand)

2024年9月9日(日)午後

マルクス・ヘルブランド連邦議会議員との面談では、ドイツの税制や税理士制度について、意見交換が行われた。同議員は、税理士資格を有しており、議会の中には他に4名の税理士資格所有者がいる。同議員は現在、連邦議会で財務委員会のメンバーを務めている。日本の税理士制度がドイツを参考にしていることに興味を示され、その経緯について質問された。

応対者： マルクス・ヘルブランド議員 (Mr. Markus Herbrand)

《ドイツ連邦議会議員 マルクス・ヘルブランド氏 (Markus Herbrand) 訪問》

皆様、初めまして、マルクス・ヘルブランドです。よろしくお願いたします。私は2017年からドイツ連邦議会議員をしており、同じく財務委員会のメンバーとなっています。職業は税理士として皆様と同じで、FDP(自由民主党)でスポークスマンをしています。主に税制等に係る仕事をしていますが、財務委員会が扱うすべてのテーマについてスポークスマンとして仕事をしております。この中には様々な委員会があり、各委員会に属するメンバーは自分の委員会が一番重要であると言っておりますが、実は最も必要なのは財務委員会が本当の意味で一番重要です(笑)。ちなみに財務委員会の主な仕事はもちろん税制に係る法律を作ることでもやっていますが、資本市場全般に関する規制についても取り扱っています。それからユーロ政策も重要なテーマです。ドイツ・ヨーロッパだけでなく世界中が大きな局面を迎えています、そのなかで税務・税制の世界に目を向けますと、日本の皆様への質問があります。どこかで聞いたことですが、日本はドイツの税制をお手本にして法律を作ったことがあるとのことでした。これらが本当なのかどうかを聞きたいと思えます。もしそうであれば、なぜドイツであったのか、私としては気になる場所でもあります。といいますのも、ドイツで税理士として仕事をしていすると、ドイツ税制が必ずしも素晴らしいというものではなく、複雑性も高い、手続きも煩雑、官僚主義的なところも多々あります。そういう中で、なぜドイツだったのか疑問に残るところです(笑)。しかしドイツ税制はそうとはいえ、悪い面だけではありません、今申し上げたことは半分は冗談で

複雑なシステムであるとは確かに思いますが、ドイツは社会国家を謳っておりますので、社会的に収入を高く得ている人がより多く貢献してもらう、もちろんある程度の範囲内ではありますがこれをモットーにしています。

せっかくですので、ドイツ連邦議会のことを説明いたします。今皆さんがおられるのが連邦議会のメインの建物で大きな会場があります。今まさに来年度の予算審議が行われており、今議会は活発な動きを見せております。日本のやり方は存じ上げませんが、ドイツの場合、予算案は1つ1つのセクションごとに議論をして次に進めるというやり方をしています。防衛なら防衛、社会政策なら社会政策といったセクションで、まさに明日から、最初に財政政策が議論されることとなります。毎週水曜日には全体議論の場を設けまして、言い方を変えれば「野党の時間」といいますが、与党だけでなく野党も含めて、自分たちができなかったにも関わらず、前政権だった方々が「こうした方が絶対うまく行く」ということを述べるわけであります。しかしこれは民主主義ではあり、与党だけでなく議会で代表している政党はすべて発言権を与えられるということになります。この後、質疑応答ということで進めさせていただきたいと思っております。本日、ドイツ連邦税理士会との会食にお招きいただいておりますが、議会準備のため出席ができません。申し訳ありません。

質問	回答
税理士資格を有する議員は何名ですか。	5人です。
ヘルブランド議員は、ドイツ連邦税理士会から後援していただいているのか。	交流はあるので、ある程度は私に対する支援と理解していますが、ドイツの場合には立法手続きを行うなかで必ず専門委員会の聴聞会があり、その中に連邦税理士会とか他の多くの団体等が入っており、その人達のご意見を聞いています。その意味で、ドイツ連邦税理士会とは交流もあり支援もあります。
日本では日本税理士政治連盟という、税理士法改正等の我々の要望を政治家に要望する組織がある。	基本的にはドイツでも同様のやり方を採用していますので、両国の間に大きな差はないと思っておりますが、ドイツでも税理士会の中に特定の部署があり、そこが主に税務関係の立法がある場合には、ご意見を我々に提出してくれることもあります。動議は我々からも連邦議会からも出る場合がありますが、動議を審議する段階になった場合には、税理士等の専門家の知見が必要となります。我々の役割はある一定の方向性をもちながら様々なご意見を募ったうえでそれをフィルターしながら、より良いものにしていくことが我々の責務です。 方向性をつけることと質を上げることは時には食い違うこともありますが、うまく行く方が多いと思っております。
議員の質問に回答いたします。事業承継税制はドイツを参考に作らせていただきました。なぜドイツなのか、私見ですが、中小企業がどちらの国においても構造が似ており、中小企業を守る・維持発展させたいという方向・方針が似ていることから、ドイツを参考にしたと思われまます。日本の事業承継税制は、我々が期待したようにドイツのようなものにはならず、使い勝手が悪いです。	

(通訳：広美・ヴァルデンベルガー)

《4》ドイツ連邦税理士会との意見交換

2024年9月10日（火）午後

ドイツ連邦税理士会では、ドイツの税理士制度、中小企業の現状（定義・企業数）、中小企業の役割、法人税・相続贈与税・事業承継税制の状況、税務専門家に対する規制について調査するとともに、同税理士会における懸案事項の説明を受け、デジタル化の影響や税理士試験についての議論、職業法や電子請求書に関する最新の動向、両国の税理士業務の独占性について活発な意見交換を行った。

- 税理士の人数、平均年齢、受験者数、男女割合
- 中小企業の定義、企業数、従事員数の推移
- 法人税の現状、税収額、税理士への依頼による恩典
- 相続・贈与税の現状、納税者の推移
- 事業承継税制の現状、適用納税者数の推移

○電子請求書の導入状況

ドイツでは、2025年から電子請求書の導入が義務化され、2028年からは全ての企業が発行義務を負う。小規模企業（総売上高80万ユーロまで）は、2027年まで紙での請求書が使用可能とされ、これにより、請求書処理の効率化が期待されている。

○職業政策

現在、税法に関する助言の権限は税理士、弁護士、監査人に限定されており、税務申告書の作成や税務当局への代理業務を行える。しかし、EU委員会は簡単な業務について、この規制の緩和を求めドイツに対して手続きを開始した。政治の分野でも、会計士が一部の業務を行えるよう求める声が上がっている。

また、税理士事務所の所有は、税理士や他の自由業者に限定されており、銀行や保険会社などの商業投資家の参加は認められておらず、税理士事務所の株式を保有できない。この規制は、税務アドバイスの独立性と守秘性を保護するために設けられているが、EU委員会はこの制限を批判しており、専門士業の独立性が損なわれる懸念がある。

税理士試験の魅力を高めるため、試験のモジュール化と電子化が進められている。現在の試験は、全国統一の試験日に行われているが、将来的には異なる日程での受験を可能にするほか、電子試験の導入が進められ、受験者はノートパソコンを使用して、試験を受けることが可能となる。また、不合格の科目については、複数年の間に再試験を受けることを可能とする。

ドイツの税理士制度は、諸外国への普及を目指しており、特に東欧諸国（クロアチア、セルビア、ポーランド）などへの展開を試みている。なお、税理士制度の厳格さは他国においても重要視されている。

応対者： ハルトムート・シュバープ会長（Dr. Hartmut Schwab）

ほか、関係役員

《ドイツ連邦税理士会との意見交換》

冒頭、シュバープ会長からドイツ連邦税理士会への表敬訪問に対する謝辞があった。

本日、皆様と意見交換を行うこととなりました。主なテーマの一つは、両国に共通するデジタル化です。デジタル化は大きな課題であるとともに大きなチャンスでもあります。税理士がクライアントに対するサービスの提供の仕方を変える大きな時期であり、税理士の職域確保はもちろん関与先においても克服しなくてはならない大きな課題です。両国において税理士業務は独占業務ですが、両国における大きな違いについて、日本は様々なことを独自に決定できますが、ドイツはEU委員会による様々な規制のもとにあります。そして委員会ではこの独占業務を批判的にみている、相談業務を他の職業に広げるようにとの動きもあります。我々としても関与先・納税者利便に資するために従来通りの独占業務を守りたいと思っています。もう一つ議論したいことは、税理士資格を有しない非資格者による税理士法人への出資です。我々は非資格者による所有・出資がないよう、税理士の独立性を守るためにも必要と考えていますので、日本での対応もお伺いしたい。もう一つは税理士試験です。ドイツでは税理士試験は非常にハードルが高いと言われており、品質の高い助言相談を担保するための試験ではありますが、いかに発展できるか、税理士という職業をより魅力的にすることができるか、これらも考えなくてはいけないテーマです。ドイツではデジタルで試験を受験できる制度を導入しました。日本でも2年前に税理士試験の改正が行われたと聞いています。デジタル化を活用することで成長の機会も生まれやすし、関与先に対する助言・相談もより効率的なものとなります。そしてIT技術の活用によって我々税理士の負担も軽減できます。先般は、我々と名古屋会がオンラインで意見交換を行えました。これもデジタル化のメリットです。本日の会合が皆様にとって刺激になることを期待します。

次に、太田・日本税理士会連合会会長から謝辞を述べた。

一昨日ドイツに入国しましたが、本当に心温まる歓迎を受けて大変うれしく思っています。今回の訪問の目的の一つは、両税理士会の長い友好関係に基づいて更に友好関係を深めること、もう一つはこの意見交換会において、特に我々のテーマでもありますデジタル化の問題、試験制度についてご意見を交わすことです。

1989年に友好関係を締結してから35年が経過しましたが、さらに未来に続いてこの関係を維持することを願っています。本日は時間のある限り意見交換をさせていただき、実りある会議にしたいと思います。

次に、出席者一人ずつ自己紹介を行った後、日本税理士会連合会からドイツ連邦税理士会宛に事前提出した質問に対する書面回答に沿って、ドイツ連邦税理士会から日本税理士会連合会側へ逆質問が行われた。

ドイツ連邦税理士会から日本税理士会連合会側への質問と回答は以下のとおり。

質問（ドイツ連邦税理士会）	回答（日本税理士会連合会）
会員の男女比、特に女性会員についてお伺いしたい。御覧いただいているように役員に女性は多くないが、それも時間の問題で、受験者に占める女性数も着実に増えているのを肌で感じている。	令和6年1月1日現在で、税理士は約81,000人、そのうち男性は68,000人、女性は13,000人で、構成比はそれぞれ84%と16%です。個人的な感覚ですが、女性会員数も増えているように感じます。
税理士試験について、ドイツでは合計3回まで受けられるが、最終試験で退出の場合には3回のうちにカウントされない。日本ではどうか。	受験回数には制限がなく、何度でも何歳になっても受験可能です。会計科目を2つ、税法科目を3つ、そして実務経験を備えて開業できます。若い年代ほど試験への合格率は高いと言えます。日本では年に1回、8月の初旬に3日間かけて試験が行われます。

質問（ドイツ連邦税理士会）	回答（日本税理士会連合会）
<p>税理士法人について、日本では人的会社という法人形態を採用していると聞くが、その他に様々な形態があった方がよいと考えているか。</p>	<p>日本の税理士法人の特徴は無限責任であることで、すべての責任を社員が負うことです。社員は最低2人が必要です。現在日本では約7,800の税理士法人があり、規模は非常に小さいものから巨大な法人にわたります。また日本での税理士法人の形態をどうするか、まだ実証検証の段階です。大きな案件を掲げる巨大税理士法人において、社員は大きな責任を負うこととなります。</p>
<p>日本では個人事業主による会社又は合同会社のような形による人的資本による法人設立のみが法律で規定された法人形態なのか。他の形態はオプションとして存在しないのか。法人の場合、有限責任は認められていないということか。</p>	<p>税理士であるためには個人事業主であるか、法人のパートナーであること、法人・個人事業主のもとで働く従業員としての所属税理士であることの3パターンです。税理士法人は有限責任ではなく無限責任です。</p>
<p>ドイツにおける中小企業の立ち位置は手元資料のとおりだが、中小企業はドイツ経済にとっても我々税理士にとっても重要である。日本の構造について、中小企業の中で税理士が占めるポジションはどうか。</p>	<p>日本では、中小企業基本法で定める中小企業と法人税法で定める中小法人があります。国の補助金を受ける場合にはこの中小企業基本法で定める中小企業の定義に従いますが、業種毎に従業員・売上基準で決められています。産業構造上はドイツと非常に似ており、中小企業数（個人事業主を含む）は約420万社で、全企業の99.7%が中小企業です。中小企業が雇用する従業員割合は全体の約6割と記憶しています。日本における中小企業の経営基盤は非常に脆弱であり、日本では中小企業は守るべきであるというニュアンスが強く、その点はドイツにおける中小企業のイメージと異なるとの指摘もあります。ドイツでは輸出に占める中小企業のポジションが強く、中小企業を守る産業政策との観点から事業承継税制の関連について興味をもっています。</p>
<p>ドイツでは中小企業の後継者不足が問題となっている。日本における状況はどうか。事業承継において、税理士が果たしている経営的な相談についてもあわせてききたい。</p>	<p>後継者不足は日本でも深刻な問題です。日本における事業承継税制も使い勝手が悪く、個人的には後継者不足に拍車をかけていると思います。中小企業の経営者は当然、息子に事業を継がせたいと思いますが、息子が事業に向いていない・息子がいない等ということから日本では多くの中小企業に後継者がいないと言われていました。息子に苦勞をさせたくないことから利益が出ていても事業を清算するという事も聞いています。最近ではM&Aにより親族外承継させるケースもあるようです。ドイツでは外部から経営者を招聘して事業を存続させることもあると聞いていますが、日本の場合には廃業することもあるようです。残念なことに、日本には赤字企業が多いことから、赤字企業を息子が承継するような場合、どのように事業を継続させるといったことも助言しています。</p>
<p>最近読んだ資料の中で、日本の事業承継について、相続税の負担がG20中で一番重いとあるが、それも日本の状況と関連性があるのか。</p>	<p>中小企業者が後継者に事業を承継させる場合、その資産に占める自社株の評価額が非常に高いことから、特例として事業承継税制が導入されました。ドイツでは事業用資産の評価を85%あるいは100%</p>

質問（ドイツ連邦税理士会）	回答（日本税理士会連合会）
	<p>の評価減をしますが、日本では納税を猶予します（課税を繰り延べます）。日本の場合には申請後も経済産業省・国税庁に各種届出を提出する煩雑な仕組みとなっており、事業承継税制が普及しない一つの要因と指摘されています。</p>
<p>ドイツにおける税理士活用のメリットは手元資料のとおりだが、日本ではどうか。</p>	<p>税理士が関与したからといって申告期限が延長されることはありません。税理士の関与にかかわらず申告期限は変わりません。所得税・法人税・相続税等の税制は非常に複雑なので多くの場合には税理士が関与しますが、所得税の簡単なものはスマートフォンを使って納税者が自ら申告することもあります。関与割合ですが所得税は約20%、法人税は約90%、相続税は86%です。個人所得税は納税者がみずから申告する環境が整ってきています。</p>
<p>事業承継税制についてコメントします。ドイツでも事業承継税制は複雑になってきており、法的安定性がない、つまりいつまで法的に続くかという確実性がないということです。ドイツが仮に日本のように無限責任であるとして私が法律相談に乗るとしたら事業承継についての法律相談を受けるかどうか悩んでしまいます。ドイツの制度がそこまで素晴らしいものではないということを一言申し上げます。</p>	
<p>ドイツでは相続税と贈与税の税目がありますが、1つの法律で2つの税目をカバーしています。生前贈与・死亡・相続も同じです。ドイツは連邦税であり、連邦で相続税を制定していますが、税金は州が徴収することとなります。控除額もランキングがあり、控除は社会政策的な要素があります。相続税の対象となる総額は€1,200億で、控除等を差し引くと約半分の€600億が課税対象となる資産であり、最終的には税収は€118億となります。贈与税と相続税の税収はある一定の前提で算出されています。</p>	
<p>政治レベルでのコメントをいたしますが、ドイツでは連邦憲法裁判所において、今年中に、事業資産に対する免除を違憲と考えるかどうかの判決が出るのではないかと話があります。ということは、今の税制では不平等であるとのサインが出ている、もし連邦憲法裁判所が違憲であるとした場合には、今のシステムの85%又は100%はなくなり、今の日本と同様の状況になるということです。私はドイツの経済連合団体のメンバーでもあるので、いわゆる「プランB」といって、今のシステムが変わってしまった場合にどのようなプランを提示するかを作成中です。</p>	
<p>日本では、事業資産を優遇する際にどのような措置があるのか。</p>	<p>日本では事業承継税制が事業を引き継ぐ際の恩典であると思っています。</p>
<p>（「ドイツでは相続税を廃止する話は出ていないのでしょうか？」との質問に対して）</p> <p>議論はまだありますが、政治の色合いによって議論の方向性は変わります。基本的にCDU（ドイツキリスト教民主同盟）は廃止に反対の立場をとっています。「プランB」について補足します。相続税・贈与税の問題は相続・贈与を受ける側にとって流動性の動きがないまま税金を払わなくてはいけない、なにかお金がはいったわけではないが税金を払わなくてはいけない。そこで「プランB」は実際にお金としてはいつか来たときに税金を払わせるというシステムに変更するというので、我々の団体では当案件について権威のある2人の教授¹⁴と検討を進めており、提案しようと考えています。</p>	
<p>「プランB」で「お金が変わったとき」というのは、どのタイミングのことがか。</p>	<p>キャッシュが入ってきた際に課税する考えで、贈与税・相続税に代わる考え方として、包括課税の考え方にに基づき、所得税等の税目で</p>

¹⁴ 後日、改めてドイツ連邦税理士会に照会したところ、グレゴール・キルヒホフ教授（Prof. Dr. Gregor Kirchhof）とルドルフ・メリングホフ教授（Prof. Dr. Rudolf Mellinshoff）とのことでした。

質問（ドイツ連邦税理士会）	回答（日本税理士会連合会）
	<p>売却益があり、キャッシュが入ってきたときに課税する考えです。まだ学者の考えであり、成熟した考えになっているわけではありませんので私たちが一緒になってわかりやすい言葉にしていきたいと思います。</p>
	<p>次のテーマで、ドイツの税理士制度の他国への普及ですが、クロアチア、セルビア、ポーランド、チェコ等、ヨーロッパの東欧諸国に税理士制度を輸出しようと試みましたが、そこまで成功しているわけではありませんが、我々の仲間を増やそうと努力しています。日本とドイツの間では共通した点が多々ありますが、ヨーロッパ諸国についても同様です。ヨーロッパの国ではそれぞれの制度が育まれてきており、ドイツ・オーストラリア・チェコスロバキアに共通しているのは厳しい税理士制度、税理士会の存在や独占業務等です。職業法が厳しい国がありながら一方で、オランダのような国では職業法がほぼ存在していません。自分ができると思えばだれでも税務相談ができます。私たちにとって大きな課題ですが、EUは統合した市場であり域内の人口は4億5千万人で、お金・人・サービスは自由に移動できます。税理士が提供するサービスも一つのサービスとして考えられており、EUではそれぞれの国ができるだけ門戸を開くようにしたいということで、アクセスがしやすい・参入しやすい方向性を採用すべく、ドイツのような厳しい職業法をもっている国に対して、周辺国に対して条件を緩和するように働きかけている状態です。ドイツは輸出国でありEUという大きな市場を対象としています。これは大きなメリットとなります。EU加盟国からあるいは第三国からドイツ国内へ事業所を立地するというので、我々税理士が提供するサービスも国境を越えたサービスを含むようになってきています。経済の国際化・拡大化にともない税理士に対しても国際的なサービスを提供してほしいというニーズも高まります。国境を越えたサービスの提供を許すというEUと、ドイツが職業法で保っているような、外国の同業者に対する税理士業務への参入がもたらすサービスの低減というのは、矛盾を含んだものとも考えることもできます。しかし、脱税というような違法な税務に関する行為を防ぐということも重要です。ドイツの税理士の職業法をみますと、国内法として自分たちに対して課された法律がヨーロッパという観点においても重要であると同時に、EUサイドではドイツが排他的に税理士を守っている、さらにサクセスを可能にしろと考えている、こういった緊張関係が存在しております。そして、ドイツにおける職業法の中のエレメントをEUレベルに合わせるということもやぶさかではありませんし、絶対そうではなければいけないというスタンスを採用している訳ではありません。ドイツはドイツでEUとは別な経済的目標を討論していますので、ドイツ政府と同一でなければならないということではありません。我々はサービスをドイツ内で提供していますが、ドイツ域外のヨーロッパの税理士がドイツ国内でサービス提供を行うことができるチャンスがあること、これらも考えていかなければなりません。ドイツ税理士法の中に、EU内の税理士は一定の条件を満たすことを前提に、ドイツ国内で税理士としての活動ができます。税理士試験を受験しなくとも、一種の適正試験を通過すればドイツ国内でもサービスの提供を認めています¹⁵。これがEU域内に対するドイツの開けた取り組みになります。</p>
	<p>ドイツ連邦税理士会における税制改革等に向けた活動についてお話いたします。我々の税制関連の専門家委員会にて、法人税の簡略化及び効率化について議論を行っています。重点項目は4つあり、まず1つ目は法人税における出資社員と会社との関係であり、法的形態を変えることによって法人税等の課税の仕方が変わるのかどうか、例えば株式会社の形態に対して人的会社のような課税形態が可能であるのかどうか、その反対は可能なのか、日本でのLLPのような課税方法は可能なのか。2つ目は、再建と損失処理についてです。再生・再建に向けた取り組みにおいて、再建等に際して税制がさらなる障害になるのを避けるにはどうすればよいか。3つ目は国際的な法人税の課税形態について、法人が国境を越えて活動している場合の課税方法についてどうあるべきか。国際的な法人税課税についてドイツの課税はかなり</p>

¹⁵ 税務諮問法（StBerG）：セクション 3a 税務問題に関して一時的かつ不定期に支援を提供する権限（Steuerberatungsgesetz（StBerG）§ 3a Befugnis zu vorübergehender und gelegentlicher Hilfeleistung in Steuersachen）
https://www.gesetze-im-internet.de/stberg/_3a.html 最終アクセス：令和6年9月19日

質問（ドイツ連邦税理士会）	回答（日本税理士会連合会）
<p>制限的であり、基本的に法人はネガティブな行動をするであろう、つまり法人は課税を回避するであろうとの前提のもとに立法が手当されていることが現行の法人税の考え方であり、我々としては法律の基盤となっている考え方について、ネガティブなケースを出発点とするのではなく、通常の活動・納税活動を標準としたうえで、極端な違法な活動のみについてルールを定めるべきであると訴えているところです。4つ目は課税プロセスについてであり、税務調査の迅速化を提案しています。これは企業にとっても法的安定性が増すこととなります。私たちが求めているのが、企業がタックス・コンプライアンス・マネジメント・システム（TCMS）を採用している場合には税務調査においてある程度の緩和策を受けられるよう提案しています。実際の報告書（提案書）は400 頁位あるものです。</p>	
<p>日本ではきれいなトイレ、時間通りに来る電車、レストランで財布を置き忘れても誰も盗難しない等、規律が整っていると感じる。そんな日本でもドイツのように、濫用（納税者がみずからきちんと納税しないこと）を規制するような条項は必要か。</p>	<p>日本においても正直に申告しない納税者は多々いるものと思います。日本の税金の大元は年貢であり、年貢は弱者から税をとるといふ発想があるので、日本国民が喜んで納税するという感覚ができたのは最近かもしれません。ご質問の趣旨は不正を行って法人税等を逃れるということかと思いますが、逆の方法論として、税理士側からの確認書があります。税理士がどこまで申告内容を確認したかを記した書類を添付すると、税務調査がある程度クリアになるという制度です。日本は自己申告制度なので、税務調査によって判断されるのでそのような手続きを経ることで、税理士がある程度保証するようなシステムです。</p>
<p>まさにタックス・コンプライアンスの話題だが、日本では申告にあたって、税理士がコントロールする（税理士が申告内容を保証する）立場なのか。企業側でも税理士が確認したから安心できるというものなのか。</p>	<p>両面あるかと思います。税理士が確認したということ担保することで税務当局は調査しなくともすむ、と同時に企業側にとっても申告内容が真正なものであることを担保することです。この制度は税理士の権利として制度化されたものです。国税当局は税務調査の高度化・効率化を志向しており、デジタル化と並んで、税理士が行う取り組みには有効であると思います。</p>
<p>そのような制度がドイツでも欲しいですね。うらやましい限りです。税理士会のなかでも議論していますし、当局とも議論している最中です。まさにドイツでもそのような制度の導入を検討しています。というのも、税務当局側における人出不足や徴収に対する障害、税理士側においても人手不足で苦しむこととなりますので、取り組みを進めています。</p>	
<p>ドイツで税理士が直面している状況として、企業側から税理士には税務当局から企業を守ってほしい、税務当局は企業に対して非常に不信感を抱いている、その狭間に税理士が挟まれている。</p>	<p>そのような状況は日本も同じです。</p>
<p></p>	<p>日本税理士会連合会では若者に魅力ある制度・職業を目指して活動しているが、ドイツにおいて同様の取り組みがあれば教えてほしい。</p>
<p>いろいろと取り組んでいます。マスコットのようなもの、イメージキャンペーン等です。連邦税理士会でイメージキャンペーンを今年5月からスタートしています。若者に向けたキャンペーンは、対象年齢は14 歳から20 歳をターゲットとしています。職業教育における認知度を上げるようにしています。また SNS や広告で訴求していま</p>	

質問（ドイツ連邦税理士会）	回答（日本税理士会連合会）
<p>す。税理士という職業がいかにより面があるか、そして将来が安定しているかという点を訴求しています。税理士が職業教育に対して積極的に取り組むような施策も行っています。</p>	

(通訳：広美・ヴァルデンベルガー、イルカ・ハギワラ)

(高橋俊行国際部長、笹尾博樹同副部長)

※以下、意見交換会資料については、連邦税理士会による日本語訳

4. September 2024

ドイツ税理士会への質問リスト

Frageliste an die Bundessteuerberaterkammer

<p>1. Aktueller Stand der Steuerberater in Deutschland Mitgliedschaft einschließlich der Gesamtzahl der registrierten Steuerberater, Durchschnittsalter, Anzahl der Kandidaten für die Steuerberaterprüfung, Qualifikation für die Prüfung, Begrenzung der Anzahl der Durchführung der Prüfungen, Prozentsatz der männlichen oder weiblichen Mitglieder, Entwicklung dieser Aspekte, Registrierung durch Befreiung von der Prüfung</p> <p>Mitglieder der Steuerberaternkammern insgesamt (1.1.2024): 105.896, davon Steuerberater: 88.969 Steuerbevollmächtigte: 970 Anerkannte Berufsausübungsgesellschaften: 14.211 Berufsfremde GF/Partner anerkannter BAG: 1.746 Anteil der männlichen Steuerberater: 56.867 (=62 %), 2015: 65,3 % Anteil der weiblichen Steuerberater: 34.818 (=38 %); 2015: 34,7 % Durchschnittsalter: insgesamt 53,4 Jahre, männliche Steuerberater 55,4 Jahre, weibliche Steuerberater 50,2 Jahre Anzahl der zur Steuerberaterprüfung 2023/2024 zugelassenen Personen: 5.437, davon schriftliche Prüfung abgelegt: 4.208; Prüfung bestanden: 2.171 (=51,6%)</p>	<p>1. ドイツにおける税理士の現状 税理士登録総数、平均年齢、税理士試験受験者数、受験資格、試験実施回数の制限、男性会員・女性会員の割合、これらの発展、試験免除による登録を含む会員数</p> <p>税理士会会員総数 (2024 年 1 月 1 日): 105,896 人、うち 税理士: 88,969 人 公認税務代理人: 970 人 公認プロフェッショナル企業: 14,211 社 公認 BAG の非専門家経営者/パートナー: 1,746 人 男性税理士の割合: 56,867 人 (=62%), 2015 年: 65.3 女性税理士の割合: 34,818 人 (=38%), 2015 年: 34.7 平均年齢: 合計 53.4 歳、男性税理士 55.4 歳、女性税理士 50.2 歳 2023/2024 年度税理士試験合格者数: 5,437 名、うち筆記試験受験者数 4,208 名、合格者数 2,171 名 (=51.6)</p>
--	---

2

<p>Zulassungsvoraussetzungen für die Steuerberaterprüfung:</p> <p>a) Hochschulabsolventen:</p> <ul style="list-style-type: none"> • Abschluss eines wirtschaftswissenschaftlichen oder rechtswissenschaftlichen Hochschulstudiums oder eines anderen Hochschulstudiums mit wirtschaftswissenschaftlicher Fachrichtung • Praktische Tätigkeitszeit: 2 Jahre bei Regelstudienzeit von mindestens 4 Jahren, 3 Jahre bei Regelstudienzeit von weniger als 4 Jahren <p>b) Praktikerzugang:</p> <ul style="list-style-type: none"> • Abschlussprüfung in einem kaufmännischen Ausbildungsberuf (insbes. Steuerfachangestellter) und 8 Jahre praktische Tätigkeit, Bilanzbuchhalter oder Steuerfachwirt 6 Jahre • Beamter des gehobenen Dienstes der Finanzverwaltung und mindestens 6 Jahre Tätigkeit als Sachbearbeiter <p>Wiederholungsmöglichkeit der Steuerberaterprüfung: Die Prüfung kann zweimal wiederholt werden. Bis zum Ende der letzten Klausur können die Kandidaten von der Prüfung zurücktreten (Prüfung gilt als nicht abgelegt). Bei Steuerberaterprüfung 2023/2024 sind 1.229 Kandidaten zurückgetreten</p>	<p>税理士試験の受験資格</p> <p>a) 大学卒業者</p> <ul style="list-style-type: none"> - 経済学、法学、または経済学を専門とする他の大学の学位を修了していること。 - 実務経験: 標準修業年限 4 年以上で 2 年、標準修業年限 4 年未満で 3 年。 <p>b) 実務家入学</p> <ul style="list-style-type: none"> - 商業訓練職種 (特に税務事務) の最終試験と 8 年間の実務経験、会計士または税務スペシャリスト 6 年間 - 財務行政の上級公務員で、事務官として 6 年以上の実務経験を有する者 <p>税理士試験の再受験の可能性: 再受験は 2 回まで可能。最終試験終了まで受験を辞退することができる (受験はなかったものとみなされる)。2023/2024 年度税理士試験では、1,229 名が受験を辞退した。</p>
---	--

3

<p>Befreiung von der Steuerberaterprüfung: Siehe § 38 StBerG: Professoren, ehemalige Finanzrichter und ehemalige Finanzbeamte des höheren Dienstes + mindestens 10 Jahre Tätigkeit, ehemalige Finanzbeamte des gehobenen Dienstes + mindestens 15 Jahre Tätigkeit.</p>	<p>税理士試験免除: StBerG 第 38 条参照: 教授、元税務判事、元高等公務員 + 勤続 10 年以上、元高等公務員 + 勤続 15 年以上。</p>
<p>Anzahl der eingetragenen Berufsausübungsgesellschaften, Arten ihrer Rechtsformen und Anzahl jeder Rechtsform (Berufsausübungsgesellschaften, Unternehmen usw.) Anzahl der Berufsausübungsgesellschaften (BAG) Anerkannte BAG: 14.211, Nicht anerkennungspflichtige BAG: 2.881, davon Aktiengesellschaften: 102 (0,6%) Gesellschaft mit beschränkter Haftung (GmbH): 9.509 (55,6%) Unternehmergesellschaft haftungsbeschränkt (UG): 139 (0,8%) GmbH % Co. KG: 897 (5,2 %) Kommanditgesellschaft (KG): 100 (0,6%) Offene Handelsgesellschaft (OHG): 15 (0,1 %) Partnerschaftsgesellschaft (ohne mbB): 329 (1,9 %) Partnerschaftsgesellschaft mbB: 3.109 (18,2 %) Gesellschaft bürgerlichen Rechts (GbR): 7 (0,1 %)</p>	<p>登録されている専門職業実践組織の数、その法的形態の種類、および各法的形態（専門職業実践組織、会社など）の数。 専門実践企業数（BAG） 公認 BAG : 14,211 社、公認対象外 BAG : 2,881 社。 公開有限会社 : 102 社 (0.6) 有限責任会社（GmbH） : 9,509 社 (55.6) 有限責任事業者（UG） : 139 (0.8%) 株式会社（GmbH & Co. KG） : 897 社 (5.2) 合資会社（KG） : 100 (0.6%) 合名会社（OHG） : 15 社 (0.1) パートナーシップ会社（mbB を除く） : 329 (1.9%) 有限責任パートナーシップ会社（mbB） : 3,109 (18.2%) 民法上のパートナーシップ（GbR） : 7 (0.1 %)</p>

4

<p>2. Aktueller Stand der kleinen und mittleren Unternehmen (KMU) in Deutschland Definitionen von KMU, Anzahl der Unternehmen, Anzahl der Beschäftigten und Trends bei Wachstum und Rückgang seit 2000. Kleinstunternehmen, kleine und mittlere Unternehmen (KMU) werden in der EU-Empfehlung 2003/361 definiert. Danach zählt ein Unternehmen zu den KMU, wenn es nicht mehr als 249 Beschäftigte hat und einen Jahresumsatz von höchstens 50 Millionen € erwirtschaftet oder eine Bilanzsumme von maximal 43 Millionen € aufweist. Für die Bundesregierung zählen alle Unternehmen mit bis zu 499 Beschäftigten und weniger als 50 Millionen Euro Jahresumsatz zu den KMU. Mit 3,1 Millionen zählte 2022 die überwiegende Mehrheit (99,3 %) der Unternehmen zu den kleinen und mittleren Unternehmen (KMU). 55 % der 38,7 Millionen Beschäftigten (d. h. rund 19 Mio. Beschäftigte) arbeiteten im Jahr 2022 in kleinen und mittleren Unternehmen. In Kleinstunternehmen waren rund 19 % der tätigen Personen beschäftigt, 20 % in kleinen, weitere 15 % in mittleren Unternehmen.</p>	<p>2. ドイツにおける中小企業の現状 中小企業の定義、企業数、従業員数、2000 年以降の成長と衰退の傾向。 零細・中小企業（SME）は、EU 勧告 2003/361 で定義されている。これによると、従業員数が 249 人以下で、年間売上高が 5,000 万ユーロ以下、または貸借対照表の合計が 4,300 万ユーロ以下の企業が中小企業である。ドイツ政府の場合、従業員数 499 人以下、年間売上高 5,000 万ユーロ以下の企業はすべて中小企業にカウントされる。 310 万社で、2022 年の企業の大部分（99.3%）は中小企業である。 2022 年には、従業員 3,870 万人のうち 55%（つまり約 1,900 万人）が中小企業で働いている。従業員の約 19%が零細企業、20%が小企業、さらに 15%が中企業で働いている。</p>
---	--

5

<p>Erwerbsbevölkerung in Deutschland (2024) Ca. 46 Mio. Erwerbstätige und ca. 35 Mio. sozialversicherungspflichtig Beschäftigte.</p>	<p>ドイツの労働力人口 (2024年) 約 4,600 万人の雇用者と、約 3,500 万人の社会保険料の対象となる従業員。</p>
<p>Die Rolle der KMU in der Industriestruktur in Deutschland Der Mittelstand ist Deutschlands Wirtschafts- und Beschäftigungsmotor. Er ist die treibende Kraft bei Innovationen und ein starker Partner für Großunternehmen weltweit. Der Mittelstand besteht zum ganz überwiegenden Teil aus kleinen und mittleren Unternehmen (KMU). Über 99 Prozent aller Unternehmen in Deutschland sind KMU, sie stellen mehr als die Hälfte aller Arbeitsplätze und erwirtschaften dabei mehr als jeden zweiten Euro (Nettowertschöpfung). Ca. 3,5 Millionen Unternehmen in Deutschland sind KMU. 75 % aller Lehrlinge werden vom Mittelstand ausgebildet. 96,9 % der deutschen Exporteure sind KMU.</p>	<p>ドイツの産業構造における中小企業の役割 中小企業はドイツの経済と雇用の原動力です。これはイノベーションの原動力であり、世界中の大企業の強力なパートナーです。中規模企業の大部分は中小企業 (SME) で構成されています。ドイツの全企業の 99% 以上が中小企業であり、全雇用の半分以上を占め、2 ユーロ (純付加価値) を超える額を生み出しています。ドイツでは約 350 万社が中小企業です。全実習生の 75% が中規模企業によって訓練を受けています。ドイツの輸出業者の 96.9%は中小企業です。</p>
<p>3. Aktueller Stand der Unternehmensbesteuerung in Deutschland Anzahl der juristischen Personen nach dem Körperschaftsteuergesetz, Steueraufkommen, dessen Entwicklung in der Vergangenheit und die Vorteile der Betreuung durch den Steuerberater (z.B. Fristverlängerungen) für die Steuerpflichtige Mehr als 800.000 Kapitalgesellschaften im Jahr 2022. Im Jahr 2023 betragen die Einnahmen aus der Körperschaftsteuer in Deutschland rund 44,9 Milliarden Euro. Vorteil der Heranziehung eines Steuerberaters sind u. a. längere</p>	<p>3. ドイツにおける法人課税の現状 法人所得税法に基づく法人数、税収、過去の推移、納税者にとっての税務アドバイザーによるサポート (期限延長など) のメリット 2022 年には 80 万法人を超える。 2023 年、ドイツの法人税による収入は合計約 449 億ユーロ。 税務アドバイザーを利用する利点としては、申告期限の延長が挙げられる。ドイツの税法は非常に複雑であるため、税務アドバイザーの専門知識は有用であり、時には必要である。顧問税理士は正しい処理を保証し、クライアントが法定以上の税金を支払う必</p>

6

<p>Steuererklärungsfristen. Das deutsche Steuerrecht ist sehr komplex, sodass die Expertise eines Steuerberaters hilfreich und zum Teil notwendig ist. Der Steuerberater sorgt für eine korrekte Abwicklung und dafür, dass sein Mandant nicht mehr Steuern zahlen muss als rechtlich geboten.</p>	<p>要がないようにする。</p>
<p>4. Aktueller Stand der Erbschafts- und Schenkungssteuer in Deutschland Überblick über das Besteuerungssystem, Entwicklung der Zahl der Steuerpflichtigen, Entwicklung des Steueraufkommens Die Erbschaftsteuer in Deutschland ist eine Steuer, die beim Erwerb von Todes wegen und bei unentgeltlichen Zuwendungen unter Lebenden, hier Schenkungssteuer genannt, beim Erben beziehungsweise Beschenkten anfällt. Das Steueraufkommen steht den Bundesländern zu. Rechtsgrundlage ist das Erbschaftsteuer- und Schenkungssteuergesetz. Die Höhe der Steuer bestimmt sich nach dem Steuerwert des erlangten Vermögens und nach Faktoren, die vom Verwandtschaftsgrad abhängen, so der Steuerklasse (I-III), dem Steuersatz (7-50 %) und den Freibeträgen. Bestimmte Vermögensarten sind von der Erbschaftsteuer befreit oder unterliegen Begünstigungen, so etwa selbst genutztes Wohneigentum und Betriebsvermögen, wenn es Arbeitsplätze zu erhalten gilt.</p>	<p>4. ドイツにおける相続税と贈与税の現状 税制の概要、納税者数の推移、税収の推移 ドイツの相続税は、死亡による取得の場合、および無償の生前贈与の場合に相続人または受贈者が支払う税金であり、ここでは贈与税と呼ぶ。税収は連邦州に帰属する。法的根拠は相続税・贈与税法である。税額は、取得した資産の課税価格と、課税区分 (I~III)、税率 (7~50%)、非課税額など、関係の程度に応じた要素によって決まる。相続税が免除される資産や、雇用が維持される場合には優遇措置が受けられる資産もある。</p>

7

<p>Im Jahr 2023 haben die Finanzverwaltungen in Deutschland Vermögensübertragungen durch Erbschaften und Schenkungen in Höhe von 121,5 Milliarden Euro veranlagt. Das steuerlich berücksichtigte geerbte und geschenkte Vermögen stieg damit 2023 gegenüber dem Vorjahr um 19,8 % auf einen neuen Höchstwert, nachdem es 2022 um 14,0 % gesunken war. Steuerpflichtig waren nach Abzügen rund 60 Mrd. Euro. Die festgesetzte Erbschaft- und Schenkungsteuer erhöhte sich um 3,9 % auf 11,8 Milliarden Euro, wieder erlassen wurden rund 2 Mrd. Euro für begünstigtes Betriebsvermögen. Dabei entfielen auf die Erbschaftsteuer 7,7 Milliarden Euro (-4,5 %) und auf die Schenkungsteuer 4,1 Milliarden Euro (+24,9 %).</p> <p>Der Gesamtwert aller verschenkten und vererbten Vermögen liegt höher und wird statistisch nicht erfasst, da die meisten Erbschaften, Vermächtnisse und Schenkungen innerhalb der Freibeträge liegen. Für diese wird in der Regel keine Steuer festgesetzt. Schätzungen zufolge werden derzeit jährlich bis zu 400 Mrd. Euro vererbt. Der effektive Steuersatz auf Vermögenstransfers läge demzufolge bei rund 2,5 %.</p>	<p>2023年、ドイツの税務当局は、総額 1,215 億ユーロの相続および贈与による資産移転を評価した。このため、税務上認められた相続・贈与資産は、2022年に14.0%減少した後、2023年には前年比19.8%増加し、過去最高を記録した。控除後の課税対象額は約600億ユーロであった。相続税および贈与税は3.9%増の118億ユーロとなったが、有利な事業資産については約20億ユーロが再び免除された。相続税は77億ユーロ(4.5%減)、贈与税は41億ユーロ(24.9%増)であった。</p> <p>ほとんどの相続、遺贈、贈与は非課税額の範囲内であるため、贈与、遺贈された資産の総額はもっと高く、統計的には記録されていない。原則として、これらには課税されない。現在、毎年最大4,000億ユーロが遺贈されていると推定されている。したがって、富の移転に対する実効税率は約2.5%となる。</p>
<p>5. Aktueller Stand der Unternehmensnachfolgebesteuerung in Deutschland Legislative Zwecke des Systems (Dient es der Sicherung von Arbeitsplätzen?) Soll u. a. der Sicherung von Arbeitsplätzen und dem Erhalt der Unternehmen dienen.</p>	<p>5. ドイツにおける事業承継税制の現状 制度の立法目的（雇用の保護に役立っているか？） 特に雇用の保護と企業の存続を目的とする。</p>

<p>Entwicklung der Zahl der Steuerpflichtigen, die das System in den letzten sieben Jahren angewandt haben, Entwicklung des Betrags der Steuerbefreiung Der BStBK liegen keine Angaben dazu vor.</p>	<p>過去7年間にこの制度を利用した課税対象者数の推移、免税額の推移 BStBKにはこれに関する情報はない。</p>
<p>Prozentsatz der Fälle, in denen die Steuerbefreiung nicht anwendbar war Der BStBK liegen keine Angaben dazu vor.</p>	<p>非課税措置が適用されなかったケースの割合 BStBKはこれに関する情報を持っていない。</p>
<p>Arbeitsabläufe für deutsche Steuerberater bei der Anwendung dieses Systems (z.B. Erstellung von Unternehmensnachfolgeplänen, Einreichung von Anträgen, behördliche Prüfung durch die Behörden, Entscheidungen der Behörden, Nachbesserung von Anträgen, usw.) U. a. Vorbereitung von Unternehmensnachfolgeberatung und -planung, Einreichung von Anträgen, Ermittlung des Unternehmenswertes, Ermittlung der Verwaltungsvermögensquote und der Lohnsumme, Begleitung behördliche Entscheidungen, Nachbearbeitung von Anträgen und Beachtung der Nachbehaltensfristen.</p>	<p>ドイツの税務顧問が本制度を利用する際のワークフロー（例：事業承継計画の作成、申請書の提出、当局による審査、当局の決定、申請書の修正等）。 例えば、事業承継のアドバイスや計画の準備、申請書の提出、企業価値の評価、管理資産比率や資金総額の決定、当局の決定のサポート、申請書のフォローアップ、保存期間の遵守など。</p>
<p>6. Überlegungen zu den Steuerberatersystemen in anderen Ländern Setzt sich die Bundessteuerberaterkammer aktiv für die Einführung des deutschen Steuerberatersystems in anderen Ländern ein? Die BStBK setzt sich auf europäischer Ebene über die ETAF für</p>	<p>6 他国の税務顧問制度に関する考察 連邦税理士会は、他国におけるドイツ税理士制度の導入を積極的に支援しているか。 BStBKは、ETAFを通じて欧州レベルでドイツの専門家法（留保義務、守秘義務、第三者所有の禁止、会議所制度など）の普及と</p>

<p>die Förderung und den Erhalt des deutschen Berufsrechts (u.a. Vorbehaltsaufgaben, Verschwiegenheitspflicht, Fremdbesitzverbot, Kammersystem) ein und bewirbt die Vorteile des deutschen Berufsrechts. Dabei weist die BStBK darauf hin, dass das deutsche Berufsrecht Vorbild für andere europäische Länder sein kann. Es gibt aber keine aktiven Bemühungen, das deutsche Berufsrecht in andere Länder zu „transferieren“.</p>	<p>維持のためのキャンペーンを行い、ドイツの専門職法の利点を促進している。BStBKは、ドイツの専門職法が他の欧州諸国のモデルとなりうると指摘している。しかし、ドイツの専門職法を他国に「移管」しようとする積極的な努力は見られない。</p>
<p>Können Steuerfachleute aus anderen Ländern realistischerweise in Deutschland praktizieren? Oder wäre das ein Verstoß gegen das Steuerberatungsgesetz? Steuerberater aus anderen Mitgliedstaaten der EU, der EWR-Vertragsstaaten und der Schweiz können nach vorheriger Meldung bei der zuständigen Steuerberaterkammer gelegentlich und vorübergehend Hilfe in Steuersachen entsprechend der Befugnis in ihrem Heimatstaat leisten. Bei dauerhafter Hilfeleistung in Steuersachen bzw. Begründung einer dauerhaften Niederlassung in Deutschland ist die Ablegung einer verkürzten Steuerberaterprüfung (sog. „Eignungsprüfung“) erforderlich. Steuerberatern aus Ländern außerhalb der EU; der EWR-Vertragsstaaten und der Schweiz müssen die normale Steuerberaterprüfung ablegen.</p>	<p>他国の税務専門家がドイツで実務を行うことは現実的に可能でしょうか?それとも税理士法違反になるのでしょうか? 他のEU加盟国、EEA加盟国、スイスの税理士は、関連する税理士会議所に事前に届け出た後、本国での認可に従って、税務に関する臨時・一時的な支援を行うことができます。税務に関する恒久的な支援やドイツに恒久的施設を設立する場合には、短縮された税務顧問試験(いわゆる「適性試験」)に合格しなければなりません。EU、EEA加盟国、スイス以外の国の税理士は、通常の税理士試験を受けなければなりません。</p>

<p>7. Gedanken zur Regulierung von Steuerfachleuten in der EU Sind Sie der Meinung, dass die Rolle der Steuerfachleute und ihr Potenzial mit der wirtschaftlichen Integration der EU zunehmen werden? Ja, da mit Zunahme der wirtschaftlichen Integration in der EU auch die Zahl der grenzüberschreitenden Dienstleistungen und des Warenverkehrs und damit auch der Beratungsbedarf für steuerliche Fragen zunehmen wird.</p>	<p>7. EUにおける税務専門家の規制についての考え EUの経済統合に伴い、税務専門家の役割とその可能性は高まると思いますか? EUの経済統合が進むにつれ、国境を越えたサービスやモノの移動が増え、それに伴い税務に関するアドバイスの必要性も高まるでしょう。</p>
<p>Sind Sie der Meinung, dass Faktoren, die die Tätigkeit deutscher Steuerberater in anderen Ländern behindern können, beseitigt werden sollten? Ja, es gibt in anderen Ländern noch erhebliche Hindernisse für die Erbringung von Steuerberatungsleistungen durch deutsche Steuerberater, neben Sprachbarrieren und unterschiedliche Steuergesetze auch regulatorische Beschränkungen wie z. B. Registrierungspflichten.</p>	<p>ドイツの税理士が他国で活動することを妨げる要因を取り除くべきだと思いますか? はい。言葉の壁や税法の違いに加え、登録要件などの規制上の制約もあり、ドイツの税理士が他国で税務アドバイザーサービスを提供するにはかなりの障害が残っています。</p>
<p>8. Die Besteuerung der Unternehmensnachfolge soll die Fortführung bestehender Unternehmen unter dem Gesichtspunkt der Beschäftigungssicherung gewährleisten, aber gibt es auch Unterstützungssysteme (Steuersystem, Finanzierung, Subventionen usw.) für Zweitgründungen (*) nach der Nachfolge? (*) Eine zweite Neugründung meint hierbei, dass ein relativ kleines KMU oder ein anderes Unternehmen einen neuen</p>	<p>8. 事業承継税制は、雇用確保の観点から既存事業の継続を図るものであるが、承継後の第二創業(*)に対する支援制度(税制、融資、補助金等)はあるのか。 (*)ここでいう第二創業とは、比較的小規模な中小企業等が、新たな経営者を雇用し、他分野に進出することをいう。狙いは、経営者の交代による状況の変化と事業の基盤の維持を両立させることである。</p>

<p>Manager einstellt und in einen anderen Bereich expandiert. Ziel ist es, eine Managementveränderung zu erreichen, um die Situation zu verändern und gleichzeitig die Geschäftsgrundlage zu erhalten.</p> <p>Es gibt erbschaftsteuerliche Verschonungsregeln für Unternehmensvermögen, die unter bestimmten Voraussetzungen eine Freistellung in Höhe von 85 Prozent oder 100 Prozent von der Erbschaftsteuer ermöglichen. Daneben gibt es Instrumente wie bspw. eine Verschonungsbedarfsprüfung oder Stundungsregelungen.</p> <p>Zu außersteuerlichen Förderungen oder Finanzierungen liegen der BStBK keine Angaben vor.</p>	<p>事業用資産には相続税の非課税規定があり、一定の条件下で相続税が 85%または 100%免除される。また、非課税の必要性テストや納税猶予の規定もある。</p> <p>BStBK には、税制以外の優遇措置や融資に関する情報は無い。</p>
<p>9. Gibt es ein „Inkubationssystem“, ein spezielles Unterstützungssystem für kleine Unternehmen (Steuersystem, Finanzierung, Subventionen usw.)?</p> <p>Der BStBK liegen keine Angaben dazu vor. Es gibt aber bspw. Förderprogramme der KfW.</p>	<p>9. 中小企業に対する特別な支援制度 (税制、融資、助成金等) である「インキュベーション制度」はあるか?</p> <p>BStBK はこれに関する情報を持っていない。しかし、例えば KfW の支援プログラムがある。</p>
<p>10. Aktueller Stand der Aktivitäten zu Vorschlägen für Steuerreformen durch die Steuerberaterkammern. Haben die Steuerberaterkammern rechtlich das Recht, Vorschläge für Steuerreformen zu unterbreiten?</p> <p>Die BStBK und die Steuerberaterkammern können Vorschläge zu Änderungen des Steuerrechts und Steuerreformüberlegungen</p>	<p>10. 税理士会の税制改正提案に関する活動の現状</p> <p>税理士会は、税制改正に関する提案を提出する法的権利を有するか?</p> <p>BStBK および税理士会は、税法の改正や税制改革の検討に関する提案を提出することができます。また、意見書や公聴会への参加</p>

12

<p>unterbreiten. Zudem ist eine Äußerung zu Gesetzesinitiativen in Form von schriftlichen Stellungnahmen oder der Beteiligung an einer öffentlichen Anhörung möglich.</p>	<p>という形で、立法構想にコメントすることも可能です。</p>
<p>Machen die Steuerberaterkammern Lobbyarbeit für Ihre Belange? Wenn ja, machen das die Steuerberaterkammern selbst, oder macht das eine andere Interessenvertretung für die Belange der Steuerberater?</p> <p>Die BStBK und die Steuerberaterkammern vertreten die Interessen des steuerberatenden Berufs auf nationaler und europäischer Ebene. Die Interessenvertretung gehört zu den gesetzlichen Aufgaben der Kammern. Dabei sind die Kammern aber zur Objektivität und Neutralität verpflichtet. Sie dürfen sich auch nicht zu allgemeinpolitischen Themen äußern, die keinen Berufsbezug aufweisen. Sie sind daher keine Lobbyvereinigung. Aus diesem Grund ist die BStBK auch nicht im nationalen Lobbyregister des Bundestags eingetragen (keine Eintragungspflicht). Etwas anderes gilt für die Steuerberaterverbände, insbesondere den DSIV. Diese sind auch im Lobbyregister eingetragen.</p>	<p>税理士会は顧問税理士の利益のためにロビー活動を行っていますか?もしそうであれば、税理士会 議所が自ら行っているのでしょうか、それとも他の組織が税理士 の利益を代表しているのでしょうか?</p> <p>BStBK と税理士会は、国内および欧州レベルで税務顧問の利益を代表しています。利益を代表することは、税理士会の法定義務の一つです。しかし、税理士会には客観的で中立的であることが義務付けられています。また、専門職とは関係のない一般的な政治問題についてコメントすることも許されていません。従ってロビー活動団体ではない。このため、BStBK は連邦議会の全国ロビー登録にも登録されていません (登録義務なし)。税理士会、特に DSIV については状況が異なります。これらもロビー登録簿に登録されている。</p>

13

事業承継税制の現状と課題

	ドイツ	日本
相続税の目的	過度の富の集中を防ぐため、課税を通じて富を再分配します。このアプローチは税の公平性の原則に基づいています。	
会社承継の種類	会社承継にはさまざまな形式があります。たとえば、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> - 親族内承継（親族への会社承継） - 親族外承継（社員への会社承継等） - 合併および買収（会社の第三者への売却など）。 	
優遇税制の目的	事業承継の妨げとなる相続税・贈与税は廃止すべきである。経済と雇用の活力を維持することだ。	
対象となる資産	特に、事業資産（事業、部分的事業、共同起業家の持分）、および遺言者または寄付者が25パーセントを超える直接株式を保有していた企業の直接保有株式が対象となります。	会社資産、すべて取得した議決権株式。 2019年度税制改正により、個人事業主に対しても同様に事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が導入されました。
相続税優遇の概念	<p>受益資産は、最大 85 パーセント（標準免除）または 100 パーセント（オプション免除）まで税金が免除されます。</p> <p>相続が発生した場合、申請により優先事業用資産に帰属する相続税部分の納税を最長7年間猶予することができます。</p> <p>標準およびオプションの免除に関する規制は、取得した事業資産の価値が 2,600 万ユーロまでのみ適用されます。</p>	<p>2009年の税制改正により、相続税と贈与税の納税猶予制度が導入されました。</p> <p>2013年からは、前任者の親族以外の後継者に相続や贈与をした場合にも、相続税や贈与税の猶予が可能になりました。相続税の猶予率は相続税額の80%が上限となります。</p>

	このテストのしきい値を超えた場合、購入者は選択する権利があります。購入者は、（減少する）税額控除を申請するか、税軽減の必要性をテストするかを選択できます。	特別な規定により相続税の100%を猶予することも可能です。そのためには、2008年4月1日から2021年3月31日までの5年間に「特別承継計画」を都道府県に提出し、承認を受ける必要がある。
相続税の優遇措置の要件	<p>管理資産は、事業資産の 10% の割合まで優先資産として扱われます（新規の管理資産は除きます）。</p> <p>給付対象となる資産の額の9割以上が行政資産である場合には給付対象外となります。優先資産のオプション免除を申請するには、管理資産が事業の公正価値の 20% を超えてはなりません。</p> <p>標準免除の場合は少なくとも 5 年間の保存期間が適用され、オプション免除の場合は少なくとも 7 年間の適用されます。</p> <p>資金総額のチェックは、従業員数が 5 人を超える企業規模に適用されます。</p> <p>企業の最低資金額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> - 従業員が6人から10人の場合、5年以内に250%（標準免除）、または7年以内に500%（任意免除）、 - 従業員 11 ～ 15 人の場合、5 年以内に 300%（標準免除）、または 7 年以内に 565%（オプション免除）、 - 従業員が 15 人を超える場合、5 年以内に 400%（標準免除）、または 7 年以内に 700%（オプション免除）。 </p>	<p>従業員数の5年間平均で80%以上の定着という要件があります。</p> <p>従業員5人未満の中小企業については、2017年より1未満の端数が切り捨てられることになった。たとえば、従業員 4 人の中小企業が従業員 1 人を失った場合でも、雇用保障要件は満たされます（従業員 4 人 x 80% = 3.2 人、3 に切り捨て）。</p> <p>ただし、特例により、雇用継続要件を満たさない理由を記載した書類を都道府県に提出すれば、5年間の平均が 80%を下回っても納税猶予を継続できる。</p> <p>経営悪化等の理由が認められない場合には、認定機関に支援・助言を求め、経営革新を推進する必要があります。これは雇用確保義務が事実上撤廃されることを意味する。</p>

親愛なる同僚の皆様

太田社長、

本日は、ドイツにおける電子請求書導入の現状についてご説明させていただきます。

背景

ドイツにおける電子請求書の導入は、欧州連合（EU）全体の請求書発行の調和を目指す欧州のガイドラインと規制の中で行われている。請求書のやり取りを、より効率的で安全かつ透明性の高いものにするためである。その根拠となっているのは、手作業による請求書処理を減らし、エラーを最小限に抑え、管理コストを削減することを目的とした欧州連合指令である。

ドイツの現状

ドイツにとって、2025 年からの電子請求書発行の義務化は、デジタル化と官僚主義の削減に向けた重要な一歩である。しかし、立法者は、これによってVAT不正行為とより効果的に闘うことができるようになることも期待している。

電子請求書（e-invoice）は、請求書の発行から送付、保管に至るまで、請求書の発行プロセス全体をデジタル化したデジタル文書である。従来の紙の請求書とは対照的に、電子請求書には自動的に処理できる構造化データが含まれている。これにより、請求書を発行する側と受け取る側の双方にとって、より迅速で優れた請求書処理が可能になる。

誰が影響を受けるのか？

ドイツに拠点を置き、ドイツに拠点を置く他の企業に商品やサービスを販売または提供するすべての企業は、間もなく電子請求書の使用が義務付けられる。これは、企業間の取引にのみ適用されます。非課税の納品やサービス、250 ユーロ以下の少額請求書、乗車券などは影響を受けない。

段階的導入

ドイツでは、企業にとって移行しやすいように、電子請求書は数年かけて段階的に導入される。

2025 年から、つまり早ければ来年から、当初は電子請求書の受領義務のみが発生する。

2028 年までは、電子請求書として請求書を発行、つまり送付することも、企業の規模によって異なる。

2026 年末までは、紙の請求書と、従来通りその他の電子フォーマットを使用することができる。総売上高が 80 万ユーロまでの企業は、2027 年までこれを継続できる。この売上高に依存した経過措置により、立法者は中小企業の関心や懸念を考慮している。これらの企業は、デジタル化の程度が低いことが多く、そのため、より高い変換努力にさらされる。

2028 年 1 月からは、ドイツの B to B セクターのすべての企業に電子請求書の使用が義務付けられる。

欧州の報告制度

ドイツにおける電子請求書の段階的導入は、欧州連合（EU）が計画する報告制度への準備も兼ねている。欧州連合（EU）の現在のスケジュールによると、2030 年以降、EU 域内の B2B 取引について、デジタル・リアルタイム報告システムの導入が義務化される予定である。

その基礎となるのが e インボイスである。

ドイツの立法者は、欧州諸国間の取引の報告制度と同時に、国内取引の報告制度も導入したいと考えている。これは二重投資を避けるためである。イタリアやポーランドなど他の欧州諸国では、すでに国内取引に基づく報告制度がある。

メリット、デメリットは？

電子請求・申告システム導入の現状はここまで。企業や税理士にとって、具体的にどのような意味があるのだろうか。

電子請求は、企業や法律事務所における業務プロセスの効率化につながります。完全に自動化されたプロセスは、時間を節約し、ミスを減らします。また、請求書の印刷や送付にかかるコストも削減できます。請求書データはすべてデジタルで利用できる。データの透明性が高まることで、社内のあらゆる分野でメリットが得られます。帳簿管理から年次財務諸表までが簡素化される。

しかし：企業や税理士にとって、電子請求書の導入が義務化されるということは、社内のプロセスを適応させなければならないということでもある。既存の電子化のレベルにもよるが、電子請求書への切り替えは、当初は多少の労力を要する。

結論

とはいえ、ドイツにおける電子請求書の導入は、会計のデジタル化における重要な一里塚であることを最後に申し上げたい。

請求書発行プロセスのさらなるデジタル化と企業における会計の自動化は、税理士業界にも大きな影響を与える。しかし、ドイツ連邦税理士会の観点からは、請求書発行プロセスのデジタル化がもたらす機会と可能性に焦点を当てるべきである。構造化された請求書発行、自

動化された請求書処理、それに伴うプロセスの最適化は、かなりの節約の可能性を提供する。税理士はルーチンワークから解放される。

ドイツでは、このテーマはドイツ経済全体に影響するため、非常に重要である。そのため、連邦税理士会はこのプロセスに密接に関与し、中小企業へのIT支援にも力を入れている。

一言で言えば

ドイツにおけるe-invoicingの現状について分かりやすく説明できたと思います。皆さんとの議論を楽しみにしています。

ありがとうございました。

ご列席の皆様

職業政策の観点から、現在私たちにとって特に関心のある職業法の問題の概要をお話しさせていただきます。

独占業務

現在、税法上の支援を提供する認可の問題は、私たちにとって最優先の課題です。ドイツでは、包括的な税法上の助言は、税理士、弁護士、監査人に委ねられている。これには特に、個人および企業の税務申告書の作成、企業の年次財務諸表の作成、税務当局や裁判所に対する代理業務が含まれる。継続的な財務会計と給与計算だけは、会計士や簿記係など他の職業に属する者も行うことができる。

EU委員会は以前から、税務顧問という専門職の留保業務に批判的である。これは特に、毎月の付加価値税申告書の作成や給与計算の設定など、単純と思われる日常業務に当てはまる。そこでEU委員会は、規制緩和と独占業務の削減を求めている。そのため、EU委員会はドイツに対しても手続きを開始した。EU委員会の批判的な姿勢と現在進行中の手続きに鑑み、現在ドイツ政界では、会計士が税理士の独占業務の一部を提供することを認めるよう求める声も上がっている。特に、VATの事前申告書の作成が議論されている。

ドイツ連邦税理士会は、欧州レベルでも国内レベルでも、税理士のみがこれらの独占業務を遂行できるようにすることを強く支持している。これは、誤ったアドバイスの結果から消費者や企業を守るために重要である。結局のところ、税理士だけが適切な訓練を受けているのである。一方、税理士は税務行政の機能、ひいては徴税を保証する。これは、毎月のVAT申告のような、大量に提出される税務申告において特に重要である。そのため、予約された業務は納税者を保護するだけでなく、ドイツの税収を保護し、国家の財政的な生活を保証するのである。

第三者所有の禁止

ドイツでは、税理士および弁護士、監査人、弁理士などの自由業に従事する者のみが、税理士事務所のオーナーまたはパートナーになることができます。これに対し、銀行、保険会社、投資ファンドなどの商業投資家は、税理士事務所の株式を保有することができない。これは、主に収益の最大化に関心を持つ専門外の投資家が、会社の提供する税務アドバイスに

影響を与えることを防ぐことを目的としています。この規制は、主に税務アドバイスの独立性と守秘性を保護することを目的としている。助言の焦点は、あくまでも顧客にとっての最善の専門的解決策であるべきであり、助言者の可能な利益利益ではない。

EU 委員会もこの制限を批判的に捉えている。EU 委員会は、少なくとも一定の限度までは、営利目的の投資家も税理士事務所の資本に株主として参加できるようにしたいと考えている。EU 委員会は、このように営利目的の負債資本を認めると、財務投資家が最終的に税理士事務所の経営方針を決定することになるため、独立性が大きく損なわれることを認識していない。これは例えば、どのクライアントを受け入れるか、どのように委任を処理するかといった問題に影響を与える可能性がある。医療分野での経験によれば、最大限の利益を得ようとする投資家は、可能な限りコストを削減するよう、診療所の医師に圧力をかける。その結果、質が低下し、患者に不利益をもたらす。連邦税理士会議所は、税理士業界における同様の事態の発生を防止するため、税理士業務における外部営利株主の禁止に固執している。

税理士試験

連邦税理士会は、税理士という職業を将来の世代にも魅力的な職業であり続けるために、税理士試験をさらに発展させることに賛成している。現在までのところ、3つの筆記試験は10月の全国統一試験日に実施されている。ここで連邦税理士会は、特に試験の近代化を目指している。つまり、将来的には、数年にわたり、異なる日に個別に試験を実施することも可能である。不合格となった試験は、複数年の試験期間内に再試験を受けることができる。したがって、税理士試験は複数のモジュールにまたがることができる。連邦税理士会は、これにより若い専門家にとって税理士試験の魅力が増すことを期待している。

試験的プロジェクトとして、税理士会議所は現在、税理士試験の電子試験問題を試験中である。受験者は、税理士会からノートパソコンを支給され、試験当日に試験会場で監督されながら試験問題を作成する。受験者は、従来の方法で試験を書くか、ノートパソコンを使って電子的に試験を書くかを自由に選択できる。また、試験官は電子システムを通じて試験を添削することもできる。受験者からも試験官からも、最初の経験は非常に好意的なものだった。

以上、連邦税理士会が現在取り扱っている専門法に関するトピックを簡単にご紹介しました。ご質問をお待ちしております。ご清聴ありがとうございました！

資料編

税理士会

- [資料 1] 税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果 75
- [資料 2] グローバル社会における税務専門家制度のあり方について
—国際部委員へのアンケートから— 80

AOTCA

- [資料 3] アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会規約 87
- [資料 4] AOTCA加盟団体一覧 94
- [資料 5] 2023年AOTCA東京会議レポート 95
- [資料 6] 2024年AOTCA杭州会議レポート 132

韓国

- [資料 7] 韓国税務士会概要 173
- [資料 8] 日本税理士会連合会・韓国税務士会定期懇談会事績 175

ドイツ

- [資料 9] ドイツ連邦税理士会概要 179

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

[資料1]

名称	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
1 担当機関	国際部 14人 1997年	総務部及び制度部	特定していない	国際税務特別委員会	国際部 11人 1999年	国際委員会 14人 2012年	国際特別委員会 7人 2013年	名古屋税務研究所 43人(うち国際部門15人) 2009年	特定していない	総務部国際交流委員会 3人 2013年	総務部 10人 1996年	特定していない	九州北部国際交流委員会 10人 2016年	特定していない	国際委員会 5人 2010年
2 外国語資料	【東京】 ・「国際税務研究報告書(H29.5)」 ・「国際税務に関する調査・研究として、BEPs行動計画3とわが国の外国子会社合算税制、欧州型VAT税制とインボイス方式、総合主義からAOA帰属主義へ移行した事に伴う申告義務の対応、国外転出時の課税及びその他の国際課税上の問題について」(H29.11、H30.3) ・「ソウル地方税理士会との協議会資料(H29.12、H30.8)」 ・「外国人のためのやさしい日本の税金と税理士制度4冊子(韓国語・2017改訂版)」	千葉県税理士会の案内(英文)	可(HPIに掲載)		ホーチミン市税理士会3周年記念式典公開資料、外国語対応税理士紹介制度案内	外国人のための確定申告セミナー	外国人向け無料税務相談会								
3 ① 友好協定	ケルン税理士会 共同声明 1980年 相互理解・交流促進、情報交換	韓国・中部地方税務士会 友好協定 1991年 相互理解・交流促進	モンゴル税理士会 友好協定 2009年 相互理解・交流促進、情報交換		釜山地方税務士会 友好協定 1991年 相互理解・交流促進、情報交換			ミュンヘン税理士会 友好親善台意書 2001年 相互理解・交流促進、情報交換(名古屋) 2年に1回の相互訪問 オンラインによる意見交換		大連注冊税務師協会 友好協定 2009年 相互理解・交流促進	韓国大邱地方税務士会 友好協定 1996年 相互理解・交流促進、情報交換	光州地方税務士会 友好協定 1997年 相互理解・交流促進、情報交換	ニュルンベルク税理士会 友好協定 1993年 相互理解・交流促進	大田地方税務士会 友好協定 1995年 相互理解・交流促進、情報交換	台北市記帳及報税代理人公會 友好協定 2012年 相互理解・交流促進、情報交換
3 ②	ソウル地方税務士会 友好協定 1995年 相互理解・交流促進、情報交換	ハンブルグ税理士会 友好協定 2000年 相互理解・交流促進、情報交換			年1回の学術交流会					大連注冊税務師協会 友好協定 2009年 相互理解・交流促進、情報交換	2年に1回の相互訪問	2年に1回の相互訪問	韓国・仁川地方税務士会 友好協定 2019年 相互理解・交流促進、情報交換	年1回の相互訪問	2年に1回の相互訪問
3 ③	中国注冊税務師協会・北京市注冊税務師協会 友好協定 2004年 相互理解・交流促進、情報交換														
3 ④	台湾中華工商税務協会 東京・台湾税務専門家情報交換協定 2013年 情報交換														

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

協定締結の要望	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
① 実施年 事業名称 主催 テーマ	なし 2024年 研修視察 東京税理士会 税制及び税理士制度の調査及び情報収集	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	ホーチミン市税理士会 社団法人台北市記帳士公会 2023、2024年 国際セミナー 国際部	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか
② 実施年 事業名称 主催 テーマ	ベトナム 17人 ベトナム税理士会を通過して訪問を調整 ベトナム税理士会 ベトナム記帳及納税代理人公会全国連合会 ベトナム税理士会 ベトナム記帳及納税代理人公会全国連合会 ベトナム税理士会 ベトナム記帳及納税代理人公会全国連合会	中国 12人 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 ベトナム税理士会 ベトナム記帳及納税代理人公会全国連合会 ベトナム税理士会 ベトナム記帳及納税代理人公会全国連合会	モンゴル 43人 モンゴル税理士会 モンゴルの直接のやり取り	大坂国税局に講師派遣依頼	2024年 国際セミナー 国際部 (近畿会) ①「中堅企業にもある簡易な移転価格調査」 ②「海外取引に係る消費税ルールの概観とインボイス」	2024年 国際セミナー 国際部 (近畿会) ①「中堅企業にもある簡易な移転価格調査」 ②「海外取引に係る消費税ルールの概観とインボイス」	2024年 国際セミナー 国際部 (近畿会) ①「中堅企業にもある簡易な移転価格調査」 ②「海外取引に係る消費税ルールの概観とインボイス」	2024年 国際セミナー 国際部 (近畿会) ①「中堅企業にもある簡易な移転価格調査」 ②「海外取引に係る消費税ルールの概観とインボイス」	2024年 国際セミナー 国際部 (近畿会) ①「中堅企業にもある簡易な移転価格調査」 ②「海外取引に係る消費税ルールの概観とインボイス」	2024年 国際セミナー 国際部 (近畿会) ①「中堅企業にもある簡易な移転価格調査」 ②「海外取引に係る消費税ルールの概観とインボイス」	2024年 国際セミナー 国際部 (近畿会) ①「中堅企業にもある簡易な移転価格調査」 ②「海外取引に係る消費税ルールの概観とインボイス」	2024年 国際セミナー 国際部 (近畿会) ①「中堅企業にもある簡易な移転価格調査」 ②「海外取引に係る消費税ルールの概観とインボイス」	2024年 国際セミナー 国際部 (近畿会) ①「中堅企業にもある簡易な移転価格調査」 ②「海外取引に係る消費税ルールの概観とインボイス」	2024年 国際セミナー 国際部 (近畿会) ①「中堅企業にもある簡易な移転価格調査」 ②「海外取引に係る消費税ルールの概観とインボイス」	2024年 国際セミナー 国際部 (近畿会) ①「中堅企業にもある簡易な移転価格調査」 ②「海外取引に係る消費税ルールの概観とインボイス」
③ 実施年 事業名称 主催 テーマ	なし 2024年 研修視察 東京税理士会 税制及び税理士制度の調査及び情報収集	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	2023、2024年 国際セミナー 国際部	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか	なし 2023年 懇談会 中華民国記帳及納税代理人公会全国連合会 AIOの進化発展と税務代理業務について、ほか

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

[資料1]

収集した資料の 翻訳 回数	東京 ベトナム税務総 局作成協議会 資料	東京 2026年 国際交流事業	東京地方 2027年11月 聴談会	関東(信越)	近畿	北海道	東北	名古屋 意見交換会に おけるテーマに 関する資料	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
4 1 2	2026年 国際交流事業	2027年11月 聴談会	なし	なし	2025年 国際セミナー			2025、26年 ①ミューベン税 理士会との意見 交換会 ②ミューベン税 理士会の来訪 名古屋税理士会	なし	なし	なし		①2025年、② 2026年 ①ニューベル ク税理士会訪 問、②に川地方 税理士会		2026年 中華民国税理 士会及納税代理 人会全国運合 会との交流
4 3	海外視察・研修 予定	(東京地方) 中華民国記帳及 報税代理人公 会全国運合会 未定	国際部		国際部 諸外国の税制、 税務等について			名古屋税理士会					九州北部税理士 会		沖縄税理士会
5 1	国際税務 相談窓口	海外税制及び 税理士制度の 視察研究 未定	中国					未定					未定		税理士業務の 現状について 台湾 5人
5 2	外国人向け 税務相談	東京税理士会 会員相談室 東京税理士会 が運営する会 員相談室(外国 税制等、国際業 務に関する相 談)を利用 電話、FAX、メ ール等	12人				東北地方在住 の外国人のた めの税務相談	東京税理士会 会員相談室 指導研修部が 会員相談室を 運営しており、 相談員が電話・ 面談等に相談 に応じている			委員・組合員相 談室 税理士会館への 来室、電話、FAX・ メールで相談可 能。日ごとに相談 員が決まっている。 国際税務に関 しては対応できる 相談員で対応して いる。				
6 1	分掌機関名称 国際税務	日本税務会計 学会国際部門 145人	千葉税務研究 所 34人	国際税務特別 委員会 7人			東北税理士会 ホームページに ボタンを設けて おり、メール等 で相談票を受け 付けている	名古屋税務研 究所 43人						制度部 10人	
6 2	設置年度 具体的な研究 活動	2018年度 1997年 諸外国における 税制及び会計 その他関連する 諸学及び税理 士業務により派 生する諸問題 の研究	2022年 国際税務に關す る情報の提供 、国際税務に關す る委員向け研修 等の実施 ・国際税務に關す るマルチメディア 研修の企画、運営 等				2017年 ・アメリカの災害 税制(2020年、 2023年更新) ・少子化対策、 電子インボイス を含めたDXに ついて(2024年 〜)	2009年 ミューベン税理 士会とのシンポ ジウム、意見交 換会を開催する ため、日独の税 務及び税理士 制度に関する研 究。							

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

6	国際税務に関する委員会向け研修の実施	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
6	国際税務に関する委員会向け研修の実施	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
7	国際税務に関する委員会向け研修の実施	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
7	国際税務に関する委員会向け研修の実施	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
7	国際税務に関する委員会向け研修の実施	東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄

税理士会における国際関係事業の実態に関する調査結果

[資料1]

		東京	東京地方	千葉県	関東信越	近畿	北海道	東北	名古屋	東海	北陸	中国	四国	九州北部	南九州	沖縄
8	紹介制度					あり	あり	あり								
1	紹介人数					24人	17人	2人								
8	選定要件					基本的には納税者の要望(言語、相談内容、対応地域等)に対応可能かという点を重視。募集方法については、会報及びHPにて案内し、応募フォームから受付。	自己申請	相談者のお住まいの地域(興及び所轄の税務署名)や希望を聞いて選定する。外国語対応は文書の添送(毎年)を予定している。								

1. 日税連の国際関係事業の今後の方向性について

1) AOTCAにおけるリーダーシップの発揮について、どのようにあるべきか

会名	意見・提案等
東京	現在、日税連で進めていただいておりますリーダーシップ、事務局設置を含めて中心的な役割を担っているものと考えており、特段コメントはございません。いつもありがとうございます。
東京地方	日本で法人化して政治的に中立な形で日本を中心に事業を実施すべきと思います。
千葉県	特段機関決定した事項はないので、私見にて回答致します。日本はAOTCA参加国、特にアジア諸国の中では税務・会計分野で歴史のある国です。今後AOTCA参加国の中での経済的つながりが密になっていくと予想される中で、日本が積極的なリーダーシップで各国相互の発展を牽引していくべきと考えます。
関東信越	アジア・オセアニア地域において民主的制度を導入・定着させて地域全体の経済発展を促進する観点から、日税連が果たす役割は大きいと思います。AOTCA事務局を日本に設置することが決定されたこともあり、リーダーシップを発揮していくべきと考えます。
近畿	個人的な考えであるが、AOTCAの運営においても中心にいることをアピールするためにも、秋のAOTCAのイベントの開催に参加人員を増やすほうが良いと思う。(公費か私費化はともかく。。。)
北海道	積極的に各国・地域団体等と交流し相互理解を深め信頼を確保し続けることが必要と考えます。
東北	・今後AOTCAの日本での法人化が決議されたことを受け、更に日本側が主導して他国をリードすべき立場になってくるものと思われます。 ・会費の徴収等も含め、今後益々その重要性が増すものと考えております。
名古屋	令和6年10月に中国・杭州で開催されたAOTCA定時総会においてAOTCAを法人化することが承認された。AOTCAは日税連の提唱により設立されたものであり、これまでも日税連が事務局機能を担ってくるなどその活動をけん引してきたことを踏まえて、少なくとも同法人の事務局は日本に設置すべきである。
東海	国際部で年一回、AOTCAの加盟国を訪問して懇親及び人脈づくりを図る。
中国	各国の税務当局が協調路線を進んでいる今、納税者を支える側も各国間の横のつながりをこれまで以上に強めることが必要と考える。AOTCAは日税連のイニシアチブで創設された組織であり今後も横のつながりができるようリーダーシップを発揮すべきと思う。
四国	現在すすめている日本での法人化をまず成功させることが必要である
九州北部	セッションにおいて、1部では我が国の事務局主導の共通のテーマを提起して各国に発表してもらい、2部を各国の自由なテーマでの発表してもらうようにすることにより、会の司会と共通テーマの紹介を我が国の事務局等が行うことで我が国のリーダーシップが発揮できるのではないかと。
南九州	AOTCA発足国であること、更にAOTCAを日本で法人化することをふまえ、AOTCAにおけるリーダーシップはこれまで以上に発揮し続けるべきであるとする。また、各国の文化や慣習等を理解し尊重したうえで、日本の強みである調整力や緻密な組織運営のノウハウを活かし、AOTCAの組織運営や活動のサポートの継続も必要である。
沖縄	年1回開催のAOTCA会議とは別に、半年に1回程度のWEB役員会議を開催し、各国税理士会の活動状況等についての情報交換を行う。

2) 新興国への税理士制度の導入と普及の支援について、どのようにあるべきか

会名	意見・提案等
東京地方	税理士会で研修等を実施できれば良いが現実的には政府の支援でやる必要がある。
千葉県	私見にて、日本の税理士制度が普遍的な最適解とは必ずしも思いませんが、一つの成功事例として、これまで培ってきた税理士制度における申告納税制度の優位性とここに至るまでの知見を各国に提供し、その国において最適な制度として導入できるように協力をしていくべきだと考えます。
関東信越	ISTAXでの講師を務めた後のアンケート結果やAOTCAウェビナーへの参加体験を参考にすると、日本の税理士制度や制度が国家財政に果たす役割を高く評価する意見が多くありました。税理士制度の理念をベースとして国々の個別の事情に合わせた制度設計と実施を促すことは、日税連が地域に貢献することのできる大きな役割であると思います。ISTAXやAOTCAの場で、引き続き情報発信を行っていくことが重要であると考えます。
近畿	たくさんの国に導入されるよう、広報していくことに賛成である。
北海道	その国の内情等を理解したうえで何が出来るかを考え提案する必要があると考えます。現在行われているISTAX等は税理士制度の普及と支援に対し有効であると考えます。
東北	・AOTCA加盟国でも、その税理士制度の普及という点で、温度差や普及状況に差があるものと思われます。 ・AOTCAでの、スピーカーの研究テーマの発表に留まらず、各国の導入、普及状況の問題点の検討会も面白いかと思えます。
名古屋	・税務大学校が開催する税務職員向け国際研修で、現在ISTAXセミナーの他に国別税務行政研修も行われているが、インドネシア財務省職員に対する税務行政研修では参加者からの日本の税理士制度に関する質問が非常に多く、その関心の高さが伺えたため、新興国からの要望があれば、このような国別税務行政研修を積極的にを行い、日本の税理士制度を広く周知していったらいいか。 ・インドネシアからのAOTCA参加者は非常に多い。まずはインドネシア税理士制度と日本の比較をしてみたい。
東海	新興国の税理士の日本への短期留学制度を作る。日税連で新興国の税理士の研修をする。
中国	申告納税制度を支える存在としての我が国の税理士制度は誇るべきものと考えるので、現状と同様日本に研修に来た外国の税務職員へ日本の税理士制度を紹介するとともに、さらに税理士制度を自国に導入した場合どのようなのかを考える機会があればよいと思う。
九州北部	AOTCAにおいて我が国の税理士制度の紹介を行ったらどうか。内容はISTAXの途上国の税務担当者への説明するようなものでいいと思う。
南九州	日本の税理士制度は申告納税制度のもとに成り立っており、申告納税制度が機能するためには国民の民主的な思想が不可欠である。税理士制度を導入している新興国において日本の様な税理士制度を普及するためには、民主的な思想を育むことに時間を要する事から、現在の支援活動を長期的な視点で継続すべきである。また、税理士制度を形式的に導入するのではなく、税理士の使命や責任、社会的地位までも普及・定着できるような支援が必要であると考えます。
沖縄	新興国に日税連役員を派遣して日本の税理士制度についての説明を行うほか、新興国の税理士制度担当者を招いて税理士制度についての研修を行うなどの支援を行う。

3) 在住外国人への税務面での支援体制の構築について、どのようにあるべきか

会名	意見・提案等
東京	現在、外国人への税務支援体制が構築できておりませんので構築する方向でご検討をいただけますと幸いです。
東京地方	外国人向けの無料税務相談を実施すると良いと思います。
千葉県	私見にて。在住の外国人に関して、近年その数が増大しています。しかし、それらの外国の方々に対する税務的な支援はあまり活発にはされていないように思われます。ただ今後も在住外国人が増えていくかどうか、その立場や権利を国策の方針として明確にしてから本格的な支援を行なうべきではないかと考えています。
関東信越	在日外国人が最も身近に感じるのが市区町村の役所ではないでしょうか。税理士会単独では、在住外国人との接点そのものを持つことが困難であることから、税務面等での支援については行政や、弁護士会・司法書士会等とも協同しながら、ワンストップで在住外国人の問題解決に対応することが現実的な手段であると考えます。
近畿	当会では、外国語対応税理士紹介制度があり、今後も継続して運用する予定である。
北海道	各地域機関等と協力し、定期的に相談会やセミナー等を開催し定着させることが大切と考えます。そこで国税庁等の外国人へ向けた資料等を案内・周知し、日本の税制への理解を図ることが必要と考えます。
東北	・現在仙台弁護士会と勉強会を行っており、その中で犯罪等での裁判での外国人容疑者との言語の問題、通訳問題について、今後の税務面での支援の拡充が必要であると実感しています。 ・言語や国籍によって、在日の外国人の方が生活しにくい国であってはならないと弁護士の一人がおっしゃっていたのが印象的です。税務も見習いたいと思っております。
名古屋	金融庁が開設している「国際金融センター」のホームページ内に、日本で起業する外国人を支援するために「外国語対応可能な事業者(当初は「外国語対応可能な士業」であったもの)」を照会するページがあるが、その検索画面にたどり着くのも困難で、利用しづらいものになっているため、より利用しやすいものに改善し、在住外国人に周知していくよう金融庁に働きかけてはいかかが。
東海	在日外国人が多い支部では、毎年確定申告期に外国人向けに無料相談会を開催している。その相談員経験者に対して、どのような支援を望むかアンケートを実施して意見を徴収してみるべきである。
中国	税務支援の一環として在住外国人への税務面での支援は、税理士会が行う税務支援の一環として取り組むべき活動だと考える。中国会は現在対応していないが、他会では確定申告時期に外国人への無料相談を行っている例もあり、中国会も確定申告時期の無料相談ニーズを調べるところから始める必要があると思う。
九州北部	税理士会で支援すべきではあるが、国税当局の積極的な対応が要請される。国税当局とタイアップした支援体制が必要である。
南九州	国税庁のホームページで提供されている英語の情報は日本語の情報よりも圧倒的に情報量が少ないため、在住外国人にとって税務面での情報の取得が極めて困難であり、税理士による支援は在住外国人に求められていると推察できる。現在金融庁主導で外国語対応可能税理士の一覧を公表しているが、日税連や各税理士会のホームページでも同様に公表すると良いと考える。 各会の税務支援については、支援体制にばらつきがあるのが現状であり、地域によっては外国人に対応可能な税理士や支援の需要自体もばらつきがあると考え。南九州会においては、外国人に対する支援の需要の有無と、外国人に対応可能な税理士を把握する事が先決であると考え。
沖縄	各税理士会に対し、在住外国人への税務面での支援体制の構築について積極的に働きかける一方、在日大使館や領事館へ日税連の在住外国人への税務面での支援体制についてPRする。

4) 税理士会員の国際関係事業の支援体制の構築について、どのようにあるべきか

会名	意見・提案等
東京	クライアントの海外進出が増加するなか税理士会員の国際課も重要な課題となっている。これからも国際課対応の重要性について説明を実施していただきたい。また、東京税理士会以外の会において国際部が創部されることを望みます。
東京地方	研修会等を実施する。
千葉県	私見にて、今後税理士の関与している企業も国際化の道を全く避けていくことはできないと思います。その反面現状で国際的な業務の必要性を切実に思っている税理士も少ないことも事実です。現状では一部の税理士優遇になりかねないので、大きな支援体制でなく、紹介や斡旋のようなことで進めた方が良いでしょうと思います。
関東信越	私が所属する地元税理士会において、国際税務案件に従事している会員はほぼ皆無であり、実務面で困っているようなことはないように感じます。このような中で、関東信越会に関しては単独で支援常設機関を設置するには現実的ではないことから、例えば、単発案件が発生した際には日税連において会員からの相談に乗っていただけるような制度があれば、ありがたいと考えます。
近畿	各国の税務関連資格を持つ人と連携し、スムーズに橋渡しできるよう、関係性を構築し、情報交換を常にしておく必要があると考える。
北海道	定期的な国際業務に関する研修会開催や知り得た情報を適時提供をすることが大切であると考えます。また、会員同士お互いの事例や情報の交換ができる場も必要と考え、勉強会形式の小規模な研修会を2023年度から開催しています。
東北	・会員自らの自己啓発を促し、国際税務の問題、基礎的知識の底上げが必要であり、各会国際部委員が先導し、その業務にあたるべきと思います。
東海	在日外国人が多い支部では、毎年確定申告期に外国人向けに無料相談会を開催している。その相談員経験者に対して、どのような支援を望むかアンケートを実施して意見を徴収してみるべきである。
中国	中小企業でも国際税務に関わる場面が増えてきている。まずは国内の感覚だけでは間違いを起こすようなことがあるということを認識してもらうために幅広い会員を対象とした研修を充実させることが一番だと思う。それについては中国会も今年度からWebで国際税務の研修の配信を始めている。とはいえ専門性が高い分野なので何か事案が発生したら詳しい人に相談できる体制をつくっておくことが必要で、中国会においては当面は会員相談室で国際税務の相談にのってくれるということを会員に周知しその利用状況をみて体制を拡充すべきかを判断するのがよいと思う。
九州北部	国際交流には資金的な面が必要となってくる。各会ともに渡航費用等の会負担について否定的な意見が見受けられるため必要性を理解してもらうことが必要である。 各会はもちろんのこと連合会主導の渡航費用等の一部の援助が必要な場合もあると考える。
南九州	これまで特定の税理士会において国際関係業務についての研修会等が定期的実施されており、各会の研修サイトから視聴できる他会主催の研修もあるが、全ての研修を網羅されてはいない為、全ての研修会の研修資料や動画を共有をいただけるような支援体制を希望する。
沖縄	日税連が中心となって国際関係業務に精通した税理士のネットワークを構築し、全国の税理士と国際関係業務に関する質疑応答を行うサイトを運営する。

5) 国際税務研究の充実と関連機関との連携について、どのようにあるべきか

会名	意見・提案等
東京	国際税務情報研究会、国際部を中心として財務省主税局参事官室、国税庁国際業務課などと立法に関する意見交換会があると良いと思います。
東京地方	大学等の研究者との連携を図る。
千葉県	私見にて。現状ではあまり多くの税理士が国際税務に関与していないと思いますが、将来的にはより多くの税理士が係わってくることと今以上に国際取引が複雑になってくるのは明らかですので、国際税務の研究は進めて聞くべきだと考えます。関連機関との連携も強化して欲しいと思います。
関東信越	国際税務情報研究会や国税当局との意見交換会・勉強会を通じた交流を一層促進すべきと考えます。
近畿	学術的には必要であると考えますが、会員にどれだけ還元できるか(会員にどれだけ必要か)というところで、どのレベルの充実・連携が必要かという点について難しさはあると思う。
北海道	国際税務研究を踏まえ、関連機関との情報や意見交換の場を増やし、より良い税制へ提案等願っています。
東北	・各々素晴らしい研究テーマをもって、研究されているものと思われます。ただ、その国際税務という特殊性から、その発表の機会が周知されないのも事実かと思えます。 ・公開研等その発表の機会を広げることも重要かと思えます。
東海	日税連の国際税務情報研究会と単位会の税務研究所とのパイプを作る。公開研究討論会の国際研究版を目指す。具体的には日税連の国際税務情報研究会主催で年一回開催する。
中国	現在の連携はそのまま維持した上で、現状行われている国際税務研究の成果を会員に確実に伝わるようにするため、常設の場所であるTAINSの「国際税務情報」エリアを有効に活用しその場所の認知度を上げることで各コンテンツが必要な人に有効に活用されるようになればいいと思う。
九州北部	税務研究会と国際部の部員との関係がはつきりせず交流もAOTCAの際に接触がある程度である。もっと交流すべきと考える。
南九州	国際税務研究会の研究成果の共有や合同の勉強会、意見交換会など、情報共有や交流の機会があると良いと考える。
沖縄	財務省主税局や国税庁国際課税部局との意見交換の機会を設け、収集した情報等を国際税務研究に活用するほか、その成果を「税理士界」に掲載して全国の税理士にフィードバックする。

2. AOTCA東京会議(2023年)、杭州会議(2024年)に参加しての印象等

会名	意見・提案等
東京	AOTCA東京会議におかれましては、短期間での急遽の開催にも関わらず日本税理士会連合会、東京税理士会国際部が連携して全力でご来賓の皆様をお迎えし、大成功の形で終了したと記憶しております。
東京地方	初めて参加したので、大変大規模なもので驚きました。
千葉県	税理士が、本格的な国際会議に触れることができる大変貴重な機会として大変有意義なものと考えています。偏った参加人数など開催のあるべき姿に関しては今後も検討を進めていくべき所や反省点がありますが、参加できて良かったと思います。今後はより多くの一般の税理士会員が参加できるような下地を作っていけたら良いと思います。
関東信越	連続して参加していると、参加者にも顔見知りができるようになりました。それぞれの国の事情に応じた課税制度について意見交換を行い、書籍では知りえない知識を得ることも楽しみです。社交行事についても毎回楽しみにしています。
近畿	セッションの内容について、それぞれの国での興味の範囲が違うことを知ることができて、いい刺激となった。
北海道	杭州会議で初めて総会へ出席し大変興味深く感じたので、今後も総会等にオブザーバー参加できることを希望します。
東北	・東京会議 ただただ東京会様の、ご苦勞が垣間見れた素晴らしい会議でした。 ・杭州会議 スピーカーとして参加させていただきましたが、その会場の設営、環境も素晴らしい舞台上で発表できて感謝しております。
名古屋	各加盟団体からのセッションへの参加者数にかなり偏りが見受けられるため、アンバランスにならないよう調整が必要であると考えます。
東海	AOTCA東京会議は、東京税理士会様に設営や懇親会等で大変お世話になりました。感謝申し上げます。 杭州会議は、国際部員の不参加が多く、残念でした。同時通訳の方のレベルが低かったのが苦勞しました。
北陸	各国の税制や資格制度を理解する機会として有意義であった
中国	東京会議に参加したが、杭州会議には参加できていない。東京会議に役員を中心とした多くの税理士会会員が現地参加し、Web視聴することができたのはAOTCAという存在を税理士会員に知ってもらうためによかったと思う。ただ会場の制約のため多くの日本人がガラディナーは別会場で、ガラディナーの熱気を感じることはできなかったのは残念だった。東京会が独自の歓迎の施策をされたのはとてもよかった。
四国	準備期間が短期間ではあったが、非常に良くコーディネートされた会議だった
九州北部	リーダーシップの個所で記載しているが、セッションの1部を我が国事務局主導の共通のテーマの発表にして2部を各国の自由なテーマでの発表にしたほうが良いのではないかと。 ただ、どの会合でも通訳の和訳の精度が非常によくない。セッションの通訳の和訳の精度を向上する努力をしてもらいたい。 日本が主導するAOTCAに参加する我が国の主役はいったい誰なのかよくわからない。税務研究会なのか国際部員なのか、その両者なのか。
南九州	AOTCA東京会議(2023年)では、開催決定から準備の期間が短い状況のなか、無事に開催することができ、主催者側としての国際会議の準備・運営の難しさを学ぶ事ができた。セッションでは主催国として日本の発表者も多く登壇し、日本の税理士制度や国際的に関心の高い最新トピックを広く発信できた。社交行事においても、日本文化を取り入れたプログラムを提供し、各国の参加者からの反応も良かった。特に会議終了後のガラディナー待ち時間中に東京会により実施された着付けやお茶、屋台体験、ピカチュウ来場などが好評だった。 杭州会議(2024年)では、渡航の安全面から緊張感を感じながらの参加となった。セッションでは、開催国関係(中国、香港、マカオ)の発表者が多く登壇し、興味深い発表が多かった。社交行事では、中国の文化を活かした演出がなされ、参加国の相互理解を深める機会となった。
沖縄	各セッションごとに税務に関する最新のテーマが設定され、それに対する各国の税理士会の動向等を把握することができ非常に有益だった。特に、グローバル税制の第1の柱と第2の柱に対する取組状況を知ることができたことは大きな収穫であった。 課題は同時通訳の質の向上。国際税務に関する専門用語が多いため対応することは難しいと思うが、今後の改善を期待したい。

3. 日税連への要望について

会名	意見・提案等
東京地方	各税理士会の行う国際交流を支援してほしい。
関東信越	地元の税理士会をみても、「国際」ということが一般会員にはそもそも「遠い国の話」であることから、日税連が国際交流事業を行うことのメリットが一般会員には伝えきれていないような気がします。例えば、「3) 在住外国人への税務面での支援体制の構築」を単会や地元税理士会で行うようになれば「国際交流事業」を身近に感じられるようになると思います。
近畿	特定の国だけではなく、もっとたくさんの国と交流(連携)を持つ必要があると思う。 予算の問題はあると思うが、全額公費負担でなくてもいいと思う。
北海道	日本の会員が、AOTCA会議へWeb.で参加出来るように働きかけてほしいです。
名古屋	・東京開催のAOTCAには、名古屋税務研究所の研究員が参加できたが、外国開催のAOTCAには研究員の参加はない。できれば、研究員が参加できる枠組みが欲しい。 ・近隣国では、ASEAN(東南アジア諸国連合)の発足メンバーであり、かつ、東南アジアの経済大国でもあるタイがAOTCAに加盟していない(2010年に準加盟を脱退した)ため、在京タイ王国大使館等を通じてAOTCAへの加盟を呼びかけていてはいかかが。
東海	国際部部長の任期2年は短い。他国の要人と人脈が作れるぐらい長くすべきである。
四国	AOTCAでのタックスカンファレンスの動画を研修プログラムとして配信してもらいたい
九州北部	各会の会長に認識してもらうため、国際部会だけではなく連合会主催の各会の会長を含めた国際交流協議会を年1回程度(東日本または西日本ブロックに分けた会議で可)開催してもらいたい。国際交流の必要性や交流費用負担等の紹介を議題として行うと各会の交流事業の参考となる。 現在連合会が交流している海外視察等(前年のドイツ、本年の韓国等やその他の国)の訪問を自費による参加募集も含めて国際部員に参加枠を拡大してもらいたい。
南九州	オンラインを積極的に活用した新たな国際交流事業や既存の活動を改善するなどの検討をすると良いと考える。
沖縄	AOTCA東京会議に各税理士会の会長等が参加したこともあって、国際交流事業に対する税理士会の関心も向上したと思うが、まだ十分とは言えないと思う。 今後、AOTCAが法人化され、法人の主たる事務所が日税連に置かれることになっているので、これを機に、各税理士会において国際交流事業の重要性への理解が十分浸透するよう努めていただきたい。

4. その他

会名	意見・提案等
東京地方	・韓国中部税理士会と中華民国記帳及報税代理人公会全国連合会とは毎年交流しており隔年で行き来している。 ・ドイツハンブルク税理士会とは友好協定は締結しているがここ数年は何も交流していない。
関東信越	関東信越税理士会において国際交流事業は行っていません。
名古屋	国際交流事業とはならないが、当会税務支援対策部において、日本に居住する外国人に対する税務の税理士会員向け研修として「日本に居住する外国人に対する税務～確定申告の注意点～」を録画放映している。 また、名古屋国際センターとの共催で、「外国人のための税理士による無料税務相談」におけるセミナー及び相談会を開催するなど、日本に在住している外国人への税務支援を行っている。
中国	韓国大邱地方税務士会とは対面での交流は長く持っていないが、2023年10月AOTCA東京会議のときに参加者同士で立ち話ではあるが会い、2023年12月、2024年12月とWebでの交流をもった。

アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会規約

制定：1992/11/6 設立総会(於・東京)

変更：1994/11/10、1996/11/7、1998/11/13、2002/11/6、2004/2/16、2004/11/27、2012/10/18、2014/10/23、2016/10/6、2018/7/5、2021/6/8

第1章 総 則

第1条 (名称)

本協会は、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会(略称AOTCA)と称する(以下本協会という)。

第2条 (目的)

本協会は、アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体相互の理解及び協力を促進するとともに、その構成員の税務及びその周辺業務の拡充並びに友好親善に資することを目的とする。

第3条 (事業)

本協会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税制、税務行政及び税理士制度に関する情報、経験及び知識の交流促進のための便宜を提供すること。
- (2) 税務及び経済に関する情報並びに経験及び知識の交流促進のための便宜を提供すること。
- (3) 会報の発行及び専門的論文の出版を行うこと。
- (4) 国際組織、特に I.F.A. (国際税務協会) 及び C.F.E. (ヨーロッパ税務連合) との関係を密にし、関係情報の収集と活用を図ること。
- (5) その他、目的達成に必要な事業を行うこと。

第4条 (事務局等)

1. 本協会の the foundation office は、日本税理士会連合会が本協会の加盟団体であり、かつ、同連合会の同意がある限り、日本国東京の日

本税理士会連合会内に置く。

2. 本協会の事務局は、会長の定める所に置く。
3. 本協会に係るすべての通信は事務局あてに行うものとする。

第5条 (加盟団体)

1. 本協会の正規(ordinary)加盟団体は、アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、国内法に依拠する団体、又は良識ある全国的組織として広く認知されている団体で本協会に加入することを希望し、かつ、加盟を申請する団体と同じ国又は地域に既加盟団体がある場合は全ての既加盟団体の意見を考慮した後に総会で加入が認められた団体とする。

- 1 A. 本協会は正規加盟団体の他に、総会で加入が承

認された場合に限り、次の団体を準(associate)加盟団体として認める。

- (1) Affiliate members アジア・オセアニア以外の地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、国内法に依拠する団体又は良識ある全国的組織として広く認知されている団体
- (2) Candidate members アジア・オセアニア地域におけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体で、近い将来、国内法に依拠する団体又は良識ある全国的組織として広く認知されることを本協会が認めた団体
- (3) Official members アジア・オセアニア地域に

おけるタックスコンサルタントを含む者が構成員となっている団体であるが、団体と政府との関係又はその他の政府機関との関係のため独立した民間の職業専門家団体ではない団体

2. 本協会への加入を希望する団体は、書面により会長あてに加入申請を行うものとする。
3. 前項の書面には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 加入を希望する団体の属する国又は地域内に本協会に既に加盟している団体がある場合は、本協会への加入について全ての当該団体の推薦を受けていることを証する書面
 - (2) その他会長が必要と認めたもの
4. 加盟団体が本協会を退会するときは、その年の10月末日までに届出るものとする。ただし、退会は翌年の1月1日から発効する。
5. 総会は、以下の場合、4分の3の多数で正規(ordinary)加盟団体の加盟を停止し、又は取り消すことができ、また、過半数で準(associate)加盟団体の加盟を停止し、又は取り消すことができる。
 - (1) 加盟団体が本規約の規定に違反し、勧告を受けた後3月を超えても改善が見られないとき
 - (2) 本条第1項が規定する加盟団体としての資格がなくなったとき

第2章 役員及び会務

第6条 (役員)

本協会には、次の役員を置く。

会長

会長代理 会長の属する団体以外の団体に属する者

副会長 会長及び会長代理に選任された者の属する団体以外(第7条第3項に規定す

る)の加盟団体により推薦された者

事務総長

財務担当役員

監事(2名) 2名の監事は、それぞれ別の加盟団体に所属し、かつ、会長又は事務総長の所属する団体以外の団体に所属する者とする。

第7条 (役員を選任)

1. 副会長を除く役員は、2012年及びそれ以降に開催する総会において、2年に1度正規(ordinary)加盟団体の構成員のうちから選任されるものとする。ただし、事務総長は、その加盟団体により雇用されているprofessional officerである場合には、必ずしもその団体の構成員である必要はないものとする。
2. 会長代理は、会長が選任された総会の次の(2回目)の総会において、当該者が辞退した場合又は総会が新たに会長を選任することを決定した場合を除き、次期の会長予定者に選任されたものとする。
3. 会長及び会長代理が所属する団体を除く正規(ordinary)加盟団体は、その構成員のうちから副会長を推薦するものとし、必要に応じ当該副会長を交替させることができる。

ただし、会長が所属する団体の長を退任したときは、当該団体から副会長を推薦することができる。
4. 役員に欠員が生じたときは、次によりその職務が代行されるものとする。
 - ・ 会長の場合、会長代理が、会長の任期終了時まで、その職務を行う。
 - ・ 会長代理の場合、次回役員会で選任する。
 - ・ 事務総長及び財務担当役員の場合、会長が事務総長及び財務担当役員を指名し、指名

された事務総長及び財務担当役員の任期は次回役員会が開催されるまでの間とする。ただし、当該役員会の承認を得た場合は、当該在任期間とする。

- ・ 副会長の場合、当該副会長を推薦した加盟団体が新たに推薦する。
 - ・ 監事の場合、役員会が新たに後継の監事を選任する。ただし、当該役員会にて監事による報告が要請されている場合は、それまでの間、当該監事が所属する加盟団体が後継の監事を指名することができる。
5. 補欠選任は、役員会の議により、次の総会までこれを行わないことができる。

第 8 条 （会長、会長代理、副会長）

1. 会長は、本協会の会務を総括する。
2. 会長代理及び副会長は、会長の定めるところにより会長を補佐する。また、会長に事故があるときは、会長の要請によりその職務を代理する。

第 9 条 （事務総長）

事務総長は、事務局の総責任者として本協会の事務を掌理する。

第 10 条 （財務担当役員）

財務担当役員は、本協会の資金及び財産の管理、本協会の会計及び会長が命じるその他の財務に関する事項を掌理する。

第 11 条 （監事）

監事は、会計及び会務の執行を監査する。

第 12 条 （役員任期）

1. 副会長を除く役員の任期は、新たに役員が選任された総会の終了時に満了する。役員の再

任は妨げない。会長の任期は二期を超えてはならないものとする。ただし、補欠により就任した期間はこれに含まないものとする。

2. 補欠により就任した役員の任期は、他の役員の在任期間と同一とする。
3. 任期満了によって退任する役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

第 13 条 （役員退任）

役員は、役員に選任されたときに所属していた加盟団体の構成員でなくなったときは退任する。

第 14 条 （会務の執行）

役員は、会務の執行にあたっては、この規約又は総会若しくは役員会の議決に反することができない。

第 15 条 （役員会）

1. 役員会は、会長、会長代理、事務総長、財務担当役員及び副会長数名をもって構成する。当該副会長は、前事業年度に本協会に 5,000 米ドル以上の運営助成金を寄付した正規 (ordinary)加盟団体が推薦する者とする。また、総会において無記名投票で過半数(候補者の所属団体も含む)を得た者 2 名とする。
2. 役員会は、次の事項を決定する。
 - ・ 総会に提出すべき議案
 - ・ この規約において役員会の議を要するものとされている事項
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する重要事項
3. この規約の別段の規定にかかわらず、役員会が緊急事態対応に関する審議事項を取扱うにあたりその行為が前項に定める役員会の権限を越えるおそれがあるときは、役員に審議事項を役員会開催日の 48 時間前までに通知したうえで、役員会構成員の 4 分の 3 以上の多

数が本協会の利益に資するものと認めた場合に限り、役員会に当該行為を行う権限が付与されるものとする。ただし、当該行為は本規約の主旨に反するものであってはならない。当該行為は議事録に記録され、3 業務日以内に加盟団体に報告されなければならない。

4. 加盟団体は、二以上の加盟団体の賛同がある場合、前項の規定による役員会の行為を審議するため前項に定める議事録の受理後 7 業務日以内に第 29 条第 4 項による総会の開催を請求することができる。事務総長は、第 29 条第 3 項の規定にかかわらず、総会開催の 14 日前までに加盟団体に総会招集を通知しなければならない。この通知は総会開催請求の受理後 3 業務日以内に行われなければならない。加盟団体は、当該総会において役員会の行為を否決することができる。当該行為は否決までの間は効力を有するが、否決以降はこれを継続することはできない。

第 16 条 (役員会の運営)

1. 役員会は、会長が招集し、過半数の構成員が直接又は電子的方法を用いて出席しなければ会議を開くことができない。
2. 役員会の議長は会長が当たり、会長は決定票（キャスティングボート）を持つ。
3. 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。
4. 役員会の構成員のうち過半数が署名のうえ採択した書面による議決事項は、正規に開催された会議にて出席した構成員の過半数により議決したものと同等の効力を有するものとする。ただし、各加盟団体が提案された審議事項について通知されている場合に限る。また、書面審議により議決された議案については、構成員が署名のうえ書簡又はファクシミリに

より事務局に提出されるものとする。

5. 役員会は、1 年に 4 回開催することとする。うち 2 回の役員会は、役員が直接出席するものとする。

第 17 条 (役員の出張旅費等)

役員の報酬は、これを支給しない。また、役員の総会、役員会出席に係る旅費等の出費は、その者の所属する団体又は関係役員が負担するものとする。

第 3 章 専門委員会

第 18 条 (設置)

専門委員会を設置する。専門委員会は、運営委員会及び専門委員をもって構成する。専門委員 (Technical Advisors) は各加盟団体から任命された者とする。

第 19 条 (構成)

専門委員会に委員長及び 2 名の副委員長を置く。委員長及び 2 名の副委員長は運営委員会を構成し、2 名以内の者を運営委員会委員に任命することができる。委員長及び副委員長の選任については、第 7 条第 1 項の規定を適用する。

第 20 条 (機能)

専門委員会は、アジア・オセアニア及び他の地域の税務専門家に影響を及ぼす国際税務の関係法令、規則及びコンプライアンスに関する事項を取り扱う。専門委員会は、意見書を作成し、必要に応じて、独自に、または C F E あるいは他の地域の税務専門家組織と共同して意見書を取りまとめ、加盟団体に公開し、関係税務当局、国際機関または関係者に提出する。

第 21 条 (ワークプログラム)

運営委員会は、検討を要する課題及び専門委員会から提示された課題を決定し、また、特定の課題及びテーマについて調査、検討するためのワーキンググループを設置し、各ワーキンググループに対し担当の研究作業を命じ、ワーキンググループがとりまとめた意見書を承認することができる。

第 22 条 （委員長・副委員長の欠員）

委員長または副委員長に欠員が生じたときは、役員会は、委員長または副委員長を任命することができる。

第 23 条 （専門委員の推薦）

各加盟団体は、それぞれ 2 名以内の専門委員を推薦することができ、専門委員は、運営委員会が設置するワーキンググループの委員または座長となることができる。

第 24 条 （会議の開催）

専門委員会は、定時総会の開催時に会議を開催する。

第 4 章 顧問及び名誉顧問

第 25 条 （顧問）

1. 会長は、役員会の承認を得て、本協会の運営に関する事項を諮問するため、本協会の役員に在任したことのある者並びに税務の研究又は実務の専門家の中から顧問を委嘱することができる。
2. 現に本協会の役員である者は、顧問に委嘱することができない。
3. 顧問は、役員会及び総会に出席することができる。また、会長の求めに応じ、発言することができる。
4. 顧問の任期は、当該顧問を委嘱した会長の任

期と同一とする。

5. 第 13 条の規定は、顧問について準用する。

第 26 条 （名誉顧問）

1. 会長又はその後任者（incoming president）は、総会の承認を得て、本協会の役員経験者若しくは退任者を名誉顧問（顧問を除く。）に委嘱することができる。
2. 現に本協会の役員である者は、名誉顧問に委嘱することができない。
3. 名誉顧問は、役員会及び総会に出席することができる。また、発言することができる。
4. 名誉顧問の任期は、終身とする。
5. 第 13 条の規定は、名誉顧問について準用する。

第 27 条 （顧問、名誉顧問の出張旅費等）

第 17 条の規定は、顧問及び名誉顧問について準用する。

第 5 章 総 会

第 28 条 （構成）

1. 総会は、全ての加盟団体によって構成され、加盟団体の長またはその委任を受けた者がこれに出席する。
2. 加盟団体の長は、自らが所属する団体の構成員のうちから、3 人以内の者を、本協会の総会に当該団体の代表者として任命し出席させることができる。

第 29 条 （招集）

1. 会長は、1 年に 1 回定時総会を招集するほか、必要に応じ臨時総会を招集することができる。
2. 会長は、3 分の 1 を超える加盟団体の求めが

あるときには、臨時総会を招集する。

3. 総会の招集は、総会日の2月前までにその日時、場所及び議案を記載した書面をもって、加盟団体に通知する。
4. 総会の開催場所は、一か所の招集場所に限らず、通信技術を利用して総会に出席できる複数の遠隔地も認めるものとする。加盟団体の長またはその委任を受けた者が協会が備えた通信技術を利用して総会に出席した場合には、これを正規出席者として扱い定数に含めるものとする。

第30条 (議決権)

1. 正規(ordinary)加盟団体は、それぞれ1票の議決権を有する。第2項の規定を除き、他のいかなる個人又は団体も議決権を行使することはできない。第28条第2項により任命された者は、本協会の会議にて発言することができるが、当該者が所属する団体の長が議決権の行使を委任した場合のみ、当該団体の議決権を行使することができる。
2. 総会の議長は、会長が当たる。会長は、決定票(キャスティングボート)を投ずることができるが、一加盟団体を代表していない場合は、審議権(deliberative vote)を有することはできない。
3. 総会に出席する加盟団体の代表者による議決票は、総会出席が物理的なものか通信技術を紹介するものかにかかわらず等しく取扱われる。

第31条 (議決の要件)

1. 総会の決議は、過半数(more than one-half)の正規(ordinary)加盟団体が出席し、その出席した正規(ordinary)加盟団体の過半数(majority)で決する。
2. 総会において、この規約の変更につき議決す

る場合は、前項の規定にかかわらず、過半数の正規(ordinary)加盟団体が出席し、その出席した正規(ordinary)加盟団体の3分の2以上の多数をもって決する。

3. 過半数の加盟団体の正規に任命された代表が署名した書面審議により採択された議決事項は、各加盟団体が提案された審議事項について通知されている場合、正規に開催された協会の会議にて出席した構成員の過半数により議決したものと同等の効力を有するものとする。書面審議により議決された議案については、構成員が署名のうえ書簡またはファクシミリにより事務局に提出されるものとする。

第32条 (委任による議決権の行使)

総会に出席することができない加盟団体は、あらかじめ、議案について賛否の意見を明らかにした書面をもって出席する他の加盟団体に委任して、その議決権を行使することができる。

第33条 (総会で決定すべき事項)

総会は、次の事項を決定する。

- ・ 本規約において総会の議を要するとされている事項
- ・ 次回定時総会の日程及び開催地
- ・ 本規約の変更
- ・ 前各号に掲げるもののほか、会務の運営に関する重要事項

第34条 (議事録)

1. 総会の議事録は、事務総長が作成する。
2. 総会の議事録には、議事の要領及びその結果を記載し、議長及び出席構成員2人以上が署名して保存する。
3. 総会の議事録は、可及的速やかに加盟団体に送付する。

第 6 章 入会金及び会費

第 35 条 (入会金)

加盟団体は、入会金として 1,000 米ドルを加入時に納入する。

会長は、加盟団体の申請時の財務事情を考慮して、500 米ドルを超えない範囲内で入会金を減額することができる。

第 36 条 (年会費)

加盟団体は、基本会費として一事業年度につき 1,000 米ドルをその年の 2 月末日までに納入する。ただし、年度の途中で加入した団体は、加入時に納入する。

さらに、会員数が 1,000～5,000 人の団体は、加算会費として 1,000 米ドルを、会員数が 5,000 人超の団体は加算会費として 2,000 米ドルを納入する。

会員構成においてタックスコンサルタントが中心でない加盟団体については、加盟団体の規模をタックスコンサルタントの会員数をもって、その規模とする。

第 37 条 (事業年度)

本協会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

第 38 条 (経費)

本協会の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

第 39 条 (監査報告)

1. 監事は、本協会の会計及び会務の執行を監査し、その結果を監査報告書として取りまとめ、これを会長及び定時総会に提出する。
2. 会長は、前項に定める監査報告書をその都度加盟各団体に送付する。

第 7 章 雑 則

第 40 条 (公式言語)

本協会の公式言語は英語とする。ただし、役員会において、必要に応じてその他の言語を公式言語として指定することができる。

[資料 4]

AOTCA加盟団体一覧

国・地域	AOTCA加盟団体		設立年	AOTCA 加盟年	HPアドレス
オーストラリア	オーストラリア全国会計士 会	Institute of Public Accountants, Australia	1923	2005	https://www.publicaccountants.org.au/
中 国	中国注册税务师协会	Chinese Certified Tax Agents Association	1995	2004	https://www.cctaa.cn/ (*)
香 港	香港会计师公会	Hong Kong Institute of Certified Public Accountants	1973	1992	https://www.hkicpa.org.hk/en/
	香港税务学会	Taxation Institute of Hong Kong	1972	1994	https://www.tihk.org.hk/
インドネシア	インドネシア税理士会	Indonesian Tax Consultants' Association	1964	2001	https://ikpi.or.id/
日 本	日本税理士会連合会	Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations	1942	1992	https://www.nichizeiren.or.jp/eng/
	公益財団法人 日本税務研究センター	Japan Tax Research Institute	1984	1994	https://www.jtri.or.jp/ (*)
韓 国	韓国税務士会	Korean Association of Certified Tax Accountants	1962	1992	https://www.kacta.or.kr/
マカオ	マカオ税務学会	Taxation Association of Macau	2001	2024	https://www.macautax.org/
マレーシア	マレーシア勅許租税協会	Chartered Tax Institute of Malaysia	1991	1992	https://www.ctim.org.my/
	ベカス・ペガワイ・ハシル	Bekas Pegawai HASIL	—	2012	—
モンゴル	モンゴル税理士会	Mongolian Association of Certified Tax Consultants	2004	2002 (**)	https://www.cpta.mn/ (*)
ネパール	ネパール税理士会	Nepal Chamber of Tax Consultants	2018	2019	https://www.nctc.org.np
パキスタン	パキスタン税法協会	All Pakistan Tax Bar Association	—	1992	https://ptba.com.pk/
フィリピン	フィリピン税務協会	Tax Management Association of the Philippines	1981	1992	https://www.tmap.org.ph/
シンガポール	シンガポール税理士会	Singapore Chartered Tax Professionals Limited	2010	2012	https://www.sctp.org.sg/
台 湾	中華台北記帳及報税代理 人公会全国連合会(***)	Tax-Accountancy Association Union, Chinese Taipei	1988	1992	https://www.tauroc.org.tw/ (*)
	中華台北記帳士公会全国 連合会(***)	Chinese Taipei Certified Tax Agents Association	2007	2014	https://www.cpb.org.tw/ (*)
ベトナム	ベトナム税理士会	Vietnam Tax Consultants' Association	2008	2009	https://vtca.vn/ (*)
バングラデ シュ	【準加盟】バングラデシュ 勅許会計士協会	Institute of Chartered Accountants of Bangladesh	1973	2002	https://www.icab.org.bd/
スリランカ	【準加盟】スリランカ勅許会 計士協会	Institute of Chartered Accountants of Sri Lanka	1959	2002	https://www.casrilanka.com/casl/

注:(*)英語サイトなし、(**)現団体の前身の加盟年、(***)内部覚書による表記

AOTCA 東京会議 2023 レポート

I 概要

2023年 AOTCA 東京会議は、日本税理士会連合会（JFCPTAA）がホスト団体を務め、10月31日から11月3日にかけて東京・港区のヒルトン東京お台場で開催された。海外からは AOTCA 役員、加盟団体の代表者及び関係者ら約 450 人が参加、国内からは日税連関係役員と全国の税理士会からの参加者約 280 人が参加した。

31日は、AOTCA 監事会、専門委員会、GTAP 会議が行われた。専門委員会では、生成 AI の税務専門家の業務に影響を及ぼす可能性に関する調査について、CFE 前会長からレクチャーを受けるとともに、意見交換を行った。

翌1日午前には、役員会、定時総会が開催され、2024年事業計画及び予算等の審議のほか、国内情勢により休止していたパキスタン税法協会の復帰と新たにマカオ税務学会の加盟申請が承認された。

同日午後から2日にかけて開催された国際・タックス・カンファレンスでは、中里実東京大学名誉教授による基調講演を筆頭に、小出一成日税連国際税務情報研究会専門委員が「デジタル課税/BEPS2.0 Pillar2」と題するセッションにて、日本における BEPS2.0 Pillar2 の重要性や導入後の影響について紹介したほか、佐藤修二北海道大学教授を「タックス・コンプライアンス」と題するセッションのモデレーターに迎え、笹尾博樹日税連国際部副部長が「中小企業における税務コンプライアンスの維持・向上」について説明した。平井貴昭日税連税制審議会専門委員長は、「環境問題からみた税制」のセッションにて、「地球温暖化対策としてのカーボンプライシングの活用」について紹介したほか、全参加者に向けての問題提議として、藤本則子日税連国際税務情報研究会前専門委員は「国際取引における源泉徴収税」について、外国税額控除の仕組みと外国人留学生を例に展開し、近藤勝美日税連国際部委員は国際税務情報研究会による答申に基づき「付加価値税制における国際比較」について、電子インボイス制度を踏まえた小規模事業者への対応についてプレゼンテーションを行った。

カンファレンス終了後のガラ・ディナーでは、日本の伝統的な宮廷音楽である雅楽が披露され、また各国の歌や踊りのパフォーマンスが会場を盛り上げた。

《AOTCA 関係者プログラム》

月日	時間	プログラム	スピーカー/参加者
10/31 (火)	14:00 - 14:30	監事会	AOTCA 会長、監事、財務担当役員
	14:30 - 16:00	専門委員会	専門委員長、専門委員
	16:00 - 17:00	GTAP 会議	AOTCA 会長
	18:00 - 19:30	VIP カクテルレセプション	AOTCA 役員、加盟団体代表者、ゲストスピーカーほか
11/1 (水)	09:00 - 10:30	役員会	AOTCA 役員
	10:30 - 12:00	定時総会	AOTCA 役員

《インターナショナルタックス・カンファレンスプログラム》

月日	時間	プログラム	スピーカー/参加者
11/1 (水)	14:00 - 14:30	オープニングセレモニー	
		開会あいさつ	Jeremy Choi, AOTCA 会長
		歓迎あいさつ	太田直樹 日税連会長
	14:35 - 14:45	基調講演	中里実 東京大学名誉教授
	14:50 - 15:15	基調講演	細田修一 財務省国際租税総括官
		セッション 1 - デジタルタックス/Pillar2	モデレーター: Atty. Carina. C. Laforteza(フィリピン)、スピーカー: 小出一成(日本)、Paul Lau(シンガポール)、Leo Luan(中国)、Lam Le(ベトナム)
	17:10 - 17:30	サジェスチョンスピーチ 1 - AIと税務戦略	スピーカー: Piergiorgio Valente(イタリア)
11/2 (木)	09:00 - 09:10	来賓あいさつ	住澤整 国税庁長官
	09:15 - 11:50	セッション 2 - タックスコンプライアンス	モデレーター: 佐藤修二(日本)、スピーカー: 笹尾博樹(日本)、Eunja Lee(韓国)、Enkhmend Magsarjav, Galmandakh Urlee(モンゴル)、Prabin Raj Kafle(ネパール)、Chow Chee Yen(マレーシア)
	13:30 - 14:55	セッション 3 - 環境問題からみた税制	モデレーター: Desmond Wong(香港)、スピーカー: 平井貴昭(日本)、Thenesh Kannan(マレーシア)、Tony Greco(オーストラリア)
	15:10 - 16:40	サジェスチョンスピーチ 2 - 国際取引に係る源泉所得税の問題提議	スピーカー: 藤本則子(日本)
		サジェスチョンスピーチ 3 - インドネシアにおけるクロスボーダー恒久的施設及び外国子会社に関する税務上の将来的な取扱い	スピーカー: T.Arsono(インドネシア)
		サジェスチョンスピーチ 4 - VAT 国際比較研究(概要・インボイス制度など)	スピーカー: 近藤勝美(日本)
		サジェスチョンスピーチ 5 - 暗号資産における会計と税務処理	スピーカー: Desmond Wong(香港)
	19:00 - 22:00	ガラ・ディナー	ディナー、カントリーパフォーマンス、エンターテインメント

以下、国際部委員による各セッションの報告を掲載する。

II セッション報告

基調講演

○東京大学名誉教授 中里 実

1 基調講演：4つのカンファレンステーマの共通点・将来の税制への影響

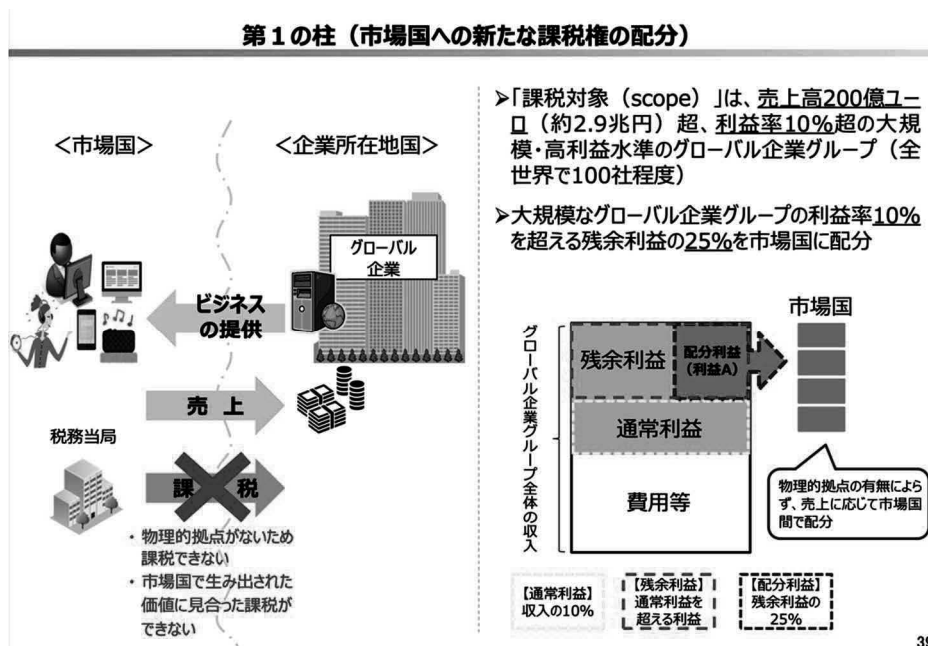
- (1) 4つのテーマの共通点は「今後の税制に大きな影響を与えるということ」であり、具体的には「各国政府の税収確保」及び「多国籍企業の適正な納税の確保」がポイントとなる。
- (2) 国際取引における源泉徴収税
 - ① 源泉徴収制度は従前より世界中で採用されてきた重要な仕組みとなっており、各国政府の税収源としても極めて重要な役割を果たしている。
 - ② 各国課税当局間の情報交換制度で取引の透明性が確保されたことにより租税回避を防止する効果がもたらされている。
 - ③ デジタル経済の発展は各国課税当局間の協力の下、多国籍企業からの税の徴収をより公正なものにする効果があり、源泉徴収制度へ追い風となっている。
- (3) 環境問題に関する税制
 - ① 環境問題は各国において非常に重要なテーマとなっており、税制面からは炭素税というアプローチがなされている。これは個人や企業がCO2排出量を減らす取組を促している。
 - ② 炭素税のみならず、国際的なカーボンプライシングメカニズムの強化の施策として、例えば持続可能な新たな技術によるCO2排出量削減促進に対しての取組への優遇税制など、各国間の協力体制も重要になってきている。
- (4) タックスコンプライアンスについて
 - ① タックスコンプライアンスは税制のみならず、コンプライアンス強化戦略としての教育・法制化・技術的進歩等は、税収確保の観点からも重要である。
 - ② 将来的には税務調査における人工知能やブロックチェーン技術の利用によるコンプライアンス違反の摘発も期待される。
- (5) デジタル課税・Pillar2について
 - ① デジタル課税は新しい分野の問題として、デジタル経済の進展により非常に重要なテーマとなっている。
 - ② とりわけPillar2は多国籍企業における過度の租税回避に対応するために、各国の政府間協力による多角的アプローチによる脱税防止が重要になる。
- (6) 結語
 - ① これまでの国際租税法は外国企業への課税に主眼が置かれていたために極めて「国内的な問題」だった。
 - ② 然るに、今回のトピックスでも見てきたように、現在の国際租税法には世界的な機関や多くの専門家が情熱を持って広く関与しており、この分野で孤立している国はもはや存在しない。

2 基調講演：国際課税に関する現状と課題

(1) 現状認識：今日の税制はもはや一国にとどまらず、国境を越えたグローバルなものになっており更なる多国間協力が求められている。国際金融危機やパンデミックの世界危機の影響は、国際税務の世界にも及んでいる。とりわけ IT 技術の発展と世界経済のグローバル化が多国籍大企業の国境を越える経済活動に大きな影響を及ぼした。このような企業は、企業活動のグローバル化に伴い、より税率の低い国への所得移転を容易に行うようになり、「有害な租税競争」による各国の課税ベースの低下がそれぞれの国の租税基盤の弱体化として顕在化した。各国間の「有害な租税競争」を避けるべく各国当局間の協力が模索された結果、今から 10 年前に OECD と G20 各国が BEPS 議論を開始し、2015 年には G20 の要請により 15 項目の「BEPS 行動計画」が取りまとめられた。尚、その後発足した「BEPS 包摂的枠組み」は現在 143 カ国が参加するまでに発展してきた。その後 BEPS プロジェクトで取り残された課題であった経済のデジタル化について国際課税が対応できるように、日本が G20 の議長国であった 2019 年に BEPS2.0 プロジェクトが開始され、2021 年 10 月 8 日に包括的枠組みとなる 2 つの要素が柱となる解決策 (Pillar1、Pillar2) が 138 の国及び地域間で合意に達した。

(2) Pillar1 について：「市場国への新しい課税権の配分」

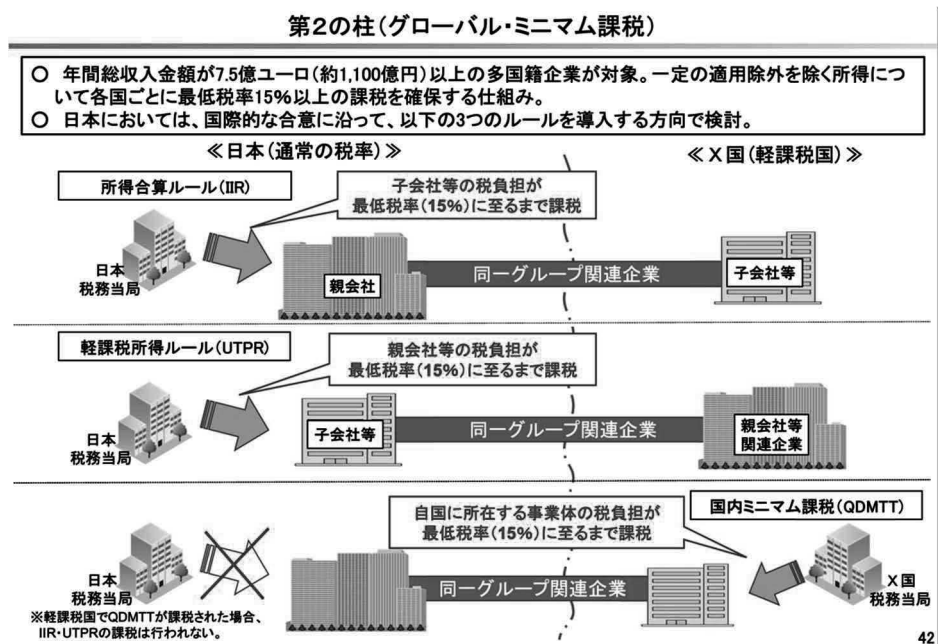
- ① 経済のデジタル化に伴い、市場国に PE を持たずに事業を行っている企業の増加により、「PE なくして課税なし」という原則が通用しない事態が生じた。
- ② 低い法人税率と優遇税制で外資系企業を誘致する動きの結果、各国における継続的な法人税の減税が行われ、各国の法人税収基盤が弱体化した。
- ③ 税制面では企業間の公正な競争条件が毀損されている。
- ④ 売上高が 200 億ユーロを超え、かつ利益率が 10% を超える企業（全世界で約 100 社）を対象とした課税の根拠となるネクサス（つながり、結びつき）と利益配分ルールの変更で、グローバルな事業所得に対する課税権を市場国に広く割り当てることが目的として導入された。これにより「PE なくして課税なし」の課題に挑むことになる（課税スキームは図表の通り）。



- ⑤ 現在、多国間条約の草案や関連資料は OECD のホームページで公表されており、2025 年の多国間条約の発効を目指している。
- ⑥ 多国間条約の草案には、デジタルサービス税 (DST) とその類似措置の撤廃も併せて謳われているが、これは DST が各国間で広がるとそもそも所得に対する課税ではない DST は企業が所在する法人課税との間で二重課税の問題が惹起されるからである。
- ⑦ 条約が発効しなければ DST が世界的に広がる可能性があり、国際的な税制と経済活動の不安定化に繋がりがかねない。かかる混乱に陥るよりは、望ましい方向性として多国間協議の場を設け、二重課税調整義務を適切に組み込んだ国際税制を構築することが必要である。

(3) Pillar2 について：「グローバルミニマム税の導入」

- ① グローバルミニマム税とは、国際的に最低限の実効税率 15%を法人税の世界に導入することを定めたうえで、それを下回る国 (軽課税国) における最低税率での課税を確保、親会社所在地国が、親会社に対して、子会社の税負担が最低税率に至るまで課税する所得合算ルールである。
- ② 年間総収入が 7.5 億ユーロ以上の多国籍企業が対象で、一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率 15%以上の課税を確保する仕組みである (課税スキームは図表の通り)。
- ③ 日本においては、2023 年度の税制改正により所得合算ルール (IIR) に係る法制化として「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」が創設されたが、他のルールである軽課税所得ルール (UTPR) 及び国内ミニマム課税 (QDMTT) を含め、OECD において 2023 年以降詳細が議論される見込みであるものについては、国際的な議論を踏まえ、2024 年度税制改正以降の法制化が検討されることになる。



(4) アジア太平洋タックスハブ

- ① ADB (アジア開発銀行) との協業により 2021 年 5 月に創設、以下の 3 つの柱を推進する。
 - i 国際租税協力：税の透明性、租税情報の交換、BEPS の 2 本の柱の枠組み
 - ii 中期歳入戦略の策定
 - iii 税務行政のデジタル化

(5) インド太平洋経済フレームワーク (IPEF)

- ① インド太平洋地域の租税協力の発展のために 2022 年 5 月に 14 の国が参加して創設、デジタ

ルエコノミーとサプライチェーンの強靱化の観点から、以下の4つの柱を推進する。

- i 貿易
- ii サプライチェーン
- iii クリーンエコノミー
- iv 財政と汚職対策（フェアエコノミー）

(6) 結語

国際税制は現在大きな変化の潮流の真只中にある。税制も社会の変化に対応していかなければならない。かかる状況の中、我々税務当局間の国際協力だけでなく、税務専門家の社会的役割への期待は極めて大きいものがある。今後も様々な課題に対応し、本日の会議に出席されている各国からお越しになった税務専門家の皆さんが、アジアオセアニア地域の今後の経済発展を支える重要な役割を担うことを願っている。

(報告：松岡宣明委員)

セッション1 デジタルタックス／BEPS2.0 Pillar2

○モデレーター：フィリピン税務協会 Carina. C. Laforteza

○スピーカー：日本税理士会連合会 小出一成

シンガポール税理士会 Paul Lau

中国注册税務師協会 Leo Luan

ベトナム税理士会 Lam Le

1-1 デジタル課税 BEPS2.0 第2の柱

Carina. C. Laforteza (フィリピン税務協会)

1 冒頭挨拶

午後のセッションでは、デジタルエコノミー、デジタル課税及びBEPSの第2の柱を取り扱う。

2 経済のグローバル化が投げかけた課題

経済のグローバル化によって、自国では入手できなかった他国のサービスや物が簡単に手に入るようになった。また、国境を越えて他国の便益を考えるグローバルシチズンも増えてきた。このようなデジタルエコノミーは、どの国においても活発になってきた。

3 フィリピンにおけるインターネット普及の現状

総人口1億1,650万人のフィリピンは年齢の中央値が低く、またインターネットユーザーは8,516万人で、普及率は73.1%である。また、SNSユーザーは8,445万人で総人口比72.5%、総インターネットユーザー比99.2%にのぼる。携帯電話の接続台数は1億6,830万台で、1人1台以上持っている計算になる。

4 経済のデジタル化が投げかける課題

経済がデジタル化、グローバル化することにより、課税における課題が浮き彫りになった。デジタルエコノミーでは、一国で生産されたり提供されたりする物やサービスが、他国で消費される。このグローバル取引に関して、何をどこで課税するのかは既存のルールでは判断できなくなってきた。

5 OECD 及びフィリピンの対応

このような課題に対して、OECD は第 1 の柱と第 2 の柱で対処しようとしている。第 1 の柱では、企業の所在地がどこにあるかに関わらず、その企業の製品の最終消費国で課税する。第 2 の柱は、グローバルミニマム課税の義務化を要求している。フィリピンにおいても、デジタル取引に対して、外国事業者に VAT を課す法案が通過する見込みである。

6 最後に

本日のセッションを通じて、デジタルエコノミーが投げかけた税務上の課題を議論する中で、セッションの参加者が何かしらの洞察やアイデアを得られることを願っている。

(報告：佐々木栄美子副部長)

1-2 デジタル課税 BEPS2.0 第 2 の柱

小出一成（日本税理士会連合会）

1 はじめに

本プレゼンテーションでは、日本にて 2024 年 4 月 1 日以後開始事業年度より施行される BEPS2.0 第二の柱 Pillar2 について、「BEPS2.0 の重要性」と「BEPS2.0 導入後の影響」と題して、その複雑な制度を紹介するとともに、導入後の実務的な影響を予見しながら、我々税務専門家が果たすべき役割について提言をしたものである。

章立ては、「1. BEPS2.0 の重要性」に始まり、「BEPS2.0 導入後の影響」の章において、BEPS2.0 Pillar 2 導入後の影響についてその内容を 3 つの大きな変革と捉え、各論として留意すべき点を整理している。

BEPS2.0 導入後の 3 つの大きな変革とは、以下のとおり。

1. 税務ガバナンス体制構築の重要性
2. M&A 実務が変わる、SPA の重要性がこれまで以上に増加する
3. 税務 DX (Digital Transformation) 税務データマネジメントの重要性が高まる

2 BEPS2.0 の重要性

本章の冒頭にて、発表者は、我々税務専門家は BEPS2.0 をどのように受け取るべきか、どう解釈すべきかについて問いかけを行い、税務専門家としての見解を述べている。BEPS2.0 とは、「法令遵守（コンプライアンス）」と解する。これまで BEPS1.0 は移転価格税制の文書化 (MF/LF/CbCR)、企業の適時申告に基づく、税務当局間の情報交換を見据えた税務アドバイザーが主流であった。すなわち国際租税の分野では「税金が国境を超えること」はなかったが、BEPS2.0 導入後においては「各国税務当局が、企業の法人税申告や国別報告書などの自主申告に基づき課税権を行使する時代は終焉し、前代未聞の世界的な基準に基づく申告納税と徴税権の行使が行われる」ことになる見解を述べている。BEPS2.0 Pillar 2 (所得合算ルール) は、日本において 2023 年度税制改正で所得合算ルール (IIR) として法制化され、2024 年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度から適用開始となるが、今後アジア地域でも法制化が進み、長い旅が始まることになる。

3 BEPS2.0 導入後の影響

全世界共通の「GloBE ルール」は IIR (所得合算ルール)、UTPR (軽課税所得ルール) と QDMTT (適格国内ミニマムトップアップ税) の 3 つから構成される。そのうち、所得合算ルールとは、軽課税国に所在する子会社等に係る所得について国別実効税率 15% の差分を、親会社で法人税として課税を

行うルールであり、連結売上高が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループに適用される。所得合算ルールにおける実効税率（ETR）は国・地域ごとに計算し、同じ国・地域に複数事業体がある場合、分子も分母も合計額となるため非常に煩雑な作業となる。

所得合算ルール導入後の影響として大きく3つの変革が挙げられる。

（1）税務ガバナンス体制構築が必須となる

日本の多国籍企業グループにおいては、所得合算ルールにおける複雑な実効税率の計算やトップアップ税の計算を短期間のうちに正確に終える必要があり、そのためには、税務ガバナンス体制構築が必須と解説している。日系企業の税務ガバナンス体制構築には、経営陣のマインドセットの変革が重要であり、税務業務における意思決定と企業の税務部門を事業へ押し上げることを企業しかできない税務業務と位置づけ、ガバナンス体制構築の重要性を解説している。

（2）M&A実務が変わる、SPAの重要性がこれまで以上に増加する

BEPS2.0導入後のM&A実務において、デューデリジェンスという限られたタイムラインと、限られた開示情報のなかで、買収ターゲットのIIR等の納税義務が貸借対照表に計上されており、バリュエーションに考慮されているか、また、買収後の国・地域単位の実効税率への影響と税務リスクの引継ぎについて十分な検討を実施できるかについては、予見可能なレベルを超過するものと考えられ、デューデリジェンスの限界と株式譲渡契約書における税金条項の重要性が増すことが想定される。

（3）税務DX（Digital Transformation）税務データマネジメントの重要性が増加する

多国籍企業グループにおいて税務ガバナンス体制構築をしたとしても、税務コンプライアンスの事務負担が重く、税務業務に手が回らないことが想定される。この場合、多国籍企業グループにおいても我々税務専門家においても、税務DXと税務データマネジメントの重要性がこれまで以上に高まることになる。

4 小括 ～BEPS2.0導入後の税務専門家が果たすべき役割とは～

BEPS2.0 Pillar2の課題と税務専門家が果たすべき役割とは、OECD及び各国の立法担当者は「会計監査及び適時開示に関する豊富な実務知識をなくして、会計上の数値を使って、それぞれの設立準拠国において画一的な課税を行うこと」に実務上の実行可能性と執行上の課題がある。つまり、BEPS2.0の国別の実効税率の計算はとても複雑であり、企業は税務専門家に頼らなければ、Pillar2の税金計算を完遂することができないと考える。そのためこの課題は多国籍企業グループにおけるCFO Agendaに留まらず、株式市場への信頼を揺るがしかねない経営上の重要なAgendaと位置付けられる。

我々税務専門家の果たす役割は非常に大きく、その成否は我々の双肩に掛かっているといっても過言ではない。

多国籍企業グループそして立法担当者とタッグを組み、BEPS2.0 Pillar2の導入を成功に導くべく共に歩みを進める税務専門家が一人でも増えることを心より願うものである。

（報告：小出一成委員）

1-3 第2の柱に関するシンガポールの状況 - 最近の動向と課題

Paul Lau（シンガポール税理士会）

1 BEPS2.0へのシンガポールの立場

（1）国際的に合意された基準に従う

国自体が非常に小さい経済なので国際ルールに従うことは基本姿勢であり、そのルールが安定的で明確であることを求めている。

OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みに参加しており、多国間合意に基づくアプローチと国際協力を支持

し、国との間の公平な競争条件を求めている。

(2) 自国の課税権を保護する

優遇税制を継続し、引き続き人材、インフラ、ビジネス環境に投資することで競争力を維持していく。

国家生産性基金 (National Productivity Fund, NPF) に対し、投資誘致を支援対象へ追加するために追加拠出する。

(3) 企業のコンプライアンス負担を最小化する

2025年1月から GloBE ルールと国内ミニマムトップアップ税 (DTT) を導入する予定だが、QDMTT セーフハーバー要件を満たす形で DTT が導入される見込である。

2 シンガポール国内での対応状況

(1) 2022 年度予算案

GloBE ルールに対応する税制改正を行うことを発表した。

DTT (当初は METR と呼んでいた) の仕組み等を税理士会などの専門家とともに研究し、影響を受ける企業や業界団体と協議してきた。

(2) 2023 年度予算案

2025年1月から GloBE ルールと国内ミニマムトップアップ税 (DTT) を導入する予定だが後でふれる STTR との関係から一部の優遇税制は税率を調整する予定である。

(3) 租税条約特典否認ルール (STTR)

① 受領者の名目法人税率が 9%未満の場合に源泉地国が特定のグループ内支払に対して追加の納税義務を課すことを認める制度である。

対象の支払は、利子、ロイヤルティー、サービスフィーなどである。

② 例外と閾値

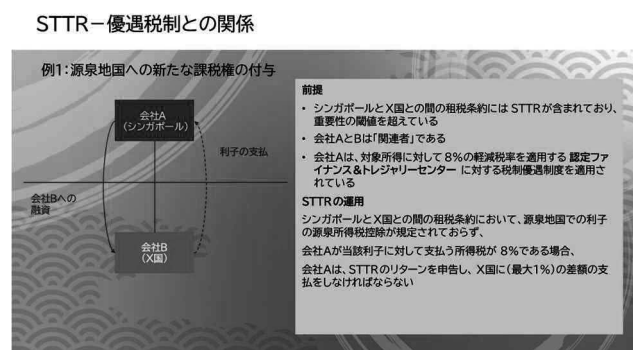
受領者の中で一定のものは除外される。

また、年間対象所得総額が一定未満のもの (重要性の閾値)、利子・使用料以外の支払いでコストプラス 8.5%以下でマークアップされているもの (マークアップの閾値) は STTR の対象から除外される。

③ 優遇税制との関係

シンガポールに設置された金融センター機能に対する優遇税制である、認定ファイナンス&トレジャリーセンターに対する税制優遇制度が適用される事例を説明する。

(事例)



シンガポールに会社 A があり、X 国に関連会社 B がある。シンガポールと X 国との間の租税条約には STTR が規定されている。会社 A は認定ファイナンス&トレジャリーセンターの優遇税制の適用を受けている。会社 B が会社 A に利子を支払い、その利子に対しシンガポールにおいて 8%が課税されるが、会社 A は STTR の差額 1%分を X 国に申告しなければならない。

3 企業側からみた課題、問題点

- ・ERP をデジタル課税に対応してアップグレードすることが回避できない
- ・M&A の際に上乗せ税を組み込まなければならなくなる
- ・新たに移転価格の問題、PE の問題が出てくる

4 最後に

- シンガポールの固有の課題として次のものがある。
- ・株主構成と少数株主持分
- ・税制優遇措置が引き続き合理的かどうか、他の支援策がないか
- ・シンガポールは 2025 年からの適用予定だが 2024 年から適用する国で事業を行う多国籍企業についての GIR (GloBE 情報申告) の取り扱い
- ・外国直接投資 (FDI) 誘致の競争力をどう維持していくか

(報告：井上友一委員)

1-4 デジタル課税 第2の柱—中国

Leo Luan (中国注册税务师協会)

1 第2の柱における施策の概要 (おさらい)

第2の柱には3つのコアとなるものがある。

① 適格国内ミニマム課税 (QDMTT)

最初に議論すべきであり、その低税率国でその選定をしていくもの。

② 所得合算ルール (IIR)

トップアップ税は最終の親会社に対して課税するか、もしくはその中間会社に対して課税される。

③ 軽課税所得ルール (UTPR)

トップアップ税が親会社やその子会社の国や IIR がない場合に適用される。

2 実施のタイムライン及び実施状況

これまで BEPS2.0 のアイデアは、ここに至るまでいくつかの重要な段階を経て現在に至っている。国によって第2の柱を導入することで協議を進めている国はたくさんあり、日本や韓国は既に法制化、オーストラリアやニュージーランドは協議プロセスの最中である。オーストラリアについては OECD ガイダンスとして 2024 年 1 月より導入予定である。

3 中国における第2の柱の実施 — 現在の状況

現在の中国の状況は、具体的な法案の提出やタイムラインの公表がされておらず、他の国と比べ、あまり進展していない。

習主席は、

「デジタル経済における国際協力に積極的に参加する。良く観察し、先取的取り組みを行い、デジタル経済問題に関する国際機関内の交渉に積極的に関与し、デジタルガバナンスに関する 2 カ国間及び多国間協力を行い、多国間デジタルガバナンスメカニズムを維持及び改善し、中国の意見を伝えるために中国による解決案を適時に提案する。」

と強調し主張している。

また、2023 年 3 月 9 日、「第 14 回全国人民代表大会の金融経済委員会による 2022 年度中央・地方

予算執行状況と 2023 年中央・地方予算案に関する検討報告書」において、第 4 部の 2023 年度予算執行と財務業務を推進するための提案(6)で、デジタル経済の発展、関連税制の研究と改善、税徴収や管理メカニズムの最適化の必要性に適應することを特に提案している。

4 中国における第 2 の柱の実施 — 税制優遇措置

中国やアジア太平洋地域の国々では、実効税率を 15%未満に引き下げる共通の要因がいくつか存在する。

この優遇税制は産業に対するもの、インフラ、半導体またはソフトウェア産業に対するもの等多岐にわたる。

活動に対する優遇税制については、金融、地域の拠点、保険等における資金調達における優遇措置、研究開発関連の優遇税制、売上高に対する優遇税制も存在する。

これらの状況は中国に限らず他国でも同様の状況であると考えられ、特に中国ではハイテク企業、西部地域企業、または特定の自由貿易区や実験区などの産業や企業に対して好適な優遇税制を提供している。

結果として実効税率が 15%未満となる要因として注意喚起したい。

5 中国における第 2 の柱の実施 — インバウンド投資

1990 年から 2020 年に至るまで、中国に対する外国直接投資は約 2,000 億ドルに達している。

これは先に述べた優遇税制の提供（ハイテク企業、西部地域企業、または特定の自由貿易区や実験区などの産業や企業に対して好適な優遇税制を提供）による影響が大変大きいと思われる。

また、国内の標準税率 25%に代えて、税率 10%をソフトウェア会社や回路設計会社に対して適用している。

もちろん税だけが、インバウンド投資のすべてを決定しているわけではないが、優遇税率、優遇税制が対中国投資の重要なポイントになっている。

6 中国における第 2 の柱の実施 — アウトバウンド投資

中国企業のアウトバウンド投資については、低税率国に子会社や中間会社を有する方法が中国でのアウトバウンド投資構造となっている。

売上高が 7 億 5,000 万ユーロを超えるグループ企業中約 200 社が低税率国や無税の国に子会社や中間会社を有している状況である。

直接税、所得税をターゲットにしている第 2 の柱の構造であることから、今後香港等に投資している中国企業が受ける影響を考慮すれば、付加価値税やその他の手数料の減免等、間接税に対する優遇税制を検討するのも一つかと思われる。

7 中国における第 2 の柱の実施 — IAS 第 12 号の改訂

2023 年 1 月の公開草案に続き、同年 5 月に IAS 第 12 号の改訂を実施した。

これは第 2 の柱に関する繰延税金の会計処理に対する一時的例外を見直し、一定条件下では、開示を求めるもの。

中国財務部はこれら改訂に賛成している。

8 中国における第 2 の柱の実施 — 課題

中国に限らず、多くの国が直面する課題と思われるが、

- ・ 1 法人当たり 150 以上のデータ収集の必要性

第 2 の柱の適用にあたり、その実効税率の算定等、データのインプットのため、1 法人当たり 150 以上のデータ収集が必要となる。

- ・組織の複数部署からのインプットの必要性。

第2の柱の適用にあたり、組織のいろいろなところから、また世界中からデータのインプットが必要となる。

- ・国、地域間で足並みを揃える必要性

様々な国、地域で導入するにあたり、どのようにして足並みをそろえていくのか。

- ・国内の課税ルールとの連携の必要性

BEPS1.0の際もそうであったように、複数の国でなかなかその情報を提供したくない状況が発生した。課税権については自国の課税権の話であるため、どうして他国に情報を提供しなければならないのかという問題が生じていたことから、国別報告書、情報収集開示が大変重要になってくる。

国内の財務ルールとの調整や国内税法との調整が必要となる。

その他様々な課題がある。

中国の視点からいろいろなコンセプトが、まだ曖昧な状況である。いろいろな解釈が存在するという状況でもある。

第2の柱を導入することによって、定義の違い、解釈の違いが生じる恐れがあり、それに対応することも大きな問題になるのではないかと想定する。

ただこの第2の柱は、140カ国中、138カ国が賛同しているということで、遅かれ早かれ実施されるものと思われる。

中国はまだ最先端を実践しているわけではなく、様々な検討が行われている段階であり、調査、コンサルテーション中である。

今後中国が第2の柱を採択し、中国の税源だけでなく、グローバルミニマム税率15%を確保していきたいと考えている。

(報告：白田祐一委員)

1-5 デジタル課税 第2の柱 - ベトナムにおける適用と課題

Lam Le (ベトナム税理士会)

ここでは BEPS に規定されている第2の柱に関連して、現在ベトナムで起きていることについて解説を行う。

デジタル経済の発展は、ベトナムの GDP の成長に大きな貢献をしている。その中で BtoC の電子商取引については、いわゆる GAF A や Alibaba、Grab といった企業が大きな割合を占めている。それらの企業の電子商取引に対するデジタル課税について、ベトナムにおいても他国と同様の課題に直面している。ビッグテクノロジーの提供するサービスは無形であり、その提供企業はベトナムに法人格などの実体を持たないことも多く、その取引は容易に国境を越えて行われるからである。そのために外国からのサービスに対してどのように課税できるかを関係各国と協議し、必要な法的枠組みを考えていきたいとベトナムの課税当局は考えている。

ベトナムでは 2020 年に税務行政法を制定し、外国からの電子商取引のサプライヤーに対して新たな規制を行っている。まずは BtoB の取引において、ベトナムに PE を持たない外国サプライヤーが電子商取引を行っている場合、支払者がベトナムに存在していることを確認した上で、VAT や法人税の課税を行うこととなる。これらに関して BtoC 取引についてはまだ規定が明確ではないが、BtoB 取引に関しては租税条約で定められている。これらの国をまたぐ電子商取引に関して、ベトナム税務当局による税務調査は法令上可能とはされているが、実際には適用事例がなく、明確な規定が示されていない。

またベトナムでは、新しい源泉徴収制度を外国サプライヤーに導入している。もし納税を行っていない外国サプライヤーがいた場合、ベトナムの税務当局が銀行の国際取引を把握し、そのサプライヤーがきちんと税務登録をしているのかを確認しつつ、その取引相手先の支払いから源泉徴収をして納税させるという制度である。導入より1年間で40の外国サプライヤーが納税登録を行ない、3億米ドルの増収が見込まれている。

これらのデジタル課税に関する課題は、二重課税の防止協定を結ぶことが挙げられる。また外国サプライヤーからの電子取引が、オンラインを利用してポータルサイト上で行われたのか、ベトナム以外の外国で行ったものなのかを分けることも必要である。更にベトナムの企業は海外サプライヤーへの支払いについて、自社の損金に算入することを含めて、納税の責任を自覚しているが、外国サプライヤーへの支払いから納税を差し引くことに関しては、強固な法的根拠が必要となるのも重要である。これらの源泉徴収の税率などは現行のベトナムの制度を適用しており、取引内容が不明確な場合は、取引銀行が源泉徴収をすることも認められている。また外国サプライヤーに対してベトナムの税務当局が税務調査をすることもできる。今後将来的に BEPS2.0 の第2の柱が発効された場合には、それに準拠した形でこれらの課税がされる予定である。

ベトナムでは以前からグローバルミニマムタックス（以下 GMT と略）の影響について研究が行われていた。そのため2023年7月にはベトナム財務省が GMT 草案を作成し、ベトナム議会に法案として提出、10月時点では法案検討審議中で、数年内の GMT の施行が予想されている。これら GMT の導入は、ベトナムにおけるインバウンド投資の適格国内ミニマムトップアップ税（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を適用することを目的としている。ベトナムは過去2年間の売上が7億5,000万ユーロ以上の場合に GMT が適用されるが、実質的に税率が15%以上であれば GMT の影響を受けないこととなっている。また農業や教育など多くの分野で税制優遇があり、それが人件費の低さや地理的優位性と並んで、外国投資家がベトナムを投資先として選択する大きな理由となっている。

そのためベトナム政府内には GMT の導入が2024年では早すぎるのではという懸念がある。その懸念に対応して、導入予定をある程度遅らせてタイミングを計っている現実がある。また GMT 導入後も現状の多国籍企業の優遇措置を継続することも検討している。それらの目的として、外資を取り込んだ上で国内ビジネスを保護したいという明確な目的があり、GMT はただ税金を集めることだけを目的にしているわけではなく、明確な政策に基づいていることがうかがえる。ベトナム議会では、税務調査によって追加の税額調整が発生した場合や、社会基盤整備や研究開発などへの支援策も織り込んだ形で法案をまとめていくという国家のビッグプロジェクトとして、国家財政への影響も考慮した形で GMT の導入を考えているといえる。

（報告：鈴木恭浩委員）

サジェスチョンスピーチ1

○スピーカー：GTAP、CFE Piergiorgio Valente

AI と税務戦略 - 税務アドバイザーの優先課題と税務テクノロジーの展望

Piergiorgio Valente (GTAP、CFE)

1 はじめに

本日はテクノロジーの領域を掘り下げていきたい。アジェンダは、「人間の知能と AI」「税務行政における AI の能力」「ブラックボックスのジレンマと透明性の必要性」、最後に「透明性と AI 主導型の税務行政への信頼との調和」についてである。

2 人間の知能と AI

- 人類の生命力の本質は、発明すること、発見すること、そして移動することである。
- 知能は、生まれ持った遺伝子の産物か、それとも成長する環境で研ぎ澄まされるのかの議論があるが、明確に標準的な定義がないのは、知能は多面的であり発展的であり、文化的、文脈的、哲学的要素の影響が多いからである。
- 論理的思考は、合理的な分析と推論をもとに批判的に課題を解決したり決定を行ったりすることであるが、正当に判断したり決定したりできる能力とも関連付けられる。
- また、創造力とは、既成概念にとらわれず革新的で独創的なコンセプトを生み出すことである。

3 税務行政における AI の能力

- 私たちは、ネットワーク化された世界の中でテクノロジーにどっぷり浸かっている。
- AI は税務において多国的な性質を持っており、コンプライアンスや報告から計画やリスクマネジメントに至るまで、税務にかかわるあらゆるプロセスに影響を与える。
- AI によって効率性は高まり、ミスは減り、価値ある洞察を提供してくれ、複雑な規則の中で、個人や企業のかじ取りとなりうる。
- 自動化と AI は税務システムに大きな影響を与え、税の徴収、手続、管理方法を変革させ、時間とミスを削減した。
- また、AI は、税務コンプライアンス上の問題点を特定したり解決案を提示してくれたり、また税務コンプライアンス上の手続も簡略化してくれる。
- さらに、AI により、リアルタイムなレポートも実現できる。
- タックス・プランニングはクリエイティブなプロセスであるが、複数年の財務情報や税務関連規則を分析することにより、現行法の枠内で最適な提案をしてくれる。
- 加えて、それぞれの財務数値や財務目標をもとに、個別のかつ最適なタックス・プランニングを提供してくれる。
- 一方で、税務当局としても、予測分析の観点で AI は貢献可能である。例えば、AI は税収や脱税の可能性のある人を予測してくれるだろう。
- しかしながら、このようなタックス・プランニングは、本来は税務専門家の重要な分野である。「専門的判断」は、良識的な提案を行うための、倫理的な判断でないとはいけない。
- そのような税務専門家の領域に AI が取って代わることはないだろうが、業務の質や効率性を高めてくれるだろう。
- クライアントの財務状況やその変化など、クライアントに寄り添った問いを投げかけ、答えを出すことで、クライアントに対して更に上質なサービスを提供できる。

4 ブラックボックスのジレンマと透明性の必要性

- 経済が急速に発展する時代において、税務行政のデジタル化は、効率性、正確性、利便性を兼ね備えた新たな時代を迎えている。
- そしてこの最前線に立っているのが AI である。
- 一方で、AI を使って効率的に業務を進めることと、透明性と信頼性のバランスをとらなくてはならない。
- AI のアルゴリズムが複雑であり、そのアウトプットに至るプロセスが人間では容易に理解できない。
- そのような容易に理解できない仕組みを私たちはどこまで信頼できるのかが課題となる。

5 透明性と AI 主導型の税務行政への信頼との調和

- 説明責任の観点からも透明性は重要である。ここでいう透明性とは、AI が採った選定プロセス、リスク評価基準、そして意思決定の方法論を、納税者などが明瞭に理解できる説明を提供することである。つまり、この透明性がなければ納税者から信頼を得られず、税務評価の公平性に疑問が生じてしまう。
- 各国政府と税務当局は、税務行政における AI の利用に関して明確なガイドラインを設定し、規制を設ける必要がある。そういった取組を通じて、国民から信頼を得ることになる。
- GTAP は、約 70 か国、70 万人の税務アドバイザーが加盟する税務プラットフォームだが、そこで、安全な倫理的境界と規制の枠組みの定義を可能にするために行政との連携を強く求めること、そして、政策立案者と産業界に対して、世界的な連携と規制に関する更なる政策を策定するうえでの協力を求めた。

6 まとめ

- デジタル変革においては、税務、ファイナンス、IT がワンチームで協力する必要がある。
- デジタル変革は、リアルタイムに法規制を遵守することと、クライアントとの連携という観点から必須である。
- AI やその他の先進技術の導入により、税務テクノロジーの状況は急速に進化しており、企業や税務専門家は、ますますこの AI に頼って、プロセスの自動化やコンプライアンスの保証や税務戦略の最適化や税務関連の深い知見の獲得を目指している。
- AI 戦略を導入する際に税務専門家が優先すべき事項は、データ管理であり、コンプライアンスであり、タックス・プランニングであり、リスクマネジメントである。

(報告: 佐々木栄美子副部長)

セッション2 タックス・コンプライアンス

○モデレーター：北海道大学教授 佐藤修二
○スピーカー：日本税理士会連合会 笹尾博樹
韓国税務士会 Eunja Lee
モンゴル税理士会 Enkhmend Magsarjav、Galmandakh Urlee
ネパール税理士会 Prabin Raj Kafle
マレーシア勅許租税協会 Chow Chee Yen

2-1 タックスコンプライアンスにおける法的視点

佐藤修二（北海道大学法学部教授）

タックスコンプライアンスについて、「タックスコンプライアンスにおける法的視点」というテーマで、北海道大学法学部佐藤修二教授から自身の経験をもとにスピーチがなされた。

佐藤教授は、約 20 年にわたり弁護士として従事し（専門は企業法及び租税法）、国税不服審判所の審判官に従事した後、現職で活躍されている。

税務コンプライアンスにおける法的視点の重要性に関して、以下の 3 点について報告がなされた。

- ① 国税不服審判所 (National Tax Tribunal) の改革
- ② 租税法の解釈における法的素養 (legal literacy) の重要性

③税務専門家（税理士）と法律専門家の協力
各内容は以下のとおりである。

① 国税不服審判所の改革

国税不服審判所の改革について、国税不服審判所の審判官の資格改革に関しては民間の専門家に門戸が開かれ、現在では、弁護士、公認会計士、税理士などの民間人が登用されている。それ以前は、審判官のほとんどが税務当局からの出向者であったことから、中立性に欠けるように見えた。

改革の結果、納税者の勝訴は増えてはいないが、タックス・ヘイブン対策税制や移転価格税制等、重要な大型案件について、納税者が勝訴している。これは審判官の適切な事実認定に基づく納税者の勝訴であり、改革の成果ではないかと思われる。

一方で、民間の弁護士出身の審判官による法的素養は重要と思われる

② 租税法の解釈における法的素養の重要性

租税法の解釈における法的素養の重要性について、最近の日本の裁判では、法的素養の重要性が増している。

租税法は条文に基づいて厳格に解釈されなければならないのが原則であるが、しかしながら、法律の文理解釈は納税者にとって不合理な結果をもたらすことがある。

例えば、最高裁判例(2014年12月12日)を仮定の数値を用いて解説すると、相続税の延滞税について、まず、納税者において相続税額は800円と申告したが、税務署は「適正な相続税額は400円」とする更正処分を行った。そして、税務署は再び更正を行い、適正な税額は600円であるとした。税務署は納税者に対し200円(600円-400円)の延滞税の支払いを求めた。

最高裁は、関連法令の条文解釈は、延滞税は納付されるべきという結果をもたらすが、そのような結果は正義や公平性に反するとし、延滞税は課されるべきではないと判断した。結果として、最高裁は、関連する法律の文理を超えて納税者を救済した。

当該事例のように、“公平性 (Equity)” や “正義 (Justice)” は、抽象的ではあるが、法的視点を考えると個別の考え方である。日本では、税の問題は会計専門家と法律専門家の協力によって解決すべき事項ではないかと思われる。

③ 会計専門家と法律専門家の協力

会計専門家と法律専門家の協力に関しては、一部の税理士会は、弁護士や税法学者との協力をすでに開始しているが、好ましいことだと考える。

また、日本の“ビッグ4”と呼ばれる会計事務所は、グループ内に法律事務所を設置することを開始している。また、大手弁護士事務所の中には、税理士を雇用する流れがある。

以上のように税務問題の解決には、会計と法律の双方が重要であると考えられる。

(報告：大屋貴裕委員)

2-2 中小企業における税務コンプライアンスの維持・向上

～協力的手法の考えに基づくコミュニケーションツールの活用～

笹尾博樹（日本税理士会連合会）

はじめに

本プレゼンテーションのテーマは中小企業における税務コンプライアンスの維持・向上に向けた納税環境整備である。中小企業の全体像を概観した後、中小企業を取り巻く納税環境や中小企業の税務

リスクについて検証した後、中小企業の税務コンプライアンス向上に向けた納税環境整備を検討する。

1 中小企業¹（資本金1億円未満）の特徴

中小企業が内国普通法人に占める割合は99.1%であり、内国普通法人における青色申告法人の割合は99.2%である。中小企業基本法第3条においては、中小企業は新たな産業の創出、就業の機会の増大、市場における競争の促進等が期待されている一方で、中小企業における従業者総数は全体の62.4%にとどまっている。このような中小企業について、OECD報告書では、中小企業の多種多様性、税制や納税義務に関する知識や経験不足、資源（資金と時間）等が乏しいことから、「画一的な」アプローチは適切でないとされており、多くの国において中小企業は税務リスクが高い集団とされている。

2 中小企業と納税環境

申告納税制度においては、大多数の納税者の協力により省かれた行政能力を一部の不正の発見に充当することが要請される。国税庁実績評価書によると賦課事務に従事する職員は年間業務の約6割を「調査関係事務」に充てており、一方で法人税を申告する約9割の企業が税理士経由にて税務申告を行っている。このような実態において、公表資料をもとに、中小企業を所管する「税務署所管法人分」及び大企業を所管する「調査課所管法人分」における税務リスク分析を行い、以下の推論を行った。

- ①調査発生率や1件当たりの追徴税額について、中小企業よりも大企業はより多くの税務リスクを含む。
- ②中小企業は税務リスクが高いという一般的なイメージがあるが、「簡易な接触」も含めた「広義」の調査を見る限りでは、中小企業と大企業間で税務リスクの発生率には有意差は認められない。中小企業は「簡易な接触」による指導で申告が終結する割合が約6割であり、1件当たりの追徴税額も低い。「量的」な税務リスクの観点からは、中小企業の約6割は簡易な接触で足りる低い税務リスクの集団と考えられる。
- ③青色申告制度はその導入後70年以上を経過し、内国普通法人における青色申告法人の割合は99.2%である。税理士の関与割合も9割であることから、記帳水準の高さも中小企業における低い税務リスクの要因と想定される。

実態としてはこの範疇に入らない中小企業も存在するが、いわゆる「悪質な脱税者」の絶対数は多くはない。「応答的規制理論」に従えば、税務コンプライアンスの維持・向上を図るように働きかける対象は、適正納税を実現しようとするこれら中小企業である。したがって我々税理士は、中小企業の軽微な非コンプライアンス(Non-compliance)を防止することが求められており、課税当局としても納税者のリスク分類を適切に行いリスクの程度に応じた効率的な税務行政（「リスク・ベース・アプローチ」）により、中小企業全体の税務コンプライアンスの維持と向上を図ることが可能となる。

3 「協力的手法」の考え方に基づく税務コンプライアンスの維持向上

協力的手法は公権力の行使や訴訟手続の枠の外に準備された枠組みである点に特徴があるとされる²。これらの協力的手法による取組みとしては、①大企業の適正申告に向けた自発的な取組みを後押しするための「協力的手法」（税務当局と大企業が協力的に行動する取組み：Co-operative Compliance）による取組（国税局調査部）、②大企業の移転価格税制に関する税務コンプライアンスの維持・向上を目的とした「移転価格税制に関する相談窓口」の試行的な設置、③J-CAP制度の

¹ 本プレゼンテーション中の中小企業の定義は、原則として資本金が1億円未満である税務署管轄の法人を指す。

² 宮崎 綾望著「租税行政の国際的動向—協力的コンプライアンス(Co-operative Compliance)の意義と課題」（一橋法学 第14巻第2号 2015年7月）P.512参照。

試行等が掲げられる。

大企業に対する協力的手法の考え方に基づいた手法を中小企業にも適用することで課税当局側における効率的な税務運営の確保及び中小企業側における税務リスクの低減が期待できる。法的な枠組みの外におかれた「協力的手法」に基づいたツールとして法人会作成の「自主点検チェックシート」がある。「税理士法に基づく書面添付制度の整備」は税理士法に基づくものであるが、課税当局においては、納税者側の税務コンプライアンスを向上させるものとの認識には相違ない。

4 「協力的手法」の考え方に基づいたコミュニケーションツールの活用

中小企業を中心とした全国約 75 万社からなる経営者団体である法人会が作成した「自主点検チェックシート」は、作成に当たって日本税理士会連合会が監修し、平成 27 年 4 月からは国税庁が後援していることから、「中小企業の内部統制と経営能力の水準をアップさせるための事実上の公的チェックシート」³とされる。我々税理士としても税務申告書の作成にあたっては、中小企業に「自主点検チェックシート」を案内してその利用を勧奨することにより、中小企業の税務コンプライアンス向上に寄与することが可能となる。

5 書面添付制度と新書面添付制度

書面添付制度は、税務に関する専門家の立場からどのように申告書を調製したものであるかを明らかにすることにより、租税に関する納税義務の適正な実現に資するとともに、税務行政の円滑化に資する趣旨から、昭和 31 年の法改正において日本税理士会連合会の要請により創設された。平成 13 年、税務の専門家である税理士の立場をより尊重するとともに、税務行政の一層の円滑化・簡素化を図る目的から、法 33 条の 2 に規定する計算事項を記載した書面を申告書に添付している場合には、従来⁴の意見聴取に加えて、税務代理権限証書（法第 30 条）を提出した税理士に対して意見聴取の機会を与えなければならないとされた。

法人税の書面添付割合が 9.8%にとどまっている理由について、①書面添付制度そのものが周知されていないこと、②手間暇に対する効果が明確でないことから、作成者側での動機付けが容易でないこと、③課税当局と作成者側に情報の非対称性が存在する限り、書面添付には限界があること等が考えられる。しかしながら、我々税理士は自らの権利に基づくこの制度が社会に広く普及することで、中小企業の税務コンプライアンスを維持向上するよう、当該制度の意義を周知して普及を図ることが求められる。

6 まとめ

中小企業においては「自主点検チェックシート」や「書面添付」を活用することで、税務リスクを低減させ税務コンプライアンスの維持・向上を図ることができる。課税当局においてもこれらのツールの活用による課税リスクの低減と税務コンプライアンス維持・向上を積極的に呼びかけるべきである。

（報告：笹尾博樹副部長）

³ CURRENT ISSUE-識者に聞く 中小企業における税務コンプライアンスの向上「税研」2023 年 7 月 P. 4

1 誠実申告確認制度（申告適合性確認制度）とはなにか？

韓国における誠実申告確認制度（以下「CCFS」という。）はコンプライアンスの強化を目的として施行されたものである。

CCFSとは、一般的には税務代理人（以下「税理士」という。）が納税義務者（以下「納税者」という。）に代わって課税標準と税額を計算し、誠実申告確認証明書（以下「確認証明書」という。）を税務当局に提出し報告することである。

申告納税制度の下では納税者は税理士の助けを借りて所得と税額を計算するため、申告することによって納税義務を忠実に果たしたものとみなされる。

CCFSは、一定の事業者が税理士から記帳内容、申告内容の正確性の確認を受けたうえで申告するため事業者によっては適正な申告を促す制度となり、事業者の帳簿の正確性、忠実な納税が担保できることとなる。

2 立法目的

税務当局は納税者が税理士の確認を得て申告することを求めているが、なぜこのようなCCFSを作ったのか。3つの理由があげられる。

- (1) 税理士が納税者の申告内容を確認し確認証明書を納税者と税務当局に提出することで、納税者が正直に正確に所得を申告することを奨励している。
- (2) 納税者の申告内容の妥当性を確認し税務行政の費用負担を軽減するために、すべての納税者を税務調査の対象として選択できない税務行政の限界を克服する。
- (3) 税務当局は税務制度を拡大して制度を執行するごとに効果的に課税標準の確認をして脱税を防止する。

3 CCFSの概要

● 確認証明書の提出

個人事業者や内国法人は、帳簿や添付書類に基づき事業所得の金額の妥当性を確認した後、税理士の確認を受けた確認証明書を申告書に添付して税務当局に提出する。

この提出によって申告期限が一か月延長される。

● 確認証明書の提出が義務付けられる納税者の範囲

CCFSは、2022年以降、個人事業者に適用されるようになったが、すべての企業に適用されるものではない。

適用される基準は、事業者がどの業種に属するかで区別されており、以下の各業種の事業者はそれぞれの総収入金額を超える場合に適用がある。

- 1 農業、漁業、卸売、小売、不動産販売業などの大部分で、次の2、3に該当しない事業者は総収入金額\$1,500,000
- 2 製造業、宿泊・飲食サービス、建設業などは\$750,000
- 3 不動産賃貸業、各種個人向けサービスなどは\$500,000

しかし、もしも個人事業者がこの基準を超える場合には、個人が法人に転換（以下「法人成り」という。）することで忠実な申告を回避しようとするケースがある。

このため、CCFSの回避を防ぐプロセスは、法人税法が法人事業者に2019年からCCFSを適用したことに少し遅れて適用されることとなった。

すべての法人がこのプロセスにおけるCCFSの対象となるわけではなく、次の法人の場合には確定申告書と一緒に確認証明書を提出する義務がある。

- 1 個人やその親族が法人設立後、不動産を取得しそれを資産としている内国法人
- 2 不動産賃貸業を本業として特定の基準を満たす内国法人

この法人に該当した場合、税理士は総収入がもれなく記載されているか、事業と関係のない経費が含まれていないかを確認し、法人税申告書とともに確認証明書を提出しなければならない。

前述のとおりこれは法人成りする際に CCFS の対象から回避することを防ぐためのものである。

●確認事項の詳細

税理士がチェックすべき詳細は、納税者の帳簿や請求書、事業体系等を確認して税法で定められた用紙に記入し税務当局に提出する。確認証明書は9ページ以上のものとなっている。

まず、納税者とその義務的な情報を記載し、納税者と税理士が署名して二人が確認証明書の手続きに関与していることを証明することとなる。

確認証明書の詳細は、主要な従業員情報、建物の所有状況、顧客情報、パートナー、主要な購入先、有形固定資産、借入金の借入先、利息の支払先などの必要事項を記入し税務署に提出する。収入金額、経費、事業形態なども確認することとなるが、人件費は架空の支払いがされていないかなど特にチェックは厳しくなされる。

さらに、追加的な事業収支報告書などを添付し、これらにより納税者の状況が把握できることとなっている。

●CCFS の長所

- 1 誠実申告確認のため発生する費用の60%（上限120万ウォン[₩]）は税額控除の対象となる。
- 2 医療費教育費などの非事業関連経費は原則控除できない。
ただし、個人事業者が適格な確認書を提出すれば非事業関連経費も控除される。
- 3 上記1及び2を適用した場合、その後所得の過少申告が判明した場合には控除税額は追徴されるし、またこれら費用に対する税額控除は3年間適用がなくなる。

●CCFS の短所

- 1 CCFS 対象者が確認証明書を期限内に申告しなかった場合には追徴課税の対象となる。
- 2 確認証明書を期限内に提出しなかった場合には、申告書の正確性を確認するために税務監査が随時行われる。

●税理士の責任

税理士は内容を確認し署名することにより、税務当局に対して重い責任を負う。

CCFS はコンプライアンスを強化するための施策であり、納税者の申告が誠実でなく過少申告が判明して追徴課税の対象となった場合、税理士は懲戒処分の対象となる。

懲戒処分の種類は、業務停止、罰金、登録抹消があり、不正の金額によって懲戒の程度が異なっている。

4 CCFS の利点

CCFS の効果については、税務当局が期待する立法目的の実現を図ることができる。

●誠実な申告の奨励

申告内容が税理士によって確認されることによって、納税者に誠実な課税標準の報告を促し納税者の申告が正確になる。

経費の妥当性に重点を置くことにより、虚偽または架空の経費を控除することを防ぐ。

●公正で公平な課税の実現

課税標準が正確になり、脱税を予防したうえ、結果として公正な課税の実現につながる。

●税務行政の向上

CCFS によって税務当局の監査の必要性が減少（コンプライアンス違反の納税者への対応の減少）することとなる。

申告状況からみると、CCFS による総収入金額は、申告対象者の総収入金額の32%程度となってお

り、税務当局は残りの 68%の対象外の納税者への税務管理に集中できることとなる。

5 CCF Sの限界

●納税者の権利の侵害

この制度のコンプライアンスは最適か？ いくつかの限界が指摘されている。

CCFS は納税者が自分の申告が正しいと考えても税理士による確認を義務付けており、自主申告制度の原則を侵害しているとの批判がある。

●税務協力のコスト負担

納税者の負担と費用を十分把握できておらず、税額控除には限界がある。

確認のためのさらなる時間が必要となる。

このような金銭的、時間的コストは結果的に政府が税務徴税コストを納税者に転嫁したこととなる。

税務当局は正しい納税者の税務コンプライアンスを軽減していない。

●税理士の情報アクセスに限界

税理士は、納税者のみが提出する事業形態、帳簿などで申告内容を確認し、申告内容が正確であるとして確認証明書を提出することとなるが、税務当局が納税者情報にアクセスできる権限に比べると限界的であり、私見ではあるが税理士の責任は過重といえる。

6 まとめ

CCFS は、税務コンプライアンスを強化する意味では一定の成果となっている。

誠実な申告、忠実な申告を実現しているが、税理士に過度な責任を課すものとして限界があり、より効率的で公正な税務コンプライアンスの強化策としての発展を願っている。

※発表者の個人的な意見

税金は国民から見返りもなく徴収するものであるため、できれば逃れたいと思うことが人間の本能である。国民が納税義務を忠実に果たすためには、納税に価値があると認識させることが必要である。

このためには若いうちからの租税教育、福祉面での適切な給付、所得の公平な再分配を行うことによって、国民が自分たちの税金が無駄なく効果的に使用されていると信じられることが重要である。

(報告：濱地國治委員)

2-4 納税意識とコンプライアンス

Enkhmend Magsarjav, Galmandakh Urlee (モンゴル税理士会)

1 モンゴルの伝統的な納税意識

納税意識とコンプライアンスは、納税者の行動、文化及び歴史に影響を受けることがある。モンゴル人の意識の特徴を次のように定義できる。

1. 慈善事業を行うために他人を傷つけない
2. 平和を保つために他人を虐待しない
3. 心を浄めるために汚さない
4. 正直であること

2 モンゴルの現行の税制

1992年に一連の税法が承認され、新制度「自己申告及び法令で定められた税率の納税」が採用された。過去10年間で電子税務申告システムが発達したため、モンゴルの税務は次のようになっている。

1. 会計ソフトから直接申告書を送信
2. 電子領収書システムのデータから簡易申告書を作成
3. 税金をリアルタイムで電子納税
4. 納税者登録と納税に関連付けた23種類の報告書と15種類の申請書を電子発行

2021年は滞納税の累積額が3兆2,000億トゥグルグに到達し税収予算の20%となった。また、2010～2019年の間に企業数は毎年11%のペースで増加したが、確定申告件数は毎年3%減少している。

3 税務コンプライアンスの研究

1970年代以降、税務コンプライアンスの研究が進む。

1. 税務コンプライアンスは、自発的か強制的かに分類される。
2. 税務コンプライアンスに対するアプローチは、経済学理論による経済的アプローチと社会学及び心理学理論による行動的アプローチがある。
3. 行動を予測するために最もよく用いられる理論は、合理的行為理論（TRA）と計画的行動理論（TPB）である。

コンプライアンスを促すナッジ理論としては、税務調査やペナルティを課す抑止的ナッジと納税意識（Tax moral）や注意喚起、申告の簡易性、各種情報提供による非抑止的ナッジがある。

税務コンプライアンス行動に影響を及ぼす要因としては、税金ペナルティ、ピア効果、税務コンプライアンス意図がある。いずれもコンプライアンスにポジティブに働き、これらの要素が納税者のコンプライアンス行動を促すことになる。このような納税者の行動がなければ、税務当局の管理コストが上がってしまうので納税者の意識に働きかけることが重要である。

4 モンゴルの税務コンプライアンスの現況

抑止的ナッジとして税務調査と税金ペナルティがあり、税務当局は税リスクスコアで評価することにより抑止となっており、コンプライアンス意図とつながっている。非抑止的ナッジとしては、ピア効果、申告の簡易性、税務専門家のサービスがある。税理士としての情報提供によって納税者の意識、モラルをサポートすることが重要となる。また、企業の規模もコンプライアンスに影響することがリサーチから示された。税務コンプライアンス意図は媒介効果があり、企業規模は調整効果がある。

個人としては、コンプライアンス行動を人格の中に形成し、社会的に行動するモラルと租税回避をしないという高い納税意識を持つことが必要であり、税務コンプライアンスは社会規範である。また、納税意識が低いと違反行為も出てくるが、高い意識であればコンプライアンスが保たれる。この違反行為が多いかどうかは政府が解決する必要がある。納税義務を果たさないということであれば社会的、経済的影響も出てくるので、ネガティブな効果がある倫理は問題視されている。

5 結論と提案

抑止的ナッジは、法人税法で規定するコンプライアンスに直接的な影響を及ぼす。非抑止的ナッジの効果が弱いことは、納税者の税法に関する知識不足、税務専門家のサービスへのアクセス不足、税務報告に関する訓練・助言の不足と関連しているかもしれない。

したがって、次の結論と提案となる。

1. 非抑止的ナッジによる介入は、自発的税務コンプライアンスを促進すると考えられる。
2. 非抑止的ナッジによる介入を抑止的ナッジによる介入と併せて実施すれば、税務当局と納税者の間の協力と信頼を高めることによって税務コンプライアンスを向上させることができる。
3. 電子税務申告システムをユーザー中心のシステムとして開発し、使用方法を伝え、紹介し、簡

易化することによって、より利用しやすくすることができる。簡単に申告できることにより、コンプライアンスコストが低くなる。

4. 企業規模に応じて税法への自発的コンプライアンスを支援する施策を、法律や規則に盛り込む。

(報告：腰越明委員)

2-5 タックスコンプライアンス - ネパールの状況

Prabin Raj Kafle (ネパール税理士会)

ネパールにおけるタックスコンプライアンスの改善状況について、ネパール税理士会 (NEPAL CHAMBER OF TAX CONSULTANTS : NCTC) Prabin Raj Kafle 氏より報告がなされた。

主な報告内容は以下の3点である。

1 ネパールにおけるタックスコンプライアンスの視点

ネパールではタックスコンプライアンスの視点から、企業や個人が財務活動を正確に報告すること、期限内における税納付を遵守すること、脱税の意図がない「正直で誠実」(Honesty and Integrity) であること、法的要件に合致すること等、「租税法の認識」(Awareness of Tax Laws) をもつことが重要であると考えている。そのためには税務当局との協力が必要であり、正確に行われない場合は、罰則のような法的効果が生じることとしている。

2 ネパールにおける課題

ネパールが直面している課題としては、①税務当局における課題、②納税者における課題、③その他の課題、が存在する。

税務当局における課題としては、AI 等の「迅速なテクノロジーの変化」への対応が挙げられる。テクノロジーの進化は、課税当局だけではなく納税者にもメリットがあり、またテクノロジーから生じた課題に対応するために、このような最新のテクノロジーについていく必要がある。次に、国家の予算が限られ、財源不足 (Resource Constraints) に陥ることで詳細な税務調査が実施できないことが課題として考えられる。3つ目にタイムリーな情報が取得できない情報格差 (インフォメーションギャップ) という課題も挙げられる。

納税者における課題としては、小規模事業者においては、複雑な税法が理解できない、帳簿等記録保存に関してコストがかかるなどの負担が存在するという課題がある。

その他の課題事項として、ネパールでは、政治不安、十分な (proper) 調査・検討を行わないで法改正を行うという課題がある。

以上の結果、ネパールでは、財政減 (Loss of Revenue)、法的効果 (Legal Consequences)、不安定な経済 (Economic Instability) という影響が生じている。

3 タックスコンプライアンス戦略

ネパールでは、タックスコンプライアンスの戦略として、納税者が理解しやすく、コンプライアンス違反が生じないように、①税法の簡素化、②テクノロジーの活用、③国際協力、という優先事項を示して、タックスコンプライアンスを向上させていくこととしている。

税法の簡素化については、ネパールでは投資を引き込むための優遇税制が多くあるが理解されていないことが多く、①教育と認知プログラム (Education and Awareness) を進め、②透明性と公平性 (Transparency and Fairness)、③効率的な税務行政 (Efficient Tax Administration)、という観点から簡素化を進める。

テクノロジーの活用については、電子申告と電子納税(E-filing and Digital Payment)、データ分析(Data Analytics)、透明性のブロックチェーン(Blockchain for Transparency)、オンライン還付(Online Refund)、という事項に取り組んでいる。

国際協力に関しては、情報の共有、BEPS 等のイニシアティブ、など今後において国際協力を進める。

その他のタックスコンプライアンスの戦略としては、専門家によるフィードバック機能及び苦情処理機能、汚職 (Corruption) への対処、課税標準 (tax base by registration under tax) の拡大、高額納税者への褒賞、タックスコンプライアンスの改善につながる脱税 (tax evasion) に関する情報提供者へのインセンティブ、納税者にとっても課税当局にとっても有効な税制を構築する税法の改正及び手続きを検討する委員会の形成、が現在検討されている。

(報告：大屋貴裕委員)

2-6 タックスコンプライアンス - マレーシア

Chow Chee Yen (マレーシア勅許租税協会)

はじめに

マレーシアにおけるタックスコンプライアンス向上策について、既に導入済の施策及びこれから導入予定の施策について発表を2部構成にて行う。第1部は電子インボイス、第2部は税務ガバナンスフレームワークである。

1 電子インボイス(E-INVOICING)

(1) 電子インボイス制度～マレーシアにおける実施ロードマップ～

電子インボイス導入のロードマップは以下のとおりである。当初は2027年に全ての納税者に義務化される予定であったが、先日の政府発表により1年半前倒しされ、2025年7月から年間売上高または収益の金額に関わらず、全ての納税者が電子インボイスを導入することとされた。マレーシアでは政権交代により2018年に物品・サービス税(GST)が廃止され、売上税(Sales Tax)とサービス税(Service tax)(SST:売上税とサービス税の総称)が導入されているが、この電子インボイスの導入目的は納税者コンプライアンスの向上の観点から導入されるものであり、以下のような対応が可能となる。

- ① マレーシア内国歳入庁(IRBM)が全データを管理することによる無申告、シェアードエコノミー等への対応
- ② デジタル化による効率的な税務調査による行政コストの削減
- ③ 納税者側でのコンプライアンス水準向上による事業推進への集中

年	内容
2023年	電子インボイス導入に向けたインフラ構築&システム開発、特定企業を対象としたパイロットプロジェクトの実施
2024年	年間売上高または収益が1億リングットを超える納税者に義務付け(2024年8月1日) (筆者注: 1マレーシアリングット=約31円)
2025年	年間売上高または収益が2,500万~1億リングットの納税者に義務付け(2025年1月1日)
2027年	全ての納税者に義務付け(2027年1月1日) → (2025年7月1日)

(2) 電子インボイスの発行事業者等

基準年間売上高または収益額に該当する納税者は、実施のタイムラインに沿って、マレーシア内

国歳入庁（IRBM）の検証を受けて電子インボイスを発行しなければならない。実施日以降に作成及び発行される請求書は、電子インボイスでなければならない。

（3）マレーシアにおける電子インボイスの典型的ワークフロー

電子インボイス制度は、統合・構造化されたデータ形式による電子請求書（E-INVOICE）の交換である。

①電子インボイスの発行	販売または取引が行われたとき（電子インボイスの修正も含む）、売手は電子インボイスを作成し、MyInvoice Portal または API を通して IRBM に送信して検証を受ける。
②電子インボイスの検証	IRBM の検証はリアルタイムで行われ、電子インボイスが必要な基準を満たしていることを検証する。検証を受けると、売手は IRBM から MyInvoice Portal または API を通して固有(Unique) の認識番号を受け取る。固有の認識番号によって、IRBM による追跡が可能になり、電子インボイスの改ざん発生を減少させる。IRBM の検証後、当該電子インボイスは一切修正することができなくなる。電子インボイスは IRBM のクラウドシステムに保存され、全ての会社の売上及び購入金額等が政府の管理下に置かれることとなる。
③電子インボイス検証通知	IRBM は電子インボイスを検証後、MyInvoice または API を通して売手と買手の双方に通知する。
④電子インボイスの共有	検証後、売手は検証済み電子インボイス（QR コードを記載）を買手と共有しなければならない。QR コードにより MyInvoice Portal 上で当該電子インボイスの存在やステータスを確認することができる。
⑤電子インボイスの拒否または取消	電子インボイスの発行後、以下のために一定期間の猶予が設けられる。電子インボイスの拒否申請または取り消しは、その理由を添えて 72 時間以内に行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・買手が電子インボイスの拒否を申請する。 ・売手が電子インボイスの取り消しを行う。
⑥ MyInvoice Portal	買手と売手は、MyInvoice Portal を通じて電子インボイス取引の情報を取得することができる。

（4）E-Invoice が利用される想定場面（所得証明書と経費証明書）

電子インボイスは所得証明書として、販売その他の取引がなされた際に納税者の所得を確認するために発行される。一方で、電子インボイスは経費証明書として、納税者によって購入された支出金額を記録し、返金、割引も対象に含まれる。特定の状況では、海外取引などの経費を記録するために納税者が自己電子インボイスを発行する必要がある。例えば、納税者が外国サプライヤーからサービスを取得し、その外国サプライヤーから請求書を受け取ったが、そのサプライヤーがマレーシアの MyInvoice システムを利用していない場合、納税者はその経費を記録するために自己インボイスを発行する必要がある。

（5）電子インボイス制度の利点

電子インボイス制度の利点としては以下の項目が掲げられる。

①企業の業務効率向上	大規模な企業では、効率性が向上し、時間とコストの大幅削減となる。
②セキュリティの向上	暗号化によりセキュリティを強化し、不正な請求書を削減し、機密情報を保護する。

③国境を超えた取引の容易化	合理化された電子インボイス情報により、国境を超えた事業取引データの交換を容易化する。
④請求プロセスの統一	データの入力と作成、取引文書とデータの提出を自動化する。
⑤確定申告の促進	シームレスなシステム統合により、効率的かつ正確な税務報告を実現する。
⑥財務報告のデジタル化	財務報告と財務処理を中小企業向けの業界標準に沿ってデジタル化する。

2 税務コーポレートガバナンス体制 (TCGF)

(1) 税務コーポレートガバナンス (Tax Corporate Governance Framework (TCGF)) 体制

(2022年6月に導入済)

マレーシアは2000年に自己申告制度を導入しており、当該制度を推進することで一層税務コンプライアンスを向上させることができる。当該制度の目的は、企業が税務コーポレートガバナンスにおけるIRBM (HASiL) の重点分野を理解し、以下の取組みを推進することを支援するものである。

- ①企業の税務ガバナンスと内部統制の枠組みを開発または改善すること
 - ②税務コンプライアンスを促進し、税務リスクを低減すること
 - ③企業の枠組みの堅牢性をテストすること
 - ④企業の主要な内部統制事項の運用有効性を、IRBMを含むステークホルダーにどのように提示すべきかを理解すること
 - ⑤税務に関する財務リスク、規制リスク、レピュテーションリスクを十分に認識し、評価を行うこと
- これらにより、確実性の強化、税務問題の早期解決、透明性の向上を担保する。

(2) 税務コーポレートガバナンス体制 (Tax Corporate Governance Framework (TCGF)) について

TCGFを推進するためのTCGプログラムは、IRBMと納税者との間の取組みであり、企業の税務コンプライアンスに関する問題を改善するために率直かつ誠実に協力することを目的とする。参加対象は、①大企業又は公開企業(売上高1億リンギット以上)、IRBMのBest Taxpayer Award受賞企業、政府関連企業(Government-Linked Companies)／国有企業(State-Owned Enterprises)及び遵法納税者(申告書の提出及び納税が要件)である。参加費用は税額控除の対象外であり、当プログラムへの参加は無料である。実施フェーズは以下のとおりである。

フェーズ1	パイロットプロジェクト期間(2022年6月～2024年6月)において、IRBMが一部の企業にプログラム参加の案内を送付、一部の招待企業のみ参加
フェーズ2	対象を全企業に拡大

(3) 税務コーポレートガバナンス・プログラムに参加するための企業側における必要条件

参加のための必要条件は以下のとおりである。

税務戦略／政策	<ul style="list-style-type: none"> ・税務政策を検討する ・税務政策を策定または改定する ・税務政策を公表する
税務リスク及びコントロール	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の税務リスクを検討する ・主要な税務手続きと統制項目を決定する
文書化手続きコントロールテスト	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な税務手続きを文書化する ・テストプログラムを策定する

(4) 企業にとっての利点

企業にとっての利点は、税務リスク管理の強化、事業の業務効率の推進、税務リスク管理のためのプラットフォームの創出、リスクを積極的に特定する手順の実地の奨励、税務管理に対する企業側での自信の高揚、企業側での経営陣やステークホルダーのレピュテーションの保護、正確な税務申告の確保と帳簿のインテグリティの強化、コンプライアンスコストの削減、タックスエクスポージャーに関する確実性の確保等である。

(5) IRBM にとっての利点

IRBM にとっての利点は、企業の事務・税務ガバナンス手順・税務リスク管理手順についての深度ある理解、納税者との関係の強化、事業者に配慮し、かつ、国際基準や政府のイニシアティブに沿った協力的コンプライアンスの促進、効率性の促進と資源の有効活用の強化、監査と執行をハイリスクケースに集中、正確な税務申告と適時の納税等である。

(6) 有利性

TCG プログラムから得られる便益は以下である。

①コンプライアンス調査の深度緩和	・税務監査の省略または削減 ・重要性の高いものに限定、調査サンプル数の縮小
②担当税務官の指定	・納税者と IRBM との間の専任窓口の設置 ・技術的問題に対する双方の対話の迅速化
③税金還付の迅速化	・遵法参加者の税金還付プロセスを加速化
④優先的配慮	・ペナルティを受けていない遵法参加者に対する優先的配慮の付与

【参考資料】

E-INVOICE GUIDELINE INLAND REVENUE BOARD OF MALAYSIA (DATE OF PUBLICATION: 28 OCTOBER 2023) (<https://www.hasil.gov.my/media/iqzj111k/irbm-e-invoice-guideline-version-21.pdf> 最終アクセス：令和6年1月6日)

GUIDELINES : TAX CORPORATE GOVERNANCE FRAMEWORK INLAND REVENUE BOARD OF MALAYSIA (As at 27 July 2022)

(https://phl.hasil.gov.my/pdf/pdfam/Guidelines_Tax_Corporate_Governance_Framework_2.pdf 最終アクセス：令和6年1月6日)

(報告：笹尾博樹副部長)

セッション3 環境問題からみた税制

○モデレーター：香港税務学会 Desmond Wong

○スピーカー：日本税理士会連合会 平井貴昭

マレーシア勅許租税協会 Thenesh Kannan

オーストラリア会計士会 Tony Greco

3-1 気候温暖化対策としてのカーボンプライシングの活用

平井貴昭（日本税理士会連合会）

1 カーボンプライシングの必要性

我が国は、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すとともに、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとしている。この目標を達成するためには、技術革新及びその社会実装を進めるとともに、企業・個人を含めあらゆる行動主体が脱炭素を選好する社会を構築することが必要不可欠である。

2 カーボンプライシングとは

化石燃料等の利用により排出したCO₂に対して価格付けを行い、排出者に負担を求める仕組みのことである。

3 カーボンプライシングの意義

経済的インセンティブを与えることで、脱炭素に向けた行動を促し、脱炭素投資に対する公的支援の財源を確保することである。

4 カーボンプライシングの手法

- ①炭素税 CO₂排出量に比例した課税
- ②排出量取引 政府が対象事業者のCO₂排出総量を設定し、自らの排出量に応じて必要な排出権を購入するもの
- ③クレジット取引 CO₂排出を削減する事業者によるCO₂削減量を証券化して、自主的に取引を行うもの

5 炭素税の課税段階

- ①上流課税 化石燃料の採取時点、輸入時点での課税
- ②中流課税 化石燃料製品や電気の製造所からの出荷時点での課税
- ③下流課税 化石燃料製品、電気の需要家への供給時点での課税
- ④最下流課税 最終製品が最終消費者に供給される時点での課税

6 我が国の炭素税

わが国は2012年10月に、石油石炭税の特例として全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率（289円/tCO₂）を上乗せしている。

7 課税によるCO₂削減効果

CO₂削減効果には価格効果と財源効果がある。2019年度における価格効果によるCO₂削減量は320トン、財源効果によるCO₂削減量は356トンとされる。

8 主要国の炭素税率

最も炭素税率が高い国はスウェーデンで、北欧のフィンランドやノルウェーが続く。我が国の税率は主要国の中で最も低い。

9 排出量取引

政府がCO₂の排出量を設定・管理する排出量取引は、①排出権無償割当型、②排出権有償購入型の2類型に大別される。無償割当型、有償購入型ともに政府が域内の排出総量を設定・コントロールすることが可能。無償割当型の場合には、政府の収入はゼロであるが、有償購入型の場合政府にオークションの収入が発生する。EUにおける排出量取引制度は、2005年に無償割当型からスタートし、2013年から有償購入型へ移行した。EUの排出権オークション価格は日本円で1万円/tCO₂程度である。

10 わが国における今後のカーボンプライシングの取り組み

- ①化石燃料賦課金 税ではなく賦課金方式を採用。化石燃料輸入事業者等を対象に2028年に導入する。上流課税になる。
- ②排出量取引 2023年度から目標設定を含めて自主的な取り組みをスタートし、2033年度から発電部門について、特定事業者負担金（有償オークション）を段階的に導入する。中流で課税される。

11 日税連の取り組み

日税連は住宅ローン控除（省エネ住宅）や自動車取得税・自動車重量税の見直しを建議している。しかし、いずれも脱炭素化のための税制であり、CO₂排出量そのものに課税する税制ではない。また、日税連はカーボンプライシングの導入には基本的には賛成であるが、中小企業者への配慮や既存の環境関連税制の体系を再検討すべきとしている。

（報告：井上五郎委員）

3-2 環境問題からみた税制

Thenesh Kannan（マレーシア勅許租税協会）

1 市場選択の影響による税の役割

全世界に共通して言えることは、政府にとって税源を確保することは重要なことではあるが、しかし税収だけがすべてではないということである。

ここでは、税制には、ある一定の行動を推進するという機能があり、税制によって世界がどのようにより良くなるか、そして、我々税の専門家が税制を活用して次世代の社会をどのようにより良くしていくかという視点から述べてみたい。

特に、市場選択の影響による税の役割として「アメ」と「ムチ」があるが、どちらを適用するにしても「黄金ルール」として経済を台無しにすることがあってはならない。

2 環境にやさしい選択肢に対する優遇税制措置

各国で反プラスチックの行動が起きているが、プラスチックを撤廃することはできない。なぜなら、撤廃することによって逆に製造コストが高くなり経済的に合理的でないこともあるからである。

しかし、反プラスチック政策として税制を活用している国もある。

例えば、企業がプラスチックのリサイクル製品よりコストの安い使い捨てのプラスチック製品を製造したとき、そのプラスチック製品にはプラスチック税を課す一方、プラスチックのリサイクル製品

には税を課さないという税制を適用することにより、プラスチックのリサイクルコストが使い捨てのプラスチック製品の製造コストより安くなるという逆転現象が起こり、最終的に企業は環境にやさしいプラスチックのリサイクル製品を製造するという行動をとることになる。プラスチック税制が環境政策に有効に機能する一例である。

ESG (Environment=環境、Social=社会、Governance=企業統治) の観点から、環境税はアメとして免税と減税を適用するが、マレーシアでも一部その税制を活用している。しかし、環境にやさしい選択を促進する税制上の優遇措置としてのアメの税制について、その趣旨や方向性という背景を理解しないままだと問題であり、その背景を理解する必要がある。

例えば、マレーシアでは、二酸化炭素回収・貯留設備に大きな投資をした場合、多額の投資減税・免税を行う税制を施行している。

あるいは、EV 自動車の購入や充電設備の設置など再生可能エネルギー投資にも税制上の優遇措置を講じている。

この場合、アメとしての税制を需要側と供給側の両方に適用することが重要である。

EV 車の需要側に対しては、EV 車を購入した場合の減税措置を適用することにより EV 車を買ってもらう動機付けを行う。マレーシアでは EV 車に係る物品税は 0% である。

EV 車の供給側に対しては、EV 車を生産するメーカーに投資減税を行う。

その他、環境に優しい選択肢に対する税制上の優遇措置として、化石燃料製品の自動回収機を設置した場合、コインを入れてモノを買う一般的な自販機とは逆に、自動回収機に化石燃料製品を回収させた消費者にコインを与える措置、あるいは、社会的責任投資を行った企業に対して特別枠の融資を行う措置がある。

また、再生可能エネルギーや太陽光パネルといった環境に優しい対策を取った適格資本支出に対して 100% 控除を行うグリーン投資減税もある。

3 環境に優しくない選択肢に対する「ムチ」

一方、アメとしての税制をずっと継続することはできないので、環境に優しくない選択を阻止する追加課税としてのムチの税制が必要となってくる。

例えば、環境対策が基準以下のときムチを課すことで、政府からの強制ではなく、企業が自主的に一定の行動を推し進めるように仕向け、環境に優しい行動を取ってもらう動機付けを行う。

あるいは、ガソリン車やディーゼル車にムチとして 100% 以上の物品税を課す。マレーシアでこれまで実施してきた化石燃料に対する補助金は、ガソリン車の利用を促すインセンティブとなっており、税制のミスマッチがあったと考えられるので、化石燃料等に対する補助金の合理化を図ることが重要である。

また、優遇措置申請の評価において考慮される環境要因としての「ムチ」もある。

例えば、ガラス製造工場は多量の電力を使用するが、アメとムチを併用することにより環境に優しい行動を促すようにする。つまり、電力使用量が一定数量を下回るとアメとしての税制を適用し、その逆はムチとしての税制を課す。そうすることで、企業に環境に優しい行動を取らせるように促すことが期待できる。

将来的には、炭素税やプラスチック税の導入が考えられるが、現時点でマレーシアでは正式な導入は行われていない。

4 より広範囲な ESG の視点

国連が提唱している税制をより広範囲な ESG の視点から見ると、例えば、社会的な視点の一例として、EV 車の充電器を購入した場合はインセンティブを講じるというものがある。

あるいは、障がい者、高齢者、仮釈放者への報酬に対する二重控除といったものもある。

例えば、仮釈放者への報酬に対する措置として、雇用者側の人的控除を拡大するとともに、報酬の

半分は政府からの補助金を活用することにより労働者不足を解決し、投資家にとっても社会的により良い行動を行うこととなり、その結果より良い社会を築くことができる。

また、女性の社会進出に対する税制上の優遇措置を講ずることについては、我々税理士も努力して取り組んでいかなければならない。

政府的視点から見てみると、マレーシアでは、電子インボイス制度について、当初は2024年6月から2027年1月までに段階的に導入することとしていたが、それが早まり、2027年1月ではなく2025年7月までに導入することになった。

税制の効率的な手段として、より良い税制の制定やすべての経済市場において、我々税の専門家が真の影響を及ぼすことで、現在だけでなく将来の人々のより良い暮らしが実現できることを願っている。

(報告：新垣真秀委員)

3-3 オーストラリア政府は2050年までに

ネット・ゼロをどのように達成しようとしているか

Tony Greco (オーストラリア会計士会)

本プレゼンテーションでは、2050年までにネット・ゼロを目指すオーストラリア政府の計画が詳細に説明された。

「ネット・ゼロ」とは、全体としての温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすることを意味する。これは、排出される温室効果ガスの量を、植林や炭素吸収技術などを通じて取り除く量と相殺させることによって達成される。パリ協定においても、長期的な温室効果ガス低排出の戦略としてネット・ゼロが重要視されている。

オーストラリアは、パリ協定のもと、今世紀後半に排出量をネット・ゼロにすることを目標としている。このネット・ゼロ実現に向けた政府の計画は、技術コストの削減、大規模な展開、新市場の獲得、国際的な協力の促進を主な施策としている。この計画の主要な内容は、再生可能エネルギーによる電力供給への転換、新たなエネルギー産業の発展支援、産業と輸送網の脱炭素化である。

太陽光エネルギーに関する政策では、オーストラリアエネルギー規制局が全国電力市場により多くの再生可能エネルギーを統合するための支援を提供するなど、政府主導の幅広い支援策が実施されている。

さらに、州による政策例としてクイーンズランド州政府による揚水発電所の建設計画が紹介された。揚水発電は、高低差のある2つのダムをトンネルで繋ぎ、太陽光と風力による余剰電力を使用して水を高い場所のダムに汲み上げ、太陽光や風力による電力が得られないときに水を下のダムへ放流し、発電させるシステムである。そのため、太陽光や風力などのエネルギー源が一定ではないために生じる電力供給の変動を補う役割を果たすことができる。これにより、同州において2035年までに電力の80%を再生可能エネルギーでまかなえる見込みである。

オーストラリア政府は中小企業向けの税制優遇措置も実施している。この制度は、中小企業がエネルギー効率の高い資産や、再生可能エネルギー関連の資産を購入または改良する際に、その費用の一部を控除できる。具体的には、適格な資産に対して支出した費用の20%に相当する額が控除の対象となる。この施策は、中小企業がよりエネルギー効率の高い資産への移行を目指すものであり、一時的な措置である。

さらに、オーストラリア政府は、雇用主が従業員に提供する特定の利益（フリンジベネフィット）に対する税金、フリンジベネフィット税（FBT）の免除措置を導入している。この免除は、雇用主が従業員に提供する電気自動車に関連する費用に適用される。この措置は、電気自動車の普及を促進し、

炭素排出削減に寄与することを目的としている。

結びとして、オーストラリアは化石燃料から再生可能エネルギーへの転換期にあり、ネット・ゼロを達成するために価格シグナルや税制を重要な手段として活用しないものの、目標達成のために真剣に取り組んでいると述べられた。

(報告：川崎久美子委員)

サジェスチョンスピーチ 2～5

○スピーカー：日本税理士会連合会 藤本則子
インドネシア税理士会 T・Arsono
日本税理士会連合会 近藤勝美
香港税務学会 Desmond Wong

国際取引における源泉所得税

藤本則子（日本税理士会連合会）

国際取引における源泉所得税について、日本の外国税額控除、非居住者の給与に対する源泉所得税の取扱いと租税条約の影響に焦点を当てて話したい。

1 外国税額控除

日本では、内国法人に課された外国税の額は、国際的な二重課税を排除するため、法人税の額から控除するか、課税所得金額から控除することができる。

しかし、日本の外国税額控除制度と国外所得控除制度には4つの問題点があると考えられる。1点目は、国外所得免除方式は、親会社の法人税率が子会社の法人税率より低い場合、二重課税は100%排除されないということ。2点目は、低税率国にある子会社の操作により過剰な税額控除を生み出す可能性があるということ。3点目は、控除限度額は繰り越せるが、実際に控除されるまで二重課税が残るということ。そして最後に、未使用の外国税額控除の繰越期間はわずか3年であり、3年経過時に会社が赤字の状態であれば、控除も還付もできず期限切れとなってしまうことである。

また、この他に日本の外国税額控除制度では、各国の税制の違いにより二重課税が完全には解消されないケースや非課税領域が残っているケースも見受けられる。

2 非居住者の給与に対する源泉所得税の取扱いと租税条約の影響

2023年8月1日時点で、日本は153の国・地域と84の租税条約を締結している。

OECDモデル租税条約第20条では、締結国のいずれかに居住する学生に本国から支給される生活給付金や教育給付金は非課税であるが、日本で支給されるその他の給付金は課税対象となる。日本に1年未満滞在する外国人は非居住者に分類され、その所得には一律20.42%の源泉所得税が課されるが、租税条約の適用により免除される場合もある。

この一律20.42%の源泉所得税率は、日本での就労期間が1年未満の低所得学生に適用されるものであるが、日本の居住者に対する所得税率は5%から45%までの超過累進税率であり、もし彼らが居住者であれば、最も低い5%の税率が適用されることとなるであろう。通常、彼らは母国での収入はないため、外国税額控除も適用することができない。この日本の税制は、短期就労目的で日本を訪れる外国人の勤労意欲をそぐ可能性がある。

日本では少子高齢化により労働力不足が深刻な問題となっており、政府は外国人労働者の受け入れ

を拡大しようとしているが、外国人労働者に対する税制上の取扱いの中には政府の方針と矛盾するものがあり、非居住者の給与所得に対する一律の源泉所得税率についても再考の余地があると考え。

3 我々の専門家としての使命

我々は税務の専門家であり、究極の使命は納税者の権利を守るとともに、国家財政の根幹を成す税収の確保に貢献することである。問題点は明確だが、その解決は簡単ではなく、急いで結論を出す必要はない。回答を模索すればするほど多くの課題に直面する。なぜなら、理論と実務は必ずしも一致しないためである。しかし、我々はずっと努力し、お互いに協力し合う必要があると考える。

(報告：野村俊之委員)

インドネシアにおけるクロスボーダー恒久的施設及び

外国子会社に関する税務上の将来的な取扱い

T・Arsono (インドネシア税理士会)

1 テーマ選定の理由

このテーマを選んだ理由は2つあり、1つ目は、インドネシアがASEAN議長国としてASEANを成長の中心地とする使命があることである。2つ目は、インドネシアとそのパートナー、特にASEAN各国との間で締結された租税条約があるためである。租税条約の目的は国際間取引及び国際間投資に係る二重課税を排除することであり、インドネシアの所得税法で規定されている所得税率を引き下げることである。

租税条約によれば、インドネシアにある政府、事業者、恒久的施設、外国子会社は、給与や配当金などを支払う場合、居住地国及び源泉地国でそれぞれ20%の源泉所得税が課せられるが、この20%という税率はインドネシアとパートナーとの租税条約に基づいて引き下げることができる。ASEANには「設立の自由」と「資本の移動の自由」が求められている。

2 設立の自由と資本の移動の自由

インドネシアと日本との租税条約によれば、法人は株主に配当金を支払う義務があるが、受益者が少なくとも25%の株式を保有していれば、租税条約により20%の所得税率を10%にまで引き下げることができる。「資本の移動の自由」の下では、事業者はASEAN加盟国の領域に自由に投資できるようになる。

インドネシアの所得税法によれば、恒久的施設は非居住の個人・法人の納税義務者がインドネシア国内で事業を行うために使用する場所で、支店や工場、オフィスビルなどの形態がある。ただし、この定義はインドネシアとパートナーとの租税条約によって変えることができる。恒久的施設は一つの事業体であり、外国法人から恒久的施設への資本の注入はなく、恒久的施設から発生した利益は再分配されないという問題がある。しかし、インドネシア所得税法では「均等性」を満たす必要があるため、恒久的施設から支払われる配当についても税率20%の所得税が課される。

「アウトバウンド事情」について、インドネシアの税制では全世界所得が課税対象となる。

インドネシアの所得税法では、国内の納税者は国外で得た所得について外国税額控除を受けることができるが、インドネシア国外ではこの規定が適用されず、税額控除も還付も受けられないため、潜在的な二重課税を引き起こしている。

配当に係る所得税について、2021年に所得税法が改正され、これを「税制の調和」と呼んでいる。国内の個人の納税者が配当から得られた利益は、これをインドネシア国内で再投資している限り、そ

の配当に係る所得に対する課税が免除される。また、インドネシアの法人がインドネシアの他の法人に支払う法人間の配当については課税対象とはならない。しかし、国境を越えた配当、つまり、インドネシアの法人がインドネシア国外の受益者に支払う配当については課税の対象となる。このように配当金に係る税制については不平等な取り扱いがあり、これを改善するには解決すべき課題が非常に多くある。

3 結論

結論として、インドネシアにおいては、国内取引に対する課税と国境を越える取引に対する課税との間で税制を改善し、調和させることが必要である。

したがって、「設立の自由」と「資本の移動の自由」はインドネシアの税制において依然として重要な意味を持っている。

(報告：野村俊之委員)

VAT 国際比較研究 (概要・インボイス制度)

近藤勝美 (日本税理士会連合会)

1 はじめに

このサジェスションの先行研究として、日本税理士会連合会国際税務情報研究会による「主要国及び日本と経済的に緊密な関係をもつアジア諸国における付加価値税制に関する国際比較と税務専門家の視点に基づく日本の消費税制に関する考察」を参考とした。

この研究では、2022年から2023年にかけて、付加価値税実務を担う税務専門家の視点から、主に「小規模事業者への対応」、「国際取引・デジタル取引への対応」、「電子インボイス制度の普及状況」等について国際比較のアプローチをしており、この中で、各国において「付加価値税」による総税収に対する税収割合は高いということが示されている。このことは各国において「付加価値税」は、多くの国民が納める税目であることを意味すると同時に、納税者である国民にとって公平で簡素、そして分かり易いものであると言える。

このサジェスションで、税務専門家として主張したいことは、次の3つである。

- ・小規模事業者への対応
- ・リバースチャージ制度
- ・電子インボイス

2 小規模事業者への対応

小規模事業者への対応は、各国において、「免税点制度」や「簡易課税制度」などの規定を設けて対応しているが、免税点制度や簡易課税制度の問題点は、公平性に欠けていることである。

(1) 免税点制度

免税点制度については、ドイツのようにこの制度が無い国があるが、研究対象となった国のうちドイツ以外の全ての国においてこの制度を適用している。また、シンガポールやインドネシアのように基準売上高を比較的高く設定している国を除くと、免税事業者となる基準売上高は\$30,000~\$150,000(1円=0.007米ドル)程度の範囲内に集中しており、多くの国では免税事業者の基準売上高は低く規定しているが、公平性を保つためには十分とは言えない。

EUでは、2021年改正の「輸入ワンストップ制度」で、22€以下の輸入VATの免税規定は廃止された。この改正により、代理徴収することとなる配達事業者等の負担に配慮して、代理徴収制度利用の際、軽減税率の適用を排除する規定を置くことが可能となった。

これらの例から、今後、ほかの国でも免税点制度の基準売上高が低く改正され、又は廃止され、公平性を確保する方向性へ進む可能性はあると思われる。しかし、免税点制度の改正や廃止は、徴収や納税の手続きを複雑にする問題を生むことにもなる。

(2) 簡易課税制度

簡易課税制度を適用しているほとんどの国では、簡易課税での納税額は、原則計算した場合よりも減少することが多い。この納税負担の不平等性を緩和するための解決策として、みなし仕入率を業種別に細かく規定するなど対策を講じているが不十分である。

スイスの専門家によると、スイスでは簡易課税で計算した場合、原則計算よりも納税額が増加することが多いとのことで、これは簡易な方式による事務経費の軽減に対するペナルティと考えられているとのことである。

簡易課税制度は、小規模事業者の諸々の負担軽減の為の規定だが、実際には納税負担の軽減に利用されているケースが多いと察する。課税の公平の観点からも簡易課税制度の更なる改善策が必要と考えるが、簡素化することがこの制度の目的であり、複雑さを避けた対策を講じることが出来るかが課題である。研究対象国 16 か国のうち 7 か国がこの簡易課税制度の規定を設けていないことも事実である。

(3) 制度の選択と届出

免税制度・簡易課税制度など小規模事業者への対応で着目すべきは、小規模事業者がこうした制度を利用する、利用しないという課税選択の場面である。

日本では、原則として課税期間が開始する前に、選択したい制度を事前に届け出る必要がある。しかし、そもそも、小規模事業者においては翌課税期間の設備投資計画を事前に作成する能力に乏しく、税務専門家へ委託する場合でも、事前の情報提供が遅れる実態にある。これらから、日本では課税選択の失念について税務専門家に責任が転嫁される争訟が頻発している。

こうした届出制度は事後選択も含め、イギリスの簡易課税選択中でも特別な設備投資は控除可能とする制度のように、柔軟な制度とすべきと考える。

3 リバースチャージ制度

この制度は、制度自体が複雑であることが問題である。しかし、この制度は、国際的に広がるネット社会で生じる課税漏れや租税回避行為の防止に有効である。

各国の国際取引やデジタル取引への対応として、幾つかの研究対象国ではリバースチャージ制度を、また他の国ではリバースチャージ制度に類似した制度や「デジタルサービス税」などを導入していることが分かる。しかし、多くの国が対応策を講じているが、各国の制度がバラバラであることは、世界的な対策としては不十分である。

2015 年 OECD が BEPS を発表し、EU 加盟国は BEPS Action1 の Tax Challenges Arising from Digitalization (電子経済の課税上の課題への対応) の取り組みとして、VAT 転嫁の一手段であるリバースチャージ制度の適用を開始した。

日本でも、2015 年にリバースチャージ制度を導入し、電気通信利用役務の提供に関する国内外判定を最終消費地で課税するように改定された。このように国際取引やデジタル取引では、世界レベルで基準を統一することを目指さなければ、課税漏れや二重課税を防止することに繋がらず課題が残る。

4 電子インボイス

電子インボイスの問題点は偽造改竄の可能性である。インボイス制度により、課税事業者が明確になり、仕入税額控除の可否が明らかになることはもちろんだが、電子インボイスの導入により、煩雑な事務や紙、保管倉庫が不要となるという多くの利点がある。

研究対象国で電子インボイスを義務としているのは、韓国、台湾、ベトナム、シンガポール、インドネシアが挙げられ、義務化予定はベルギー、フランスである。研究対象国の中では、アジアの国々

で電子インボイス化が進められていることが分かる。

国際取引やデジタル取引は複雑であるがゆえに遁脱が進み、公平性を保つことが難しくなりつつある。Peppol のような世界共通の電子インボイスが世界で普及することが、課税の公平性を保つことに繋がると考えるが、システムや機器の導入の負担など様々な課題がある為、進捗には時間がかかると思われる。

日本の消費税制は諸外国ではなじみの薄い帳簿方式を採用している。帳簿方式は、消費税の仕入税額控除のために、仕入取引に関する帳簿及び請求書等を保存する制度である。帳簿には、一定の事項を記載し、7年間保存しなければならない。そのため日本ではインボイス制度導入にあたり、データによるインボイス等について消費税法施行規則により調整が行われた。

アジア・オセアニア諸国においても、電子インボイスの規格を共通化することで、各国の事業者が、国際取引によって生じる税務処理を、適正、迅速、低コストで実現できるようになることが期待される。その一方で、本国や他国の税務当局に集約された事業者等の取引情報が、本来の目的外に利用され漏洩すること等への対策も重要になると思われる。

5 おわりに

小規模事業者への対応としては、免税点制度の廃止や簡易課税制度の充実が必要であると考えられる。また、リバースチャージ制度は、国際的なデジタル取引の世界標準システムとして、各国間の協力を通じて拡大されるべきであると思える。そして電子インボイスについては、収集した取引情報の悪用や漏洩を防止する措置を講じることが最重要であると考え、これらの施策無くしては、世界レベルでの電子インボイスの標準化は進まないと思える。

課税の公平性を考えるとき、租税負担は、納税者の担税力に応じ公平で平等でなければならない。今後、この度掲げた制度の変遷に我々実務家が使命を持って提言していかなければならないと思う。

更に、納税者の権利を守り、適正な納税を確保するためには、AOTCA 国際会議に集まる関係者と各国の税務専門家との継続的な関係を強化することが益々必要になってくると考える。

(報告：近藤勝美委員)

暗号資産における会計と税務処理

Desmond Wong (香港税務学会)

1 ブロックチェーンへのイントロダクション

今から 30 年以上前、1991 年には科学者が一般文書の保管を担保する目的でタイムスタンプを付与しようとしてブロックチェーン技術を開発した。2008 年までにはビットコインが市場に投入された。

仮想通貨の世界では、10 年以上前にビットコインに代わって様々な暗号通貨、クリプトファンドのような暗号資産が市場に現れ、ここ 3 年では、メタバースの世界で「NFT」と称される非代替性のトークンが現れた。近い将来、中央銀行デジタル通貨が、デジタル型の法定通貨としてトークン化が予定されており、デジタル資産が財務の世界で常に進化している。

ブロックチェーンは仲介を必要とせず、安全性が確保されており、従来のシステムよりも取引手数料が安く時間もかからない。

2 会計及び税務面での考察

デジタル・トークンがある場合、発行者又は購入者はその発行されたトークンがデジタル資本なのか、物品やサービスとの交換なのかを特定する必要がある、それによって異なる会計基準が適用される。

香港では、税務当局による「解釈と実務指針」が刊行されており、デジタル資産への課税についてのガイドラインとなっている。デジタル・トークンについては資産に該当するものと収入に該当するものとに分けている。これが課税の対象となるかどうかの基準である。香港では、キャピタル・ゲインには課税されず、資産所得や事業所得に対して課税される。このため、利益の源泉とその性質を特定することが非常に重要である。

3 暗号資産スペースの傾向とビジネスモデル

香港では仮想通貨ビジネスが増えており、イニシャル／エクステンジ・コイン・オファーにおいてデジタル資産を扱う一般的な事例を見ることができる。発行者は様々な仮想通貨を投資家、購入者に対して発行するが、どのような取引で、所得の源泉は何なのかを特定する必要がある。

もう一つの典型的な事例として、デジタル資産のマイニングと仮想通貨の取引がある。ここでもマイニングによる所得の源泉が何なのか、発生場所がオンショアなのか、オフショアなのかを考える必要がある。香港では、所得源泉地課税の原則をとっており、オフショアの所得については法人税の課税対象とはならない。

新しい概念として「ステーキング取引」がある。この場合、報酬を受けた者は誰か、報酬とされたトークンは何なのかなどを考慮しなければならない。香港では、利子所得などの不労所得について「外国源泉所得控除」という新しい規定が導入されており、ステーキングに対する課税についても新たな規定も考慮しなければならない。

「NFT」は安全な方法でブロックチェーン内に保管することができるデジタル資産である。例えば、デザイナーがデジタル・アートなどの有形の作品を安全に保管したい場合など、一つの方法となりうる。「NFT市場」というものがあり、第一次購入者が作品を購入できるかどうか、また、それを第二次購入者に転売することができるかどうかを確認し、暗号資産に対する課税について検討する必要がある。

それぞれのモデルで見られるように、税務を取り巻く環境はデジタル資産のブロックチェーン分野において常に変化している。

4 近年のグローバルな進化

近年、OECDが「暗号資産報告の枠組み」を採択した。これが施行されれば、参加国間で取引の情報が交換されることとなる。多くのOECD加盟国がこの基準を今年中に導入することを表明した。

EUにおいては「DAC8」といわれる別の報告の枠組みがあり、暗号資産サービスのプロバイダーに対し、EU地域内のクライアントとの取引について報告することを求めている。

これらの枠組みは、香港だけでなく他のアジア諸国にとっても良い事例となり、これらを参考にすることでデジタル資産に係る税務や会計の基準を定めることができるものと考えられる。

(報告：野村俊之委員)

2024 年 AOTCA 杭州会議レポート

I 概要

2024 年 AOTCA 杭州会議は、中国注册税務師協会（CCTAA）がホスト団体を務め、10 月 22 日から 25 日にかけて中国・杭州のインターナショナルカンファレンスセンター（インターコンチネンタル杭州）で開催された。会議には、海外から AOTCA 役員、加盟団体の代表者及び関係者ら約 580 人が参加し、日本からは国際部構成員等 19 人が参加した。

22 日は、AOTCA 監事会、専門委員会、役員会が行われた。専門委員会では、生成 AI の税務専門家の業務に及ぼす影響について、AOTCA 会長のプレゼンテーションがあり、意見交換が行われた。

翌 23 日午前には、定時総会、GTAP 会議が開催され、2025 年事業計画及び予算等の審議のほか、AOTCA の法人化について承認され、新たな一歩を踏み出すところ、残念なことに創設メンバーであるオーストラリア租税協会の退会が報告された。また、役員改選が行われ、会長を務めたジェレミー・チョイ氏（香港税務学会）並びに池田隼啓元会長の在任時より、事務総長を永く務めていた田尻吉正氏が退任され、名誉顧問に任命された。次期会長にはラストン・タンブナン氏（インドネシア税理士会）が、事務総長には長谷部光哉氏（日本税理士会連合会）がそれぞれ就任した。松岡財務担当役員は留任し、事務局は引き続き日税連が担うこととなった。

23 日午後から 24 日にかけて開催されたインターナショナル・タックス・カンファレンスでは、①タックスガバナンス/税務専門家の役割、②テクノロジーに関する税制優遇措置、③グローバル・ミニマム課税の課題、3つのセッションとサジェスチョンスピーチが行われ、白田祐一国際部委員が②のセッションにおいて、「日本における技術開発に関する税制優遇措置について～令和 6 年度税制改正を中心に～」と題してプレゼンテーションを行った。

カンファレンス終了後のガラ・ディナーでは、中国の伝統的な演舞が披露されたほか、各国の歌や踊りのパフォーマンスが会場を盛り上げた。

《AOTCA 関係者プログラム》

月日	時間	プログラム	スピーカー/参加者
10/22 (火)	14:00 - 14:30	監事会	AOTCA 会長、監事、財務担当役員、事務局
	14:45 - 16:15	専門委員会	専門委員長、専門委員
	16:30 - 17:30	役員会	AOTCA 役員
	17:30 - 19:00	VIP カクテルレセプション	AOTCA 役員、加盟団体代表者、ゲストスピーカーほか
10/23 (水)	09:00 - 11:00	定時総会	AOTCA 役員
	11:30 - 13:00	GTAP 会議	AOTCA 会長

《国際ナショナルタックス・カンファレンスプログラム》

月日	時間	プログラム	スピーカー/参加者
10/23 (水)	14:00 – 14:30	オープニングセレモニー	
		開会あいさつ	Jeremy Choi, AOTCA 会長
		来賓あいさつ	Rao Lixin, 国家税務総局 副局長
		来賓あいさつ	Xu Wenguang, 浙江省 副知事
		歓迎あいさつ	Lijian Liu, 中国注冊税務師協会 会長
	14:50 – 15:05	基調講演	Meng Jun, 浙江省 税務局長
	15:05 – 15:20	基調講演	Tian Lei, 浙江省 財経大学 教授
15:20 – 17:05	セッション1- 税務ガバナンス (税務専門家の役割)	モデレーター: He Zhilei(中国)、スピーカー: P. Valente(イタリア)、Evelyn Lim(シンガポール)、David Tjhai(インドネシア)、Prabin Raj Kafle(ネパール)	
10/24 (木)	09:00 – 11:00	セッション2 – テクノロジーに関する税制優遇措置(各国の状況)	モデレーター: Atty. Carina.C.Laforteza(フィリピン)、スピーカー: Tess Wu(中国)、Winnie Shek(香港)、白田祐一(日本)、Anwar Kashif Mumtaz(パキスタン)、Tenesh Kanna(マレーシア)、
	11:00 – 11:20	サジェスチョンスピーチ1 – 税務専門家の規制	スピーカー: Anthony Greco(オーストラリア)
	11:20 – 11:40	サジェスチョンスピーチ2 – ファミリーオフィス	スピーカー: Michael Cadesky(カナダ)
	14:00 – 15:30	セッション3 – 多国籍企業におけるグローバル・ミニマム課税(第2の柱)の課題	モデレーター: Enkhmend Magsarjav(モンゴル)、スピーカー: Sun Rui(中国)、Cindy Lau(マカオ)、CA Shailendra Uprety(ネパール)、Dang Mai Kim Ngan(ベトナム)
	16:00 – 17:00	サジェスチョンスピーチ3 – ヨーロッパにおける税務専門家の変革	スピーカー: Elbano de Nuccio(イタリア)
		サジェスチョンスピーチ4 – AIが税理士に与える影響	スピーカー: Dong Ki Lee(韓国)
		サジェスチョンスピーチ5 – 中国の税制の進化: デジタルトランスフォーメーションとビッグデータの統合	スピーカー: Shen Menghan(中国)
18:00 – 21:00	ガラ・ディナー	ディナー、カントリーパフォーマンス、エンターテインメント	

以下、国際部委員による各セッションの報告を掲載する。

II セッション報告

基調講演

○浙江省税務局長 Meng Jun

1 基調講演：税務業務の効率化を目指して～最高のビジネス環境構築に向けて～

まずは浙江省の税務について解説を行う。浙江省は中国南東部沿岸に位置する経済的・文化的な大都市である。浙江省税務局は、16種類の税金と38種類の手数料の徴収を管理しており、825万社の事業者と6,623万人に及ぶ個人の納税者に対応している。その税収入は12兆3,600億元（日本円でおおよそ267兆円）になり、さらにその上昇率は全国平均を上回る5.2%にもなり、中国東部の経済をリードする存在である。浙江省税務局は1つの副省市税務局と9つの市税務局、311の地方税務局事務所組織されており、おおよそ2万2千人がその税務業務に従事している。

さて、ビジネスの環境を整えることは市場の安定と経済活力を活性化し、質の高い発展をするための重要な要素である。その中で税理士の業務は税務関連専門サービス業の主力として、税務当局と納税者、関係者の間に立ち、税務におけるビジネス環境の最適化に重要な役割を果たしている。浙江省税務局は長年にわたり税理士業界と緊密な協力関係を維持し、問題解決や改革、発展の促進を図り、大きな成果を上げてきている。浙江省の税理士などの税務関連サービス組織は7,904社あり、そのうち701社が2023年の信用評価で最高レベルを獲得しており、その数と割合で5年連続全国トップクラスを誇っている。そのこともあって浙江省のビジネス環境は第三者による経営環境評価で最も評判が良い省とされ、全国経営環境ランキングで第1位となっている。また、浙江省の税務局は全国納税者満足度調査で9年連続第一位に選ばれている。

本稿では、浙江省税務局としてデジタルの活用、改革の促進、企業問題への対応・支援、人材の育成・確保への施策や協力等をそれぞれの事業者とWin-Winな関係を保ちつつ、包括的な5つのビジネス環境の更なる改善項目について述べていくものである。

まず1つ目は、デジタル化に焦点を当てて、情報の効率的な統合を進めることである。デジタル化はビジネス環境の改善につながっており、デジタル化のアップグレードと効率化は税務サービスの進むべき方向を示している。ビッグデータやクラウド化、AI活用などの最新の情報技術に追随してサービスを提供することが重要である。浙江省はデジタル化が進んでいる省であり、2019年には浙江省電子税務局を開設し、納税者が自宅で税務手続をオンラインで行なうことを可能とした。それによりオンラインによる税務手続が97.5%となり、中国全土でトップとなっている。2020年には納税者との即時双方向コミュニケーションプラットフォームを導入し、携帯端末でいつでも相談などができることを可能にしている。2021年には、実生活における日々の支払状況の把握に努め、アリペイやウィチャットの決済取引を把握している。2022年は、税務申告の相談についての情報を整理統合し、納税者の質問に適宜対応できるようにした。2023年には電子請求書の改革を進め、紙の請求書からオンライン申請による郵送納付へ、更にオンラインによる電子請求書の電子申請から現在では申請不要の完全電子請求書の移行を進めている。2024年は全国統一のe-Tax局の整備を進め、「自動事前入力・ワンキー確認・申告」などのインテリジェントな識別・分類サービスを改善・アップグレードし、納税者の90%がわずか数ステップ、数分以内に申告を完了可能にしている。

2つ目は改革と権限委譲に焦点を当て、納税手続の利便性の向上を目指すことである。浙江省における税務業務環境の最適化とアップグレードは、改革への積極的な模索によるものである。全チャンネル・全業務・全プロセスを対象とした税務行政サービスに対して「良い・悪い」の評価システムを構築し、その中の「悪い評価」の是正・監督メカニズムを改善したのである。前述のデジタル改革に

合わせて、「石油精製製品総合 AI ガバナンス」「プロ農業オンライン」といった 10 以上のデジタル応用シナリオを構築し、その結果、納税者に高品質で便利、効率的な納税体制を提供することとなった。

「一つの手続を効率的に行なう」ことを目的に改革を行っており、起業時のインボイスやライセンスの申請、銀行口座の開設、公印登録などを「一元化」することを目指す「スタートアップリンク」や市や税関などへの年次報告を集約した「マルチ報告」、廃業による登記抹消の効率を高める「抹消リンク」を実現することで、起業や納税、解散といった事業者のライフサイクルに対して、手続を効率的に行えるようアップグレードしている。

3 つ目は省内の企業が困っていることの解決に助力し、省内での業務遂行上の満足度を上げることである。納税者が「大満足」する背景には、税務局が企業の「成長の悩み」や「発展のボトルネック」に注目し、弾力的で使いやすいサービスへの取り組みの実施に努力をしていることが挙げられる。クレームを管理し、納税者の切実な要求に対する問題を解決することで、企業からの信用を得られ、納税者からの評価を最大限に受けることができるのである。また、企業の負担を減らすことを目的に、税額控除の範囲を拡大し、その結果を応用して省銀行と「租税銀行交流」協力協定を締結、「庶民富起業融資」などのカスタマイズ金融商品を設定して、誠実な納税をする中小企業 63 万社以上、1,447 億元（約 3 兆 2 千万円）超の資金調達に貢献している。また税務紛争に対しては、上級職員による部門横断的な組織を設置して迅速な対応のメカニズムを構築している。

4 つ目は企業に正しい正確な利益をもたらすことである。企業の税負担を軽くすることもビジネス環境を向上させることと捉え、税制の広報や税制の優遇措置、還付処理などでサービスを向上させることも重要視している。企業が正確に税務政策の利益を享受し、企業の税負担が軽減されることで、その企業の成長・発展の助けとなる。税金等の正確な減免の利益を享受することを重視し、正確な広報、正確な実施、正確な管理、正確な統計という「4 つの優れた相乗効果」戦略を繰り返しアップグレードしている。還付のリアルタイム確認や「自動税額計算」などのデジタル革新により、企業が数秒で還付申請できるようにサポートし、企業が e-Tax 局にログインすることで、どのような政策での利益を享受し優遇措置を受けているかをリアルタイムで把握できるようになっている。

最後の 5 つ目は税務局と企業の Win-Win の協力を重視し、ガバナンスの効果を相乗的に高めることである。そのことこそが経済の健全な発展への強力な推進力となる。税務局として税理士との協力の礎を築き、最高レベルの税務関連サービス組織に放射状に 7,000 社以上の企業を振り分け、規制とサービスの効果的な運用を実現している。それに加えて各公的部門の効率的な連携を行ない、各部門を跨ぐ情報について公安も含む 20 以上の部門と定期的に縦断的なデータ交換・共有のメカニズムを構築することで、税務ガバナンスの基礎を絶えず強化し続けているのである。

ビジネスの環境について、最高というものはなく、常により良いものを求めていく必要がある。浙江省税務局は国際的に認められている基準をベンチマークとして、大きな決意のもとで努力し、実践的な措置を講じることで、常に最適なビジネス環境を追求して前進していくものである。それと同時に各国の税務専門家と意見を交換し、相互利益と相互扶助を促進し、誠実で実行力のある協力の効果で、開放的且つ包容力のあるビジネス環境を協同して構築することで、イノベーションに先導された税務制度の発展の利益を協同で享受し、税務の輝かしい未来の始まりとなることを望むものである。

（報告：鈴木恭浩委員）

2 基調講演：付加価値税（VAT）制度に対するデジタル経済の影響

1. 中国におけるデジタル経済の現状

- ① GDP へのデジタル産業の貢献度が 10%に達した
- ② ライトハウス工場として中国国内の 62 施設が認定されており全世界の 40%を占めている
- ③ 中国が 11 年連続で世界最大のオンライン小売市場

2. 付加価値税制に対する課題

(1) 分類の課題

デジタル製品は物品とサービスの両方の特徴をもつ（例、CD）。オンライン教育企業が iPad とソフトウェアをサービスではなく物品として扱うこともでき、適用する付加価値税の税率に混乱が生じる。

そもそも貿易協定をはじめとする各協定でデジタル製品の定義が統一されていない。

(2) 納税者、納税義務判定の課題

- ① デジタル経済は参加者が多様化し分散化を伴っているため、誰が利益を得ているか、ひいては誰に課税すべきかの判断が難しい。
- ② 多くの個人が納税者として登録されておらず、また課税対象の取引自体を特定することが困難ことが多い。

3. 税務行政の課題

- (1) 従来の物理的拠点（PE）の有無による課税管轄権が通用しない。デジタル経済では、生産地と消費地（市場国）の両方が価値創出に寄与しているが、現制度では市場国への分配がされない。
- (2) 従来は金・物の流れを請求書に依存して管理・検証して課税してきたが、デジタル経済ではバーチャルな取引が伴い、従来のやり方が困難である。

4. 国際課税に対する影響

デジタル経済におけるクロスボーダー取引により、特にハイテク企業への課税が複雑化し、税源浸食リスクが増大している。

一方、各国は外国からの投資を誘致するためにそれぞれ税優遇措置を導入しており、それが税収の損失や二重非課税のリスクをもたらしている。

国境を越えるデジタル取引に対処するには、税務行政の分野で国際協力が必要である。

これに対応するため、OECD は次のような取組をしている。

① 多国間の税務情報交換制度を構築

「金融口座情報の自動的情報交換のための多国間の権限ある税務当局間の合意」等、各国間の自動的かつ定期的な税務関連財務情報の交換を促進する。

② 多国間租税センター

2015 年には中国の揚州市に多国間租税センターが設立されている。このセンターは発展途上国の税務行政能力を構築することを目的としている。

結論 ①税務情報交換の強化、②国際税務協力の強化、③デジタル経済に適応した税制改革が必要

（報告：井上友一委員）

セッション1 税務ガバナンス／税務専門家の役割

○モデレーター：中国注册税务师协会 Hei Zhilei

○スピーカー：GTAP 会長 P. Valente

シンガポール税理士会 Evelyn Lim

インドネシア税理士会 David Thai

ネパール税理士会 Prabin Raj Kafle

1-0 税務ガバナンス：税務専門家の役割

Hei Zhilei (中国注册税务师协会)

税理士事務所と税理士の役割としては、3つの項目が挙げられる。それは「知識」「代理」「仲介(架け橋)」である。

1つ目の「知識」についてであるが、以前は税務のみの知識であった。しかし近年は提供できる項目が増えており、以前の税務の知識に加えて、税務のアプリケーションやオンラインのコンサルティングツールの使用、法的支援も行なうなど多岐にわたっており、それだけでも将来的にも税理士業務はなくなることはないと思われる。

2つ目は「代理」である。こちらもこれまでの税務の帳票や申告書を提供するのではなく、正しいコンプライアンスに則った帳票を提供することである。またそれだけでなくクライアントにおける税務ガバナンスの設計や税務リスクの回避のためのメカニズムの導入などを行なうものである。代理として行なうコンプライアンス遵守の業務は現代では多岐に渡るものとなっている。

3つ目は「仲介(架け橋)」である。税務当局から税務の処理について何らかの指摘があった場合にクライアントと税務当局との間に入り、仲介役として両者の架け橋になるものである。以前企業は税務当局からの指摘を受けて、それが問題となり解決できない場合のみ税理士に依頼をしていた現実がある。最近の新しい関与方法として、税務が問題となる前からクライアントとして、先にコンプライアンスの知識やサービスの提供、保有する強力なツールなどを利用して、顧客の税務リスクを事前に回避し、危機を防ぐようになっており、そのことで徴税コストの削減にも貢献しているのである。税理士はクライアントにおけるガバナンスにおいて積極的な参画者としての面も持っているということである。

また税理士は税制の整備にも積極的に貢献している。税制の改革において、税理士は実務的且つ専門的な監督者でもある。私はこれまで20年以上税務の実務に従事しながら中国の税制に対して誇りを持って協力し、その進化を目の当たりにしてきた。その間には付加価値税の導入もあり、この国で税務の改革は確実に進んできている。

現在では他の多くの国で同じように税制の改革が行なわれており、それは全世界的な大きな発展のチャンスであると同時に大きな問題もはらんでいる。20年前と環境は一変し、マクロ経済の発展や拡大、全世界の税制の改革、税務のイノベーションやDX化など変化は著しいものである。以前は紙だけで取り扱われていたものが、急速にデジタル化が進んできている。

そのような現代において、世界各国の税務専門家と情報を交換することは重要である。今日は各国の様々な分野の専門家が講演をする貴重な機会である。それぞれがどのように現状の課題を解決するのか、それに税務の専門家としてどのように関わっていくのかを聞きたいと願うものである。

(報告：鈴木恭浩委員)

I はじめに～3つのテーマ

- ・租税メガトレンドのパズル
- ・グローバルな租税協力と改革
- ・すべてのアドバイザーの倫理的基準に関する議論

II 租税メガトレンドのパズル

1. 戦略的展望

デジタル経済、税務テクノロジー、グローバルノースとグローバルサウス、税制政策、競争調整の確実性、環境社会ガバナンス (ESG: environmental social governance)、税務ガバナンスと企業構造、多国籍企業と超国家企業、二重課税・多重課税と二重非課税、目に見えない企業と消えゆく納税者、総合的なバリューチェーンと移転価格、恒久的施設と重要なデジタルプレゼンス

2. 租税政策における戦略的クラスター

グローバル課税における優位性—課題と考察

(1) 実施と執行:

- ・行政能力が限られている発展途上国を含むすべての国において、グローバルな税制改革の一貫した実施と執行を確保する。
- ・低税率体制から利益を得ている国からの潜在的な抵抗に対処する。

(2) 利害の調整:

- ・グローバル・ミニマム税率やその他の国際的な租税政策の設定において、先進国と開発途上国双方の利益のバランスをとる。
- ・国際的な税制改革において、開発途上国のニーズと課題が適切に対処されるようにする。

(3) 主権の維持:

- ・租税に関する国際協力を推進しつつ、国家主権を尊重する。
- ・各国がグローバルな租税基準を自国固有の状況やニーズに適応させるための柔軟性を提供する。

3. 世界の租税政策の動向—OECD アングル

(1) 炭素削減

環境課税

炭素削減アプローチに関する包括的フォーラム

(IFCMA: The Inclusive Forum on Carbon Mitigation Approaches)

政策の管理と一貫した方法論の構築

(2) グローバル・モビリティ:

人事分野において、異なる国や地域間での従業員の異動や配置を管理するプロセスや戦略の
こと PIT (個人所得税) や CIT (法人税) において、社会保障、年金、競争などのより広い意味
合い

(3) 税務管理 3.0:

デジタルソリューション

- ・デジタル ID
- ・納税者との接点
- ・効率的な税ルール管理: VAT のリアルタイム化、電子請求書、デジタルレポートへの移行デ

ータリポジトリとさまざまなレジスタの相互リンク

(4) 法人税の簡素化：

柱の適用後の適合性チェック：同様のリスクに対処する既存のルールを簡素化、削除、または変更する

(5) 税の透明性：

納税者、税制、税務行政に対する税の透明性の向上：相互接続された登録簿（実質的所有者、不動産）

(6) 税と不平等：

税制の公平性の向上：根底にある社会の不平等の軽減

(7) 国内資源動員の支援：

国内資源動員の支援：法人税、個人所得税、富裕税、財産税、消費税、税務管理など

- ・協力のためのプラットフォーム
- ・税に関するもの（UN、IMF、WBG（世界銀行）、OECD）
- ・国境なき税務調査官（UNDP、OECD）

Ⅲ グローバルな租税協力と改革

「グローバルノース」と「グローバルサウス」という概念は、裕福な先進国と貧しい発展途上国との間の社会経済的、政治的格差を説明するためによく使われる。この格差には、経済発展、工業化、生活水準、地政学的影響など、さまざまな側面が含まれる。

1. 税収と税制

(1) グローバルノース：

- ・高い税収：先進国は、絶対額でも GDP の割合でも、一般的に高い税収を徴収している。
- ・多様な課税基盤：税制は、所得税（個人及び法人）、付加価値税（VAT）、財産税、及び様々な物品税を含む多様な課税基盤を特徴としている。
- ・累進課税：多くの国が累進課税システムを採用しており、高所得者には高い税率が課せられる。
- ・効率的な税務管理：税の徴収、コンプライアンス及び執行のための堅牢なメカニズムを備えた高度な税務管理システム。

(2) グローバルサウス：

- ・税収の低さ：発展途上国は、一般的に GDP に対する税収の割合が低く、これは多くの場合、課税基盤が小さく、税徴収メカニズムが効率的でないことが原因である。
- ・課税基盤の狭さ：税制は、所得税への依存度が低く、VAT や輸入関税などの少数の税源に大きく依存していることが多い。
- ・逆進的な課税：VAT などの消費税への依存は、税制を逆進的なものにし、低所得者層にさらに大きな影響を与える可能性がある。
- ・非効率的な税務管理：税務管理の課題には、税徴収能力の限界、経済における非公式性の高さ、脱税の蔓延などがある。

2. 税制政策と執行

グローバルノースからグローバルサウスへの課税のバランス調整には、税制、税収徴収及び全体的な経済発展の格差に対処することを目的としたいくつかの戦略と改革が伴う。

国内改革、国際協力及び世界機関からの支援を含む多面的なアプローチにより、税務行政を強化し、課税基盤を拡大し、脱税と闘い、公正な貿易及び投資政策を推進することで、世界中で税収を増やし、より公平な経済発展を達成することができる。

(1) グローバルノース：

- ・洗練された税制：税制は一般的に十分に整備されており、経済の変化や政策目標に対応するために定期的に更新する。
- ・厳格な執行：税の遵守を確保し、脱税や租税回避に対処するための強力な法的枠組みと執行メカニズムがある。
- ・高度なテクノロジー：高度なテクノロジーとデータ分析を使用して、税金の徴収と遵守を改善する。

(2) グローバルサウス：

- ・発展途上の税制：税制は整備が遅れていることが多く、経済の変化や政策ニーズに対応するのに苦勞する場合がある。
- ・弱い執行：執行メカニズムが弱いことが多く、脱税や租税回避のレベルが高くなる。
- ・限られたテクノロジー：税務管理における高度なテクノロジーへの依存度は低いが、一部の国ではこれを改善するための取り組みが行われている。

3. 税制の再調整 - 戦略と改革

(1) 税務行政の強化と能力構築

技術支援：南半球の税務当局に技術支援と研修を提供し、税金の徴収とコンプライアンスを改善する。

テクノロジーの統合：高度なテクノロジーとデータ分析を導入し、税務行政を強化し、脱税を減らし、プロセスを合理化する。

制度改革：税務行政におけるガバナンス、透明性、説明責任の向上を確保するために制度を強化する。

(2) 課税基盤の拡大

非公式経済の公式化：簡素化された税制、インセンティブ、中小企業への支援を通じて非公式セクターの公式化を促進する。

収入源の多様化：所得税、財産税、法人税を含む多様な税制を開発し、VAT のような単一の税種への依存を減らす。

環境税：環境悪化に対する税金（炭素税等）を導入又は増額し、収入を生み、持続可能な慣行を促進する。

(3) 国際協力と公正な課税

脱税と租税回避の撲滅：多国籍企業や富裕層による脱税と租税回避に対抗するため国際協力を強化する。

OECD の BEPS（税源浸食と利益移転）イニシアチブのような対策を実施する。

税務情報交換：国境を越えた所得と資産を効果的に追跡し課税するために、各国間の税務情報交換を強化する。

グローバル・ミニマム課税：利益が最低税率で課税されるように企業に対するグローバル・ミニマム課税の実施を支援し、低税率の管轄区域への利益移転を減らす。

(4) 公正な貿易と投資政策

貿易政策：開発途上国が世界貿易から多くの利益を得、課税に大きく依存する必要が無くなるように、より公正な貿易政策を推進する。

インフラへの投資：インフラと人的資本への投資を奨励し、グローバルサウスの経済成長を促進し、税基盤を拡大する。

債務救済：多額の負債を抱える国に債務救済又は債務再編を提供し、開発のための資源を解放し、財政の安定性を改善する。

(5) 能力構築と技術支援

国際支援：IMF、世界銀行、OECD などの国際機関と協力して、開発途上国における能力構築と税制改革を支援する。

知識の共有：開発途上国が効果的な税制を実施できるよう、各国間の知識とベストプラクティスの共有を促進する。

(6) 国内資源動員の強化

コンプライアンスの改善：納税者教育の改善、納税申告手続きの簡素化、強力な執行メカニズム等、税務コンプライアンスを改善するための措置を実施する。

累進課税：高所得者と企業が公平な割合の税金を支払う、より累進的な税制を開発する。

税制優遇措置：税制上の優遇措置を見直し合理化し、対象を絞り効果的なことを確認し、不必要な収益損失を削減する。

(7) 透明性と良好なガバナンスの促進

汚職防止対策：税収が効果的かつ透明性を持って使用されるよう、強力な汚職防止対策を実施する。

国民参加：税制政策の策定に国民参加を促し、信頼を築き、税制が全ての人に公平で有益であるよう努める。

(8) 革新的な税制ソリューションの採用

デジタル経済課税：デジタル経済に効果的に課税する枠組みを開発し、デジタルサービスと電子商取引が確実に税収に貢献するようにする。

天然資源管理：天然資源の管理と課税を改善し、資源抽出からの公正な収入を確保する。

4. シナリオ計画 - 主要な変数と傾向

(1) シナリオ

- ① 国際協力の強化と世界的な税制改革
- ② 税務行政における能力構築と技術の進歩
- ③ 南半球における累進的な国内税制改革
- ④ 非公式経済の公式化に重点を置く
- ⑤ 公正な貿易と投資政策
- ⑥ 不正な資金の流れと汚職への対処
- ⑦ デジタル経済課税の導入
- ⑧ 債務救済と再編

(2) グローバルシナリオ

GTAP (Global Tax Advisers Platform) の基本原則は、公正かつ効率的なグローバルな税制の枠組みの中で、納税者と税務顧問の利益がよりよく追求され、守られることである。

GTAP が税に関する協力や税務ガバナンス向上のためのプラットフォームとしてリーダーシップを取り、発言し、包括的・適応的・実用的分析を基に、持続可能で弾力性のある効果的なプログラムを立てる。

(3) 考察

シナリオは、国内改革、国際協力、革新的な課税アプローチの組み合わせを伴う。そして、これらの取り組みが成功するかは、政府、国際機関、その他の関係者がより公平な世界税制に向け協力する決意による。これらの戦略を実行することで、課税のバランスを取り直し、持続可能な開発を促進し、グローバルノースとグローバルサウス間の経済格差を縮小することができる。

IV すべてのアドバイザーの倫理的基準に関する議論

1. CFE (Confédération Fiscale Européenne : ヨーロッパ税務連合) Tax Advisers Europe

- 26 か国のヨーロッパの税務機関と税務アドバイザーの協会 33 団体を代表し、グローバルタックスアドバイザープラットフォーム (GTAP) を通じて 70 万人以上の税務専門家と提携。
- 税務アドバイザーの専門職の活動に関係し、影響を与える政策分野に取り組むため、約 15 年前に専門家問題委員会を設立。
- 倫理規定と国内法/市場アクセスルールの問題 (専門アドバイザーと規制対象外/非関連アドバイザー)
- 変化する社会の期待に合わせ、重要な変更に関する CFE の全体的な考察
- 積極的な税逃れ : 過去 10 年間の取り組みと、専門家の行動に関する現在の状況
- 税務アドバイスに関する行動の変化を実現する方法に関する CFE の全体的な考察
- 発行した新しい論文は、ヨーロッパの全ての税務アドバイザーが倫理的専門的判断を確実に行うための方法について、幅広い関係者の議論を促すことを目的としている。

2. CFE の論文「税務計画における専門的判断—すべての税務アドバイザーのための倫理的品質基準」

- (1) 欧州の税制全体で税務アドバイザーがどのように機能するかについて、将来を見据えた議論を促進することを目指している。
- (2) 「合法なら、受け入れられるだろうか？」
この中心的な問いに着想を得て、5つの重要な問いに基づいた倫理的品質基準を提案し、税務アドバイザーが納税者の権利と義務の適切なバランスを取り、濫用的な税務計画を回避するよう促す。
- (3) 税務計画に関する専門的判断の倫理的品質基準の設定 : 5つの重要な問い
 - ① 現在または将来の税務上の利益の達成以外に、税務計画に真の経済的目的はあるか？
 - ② 税制上の優遇措置を得るために、形式を重視するアプローチで人為的に取り決めたり操作したりしていないか？
 - ③ 税務計画は、裁判所や情報に精通した利害関係者が信頼できるとみなされ適用される国際税法及び国内税法の解釈に基づいているか？
 - ④ 関係税務当局が計画のあらゆる側面を完全に把握していた場合、この取り決めは実行されるか？
 - ⑤ この税制計画が政策立案者や一般人に不当であると認識される可能性がある他の潜在的な理由はあるか？

V おわりに

1. 将来への期待

- (1) 私たちは5年後も、あるいはそれ以上経っても、この論文について語り続けるだろう。
- (2) 既存の規範がどのように発展したのか、そして重要なのは、それが今日どのように運用されているのか、その適用範囲と有効性について、学ぶべきことはまだ沢山ある。
- (3) 高度にデジタル化された環境において、倫理的基準がどのように機能するかについて、理解を深める必要がある。
- (4) 政策立案者、税務行政及び一部の主要な利害関係者は、自分たちが解決策の一部であることを納得し、彼らも変わる必要がある。

2. 戦略目標

- (1) 信頼と協力に基づき、税制立案者や税務当局との対話を継続する。
- (2) 税理士に対する社会の信頼と尊敬を維持し、優秀な人材を税理士としてのキャリアに引きつける。
- (3) プロの税理士との不公平な競争を避ける。
- (4) 税務の透明性と報告に関する規制環境の比例性を確保する。それによって、投資と繁栄を助長する活気あるビジネス環境を確保する。

(報告：近藤勝美委員)

1-2 税務ガバナンス (税務専門法人/税務専門家の役割)

Evelyn Lim (シンガポール税理士会)

1. 国際税務の現状

近年、課税庁はタックスガバナンスの役割について注目し始めている。OECD と各国の内国歳入庁は、多国籍企業が正しい納税を行っているか、世界的な規模で調査を始めており、多国籍企業が各国の税制や課税ルールのずれを利用することで、課税逃れを行っている問題に対処するため、BEPS と BEPS2.0 のフレームワークを公表した。したがって、企業は BEPS に沿った行動計画により、税務のリスクをコントロールすることが、より重要になってきている。

2. タックスガバナンスに対するシンガポールの内国歳入庁の主導的役割

シンガポールの内国歳入庁は、タックスガバナンスを進展させるため、次のようなタックスフレームワークの措置を講じている。

① TGF (税務ガバナンスの枠組み) 2011 年発行

企業の税務ガバナンスを強化し、取締役会レベルにまで管理を求めていることに重点を置くフレームワークである。

② ACAP (消費税のコンプライアンスを保証するプログラム) 2022 年発行

内国歳入庁が提供するプログラムで、消費税に関する管理体制の評価で高いステータスを獲得した企業は監査の頻度が減少し還付が迅速化される。

③ CTRM (法人税の税務リスクマネージメントとコントロールの枠組) 2022 年発行

企業の法人税リスクを特定、軽減、監視するための内部統制プログラムのことであり、企業はタックスガバナンスを盛り込んだ自己評価チェックリストを作成して内国歳入庁に提出する。

TGF や CTRM を採用した企業には税務申告の誤りについて自主的修正申告に係るペナルティーを免除する恩典が与えられている。

3. 税務専門家の役割のまとめ

- ① コンプライアンスの保障 最新の税務レポートからの適切な税法や規則に従うことで企業を守り、監査や罰金のリスクを減少させる。
- ② タックスプランニング 効果的なプランニングにより企業の税務上の責任を最小化する戦略を開発する。
- ③ 税務のアドバイザー 企業の合併、買収、投資などに対して意思決定する際に起きる税務上の問題に対して見識を提供する。
- ④ 最新の規制 最新の税法の変化とその効果について企業にアドバイスする。
- ⑤ 紛争解決 企業を代表して課税庁と交渉し、紛争の解決を図り企業の責任を最小化する。

- ⑥ 教育とトレーニング 企業に対して税務上の責任を教育し、組織内の理解とガバナンスを促進する。
- ⑦ リスクマネージメント リスクを確認し、評価し、緩和させるべくコントロールする。
- ⑧ 倫理上の指導 税務行為の責任と透明性における倫理の重要性を強調しておく。

(報告：井上五郎委員)

1-3 インドネシアにおける税務ガバナンスと税理士の役割

David Thai (インドネシア税理士会)

I はじめに：3つのテーマ

- ・インドネシアの税務行政のハイライト
- ・インドネシアにおける税務コンプライアンスの概要
- ・税務行政における今後の大きな変化 - コアタックス (Coretax)

II インドネシアの税務行政のハイライト

- ・1984-1985年の包括的税制改革以降の自己申告
- ・データや情報の説明依頼書 (SP2DK)
- ・税務調査 (5年以内)
- ・税務紛争：地方事務所への異議申し立て、税務裁判所への控訴・訴訟 (最終的かつ拘束力)、最高裁判所 (MA) への民事審査 (特別法的措置)
- ・予備調査 (BukPer)：100%の罰金・行政処分、税犯罪調査
- ・税犯罪調査：100%~400%の罰金・行政処分、地方裁判所での裁判
- ・税務署：大規模納税者 (LTO)、中規模納税者 (MTO)、STO
- ・課税：納税居住地の全世界所得、非納税居住地の源泉
- ・重要な源泉税制度：特定の所得に対する最終税 (銀行利息、建設、船舶、中小企業3~7年)
- ・VAT11% (2025年4月1日から12%に引き上げ)：VATに代わる地方税：レストラン税、ホテル税、娯楽税など
- ・納税申告書：定期 (月次)・年次所得税申告書
- ・AEOI (自動情報交換：Automatic Exchange of Information) と税務目的の財務情報へのアクセス 2017

III インドネシアにおける税務コンプライアンスの概要

1. 対GDP比率

2022年、インドネシアの税収対GDP比は12.1%となり、アジア太平洋地域36ヶ国の平均19.3%を7.3ポイント下回った。また、OECD平均34.0%を22.0ポイント下回った。

2. 租税特赦 (タックス・アムネスティ) 政策 (2016年1月~2017年3月)

(1) 租税特赦 (タックス・アムネスティ：Tax Amnesty(TA)) 政策

2016年1月から2017年3月末の期間に、未申告の資産(国内・国外)を申告すれば、特赦として追徴課税をされず、通常よりも低い税率で納税できる制度。通常の所得税は、課税所得に対して課されるが、租税特赦の場合、課税されていない又は申告されていない資産に対し、この制度で決められた税率をかけて贖罪金を算定する。贖罪率は、3カ月毎に引き上げられ、早く申告するほど低い贖罪金となる制度。そして、国外にある資産をインドネシア国内に還流することを奨励し、国内に還流する場合にはより低い税率が適用された。(JETRO・HPより)

(2) 租税特赦政策の結果

2016年1月～2017年3月

納税者の種類	参加者・数	参加者・割合	開示資産・合計 (兆ルピア)
法人納税者	237,333	24.38%	684.60
個人納税者	736,093	75.62%	4,199.66
合計	973,426	100.00%	4,884.26

(3) 租税特赦期間後、年次納税申告書の提出に対する遵守率が大幅に向上し、TA参加納税者の遵守率は全国遵守率を上回った。

3. 自主的開示プログラム (タックス・アムネスティⅡ、2022年1月～2022年6月)

2022年1月から2022年6月の期間に、VDP (Voluntary Disclosure Program: 自主的開示プログラム) 政策が実施された。これは税務総局のサイトを通じて開示申告する。

対象資産は、2016年に参加した法人と個人は、1985年から2015年までに取得した資産で前回TAでの未申告資産と、2016年から2020年に取得した未申告の個人資産である。

対象資産で未申告や不足申告のものは、所得の追加とされ、本来、法人税や個人所得税の税率と追徴課税・罰金が科せられるが、このプログラムに参加し、自己開示申告を行うことでファイナルタックス (分離課税) として低い税率となる。税率は、国内資産か海外資産か、国内投資か否か、国内のエネルギーセクターか否かで税率が異なる。

このプログラム後に未申告所得や申告不足などが発覚した個人納税者には、30%のファイナルタックス (分離課税) と罰金が科せられる。(法令ビジネス情報サイトより)

2022年1月から2022年6月

	2015年12月迄の資産		2016年1月～ 2020年12月迄 の資産	合計
	法人	個人	個人	
租税特赦レター (納税者)	4,067	78,389	225,603	308,059
所得税 (兆ルピア)	1.53	31.38	28.10	61.01
純資産 (兆ルピア)	19.09	380.52	195.23	594.84

IV 税務行政における大きな変化 - コアタックス (Coretax)

コアタックスは、先進国と同等の情報技術に支えられた、強力で信頼性が高く、説明責任のある税務機関を実現することを目的とした、税務行政改革総局の画期的な取り組みの1つであり、2025年1月1日から導入される。

すべての税務コンプライアンス (月次納税申告書、年次所得税申告書、税務情報) が1つのポータルで管理され、供給者と購入者のデータや収入と経費の源泉徴収税が連動する。

V 課題

～税務コンサルタントの役割と課題は何か? 税務コンサルタントはまだ必要か?～

Coretaxは、簡単に言えば税の管理システムである。例えば、インドネシアでは源泉徴収税が多い。つまり、対価の支払いも、源泉徴収税も、税務調査も、全てがこの1つのシステムで完結する。それでも税務コンサルタントは必要だろうか。

インドネシアには非常に大きなインフォーマルセクター (非公式領域) があり、そこでは行動の決

まりごとが存在しない。したがって、それが課題となる。

もう一つの課題は、たとえ全ての情報があったとしても、データがどのように扱われるかという点である。利用可能な情報があり、大きな調整が行われるのは、提供されたデータの中に明確な証拠がある場合のみである。時には不足している情報があり、それをもとに分析が行われ、正しいとは限らないが、徴収された税は支払う必要があることである。

(報告：近藤勝美委員)

1-4 税務ガバナンス (税務専門法人/税務専門家の役割)

Prabin Raj Kafle (ネパール税理士会)

1. タックスガバナンスにおける税務専門家の4つの主要な役割

① 税務戦略

企業が利益の最大化を実現できるためのサポートを行うことである。納税に関する優遇策の提案など、主にイノベーションやハイテクノロジーに対する政府の優遇策がいろいろあり、企業の財務管理に対して情報の提供を行っている。

② リスクマネジメント

企業に対して税務に関する審議、レビューを行うことである。政府の意向も理解しておくべきである。法令に基づいて慎重に行動するため、マトリックスを作成してミスをしないように注意している。

③ コンプライアンスの報告レポート

企業の税務行為に不正や不備があった場合、是正が必要となる。税務に対するコンプライアンスの違反は厳しく対処される。また、企業経営者の個人的な法的責任も明確に規定されている。

④ 透明性と責任制度

財務の透明性と担当者の責任制度が重要である。利害関係者や税務当局との連携が必要となる。利害関係者はネパールだけでなく他国籍にわたる。様々な国の規制を理解しておくべきである。

2. タックスガバナンスにおける税務コンサルタントの役割

企業活動のリスクに対してのアドバイス、財務戦略、企業の発展にあわせてのアドバイスを行う。コストダウン、納税に関するアドバイスや税務当局と企業との仲介者の役割もある。

3. ネパールでの我々上級税務コンサルタントの役割

- ① 下位のコンサルタントメンバーに対するトレーニングを行い、レポートを発表する。
- ② 下位のコンサルタントメンバーの意識を向上させる。
- ③ 税務当局との関係性を良好に保つ。

4. まとめ

タックスガバナンスはビジネスの成功のための重要な要因になっており、そのためには税務コンサルタントが重要な役割を占めている。

企業は専門家にタックスガバナンスを保証してもらうことで、リスクを減少させ、コンサルタントは戦略的な価値を企業に提供している。

企業のタックスガバナンスの枠組みを強化するためには、税務コンサルタントとのパートナーシップを考慮すべきである。

(報告：井上五郎委員)

セッション2 テクノロジーに関する税制優遇措置（各国の状況）

○モデレーター：フィリピン税務協会 Carina. C. Laforteza

○スピーカー：中国注冊税務師協会 Tess Wu

香港税務学会 Winnie Shek

日本税理士会連合会 白田祐一

パキスタン税法協会 Anwar Kashif Mumtaz

マレーシア勅許租税協会 Thenesh Kanna

2-0 テクノロジーに関する税制優遇措置

Carina. C. Laforteza（フィリピン税務協会）

1. 冒頭のあいさつ

午前中のセッションでは、各国の技術革新による税制のインセンティブを取り扱う。

2. フィリピンの税制上の優遇措置

フィリピンでは技術革新に関する税制のインセンティブが採択されたばかりで、例えばAI、自動化などに対する優遇政策が採択された。技術革新に対する税制のインセンティブはいろいろな種類があり、様々な地域で共通の課題を抱えておりリスクもある。一部の国では税収を失っており、人々の認知度も異なる。

技術革新に関する優遇措置として20%と25%の新しい法人税率が導入された。税制は、個人所得税、金融所得税、税収減免政策もあり、企業も国内企業、輸出企業があり、業界により特別な減免政策もある。フィリピンでは2020年から特別投資優先計画（SIPP）により戦略投資の優先順位があり毎年更新される。研究開発や高度に技術的な製造、革新的なサービスの生産、イノベーション支援施設の設立などに税制上のインセンティブが与えられる。

3. 各国の優遇措置

次に、中国、香港、日本、マレーシアの税制上の優遇措置について報告するので参考にさせていただきたい。

（報告：腰越明委員）

2-1 技術イノベーションに対する税制優遇政策

Tess Wu（中国注冊税務師協会）

1. はじめに

本報告書は、2025年4月開催の講演「Tax preferential policies on technology innovation in China」におけるTess Wu（RSM China 税理士）氏の発表内容をもとに、中国における技術イノベーション分野に関する税制優遇政策の概要を整理したものである。

2. 技術イノベーションと税制優遇政策の関係

（1）技術イノベーションの重要性

中国は「イノベーション駆動型発展戦略」のもと、企業による研究開発・技術成果の転換を国家戦略として推進している。これに対応して、税制面での支援措置が幅広く整備されている。

(2) 課税と技術発展の関係

法人税 (CIT)、個人所得税 (IIT)、付加価値税 (VAT) などにおいて、研究投資や技術移転を促進するための控除・免除措置が講じられている。

3. 中国における主な税制上の優遇措置

(1) 企業設立初期の支援

①ベンチャー投資に対する税制優遇

ベンチャーキャピタルやパートナーシップが技術系スタートアップ企業へ2年以上投資した場合、出資額に応じた控除が認められる。当年度で控除しきれない場合は翌年度以降に繰越可能である。

②特区での所得税軽減

横琴 (広東・マカオ深度協力区) や海南省において、奨励産業に従事する外国人材に対し、15%を超える IIT (個人所得税) について免税措置が適用される。

(2) 研究開発 (R&D) 投資の促進

①研究費の特別控除

2023年1月1日以降、研究開発費に対する特別控除の割合は75%から100%に引き上げられた。

②基礎研究に対する控除

2022年以降、企業が基礎研究に支出した費用については100%の控除が可能である。資金を受け取った大学・研究機関についても非課税措置が講じられている。

③特定業種への追加措置

集積回路や産業用工作機械企業には、2023~2027年にかけて120%の控除が適用される。

④設備投資の即時償却

2024~2027年に新規購入した設備について、500万元までの額に対して1回限りの税額控除が可能である。

(3) 技術成果の転換支援

①VAT 免除

技術移転、開発、コンサルティング業務に対してVAT (付加価値税) を免除する制度が存在する (ただし、ソフトウェア著作権は対象外)。

②CIT 軽減

技術移転による所得について、500万元以下はCIT免除、超過分は半額の税率で課税される。一定の関係者間取引や登録要件あり。

③投資所得の繰延措置

技術成果を有する企業に対して出資を行った場合、譲渡所得にかかる課税を株式譲渡時まで繰り延べることができる。非貨幣性資産投資については5年間の分割納税が認められる。

④人材への優遇措置

非営利研究機関や大学に所属する研究者が得る現金報酬は、IITを50%減額する。株式報酬については、譲渡時までの課税繰延措置が適用される。

(4) 奨励産業への税率軽減

①企業所得税 (CIT) 15%適用

自社開発ソフトウェアの販売や、再設計・改良された輸入ソフトウェアの販売については、15%の法人税率が適用される (通常25%)。

4. 今後の動向

今後は、技術イノベーションに関連する税制上の優遇措置がより多様化・精緻化することが見込まれる。特に研究開発と人材確保の分野において、特定地域（特区）を中心に競争力強化のための政策が強化されると予測される。

5. 所感と税理士としての留意点

中国では、租税政策が国家戦略と強く結びついている。税理士としては、以下の点に留意する必要がある。

- ・技術関連投資の税務上の取り扱いに精通すること
- ・特区における雇用・事業展開と課税関係を把握すること
- ・租税回避とならぬよう、正当な投資スキームとしての判断を行うこと

今後、日本国内においても同様の優遇措置が導入される可能性があるため、他国制度の比較・分析は実務上重要である。

参考文献

- ・ Tess Wu (2025) 「Tax preferential policies on technology innovation in China」 講演資料 (RSM China, CCTAA 国際税務セッション)
- ・ 厦門国家税務局 (2023) 「中国 R&D 費控除制度解説」
- ・ 中国財政部・国家税務総局 (2022) 「技術移転に関する免税措置に関する通知」
- ・ 国務院 (2020) 「海南自由貿易港建設総合計画」

(報告：佐々木栄美子副部長)

2-2 税務コンプライアンスの活性化と目的

—電子申告とパテントボックス制度に関する香港の最新情報

Winnie Shek (香港税務学会)

1. はじめに

本報告書は、香港税務学会 (TIHK) 会長であり、Deloitte China 税務パートナーである Winnie Shek 氏による講演「Revitalizing and bringing purpose to tax compliance」に基づき、香港における電子申告制度と特許箱 (IP ボックス) 制度の最新動向をまとめたものである。

2. 電子申告制度の動向

(1) 電子申告の概要

香港では電子化の推進が進んでおり、全納税者に対する電子申告義務の導入が進行中である。多国籍企業には義務的な電子申告が要求され、個人や法人の納税者には、税務ポータル (ITP・BTP・TRP) を通じた電子申告が求められる。試行期間は 2025 年第 1 四半期、本格運用は 2025 年第 3 四半期を予定している。

(2) 中小企業への影響と利権撤廃

小規模企業への利権撤廃や補足書類の電子提出義務化が進み、納税手続き全体がデジタル環境へと移行することが予想される。

3. 香港における特許箱制度

(1) 制度の概要

特許箱制度とは、知的財産 (IP) から得られる所得に対して、通常の法人税率 (16.5%) よりも低い 5% の税率を適用する優遇制度である。香港では、2023 年 4 月 1 日以降に開始する会計年度から適用が開始されている。

(2) 対象となる知的財産と収入

対象となる IP には、特許、著作権付きソフトウェア、植物品種権などが含まれ、IP の展示・使用や売却による所得、損害補償・保険金なども優遇対象となる。

(3) ネクサス・アプローチによる譲歩部分の計算

優遇税率の適用は、研究開発 (R&D) 活動との関連性に基づいており、適格支出と非適格支出を分別し、譲歩部分 (優遇税率対象範囲) を計算する必要がある。

(4) 記録保持・選択制

納税者は R&D 活動の詳細記録を保持する義務があり、制度適用には書面による選択が必要である。一度選択した場合、取り消すことはできない。

4. 国際比較にみる香港の位置付け

香港の特許箱制度は、他国と比較しても競争力のある優遇税制を提供している。例えば、

- ・シンガポール：5%または10%
- ・ルクセンブルク：4.99%
- ・マルタ：1.75% (EU 最低)
- ・キプロス：2.5%
- ・アイルランド：10%
- ・スイス：最大90%免除 (カントン差あり)

などと並び、香港は5%の固定優遇税率を提供している点で明確な制度設計をしている。

5. 所感と税理士としての留意点

電子申告制度と特許箱制度は、納税者にとって手続き簡素化と税負担軽減の両面に寄与するが、制度理解と正確な記録管理が求められる。税理士としては、以下の点に留意する必要がある。

- ・電子申告導入に伴う体制整備の支援
- ・特許箱制度の適用要件の精査とシミュレーション支援
- ・非適格支出との区別を明確にした会計処理と文書整備の徹底

参考文献

- ・Winnie Shek (2025) 「Revitalizing and bringing purpose to tax compliance」講演資料 (TIHK /Deloitte China)
- ・香港税務局 (2023) 「Intellectual Property Tax Concessions Ordinance」
- ・OECD (2024) 「R&D Tax Incentives: Trends and Policy Design」
- ・各国特許箱制度比較資料 (2024 年、講演資料より)

(報告：佐々木栄美子副部長)

1 はじめに

日本における技術革新（イノベーション）は、経済成長と国際競争力を維持するための鍵となる要素である。日本政府は企業が技術革新に対する研究開発や設備投資を行う際に負担を軽減する税制インセンティブを提供している。

税制インセンティブは、企業が技術革新に向けた投資を積極的に行うための誘因として機能しており、研究開発費の税額控除や特別償却、固定資産税の減免などの優遇措置が含まれている。

1-2 技術革新に対する主な税制インセンティブ

- ・ **研究開発税制（R&D Tax Credit）**：日本の研究開発税制は、企業が技術革新に向けた研究開発活動を行う際に、その費用の一部を法人税から控除できる制度である。この税制は、先端技術の開発や製品化を支援するため、革新活動の原動力となっている。
- ・ **特別償却制度**：技術革新に関連する設備投資に対して、通常の減価償却よりも早い段階で費用を計上できる特別償却が適用される。AI、ロボティクス、次世代製造技術の導入に対しても、この制度が利用されることがある。
- ・ **税額控除制度**：技術革新に対する投資には、税額控除制度も適用される。これは、特にAIやIoT、バイオテクノロジー、エネルギー効率向上技術などの最先端技術に適用されることが多い。

1-3 具体的な技術分野における支援措置

- ・ **デジタル技術の革新支援**：AI、IoT、クラウドコンピューティング、ビッグデータなどのデジタル技術を活用したイノベーションには、特に重点的な税制インセンティブが提供されている。
- ・ **環境技術に対する優遇措置**：環境技術、特に再生可能エネルギーや省エネルギー技術に対する税制上の優遇措置も充実している。太陽光発電や風力発電、水素エネルギー関連技術の開発・導入に対しても優遇措置が設けられている。
- ・ **先進製造技術の支援**：製造業においては、ロボティクスや3Dプリンティング、スマートファクトリーなどの先進技術が革新をリードしており、これらの技術導入を支援する税制インセンティブが提供されている。

2 研究開発税制

日本の研究開発税制は、企業が行う研究開発活動を支援し、技術革新や競争力向上を促進するために設けられた税制上の優遇措置である。中小企業や特定の産業分野に対しては、追加の控除が提供される場合がある。

2-1 研究開発税制の対象

研究開発税制の対象となる研究開発活動は、以下の要件を満たす必要がある。

- ・ 技術的な新規性
- ・ 不確実性
- ・ 独自性

2-2 研究開発税制の仕組み

研究開発税制の主要な税額控除は以下の通りである。

- ・ 増加型税額控除
- ・ 総額型税額控除

- ・中小企業の特例

2-3 最近の改正点

令和6年度の税制改正により、イノベーションボックス税制が創設された。

2-4 研究開発税制の課題と展望

今後の展望としては、より多くの企業が研究開発に取り組みやすい環境を整備することが重要である。また、グローバルな競争が激化する中で、日本企業が国際的に競争力を維持するためには、研究開発支援のさらなる強化が求められることになるであろう。特に、グリーン技術や先端技術分野での研究開発への支援を拡充することが期待されている。

3 特別償却制度

特別償却制度は、日本の企業が設備投資や特定の資産を取得した際に、通常の減価償却に加えて、初年度に多額の償却費を計上できる制度である。この制度は、設備投資を促進し、企業の競争力を強化するために導入されており、特定の産業や技術分野を対象とした税制上の優遇措置として位置付けられている。

3-1 特別償却制度の適用対象

特別償却制度の適用対象となる資産は、一定の条件を満たす必要がある。これらの条件は、資産の種類や取得時期、使用目的などによって異なっている。以下は、代表的な適用対象の例である。

- ・生産設備
- ・省エネルギー設備
- ・デジタル技術関連設備

3-2 特別償却制度の仕組み

特別償却制度の基本的な仕組みは、資産の取得年度において、通常の減価償却に加えて、特別に設定された割合の償却費を計上することができる点にある。これにより、企業は初期投資額を早期に償却し、税負担を軽減することが可能となる。

3-3 特別償却制度の適用条件

特別償却制度の適用を受けるためには、いくつかの要件を満たす必要がある。具体的には以下のような条件が一般的である。

- ・資産の取得時期
- ・事業目的
- ・報告義務

3-4 最近の改正点

特別償却制度は、経済状況や政策目標に応じて適宜改正が行なわれてきた。特に近年は、環境技術やデジタル技術への投資が急速に増加していることから、これらの分野における特別償却の拡充が進められている。例えば、カーボンニュートラルを推進するための設備投資や、DXを加速させるためのIT関連設備投資に対して、特別償却の適用範囲が広がっている。

3-5 特別償却制度の課題と展望

中小企業においては、手続きの煩雑さや税務知識の不足が、特別償却の利用を妨げる要因となっている。

今後の展望としては、特別償却制度の簡素化や、より多くの企業が利用しやすい環境整備が求められるものである。

4 令和6年度税制改正「イノベーションボックス税制」の創設

令和6年度税制改正大綱が令和5年12月14日に与党から公表され、生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進を目的とする「イノベーションボックス税制」が創設された。

4-1 概要

企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI関連のプログラム著作権から生じる国内外からのライセンス所得又は国内への譲渡所得に対して30%の所得控除を認めるというものである。これにより、対象所得については、法人税率約7%相当の税制優遇が行われることとなる。所得全体から、知的財産から生じる所得のみを切り出して税制優遇を行うという、我が国で初の税制となっている。

4-2 創設の背景

研究開発投資の伸び悩みに加え、研究開発拠点の海外シフトの動きが顕在化しており、さらに、企業活動のグローバル化に伴って、研究開発拠点の立地選択の自由度や戦略性が高まってきていると言われている。また、そうした状況を踏まえ、我が国が研究開発税制のみのイノベーション投資促進策にとどまり、アウトプットに着目した優遇措置を導入しないとすると、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなることが想定されること等から、今回の税制改正で「イノベーションボックス税制」が創設されたのである。

《参考》OECDによる検討「修正ネクサスアプローチ」

イノベーションボックス税制の特徴として、無形資産からの所得に対して優遇税率を適用するため、無形資産の所有権を移転させることによる所得の移転を招来するという性質があった。

結果として、租税回避の手段として利用されうる有害税制といった側面が指摘され、OECDにおけるBEPS (Base Erosion and Profit Shifting) の議論を経て、2015年に「修正ネクサスアプローチ」が導入され、原則として、優遇措置の対象は納税者が「国内で自ら」行った研究開発支出に基づき取得された知財由来の所得に限定されることとなったのである。

具体的には、対象となる所得に対して、国内で自ら行った研究開発支出（適格支出）の割合を乗じることによって、優遇措置を利用しようとする国での研究開発の実態がない知財から得られた所得が対象外になるように意図されたものである。

この「修正ネクサスアプローチ」の考え方にに基づきその制度対象所得の計算上、③適格支出の条件が厳格に明記され、その研究開発は、「国内で」「自ら」行うことが原則とされたのである。

4-3 今後のポイント

- ・ 知的財産の対象範囲について
- ・ 所得の対象範囲
- ・ 研究開発税制との関係の整理

5 おわりに

税制インセンティブにはいくつかの課題が存在する。特に、中小企業やスタートアップにとって、複雑な税制や申請手続きが負担となる場合があり、十分に活用できないことがある。また、技術革新のスピードに税制が追いつかない場合もあり、制度の柔軟性や適用範囲の拡大が求められているのである。

日本の技術革新に対する税制インセンティブは、今後も更なる強化が見込まれている。特に、政府が掲げるカーボンニュートラルやデジタル社会の実現に向けて、技術革新が果たす役割はますます大きくなるであろう。そのため、これらの目標を達成するための税制インセンティブの拡充が進められると予想されるのである。

(報告：白田祐一委員)

2-4 AI と税務

Anwar Kashif Mumtaz (パキスタン税法協会)

1. はじめに

本報告書は、パキスタン税法協会 (Pakistan Tax Bar Association, PTBA) 会長であり、Saiduddin & Co. 法律事務所のシニアパートナーである Anwar Kashif Mumtaz 氏による講演「AI と税務」に基づき、同国における AI の活用と税制への影響について要点を整理したものである。

2. AI の基礎とデータの重要性

(1) AI の基本構成

AI (人工知能) は、人間のように学習し、判断する能力を備えたコンピューターシステムである。主要要素としては、機械学習 (ML)、自然言語処理 (NLP)、ニューラルネットワーク、コンピュータービジョン (CV) が挙げられる。

(2) データの影響

AI は大量かつ高品質のデータを必要とする。質の低いデータでは精度が低下するため、「ガベージイン・ガベージアウト」の原則が強調された。

3. パキスタンにおける AI 導入の現状と課題

(1) IT インフラの脆弱性

パキスタンでは、信頼性の高いインターネットやサイバーセキュリティ、効率的なデータ管理体制が欠如しており、AI の広範な実装が難しい状況である。

(2) 産業界の課題

AI の有用性に対する理解不足、規制や制度整備の遅れ、既存システムとの統合の難しさが、企業での導入を妨げている。

(3) 政府の推進策

2018 年以降、政府は AI 教育・研究機関の整備や特区の設置を進め、AI 関連の人材育成と産業支援を行っている。

4. パキスタン税制における AI 活用の必要性

(1) 税制の課題

パキスタンでは、税収の GDP 比が 8.5% と低く、文書化の欠如、脱税、現金経済が課税漏れを引き起こしている。

(2) AIによる解決の可能性

AIは納税申告の自動化、誤り検出、税務調査のリスク評価、規則の自動更新追跡などに有効である。

(3) 予測分析の活用

過去のデータから納税行動を予測し、コンプライアンス向上と業務改善を実現する。

5. 税務当局（FBR）におけるAIの実用例

(1) 脱税検出

申告情報と他データ（銀行、不動産、消費動向）との照合により、不整合を検出し、調査対象を特定する。

(2) 複雑なスキームの解明

AIは多角的な情報を統合して、オフショア口座やペーパーカンパニーの関連性を明らかにする。

(3) 業務自動化

納税者からの問い合わせ対応や標準文書の作成など、税務行政の効率化を進めている。

6. 所感と税理士としての留意点

AIは税務分野において大きな変革をもたらしつつあるが、その活用には制度理解とインフラ整備が不可欠である。税理士としては、以下の点に留意すべきである。

- ・AIが可能とする自動化領域の理解と導入支援
- ・データ品質の担保と税務における実務への反映
- ・脱税検出やコンプライアンス分析へのAI活用支援

参考文献

- ・Anwar Kashif Mumtaz (2025) 「AI and Tax」講演資料 (Pakistan Tax Bar Association)
- ・Pakistan Board of Revenue (2023) 各種税制年次統計
- ・PIAIC (2018) 人工知能とコンピューティングに関する大統領イニシアチブ公式サイト
- ・OECD (2023) 「AI and Taxation: Emerging Trends」

(報告：佐々木栄美子副部長)

2-5 テクノロジーに関する税制上の優遇措置：マレーシアの場合

Thenesh Kanna (マレーシア勅許租税協会)

1. マレーシアの現状

マレーシアにはテクノロジーに関する様々な優遇政策があるため、各国から投資されている。現代ではスマートフォンなしでは生活できず、電気自動車も普及してきており、私たちの生活には技術革新が大きく関係している。この技術というのは、ソフトウェアとハードウェアなど様々なものがあり、経済の発展に寄与している。

2. 法的枠組み

マレーシアでの税制のインセンティブの法整備として次の3点がある。

(1) 投資促進法

1986年から特別な地域でインセンティブを実施したので、世界各国から投資が行われた。

(2) 所得税法に基づく省令

(3) 所得税法に基づく大臣権限による適用除外

この(2)(3)で優遇措置の3分の2を占めており、主な内容は次の通りである。

① 企業ごとにオーダーメイドの優遇政策を作ることができる。

② 法人税の税率は24%だが投資内容の契約により、5%、10%、15%の優遇を受けることができる。

③ 投資額の60%は所得の70%と相殺できる。契約により投資額に対して所得の100%と相殺することも可能である。これは投資の契約内容によるが、10年間の優遇期間が与えられ、延長することもできる。

3. マレーシア・デジタル (MD) の税制上の優遇措置

マレーシア・デジタルとして、人工知能 (AI)、ビッグデータ分析、サイバーセキュリティなど特定の事業が奨励される活動とされ優遇措置の対象となる。貿易、製造、通信サービスの提供はMDの奨励事業に含まれない。

主な内容は次の通りである。

(1) 知的財産権には0%の法人税率が適用される

(2) その他の所得は5%または10%の法人税率が適用される

(3) 投資金額、社員の人数、税額、知識人の人数などでインセンティブが異なる。

(4) 労働集約型の地域から高付加価値の地域にシフトしようとしているため、従業員の給料の金額などがインセンティブの対象となる企業の条件となっている。

4. マレーシアのエレクトロニクス産業

(1) 1970年代に簡単な半導体の組み立てから始まり、高い付加価値の商品へと発展してきた。現在はセンサーと電気自動車にフォーカスしている。

(2) 大手半導体企業12社のうち6社がマレーシアで事業を展開している。

(3) クラウドサービスやAIによる需要増加の中、マレーシアはデータセンターへの数十億円に上る投資を引き受けている。マレーシア国内に設立予定のデータセンターがすべて稼働すると、アジア最大のハブの一つになる。

5. グリーン水素の製造

(1) サラワク州ではグリーン水素を製造しており、東南アジア初の水素経済実現を目指している。

(2) マレーシアの自由貿易地区は投資家により多くの選択肢を提供している。従業員や土地に対するもの、オフィスに対する20年間の税の優遇政策もあり、この地域の投資環境が改善された。今後の投資に期待する。

(報告：腰越明委員)

税務専門家の規制

Anthony Greco (オーストラリア全国会計士会)

I はじめに

現在オーストラリアには3つの税務会計の専門家団体が活動している。喫緊の課題は「税務専門家の規制」である。その理由は何か？オーストラリアではほとんどの市民が毎年確定申告を行うことから、何らかの税務サービスを受けており、信頼できる税務専門家を利用することは消費者保護の観点からも重要である。また、課税庁にとっても、歳入基盤を確保するためにも税務専門家の規制は重要である。さらに税務専門家ではないが記帳代行業もビジネスサービスを提供していることから規制の枠組みに組み入れられている。

II 門番としての役割

門番としての役割を担う税務専門家ではあるが、オーストラリアの税務専門家が個人、法人あるいはパートナーとして報酬を得て税務代理業を行うためには、税務実務家委員会 (Tax Practitioners Board ,TPB) への登録が要件となる。この TPB が税務専門家の登録と規制を担当する国の機関である。

III 税務専門家団体による自主規制

オーストラリアの3つの専門家団体はそれぞれの団体が定めた自主規制ルールに従い、法的要件、継続研修要件、品質レビュープログラムなどが義務付けられている。それぞれ各団体の会則などの遵守も求められ、専門家団体の会則に準拠した職業賠償責任保険にも加入している。

具体的には、品質管理マニュアルを策定して、例えばスタッフの採用、スタッフの監督、税務専門家としての業務品質水準の維持、利益相反を管理するためのガバナンス体制の整備などが求められている。

IV 税務実務家委員会 (Tax Practitioners Board ,TPB)

1. 5つのTPB規範

- ① 正直さと誠実さ
- ② 独立性
- ③ 守秘義務
- ④ 能力
- ⑤ その他の責任

2. TPB は、国家機関として歳入庁と協力をしながら税務専門家を監督する独立した機関として存在している。

3. PWC 事件：会計事務所大手の PWC が政府との機密協議に関する守秘義務を破り、情報漏えいを行った結果、多国籍企業の税金逃れを支援していたことが明らかになり大スキャンダルに発展、オーストラリア連邦警察の捜査を受けるに至った。この事件をきっかけに当局による規制が強化された経緯がある。

4. 義務的通知制度の導入

守秘義務という大原則があるが、クライアントの不正行為や重大なコンプライアンス違反がある

場合は規制当局や TPB に通知する義務がある。

5. 制裁の発動

TPB は歳入庁からは独立しているが、多くのデータを共有しており、税務専門家が不適切な倫理的又は専門的基準を維持できない場合にはペナルティを課すことができる。

V マネーロンダリング及びテロ資金対策改正法 2024 (AML/CTF 法)

現在、税務専門家は AML/CTF 法の規制対象外ではあるが、早晚、我々の業界にも新たな義務として「クライアントを知る」ということが課せられるになるであろう。

(報告：松岡宣明委員)

ファミリーオフィス

Michael Cadesky (STEP)

I ファミリーオフィス※とは何か？

一般的に富裕層ほど金銭管理だけでなく様々な問題を抱えており、法律他の問題について専門家に対する需要が大きい傾向があることからファミリーオフィスに対するニーズがある。

II ファミリーオフィスの目的

ファミリーオフィスに対するニーズは広範なものとなるが具体的には次の様なものが挙げられる。

- ① 資産管理、資産運用、現金管理、不動産管理
- ② これらに付随する税務
- ③ 遺産管理、事業承継
- ④ 保険など

III ファミリーオフィスの類型について

- ① 外部専門家に外注する方法
- ② 専門家を雇用し自らファミリーオフィス運営する方法 (総資産が 1000 万ドル～1 億ドル)
- ③ ①と②の混合型の方法 (総資産が 1 億ドル～10 億ドル)
- ④ 例えば総資産が 10 億ドル以上の場合、税務や法律問題、資産運用などについては外部の専門家に依存する部分が必ず発生する

IV どうやってファミリーオフィスを作るのか

- ① IIIで述べた類型に基づきどのタイプで設立するかが重要 (その目標、規模)
- ② 目標の設定、モニタリング、コスト以上のパフォーマンスを勘案して、通常は自国に自分のファミリーオフィスを設立する
- ③ 香港やシンガポールの場合該当地域に設立することで税制優遇がある

V 結論

- ① アメリカやカナダの富裕層にとってはこのファミリーオフィスは一般的に利用されているサービスである
- ② アジアにおいても富裕層の台頭とともに同様のサービスが拡大する傾向にある
- ③ 特に外部専門家に外注する方法が拡大する傾向にあるので、日頃よりクライアントの動静には気をつける必要がある

※ファミリーオフィスは富裕層向けのバトラーサービスのことと考えられる。バトラーとは元々貴族や富裕層の家庭で執事として働いている者で、家庭内の管理や家事全般、家族のスケジュール管理や資産管理などより広い業務をおこなう。

(報告：松岡宣明委員)

セッション3 多国籍企業におけるグローバル・ミニマム課税（第2の柱）の課題

○モデレーター：モンゴル税理士会 Enkhmend Magsarjav

○スピーカー：中国注册税务师協会 Sun Rui

マカオ税務学会 Cindy Lau

ネパール税理士会 Shailendra Uprety

ベトナム税理士会 Dang Mai Kim Ngan

3-0 第2の柱—MNEのグローバル・ミニマム課税と国内ミニマム課税の課題

Enkhmend Magsarjav (モンゴル税理士会)

セッション3では第2の柱に対応するための多国籍企業によるグローバルかつ国内の最低税率への対応について討議していく。私の名前はエンクメンド・マグサラジャブと言い、モンゴル税理士会に所属する税理士で、16年の実務経験があります。これから述べるのは、1. 第2の柱について、2. 第2の柱の導入の仕方についてである。



1. 第2の柱について

第2の柱とは「グローバル・ミニマム課税」のことである。これには3つの主要なルールと、租税条約に関する4つ目のルールが含まれている。これらのルールは7億5,000万ユーロ以上の収益を上げている企業に適用されることを意図しており、2021年12月にモデル規則が発表されている。

1番目のルールは現在、最低実効税率15%を下回る税率で課税されている利益に対して、各国が課税する最初の権利を主張するために使用できる国内最低税率である。

2番目のルールは、親会社の課税所得に海外企業の外国所得がいつ算入されるかを決定する所得合算ルールである。この合意により最低実効税率は15%と定められ、企業の本国管轄区域で追加の税金が課される場合もある。

3番目のルールは、軽課税所得ルールであり、異なる管轄区域にある関連企業が15%の実効税率を下回る課税を受けている場合、その国は親会社への課税を増額できるというものである。複数の国が同様の追加課税を適用しようとする場合には、課税対象所得は有形資産や従業員の所在地に基づいて分割されることとなる。

4番目のルールは「課税対象ルール」と呼ばれ、租税条約の枠組みの中で、そうでなければ低税率しか課されない支払いに対して課税する能力を各国に与えることを目的としている。このルールの税率は9%に設定されている。

2. 第2の柱の導入の仕方

第1の柱が機能するためには、すべての国が同じ方法で規則を採用し、既存の租税条約を無効にしなければならない。これにより、企業が世界中で異なるアプローチに対処する必要がなくなる。第2の柱はより任意的なもので、その概要は、各国が自国の規則を設計する際に使用できるテンプレートのようなものである。十分な数の国が規則を採用すれば、世界中の企業の利益のかかなりの割合が15%の実効税率に直面することになるのである。

欧州連合（EU）加盟27カ国は、全会一致で採択された指令に従い、第2の柱のルールを導入するプロセスを進めている。年間売上高が少なくとも7億5,000万ユーロの企業は、2024年より最低税率15%を適用することとなる。これには、収益基準を満たす完全な国内グループも含まれることとなる。

対象となる多国籍企業グループが12社以上存在する加盟国は、2023年12月31日より所得合算ルールを、2024年12月31日より軽課税所得ルールを実施しなければならない。対象となる多国籍企業グループが12社未満の加盟国は、両ルールの実施を6年間延期することができる。報道によると、これにはエストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、スロバキア共和国が含まれているとのことである。

この合意は、税務競争における大きな変化であり、多くの国が多国籍企業に対する税制を見直すことになるであろう。

（報告：笹尾博樹副部長）

3-1 多国籍企業グループに対するグローバル・ミニマム課税の影響とコンプライアンス戦略

Sun Rui（中国注册税务师協会）

【中国におけるグローバル・ミニマム課税の実施状況】

中国はG20創設メンバーであり、BEPSプロジェクトの実施を積極的に推進してきた。中国は2021年10月の「第2の柱の解決策に関する声明」と2023年7月の「第2の柱の解決策の結果に関する声明」に署名した。



また、2013年には、習近平国家主席がG20サンクトペテルブルク・サミットで、租税回避に対抗する取組みにおける多国間協力を支持し、国際税務ガバナンスの改善に貢献する用意があると宣言した。さらに、G20杭州サミットでは、BEPSに関する国際協力の推進、税務情報の交換、開発途上国の税制構築支援など、世界的に公正な課税制度の実現と経済成長を促進するための国際協力を引き続き支援すると表明した。

1. 多国籍企業グループに対するグローバル・ミニマム課税の影響】

(1) 1つ目は、グローバル・ミニマム課税の導入により、潜在的な税収拡大の可能性と税収の公平性が図られるということである。特定の国・地域で投資促進のための税制上の優遇措置がある場

合、多国籍企業は世界的な事業計画を見直す必要がある。どこで、いくら税金を支払うことになるのか、追加の納税額を準備するだけでなく、コンプライアンス遵守のコストも考えておく必要がある。

- (2) 2つ目は、多国籍企業が新しい国際税務ルールに適応し、コンプライアンスを遵守する必要があることである。グローバル・ミニマム課税は複雑であり、高度なコンプライアンスが求められる。国別報告書では、従来のセーフ・ハーバーについての情報の他、グローバル情報報告書においては所得の状況、税制上の優遇措置など世界の 480 を超えるデータが含まれており、これらは多国籍企業から提供される必要がある。

また、国内ミニマム課税が実施されている国・地域では、その国・地域の税務申告が必要になる可能性があり、多国籍企業は複数の事情を踏まえて課税額を計算する必要がある。

- (3) 3つ目の影響として、多国籍企業は税制上の優遇措置を再検討し、組織の構造を再考する必要があることである。たとえば、多国籍企業は、低税率の国・地域に進出したい場合、税務計画では税制上の優遇措置も考える必要がある、組織構造の透明度を求められ、事業のオペレーションとリンクするようになる。

2. 多国籍企業のコンプライアンス戦略

- (1) 第1の戦略は、グローバル・ミニマム課税は、課税における国際協力の大きな進歩を示しており、多国籍企業も国際的な課税の公平と協力を受け入れることである。これにより、多国籍企業は、どの国・地域においても租税回避をすることはできない。

第2の柱の実施により、2024年1月のOECDワーキングペーパーによれば、利益移転の金額は半分以下に減少するだろうと予測されている。また、2020年のOECD報告書によれば、平均実効税率は低・中所得国で0.33%増加、高所得国で0.46%増加し、限界実効税率は低・中所得国で1.9%、高所得国で1.42%増加するとされている。

- (2) 第2の戦略は、多国籍企業は第2の柱に対応するための準備計画を作成し、これに対応していく必要があるということである。

① 1つ目は、第2の柱に基づく税額を試算して潜在的な影響を理解し、その影響を受ける国・地域を特定しておくことである。

② 2つ目は、財務会計の観点から、多国籍企業は国際会計基準第12号（第2の柱についての改訂）やその他現地の会計基準に従って財務諸表開示の要件に対応する必要がある。

③ 3つ目は、国別報告書の情報により、セーフ・ハーバーの利用により税制優遇措置を受けることである。

④ 4つ目は、おそらく最も重要であるが、多くの人的資源、その他の利害関係者の参画など、従来の税務機能を超えたりリソースを準備することである。

- (3) 第3の戦略は、グローバル情報報告書及び国内ミニマム課税申告書の提出に向けての準備である。最初のグローバル情報報告書の提出期限は2026年6月30日となる。

- (4) 第4の戦略は、実質的活動に基づく所得のカーブアウトに焦点を当てるとともに、地域の経済的実体に焦点を当て、税金優遇措置の要件はどうなっているか等を確認することである。投資対象国・地域では、設備投資を増やして、減価償却方法を調整し、また、資産を低税率の国・地域に移転すること等で、トップアップ課税から除外することができる。

グローバル・ミニマム課税の導入によって、多国籍企業にとっても税理士にとってもチャンスとチャレンジがある。国際的な協力が必要になるため、AOTCAのような枠組みで協力して対応していく必要がある。

(報告：野村俊之委員)

シンディ・ラウ氏は BEPS 2.0 第2の柱の概要を説明した後、マカオの税制概要と BEPS2.0 第2の柱がマカオに及ぼす影響について発表した。本レポートでは BEPS2.0 第2の柱の概要は割愛する。



1. マカオの税収構造

マカオの歳入は、主に以下の税制から構成される。

【カジノ税】 カジノ事業者の総収益に対して 35%

【直接税】

法人税：法人所得に対して 12%

個人所得税：個人所得に対して実効税率 6.5%

不動産税：賃貸収入の 8%、非賃貸の場合は公示価額の 6%

【間接税】

観光税：ホテル等で提供されたサービス代金の 5%

消費税：マカオに持ち込まれるタバコ及び酒類（スピリッツのみ）の輸入時に課税

自動車税：新車販売時及び自家用の新車輸入時に課税

マカオの法人税率は 12% で、さまざまな税制上の優遇措置が存在するため、実効税率が 15% を下回る。このため、マカオに事業拠点を持つ MNE（多国籍企業）はトップアップ税の対象となり、次の課題が考えられる。

- ・会計基準の遅れ：マカオの会計基準は IFRS に近いものの、翻訳や適用に時間がかかり、QDMTT（適格最低課税制度）計算の障害となる
- ・管理負担の増加：新たなルール導入には複雑な計算や行政コストが伴う
- ・カジノ税の安定性：マカオの主要税収源であるカジノ税は経済変動に敏感で、パンデミック期間中には税収が 80% 減少するなど、安定性に課題がある

2. BEPS2.0 第2の柱への対応策

BEPS2.0 第2の柱の導入により、マカオにおける MNE は以下の影響を受ける可能性がある。

- ・税収減少のリスク：現状維持の場合、他国がトップアップ税を徴収することを容認する形となり、マカオは課税権を失う恐れがある
- ・税率引き上げの影響：税率を 12% から 15% に引き上げることは、中小企業に過剰な負担を与える
- ・QDMTT 導入：計算が非常に複雑で、会計基準との整合性確保や行政負担が課題である
- ・DMTT（国内最低課税制度）導入：柔軟性はあるが、MNE にとって税務及びコンプライアンスの負担が増加する
- ・IIR（所得合算ルール）及び UTPR（軽課税所得ルール）の採用：マカオは本社拠点としての選択肢が少なく、追加税収は限定的であり、さらに、マカオの規模では UTPR による配分税収も微々たるものとなる

3. 今後の展望と方針

マカオ政府の税務政策は以下の方針を重視する。

- ・ 公的コンサルテーションを実施し、業界関係者からの意見を募集する
- ・ 課税権の保護
- ・ ビジネス環境の改善及び競争力の強化
- ・ 第2の柱の対象とならない中小企業への影響を最小化
- ・ シンプルかつ低税率の税制を維持し、確実性と透明性を促進
- ・ カジノ税が第2の柱の対象となるか等を検討し、BEPS 適用ルールの明確化

さらに、属地主義税制を導入し、海外配当所得への非課税措置を採用することで、マカオの投資先としての魅力を高めることが重要である。

4. マカオにおける国際税務の進展

2016年：OECDのBEPS枠組みに参加

2017年：マカオと他の租税管轄区との税務情報交換制度導入（法律第5/2017号）

2018年：MAC（税務行政執行共助条約）の適用範囲がマカオに拡大

2020年：MNEの国内所在最終親会社に課せられた国別報告要件に関する規制を導入

2021年：オフショア制度の完全廃止

5. マカオにおけるBEPS2.0第2の柱の課題

マカオが第2の柱の影響を最小限に抑えつつ、経済の安定性と税収を確保するために下記の課題が挙げられる。

- ・ 規制変更及び各国税制の違いへの対応
- ・ 財務諸表の開示、コンプライアンス要件
- ・ 部門横断的な協力体制の構築
- ・ ETR（実効税率）計算の複雑性（220以上のデータポイントが必要）
- ・ 赤字企業及び繰延税金残高の取り扱い
- ・ 税務優遇措置の継続性

マカオはBEPS2.0の導入に際し、税務の透明性を維持しつつ、経済への悪影響を最小限に抑えるための柔軟なアプローチを模索している。今後の政策決定においては、業界からの意見収集と協議を早急に開始し、現実的な政策を導入することが不可欠である。

（報告：川崎久美子委員）

3-3 第2の柱—多国籍企業に適用されるグローバル及び国内ミニマム課税の課題

Shailendra Uprety (ネパール税理士会)

第2の柱は各国間の利益移転や税制競争の課題に対処し、公平で透明性の高いグローバルな税制環境を創出することを目指しているが、多国籍企業や各国がこの新ルールを実施・遵守する際に直面する課題も数多く存在する。

各国と多国籍企業は、税制の公平性を実現し、利益移転を削減しつつ、経済成長や投資を妨げないように、これらの課題に慎重に対処する必要がある。



本日はネパールのような低所得開発途上国が直面する課題や多国籍企業が直面する課題に焦点を当てつつ、このテーマに関するネパールの視点及びネパール税理士会の役割について述べたい。

【BEPS プロジェクトと Pillar 2 による解決策のマイルストーン】

BEPS プロジェクトは2013年に始まり、2017年に多国間協定が署名された。

2020年に第2の柱の青写真が公表され、2021年には第2の柱による解決策に関するグローバル合意が成立し、2023年に各国で国内実施が始まった。多くの国が2025年から2026年にかけてこれを実施する予定である。

【BEPS プロジェクトの必要性】

BEPS プロジェクトは、二重課税防止条約、二重非課税（課税の空白）、条約の濫用といった主要な課題との関係性を考えるとその必要性が明確になる。

BEPS プロジェクトは、第1の柱と第2の柱の2つの柱によって、デジタル経済の課題に対処し、多国籍企業が事業を行う場所で適正な税負担を負うことを確保し、グローバルな最低税率競争を防ぎ、国際税制の公平性と整合性を回復するために必要不可欠である。

【グローバル・ミニマム課税の導入】

グローバル・ミニマム課税を導入するとき、各国はコンプライアンスと効果的な執行を確保し、様々な立法技術を採用する必要がある。国内法、多国間協定、コンプライアンス要件及び行政能力の構築を組み合わせた包括的な対応が求められる。

【ピュロスの勝利（割に合わない勝利）の教訓】

BEPSにおける「ピュロスの勝利」とは、グローバルな税制改革において大きな進展がある一方で、そのコストや複雑性、予期せぬリスクがこれらの改革を損ねる可能性があるという警鐘である。

現在、多くの混乱が生じており、経済的非効率性が懸念されているため、政策立案者は潜在的なリスクに注意を払い、BEPSの実施が単なる勝利ではなく、公平で効率的なグローバル税制の確立を目指す必要がある。

【低所得開発途上国に関する懸念】

ネパールのような低所得開発途上国では多くの多国籍企業が活動しているが、これらの国が直面する課題は、その経済構造、行政能力、外国投資への依存から生じている。

政策立案者は、これらの課題を考慮し、税制基盤を保護し、持続可能な経済成長を実現するように努める必要がある。

【多国籍企業が直面する課題】

多国籍企業は、第2の柱の実施に伴い、複雑な規則、報告要求、コンプライアンスコスト、二重課税リスクなどの課題に直面している。

【ネパールでの進展】

近年、ネパールでは、11カ国との二重課税防止条約の締結、外国送金に対する源泉徴収税、移転価格ガイドラインの実施、2022年のデジタルサービス税の導入、オフショア取引への課税などの税制関連の進展がある。

【ネパール税理士会の役割】

AOTCAの一員として、今後、グローバル・ミニマム課税に関する議論に参加し、政府に専門知識を提供するとともに、第2の柱に関するコンプライアンス支援を行ない、職員研修を通じてサポートしていきたい。

また、多国籍企業が第2の柱の要件を遵守するための能力向上を支援するとともに、多国籍企業と税務当局間の紛争解決に努めたい。

(報告：新垣真秀委員)

3-4 ベトナムにおけるグローバル・ミニマム課税の法制化をめぐる状況と

投資家向けの代替インセンティブ

Dang Mai Kim Ngan (ベトナム税理士会)

はじめに

ここではベトナム税理士会の代表として、ベトナムにおける第2の柱、すなわちグローバル・ミニマム課税の導入とベトナムにおける投資優遇措置について述べていくものである。ベトナムは発展途上国として経済を発展させているが、ベトナム政府は魅力ある多くの課税優遇制度を提供することによって多くの海外投資家や多国籍企業の誘致を図っており、法人税に対する優遇措置がその一つである。



一定の投資条件を満たしたプロジェクトであれば、長期的な課税優遇政策を受けられ、例えば一定条件を満たすハイテク開発分野へのベンチャーであれば15年間にわたって法人税率10%（通常税率20%）、当初4年間の免税、続いて9年間の50%減税を受けられ、ハイテク事業にとっては大きな役割を果たしている。しかしながら、導入が不可避である第2の柱によってベトナム政府が多国籍企業に提供しているこれらの優遇税制の魅力が薄れてしまうような場合には、何らかの措置を講ずることが必要となる。一方では、第2の柱によって得られる多国籍企業からの税収を逃してしまうようであれば、これらの優遇税制を担保するための財源を見つけることが困難になると思われる。

ベトナム財務省等は3年以上前から検討を開始しており、外部団体と協力しながら専門チームを組成して、第2の柱が与える影響を検討するとともに多くのセミナー等を開催してきました。2023

年 11 月 29 日に大きな一步を踏み出した。ベトナム国会において他の発展途上国と同様に、第 2 の柱を 2024 年 1 月 1 日から導入することを決議（決議 107）した後、ベトナム財務省は決議から現在に至るまでの間、ベトナムにおける第 2 の柱の導入に関する政令案を準備している。

1. グローバル・ミニマム課税の展開

OECD で定めた 4 つの柱のうち、ベトナムにおいては正式に 2 つのルールを採用している。多国籍企業が該当することとなるのは、第一に適格国内ミニマム課税（QDMTT）、第二にベトナムに本社を有する多国籍企業に適用される所得合算ルール（IIR）である。

ベトナムにおける CMT 規制（Corporate Minimum Tax）は初年度である 2024 事業年度、すなわち 2024 年 1 月 1 日から開始する事業年度から始まっている。そのため QDMTT 申告のためにベトナムに構成事業体を 1 つ以上置いている多国籍企業は事業年度終了後 30 日前までに QDMTT の納税事業体を決定しなくてはならないこととなる。そして、事業年度終了後 90 日前までに納税者番号登録を行うことも必要となる。

そして、ベトナムにおいても OECD のガイダンスに準拠して以下の申告書の提出が必要となる。

- ・ GloBE 情報申告書
- ・ 補足法人税情報申告書
- ・ 会計方針の変更についての説明
- ・ 親会社の連結財務諸表を作成するために用いられたそれぞれの構成事業体からの報告
- ・ 親会社の連結財務諸表（IIR 用）

QDMTT・IIR に適用される会計基準については最終親会社（UPT）の会計基準に準拠することとなる。また罰則の免除は 2026 年 12 月 31 日以前に開始する会計年度まで認められている。

2. 新投資促進案

次のトピックスは第 2 の柱の導入に伴いベトナム政府が打ち出す投資優遇策についてである。ベトナム政府は第 2 の柱の導入による影響を抑えるために、ベトナム計画投資省において第 2 の柱の影響を緩和するための既存の優遇措置を維持しつつ、新しい投資促進の支援策について以下のような検討を行っている。要件を充足する場合には、政府より補助金（現金）が政府投資補助ファンドから助成される予定であり、この補助金は非課税となっている。

投資を優遇する対象としては、A：ハイテク企業、B：ハイテク製品の製造企業、C：ハイテク技術を活用した投資、D：R&D Centers の 4 区分となっており、優遇基準は以下のとおりである。全ての基準について無制限というわけではなく、まずは投資金額に対する最低限のコミットメントであるが、投資金額だけではなく、年間の最低売上高という二つ目の基準も設けている。更に三つ目の基準としてセミコンダクター産業または AI 産業に対する投資にはさらに優遇された基準が設定されている。これらの基準を満たすことは容易ではないが、それを満たす投資には、教育、R&D 経費、一般製造経費、インフラ投資等に対して様々な補助金が受けることが可能となっている。

	標準条件	投資完了における条件
A:ハイテク企業	【通常】 投資最低金額12兆ドン または最低売上高20兆ドン	1. 法令公布後の案件の場合 【通常】 12兆ドンを5年以内に拠出または3年以内に売上高10兆ドン
B:ハイテク製品の製造企業		
C:ハイテク技術を活用した投資	【優遇】 最低6兆ドン または最低売上高10兆ドン 注:世界をリードする独占ハイテク製品を製造する場合には制限はなし	【優遇】 6兆ドンを5年以内に拠出または3年以内に売上高4兆ドン
D:R&D Centers	最低投資金額3兆ドン	2. 法令公布前の案件の場合 12兆ドンまで拠出 1兆ドンを3年以内に拠出

（報告：笹尾博樹副部長）

ヨーロッパにおける税務専門家の発展

Elbano de Nuccio (CNDCEC)

【イタリアにおける税務専門家】

私はCNDCEC（イタリア全国公認会計士委員会）という団体の会長であり、また、イタリア・パトリ大学の教授でもある。イタリアにおける公認会計士は、幅広い範囲の様々なサービスを提供している。公認会計士としての業務だけでなく、監査委員会の法定監査人もこなし、また、税収に関する企画や税務コンサルタントを行う他、税務訴訟の弁護士であると同時に税務裁判所の裁判官でもあるといったように複数の身分を持っている。

さらに、破産管財人や企業の役員にもなっている。CNDCECの会員はイタリア全体で約12万人おり、様々なイベントを行いつつ各地域と繋がっている。



1. 根幹的な業務としての税務

税務は公認会計士の新人養成課程において不可欠な部分であり、研修プログラムの主要テーマである。私の委員会においてもスタッフの80%以上が税務コンサルタントであり、研修において税務の学習は重要である。

イタリアでは、高付加価値の監査サービスを提供するための高度な専門性を持つ税務コンサルタント活動の専門グループPCF（税務管理フレームワーク）を設置した。

2023年6月以後、政府との間で新しい対話メカニズムを構築した。すべての大臣や省庁と緊密に連絡を取り合い、イタリアで最も重要な3つの改革、法人税制の改革、会計士の持続可能な発展に向けた改革、そして、システム能力の改革に取り組んでいる。

2. 税務分野での挑戦

我々は租税回避等に関する法的責任の問題に直面している。我々は税務コンサルタントであり、我々の責任はその職業活動のみに関係するものとして責任の範囲を明確にすることが必要である。

現在、イタリアではAI（人工知能）に関して幅広い取組みを行っており、行政においては電子インボイス等のデジタル化を推進しており、公認会計士は新型コロナウイルス感染症のパンデミック後、テレワークを積極的に推進し、業務の簡素化とデジタル化が進んでいる。

我々は若者に我々の職業の魅力を伝えるために努力をしている。税務コンサルタントという我々の仕事は非常に複雑で、かつ多忙であるため、イタリアの若者にはあまり人気がない。ただ、我々の仕事は経済発展に不可欠なものであり、この職業を発展させるため、AIを活用した付加価値の高いコンサルタント業務に移行させようとしている。

3. 新しい発展と達成

- (1) まず、税務当局のデジタル化が必要で、これによってイタリアの税務行政の負担が大幅に軽減された。また、イタリアでは新型コロナウイルスのパンデミック後、公認会計士の活動範囲の拡大が見られた。これはイタリアの振興計画と復興計画という2つの異なる計画を支援してきたためである。
- (2) 2点目は、イタリアのデジタル税務行政の発展に対する公認会計士の貢献である。我々は税務当局と緊密に連携して、租税回避や脱税を防ぐための適切なアプローチを模索してきた。AIの出現をリスクと捉える人もいれば、チャンスと考える人もいる。私自身はチャンスだと考えており、税務分野においては、税務コンサルタントの役割がAIに取って代わられるという怖れはない。理由は、税務は複雑であり、機械が法律をすべて正しく解釈することは不可能であるからであり、また、我々の業務はコンサルタントとして顧客と接することであるため、顧客からの信頼が必要であり、これは機械にはできないからである。しかし、AIは付加価値の高いコンサルタントサービスを提供するうえで素晴らしいツールであると考えている。
- (3) 3点目に、公認会計士と税務当局との協力的な関係の発展である。イタリアでの脱税件数は非常に多く、我々は税務当局から支配されるのではなく、税務当局との対話を通じて公平性と透明性を確保するため、受動的なアプローチから協力的なアプローチへとシフトさせるべきである。これはリスク評価アプローチでもあり、特にヨーロッパでは、市場が変動的で企業のリスクを防ぐのが難しい状況にある。リスク評価を行うことで、企業だけでなく、イタリア全体、出資者等の利害関係者にとっても非常に重要な手段となる。企業が税法を正確に適用して脱税することがなければ、いかなる種類の制裁も課されない。ここでは、企業と税務当局の間の橋渡し役として公認会計士が重要な役割を果たすことになる。
- (4) 最後に新しいトレンドとして、公認会計士は、税法の要件に対応するためのデータを入力するだけでなく、市場の変化に対応して企業の発展を持続的にサポートするコンサルタントへと変革を続けなければならない。

(報告：野村俊之委員)

AIが韓国の税務士に与える影響と対策

Dong Ki Lee (韓国税務士会)

1. 第4次産業革命とAIの進展

第4次産業革命は、情報通信技術（ICT）の融合により、経済・産業を含むあらゆる分野に影響を与える次世代の産業革命である。この革命は、ビッグデータを基盤として物理的、生物学的、デジタルの世界を統合する技術で構成され、経済や産業を含むすべての分野に影響を与えている。AIとビッグデータの融合により、産業・社会全体で大きな変化が起こり、人々の生活水準が向上すると期待される。一方で、AIの急速な発展に伴う負の側面も指摘されている。



2. AI が社会と雇用に与える影響

AI が社会へ与える影響として下記の点が挙げられる。

【メリット】

- ・課題解決の効率化：複雑な問題を迅速に解決し、日常生活をより便利にする
- ・生産性の向上：業務の効率化が進み、経済成長を促進する
- ・医療や教育の進歩：AI 技術により、より良い医療や教育が提供される可能性がある

【リスク】

- ・雇用喪失の可能性：自動化により、一部の職種が消滅する可能性がある
- ・経済格差の拡大：高スキル労働者と低スキル労働者の経済格差が拡大する懸念がある
- ・データプライバシー：個人情報収集・分析により、プライバシー侵害のリスクが高まる
- ・AI の判断ミス：バイアスや誤った判断により、不公正な結果が生じる可能性がある
- ・サイバー攻撃のリスク：データの改ざんやハッキングの脅威が増す

AI が雇用に与える具体的影響として、ゴールドマン・サックス（2023年3月）による研究では、米国・欧州では現在の仕事の3分の2が何らかの形でAIに代替されるリスクがあるとされる。一方、韓国銀行（2023年11月）のレポートでは、約341万人（全労働人口の12%）がAIによる代替の高リスク職に該当すると指摘されている。特に、医師、会計士、資産管理者、弁護士などの高度専門職がAIによる代替の可能性が高い。ただし、新技術の発展により新たな職種（機械学習エンジニア、データサイエンティスト、AI トレーナー、ロボット工学技術者など）が生まれるため、AI がすべての雇用を奪うことにはならない。

3. 韓国の税務士に対する AI の影響

AI の発展により、税務士の業務にも大きな変化が生じる。

【ポジティブな影響】

- ・業務効率の向上：反復作業の自動化、顧客データの高度な分析、法律の変更への即時対応などが可能になる
- ・専門性の強化：AI を活用することで、より高度な税務サービスを提供できる
- ・新たなビジネス機会の創出：AI コンサルティングやデータ分析サービスなど、新しい分野の開拓が期待される

【ネガティブな影響】

- ・雇用喪失のリスク：自動化により、一部の税務業務が不要になる可能性がある
- ・専門知識の低下：AI に依存することで、税理士の専門性が低下するリスクがある
- ・倫理的問題：AI の使用過程でバイアスや判断ミスが生じる可能性がある

さらに、AI が代替しやすい業務として、帳簿記帳、税務申告書の作成、データ収集・分析業務が挙げられる。これに対し、AI による代替が困難な業務として、税務相談、税務訴訟・異議申し立て、税務計画の策定、税務監査対応が挙げられる。

4. 韓国における AI 税務行政の進展

韓国の国税庁（NTS）は2024年9月から、AI を活用したデジタル税務行政を本格的に推進する。AI 活用の具体的な計画を下記に列挙する。

- ・AI による税務相談サービスの拡充：2024年5月に所得税に係るAI 相談を導入後、他の主要税目にも展開
- ・インテリジェント「ホームタックス」サービスの実施：検索システムの高度化、直感的なポータルシステムの構築、パーソナライズドサービスの導入
- ・AI を活用した脱税分析・検出システムの導入：機械学習を活用し、不正納税者を特定

- ・統合分析プラットフォームの開発：税務調査のベテラン職員のノウハウをAIに学習させ、不正申告の検証を強化

また、韓国税務士会（KACPTA）は、AIの税務市場への深い浸透に対応するための「AI税務士イノベーションタスクフォース」（2024年8月発足）を設立し、下記の活動を主に行っている。

- ・税務分野におけるAI専門家の育成
- ・AIの発展による業務変革への対応
- ・AIに関する教育・セミナーの実施
- ・他の専門職種との協力
- ・AIを活用した税務プラットフォームの開発

5. AI時代における税務士の生存戦略

AIの進化に適応するため、税務士は以下のスキル強化が求められる。

- ・AIリテラシーの向上：AI関連の教育やトレーニングへの積極的な参加
- ・専門性の強化：高度な税務コンサルティングスキルの習得
- ・新たなサービスの開発：AIを活用した付加価値の高いサービスの提供
- ・他専門職との協力：弁護士やデータアナリストなどと連携し、総合的な税務支援を提供
- ・倫理的責任の徹底：AIの判断が適正かつ公平であることを担保する

第4次産業革命とAIは避けられない潮流であり、この時代において、税務士の役割は変化しますが、AIを積極的に活用しながら専門性と倫理性を維持することで、競争力を持ち続けることが可能である。

（報告：川崎久美子委員）

中国における税制の進化：デジタルトランスフォーメーションとビッグデータの統合

Shen Menghan（中国注册税務師協会）

【GTS（Golden Tax System）】

先進技術の革新と税務の間には多くの相互作用があるが、本日は、デジタルトランスフォーメーションと先進技術の統合により中国の税務管理システムが大きく進化したことについて話したい。

中国は税務行政システムの近代化に取り組んでGTSを構築し、数段階の変革を経て、効率性、透明性、税務コンプライアンスを大幅に改善した。



1994年のフェーズ1は、税務のデジタル化による付加価値税の脱税と不正の撲滅に重点を置き、2000年代初頭のフェーズ2では、国税のデータを統合して情報共有を図り、効率的な税務処理を可能にした。

【GTS Phase 3：飛躍的進歩】

2016年のフェーズ3が最も重要で、国税と地方税のデータを統合して全国的な税務ネットワークを構築した。

主な成果は、高度なデータ分析により税の徴収の効率性を向上させ、納税者の申告手続きを合理

化し、行政の負担を大幅に減らしたことである。また、電子インボイスの導入やビッグデータの活用により税務リスクを効果的に監視している。

【GTS Phase 4：次なるフロンティア】

2023年のフェーズ4では最先端のテクノロジーを採用した中国の税務行政の変革を目指しており、2024年までに全国展開する予定である。

フェーズ4には次のような特徴がある。

- ・ビッグデータ、クラウドコンピューティング、AIを活用した先進的な税制システムの構築。
- ・社会保障部門や銀行など様々な政府部門間での情報共有のための統合的チャネルの確立。
- ・高度な認証プロセスと共通インボイスプラットフォームの確立による業務処理の効率化。

【GTS Phase 4：技術革新】

膨大なデータの活用により、当局は税務リスクを特定するための詳細な分析を行うことでリアルタイムな介入が可能となり、税務コンプライアンスに事前に対応し迅速な意思決定を行うことができる。

【GTS Phase 4：期待される成果と利益】

監視機能の強化により、脱税が減少し税収の大幅な増加が期待される。

納税者は、簡略化された申告手続きと自動化されたプロセスによりエラーが減少し時間が節約される。

また、透明で効率的な税務システムが公正で競争力のあるビジネス環境を整備し、国内外の投資を促進することが期待できる。

【GTS Phase 4：潜在的な課題とその緩和策】

フェーズ4にはデータセキュリティとプライバシーの課題があり、それに対応するための強力なサイバーセキュリティ対策が必要である。

企業や税務職員は新しいシステムに適応する必要があり、包括的なトレーニングが求められる。税務当局にはそのための技術基盤の整備が求められる。

【電子インボイスによるビジネスの変革】

中国は2015年に電子インボイスを導入してビジネス取引の透明性を向上させた。電子インボイスの普及により、企業の管理コストが大幅に削減され税務コンプライアンスが向上した。

【ビッグデータで税務の精度が向上】

ビッグデータ分析は、税務管理における重要なツールであり、正確な税の徴収、リスク評価、不正検出、国境を越えた取引の監視にも活用され、税務コンプライアンスの向上に大きく貢献している。

また、ソーシャルメディアやライフスタイル関連の非従来型のデータを活用した税務コンプライアンスの向上にも取り組んでいる。

【個人所得税システム（IIT）の導入とその影響】

2019年にIITを導入して納税者に配慮した環境を整備した。

これにより、納税者はスマホアプリでの申告や納税状況の確認ができるようになり、申告時間が短縮され税務コンプライアンスも向上した。

【ブロックチェーン：税務の透明性の確保】

中国の税務当局は、請求書管理や税金徴収の分野でブロックチェーン技術を活用しており、税務記録の正確性と整合性を確保するための理想的なツールとなっている。

大都市の飲食店や小売業界、保険業界及び医療・製薬分野における試験的導入を経て、税務管理におけるブロックチェーンの可能性が実証された結果、今後全国展開する予定である。

【GTSの企業と個人への影響】

企業は正確で迅速な財務取引の報告が求められるほか、デジタル会計を導入して適切なソフトウェアやトレーニングへの投資を行ない、税務コンプライアンスを維持する必要がある。

個人は申告の正確性が求められる一方、自動申告機能を備えたシステムやパーソナライズされた税務サービスを楽しむことができる。

【まとめ】

中国の税務システムにおける技術進化は、企業と個人の双方に大きな変化と利点をもたらしている。特にブロックチェーンやビッグデータ分析は、透明性の向上、コスト削減、コンプライアンス向上、企業活動に適した環境の構築に寄与しており、今後さらに重要な役割を果たすと思われる。

中国の高度なテクノロジーによる税務管理システムの構築は、税務管理の近代化を目指す他国の模範になると思われる。

(報告：新垣真秀委員)



韓国税務士会概要

1. 組織の概要

○ 設 立

税務士法（1961年9月9日制定）に基づき
1962年に設立

○ 所在地

ソウル市瑞草区瑞草洞 1497-16

○ 会員数（2025年1月末現在）

個人：15,994人（うち女性会員 2,157人）、法人：792社
*休業会員除く

○ 役 員

会 長	ク・ジェイ
副 会 長	チェ・シホン、キム・ソンミョン、イム・スンチョン、チョン・ヘヨン
倫 理 委 員 長	キム・ギョムスン
監 事	ク・ガンヒ、オ・ウイシク
税務研修院長	イ・ドンギ
主要常任理事	[総務理事]キム・ジュンフン [会員理事]カン・ソクチュ [研究理事]キム・ヨンジョン [法制理事]イム・チェ Chol [業務理事]パク・サンフン [電算理事]チョン・ドクヒ [広報理事]ヤン・ハンギョ [国際理事]ペク・ナンボム [監理理事]キム・ミファ

大韓民国データ

人口：約 5,156 万人(2023 年)
名目 GDP: 1 兆 7,128 億ドル(2023 年)
(World Bank HP より)

※役員は会長 1 人、副会長 5 人（常勤副会長 1 人含む）、理事 40 人以内、監事 2 人、役員
の任期は 2 年（会則第 21 条～第 23 条）

○ 地方税務士会（7 会）

地方税務士会	地域税務士会数*	会員数及び割合**		税理士会との友好協定（締結年）
ソウル	28	7,100	(1,118) 44.4%	東京会(1995)
中部 (チュンブ)	23	2,699	(379) 16.9%	東京地方会(1991)
釜山 (プサン)	17	1,941	(200) 12.1%	近畿会(1991)
仁川 (インチョン)	14	1,602	(212) 10.0%	九州北部会(2019)***
大邱 (テグ)	12	873	(63) 5.5%	中国会(1996)
光州 (クワンジュ)	15	860	(78) 5.4%	四国会(1997)
大田 (テジョン)	16	919	(107) 5.7%	南九州会(1995)

*地域税務士会：税理士会支部に相当

**会員数：2025年1月末現在の個人会員数、カッコ内は女性税務士数（法人数は除く）

***1994年に中部地方会と締結、その後行政改変により仁川地方会と分離され、締結を移管

○ 総 会（会則第15条～第19条）

定期総会は毎年1回6月に開催、臨時総会は必要に応じて召集し、会則の改正、役員を選任及び解任、予算及び決算の承認等を議決する。

○ 理事会（会則第30条第1項、第32条第1項）

会長、副会長、倫理委員長、地方税務士会会長、理事、業務浄化調査委員長、税務研修院長等で構成され、総会に付議する事項、会規の制定・改正に関する事項、委員会設置に関する事項等を審議・議決する。

○ 常任理事会（会則第30条第3項、第32条第2項）

会長、副会長、倫理委員長、地方税務士会会長、常務理事、業務浄化調査委員長、税務研修院長等で構成され、理事会に付議する事項、重要な建議及び答申に関する事項、会則の有権解釈に関する事項、会員の研修教育に関する事項等を審議・議決する。

○ 附設機関（9機関）

- 租税研修院
- 租税研究所
- 租税図書館
- 企業診断支援センター
- 成年後見支援センター
- 4大保険事務代行支援センター
- 財団法人韓国税務士会公益財団
- 国際租税支援センター
- 青年税務士支援センター

○ 委員会（33委員会）

- 倫理委員会
- 諮問委員会
- 予算決算審議委員会

- 共済委員会
- 法制委員会
- 社会貢献委員会
- 中小企業委員会
- 国際協力委員会
- 税務法人委員会
- 税務相談委員会
- 図書出版委員会
- 会計制度研究委員会
- 賠償責任保険委員会
- 税務調整及び誠実申告監理委員会
- 電算税務会計資格試験出題委員会
- 企業会計資格試験出題委員会
- 紛争苦情調整委員会
- 業務侵害監視委員会
- 損害賠償共済委員会
- 企業診断監視委員会
- 租税制度研究委員会
- 地方税制度研究委員会
- 季刊税務士編集委員会
- 会計ソリューション開発委員会
- 税務士新聞編集委員会
- 町の税務士運営委員会
- 青年税務士委員会
- 女性税務士委員会
- 税務会計資格試験出題委員会
- 資格試験運営委員会
- 租税対象審査委員会
- メディア広報委員会
- 税務士事務所人材支援委員会

[資料 8]

日本税理士会連合会・韓国税務士会定期懇談会事績

回数	開催日・開催場所	懇談のテーマ（上段：韓国税務士会への質問、下段：日税連への質問）
第1回	1997年10月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> 韓国税務士会の倫理委員会の位置づけ、役割について 研修の内容、実施状況等について 納税者憲章の公布（1997年7月1日）について、公布後の経過について
		<ul style="list-style-type: none"> 日税連が現在取り組んでいる問題について（税理士法改正、会館建設、商法改正問題、税制改正など） 日税連、単位税理士会が実施する研修について 日本の申告納税制度と税理士の役割について
第2回	1998年6月3日 東京 日本税理士会連合会	<ul style="list-style-type: none"> 納税者憲章の制定及び税務士法第1条の2の新設について 税制改革と税務士に対する影響について 職業賠償責任保険について（適用事例、対象範囲、加入状況等） 税務士の訴訟代理権獲得に向けた運動の経緯・経過について
		<ul style="list-style-type: none"> 税理士法の改正骨子について 日本の青色申告制度について 税務申告の実務について ドイツの税理士制度に関する情報提供
第3回	1999年6月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> 韓国における公的資格制度の規制緩和の動向について 税務士法、税務士法施行令等の改正案について 資格者の報酬規定撤廃による問題点及び税務士会の対応などについて 資格者団体への任意加入に関する改正案の現状について 資格者の広告規制緩和の動向について 韓国における電子申告導入の動向と税務士制度との関連について 標準所得率による申告の廃止に伴って導入された納税者の記帳義務の実態について
		<ul style="list-style-type: none"> 税理士法改正の主要骨子と推進の現況について 日税連の収益事業の種類と事業内容について 電子申告制度導入の現況について
第4回	2000年6月12日 東京 日本税理士会連合会	<ul style="list-style-type: none"> 税務士会の任意入会、複数団体設立に関する法案廃案の経緯について 税務士の広告規定について 報酬規定廃止の影響について 電子申告制度の導入の動向と税務士制度の関連について 税務士資格の自動的付与について
		<ul style="list-style-type: none"> 税理士の出廷陳述権について 電子申告制度導入の動向について 日税連及び税理士会の収益事業について 全税共及び日税研の概要について
第5回	2001年6月4日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> 韓国における士業団体の強制加入制度の見直しについて
		<ul style="list-style-type: none"> 税理士法の改正について IT時代の税理士・税務士の業務、情報のIT化に伴う両会の協力体制について
第6回	2002年4月4日 東京 日本税理士会館	なし
		<ul style="list-style-type: none"> 青色申告制度について 地方公共団体の外部監査制度について
第7回	2003年4月7日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> 税務士法の改正について 会員に対する研修について 公的保険料の徴収業務の現状について
		<ul style="list-style-type: none"> 日本税理士政治連盟について 公認会計士法の改正方向と日税連の対応について AOTCA 第1回国際コンベンションの開催について具鍾泰 AOTCA 会長と協議

第8回	2004年6月4日 京都市 京都税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・税務士の損害賠償責任保険制度について ・税務法人の実態（数、規制、業務）について ・公認会計士、弁護士に対する税務士資格の自動付与撤廃に向けた運動について ・韓国税務士会における電子申告の発展について ・税務士会会員の会費算定基準について
第9回	2005年9月22日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の電子申告の現況と税理士の役割について ・税理士の業務拡大に対する努力と成果について ・日本の会計士制度改革と税理士業界の変化について ・税理士法人の業務領域と活性化の方策について ・ロースクール（法科大学院）導入に対する税理士業界の展望について
第10回	2006年4月12日 京都市 京都税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国税務士会が直面する課題について ・韓国における電子申告の普及について ・「税務士」の名称使用制限の効果について
第11回	2007年10月8日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の青色申告制度について ・成年後見制度について ・会計参与制度について ・司法補佐人制度の現況、実績について
第12回	2008年6月12日 東京 日本税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申告の発展について ・「税務士」の名称使用制限の効果及び今後の課題について ・会務統合管理システムの運用状況について ・成年後見制度について ・会計参与制度について
第13回	2009年12月3日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者に対する税務支援への取組について ・会員に対する税務相談について ・韓国・米国自由貿易協定について ・日税連と税理士会のそれぞれの役割について ・国税庁アウトソーシング事業の内容とその展望について ・日税連が行う新規登録者に対する支援について
第14回	2010年10月1日 大阪市 近畿税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・税務士の名称独占について ・「税務調整計算書」について ・納税者憲章について ・納税者番号制度について ・税務士の研修受講義務について ・職業賠償責任保険について ・国際会計基準の施行に関する中小企業に対する会計基準の適用問題について ・税理士法以外の法律による日本の税理士の業務について
第15回	2011年10月27日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国における異業種専門職の共同化の推進について ・書面添付制度について ・司法書士による地方税の税務代理について ・成年後見人制度について ・税理士職業賠償責任保険制度及び保険委員会制度について ・補佐人制度について ・「財務会計士」の導入案について
第15回	2011年10月27日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・外国税務諮問士制度の導入について ・税制建議について ・租税教育の推進について ・韓国税務士会の関連団体について

		<ul style="list-style-type: none"> ・税制面における経済活性化のための政府の支援策について ・「財務会計士制度」の導入案について ・税理士の倫理規定及び懲戒処分について
第16回	2012年7月2日 大阪市 近畿税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士への自動資格付与の廃止について ・税務士会による会員の除名処分について ・韓国税務士会創立50周年記念事業「100万時間職能寄付」について ・日本における税務サービス市場開放の現状について ・成年後見人制度並びに税理士会及び税理士の参加状況について ・税務調整計算書監理制度について ・個人情報保護について
第17回	2013年12月5日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国の付加価値税における現金領収書制度（インボイス制度）と税務士の関与について ・税務士法改正後における税務職員を退職した者の税務士資格付与の状況について ・税務士法改正後の国内・外国会計士の状況について ・米韓FTAと税務士法改正の関連について ・弁護士、公認会計士、弁理士、税理士等の専門資格者間の協業について ・登録前の実務修習制度について ・日本の税理士法人について ・日本の税務サービス市場開放の現状について
第18回	2014年5月8日 大阪市 近畿税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・住民登録番号の税務での活用について ・税務士の倫理基準・品位維持について ・税務調整計算書の提出と税務調査との関係及び税理士法第33条の2の書面添付制度との共通点と相違点について ・相続税の非課税制度について ・居住者と非居住者の相続税の取り扱いについて ・税理士制度及び税法の近年の改正項目について ・社会保険労務士業務への税理士の関与について ・税目別電子申告の状況について ・日税連が提供する会員サービスについて ・地方税を専門に取り扱う税務代理人の有無と地方税の試験科目について
第19回	2016年2月4日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の事業承継税制について ・マイナンバー制度について ・付加価値税におけるインボイス制度について ・法人税の誠実申告のためのチェックリストの活用について ・日本の税務サービス市場開放の現状（FTA、TPPなど）について ・日本の地方自治団体の会計監査について ・公認会計士への税理士資格の自動付与の廃止について
第20回	2017年2月2日 東京 日本税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値税の電子申告について ・税務士の国際租税業務について ・韓国税務研修院について ・最近の韓国税務士会における税務に関するトピックについて ・税務士の補習教育について ・税理士報酬表について ・日本のマイナンバー制度（2015年10月施行）について ・税理士会の公益活動について ・税理士事務所の人材難について ・外国籍の税理士について ・弁護士及び会計士の税理士登録について ・国外転出税（2015.7.1施行）について

第 21 回	2018年2月2日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士への税務士資格の自動付与を廃止する税務士法の改正について ・付加価値税申告における電子税金計算書（電子インボイス）について ・納税者権利保護官の職務について
		<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士の税理士登録のための指定研修 ・税理士事務所の収入構成について ・税理士資格の自動付与について ・ふるさと納税制度について
第 22 回	2019年1月31日 東京 日本税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継税制の動向について ・電子申告：AI化の進展による税務申告手続き等への影響について ・中小企業優遇税制について ・譲渡所得税制について
		<ul style="list-style-type: none"> ・AIによる税理士業務への影響、その対応について ・司法補佐人制度について ・デジタル企業への課税について ・AOTCA インターナショナル・タックス・カンファレンスのテーマについて
第 23 回	2020年2月4日 ソウル市 韓国税務士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国税務士の使命について ・2か所事務所の禁止について ・Hometax を利用した年末精算サービスについて ・帳簿作成業務について ・損害賠償責任の担保について
		<ul style="list-style-type: none"> ・日本の消費税率引き上げ前と後の変化（納税者の態度及び税務行政の側面） ・特定物品に対する重課税する税金制度 ・税理士法第49条の11について ・日税連の国際交流の現況について ・日税連の公益活動について
第 24 回	2024年8月27日 東京 日本税理士会館	<ul style="list-style-type: none"> ・DX への対応について ・ボーダーレスの取り引きについて ・誠実申告制度（CCFS）に関する資料の提供 ・政治団体について（日本の関連団体：税協連の概要に関する質問を受けて）
		<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の外部監査について ・報酬基準、過当競争、ダンピング等への対応について ・税理士法人の組織的・専門的な業務遂行について ・税理士の登録について ・税理士が作成した書類の適正性について ・日税連が取り組む懸案事項、特に会員の権益保護及び職務拡大について ・成年後見支援センターについて ・日本の電子申告について

ドイツ連邦税理士会概要

1. 組織概要

設立 1933 年
 会長 Dr.ハルトムート・シュヴァープ
 所在地 Behrenstr. 42, 10117 Berlin,
 BRD
 会員数 104,845 (個人 90,175 人、法人 14,670 社) [2025.1.1 現在]
 単位税理士会 21 会 (別掲)

ドイツ連邦共和国データ

人口 : 8,482 万人 (2023 年)
 名目 GDP : 4 兆 4,525 億ドル (2023 年)
 (World Bank HP より)

(1) 組織

- ・ 連邦税理士会の組織は、①総会、②規約に基づく会議、③幹部会から成る。
- ・ 総会は、全国 21 の税理士会が構成する連邦税理士会の最高意思決定機関で、通常年 2 回開催される。各税理士会の決議権は会員数によって異なる。
- ・ 規約に基づく会議とは、連邦税理士会会長、単位税理士会の会長、その他の全権代表によって構成される。
- ・ 幹部会は、連邦税理士会の全体を指揮するもので、その構成員 (会長、副会長及び事務総長) は 4 年毎に総会で選任される。

(2) 目的・活動

- ・ 連邦税理士会の目的は、自主規制の枠組みの中で、税理士職業全般を代表して活動すること、並びに個々の税理士の利益を保護することである。
- ・ 主な事業活動は、①税法、商法、会社法、破産法、社会保険に関する法令、その他の法令について、税理士業務の遂行に係る事項に関して建議すること、②会員に対する専門研修、教育を実施すること、③税理士の実務に関する助言、提言、情報を提供し、会員の業務遂行を支援すること等である。

(3) その他

- ・ オーストリア及びスイスの税務専門家団体と連携 (DACH を組織) し、職業法、税法の発展を目指した相互協力を推進している。
- ・ フランス、イタリア、ベルギー、ルーマニア、ハンガリーにある 7 つの税務専門家団体と連携し、2015 年 12 月に ETAF (European Tax Adviser Federation) を設立し、欧州政府と協調し税法や職業法に関する法制を推進している。

2. 日税連との交流の経緯

年	月	内 容
1988	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西独連邦税理士会、ケルン税理士会を視察
1989	7	日税連と西ドイツ連邦税理士会が友好協定締結 (於・東京)
1989	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西ドイツ連邦税理士会を視察
1990	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、西ドイツ連邦税理士会を視察
1991	10	ケルン税理士会会長一行 18 名が来訪、懇談、北海道税理士会等を視察
1992	11	ドイツ連邦税理士会会長ほか役員が税理士制度 50 周年記念行事出席のため来訪
1993	11	ドイツ連邦租税裁判所裁判官が研修のため来訪
1995	9	日税連がヨーロッパへ視察団を派遣、連邦税理士会、ケルン税理士会を視察

1996	4	ドイツ連邦税理士会事務総長ほか2名が来訪、懇談
1997	11	DATEV 社長が来訪、懇談
1998	4	日税連会長ほか役員4名がドイツ連邦税理士会、DATEV等を訪問、懇談
1999	9	友好協定締結10周年記念行事等を開催（於・ボン）
2001	6	ドイツ連邦税理士会前会長が来訪、懇談
2007	7	ドイツ連邦税理士会会長、DATEV 名誉会長及び社長が来訪、懇談
2009	9	友好協定締結20周年記念行事等を開催（於・ベルリン）
2016	7	ドイツ連邦税理士会会長、DATEV 社長、前社長が来訪、懇談
2016	8	日税連会長ほか役員6名がドイツ連邦税理士会、DATEV等を訪問、懇談
2022	7	ドイツ連邦税理士会会長より、日本の税理士制度80周年・第6次税理士法改正記念式典にビデオメッセージが寄せられた
2023	9	ドイツ連邦税理士会会長ご夫妻ほか2名が来訪、懇談
2024	9	日税連会長ほか役員5名がドイツ連邦税理士会、連邦議会、連邦財政裁判所等を訪問、懇談

3. 税理士会とドイツ地方税理士会の友好協定締結状況

年	月	内 容
1980	9	東京税理士会・ケルン税理士会、友好協定締結
1989	7	九州北部税理士会・ニュルンベルグ税理士会、友好協定締結
1999	6	近畿税理士会・デュッセルドルフ税理士会、友好協定締結
2000	8	東京地方税理士会・ハンブルグ税理士会、友好協定締結
2001	10	名古屋税理士会・ミュンヘン税理士会、友好協定締結

◇ ドイツ連邦州と21の税理士会

州・都市州名	州都	州内に所在する税理士会
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州	キール	1. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン税理士会
メクレンブルク・フォアポンメルン州	シュベリーン	2. メクレンブルク・フォアポンメルン税理士会
自由ハンザ都市ハンブルク	—	3. ハンブルク税理士会
自由ハンザ都市ブレーメン	—	4. ブレーメン税理士会
ニーダーザクセン州	ハノーバー	5. ニーダーザクセン税理士会
ベルリン	—	6. ベルリン税理士会
ブランデンブルク州	ポツダム	7. ブランデンブルグ税理士会
ザクセン・アンハルト州	マクデブルク	8. ザクセン・アンハルト税理士会
ノルトライン・ヴェストファーレン州	デュッセルドルフ	9. デュッセルドルフ税理士会 10. ケルン税理士会 11. ヴェストファーレン・リッペ税理士会
テューリングン自由州	エアフルト	12. テューリングン税理士会
ザクセン自由州	ドレスデン	13. ザクセン税理士会
ヘッセン州	ヴァイスバーデン	14. ヘッセン税理士会
ラインラント・プファルツ州	マインツ	15. ラインラント・プファルツ税理士会
ザールラント州	ザールブリュッケン	16. ザールラント税理士会
バーデン・ヴェルテンベルク州	シュトゥットガルト	17. ノルトバーデン税理士会 18. シュトゥットガルト税理士会 19. ズートバーデン税理士会
バイエルン自由州	ミュンヘン	20. ミュンヘン税理士会 21. ニュルンベルク税理士会

(注) ドイツは16の州から構成される連邦国家であり、各州はそれぞれが主権を持ち、独自の州憲法、州議会、州政府及び州裁判所を有する。

4. ドイツ税理士会の会員特性 [2025.1.1 現在、ドイツ連邦税理士会 HP より]

(1) 会員の内訳

個人 (Steuerberater)	88,995
法人 (anerkannte Berufsausübungsgesellschaften) (**)	14,670
税務代理人 (Steuerbevollmächtigte) 及び税理士法 74 条の 2 の義務会員(*)	1,180
合計	104,845

(*) 法 74 条の 2 の義務会員：税理士法人の取締役、業務執行社員または無限責任社員で、税理士もしくは税務代理人でない者。これらの者についても税理士会入会が義務づけられている。

(**) 弁護士及び税理士業務法人の職業に関する法律(2022 年 8 月 1 日施行)の改正に伴う、弁護士及び税理士の会社法における中立的な法人形態。

(2) 税理士会別会員数

税理士会	税理士	税理士法人	税務代理人及び74条の2の義務会員	合計
1. ベルリン	3,468	1,009	80	4,557
2. ブランデンブルク	1,151	232	14	1,397
3. ブレーメン	741	140	10	891
4. デュッセルドルフ	8,708	1,177	87	9,972
5. ハンブルク	4,034	637	37	4,708
6. ヘッセン	7,873	1,152	125	9,150
7. ケルン	6,370	912	74	7,356
8. メクレンブルク・フォアポメルン	753	167	15	935
9. ミュンヘン	11,507	1,910	145	13,562
10. ニーダーザクセン	7,137	1,102	97	8,336
11. ノルトバーデン	3,096	533	31	3,660
12. ニュルンベルク	4,955	838	51	5,844
13. ラインラント・プファルツ	3,378	659	58	4,095
14. ザールラント	894	155	14	1,063
15. ザクセン	2,423	518	71	3,012
16. ザクセン・アンハルト	825	165	22	1,012
17. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	2,517	449	39	3,005
18. シュトウットガルト	7,771	1,086	82	8,939
19. ズートバーデン	2,377	465	31	2,873
20. テューリンゲン	1,053	216	21	1,290
21. ヴェストファーレン・リッペ	7,964	1,148	76	9,188
合計	88,995	14,670	1,180	104,845

(3) 年齢構成と平均年齢

年齢	男性会員数	女性会員数	男女会員数合計	割合 (%)
70 歳超	9,555	2,525	12,080	13.4
61-70 歳	10,471	5,095	15,566	17.3
51-60 歳	14,281	9,540	23,821	26.5
41-50 歳	10,895	9,088	19,983	22.4
30-40 歳	8,641	7,690	16,331	18.1
30 歳未満	1,057	1,018	2,075	2.3
個人会員合計	54,900	34,956	89,856	100.0
平均年齢	55.6 歳	50.5 歳	53.6 歳	—

(4) 男女比

個人会員 (税理士、税務代理士、法74条の2の義務会員の合計)	男 性	女 性	合 計
	55,177	34,998	90,175
比 率 (%)	61.2	38.8	100.00

(5) 個人会員の登録区分

個人会員 形 態	数	割合 (%)
開業 (selbstständig)	59,889	66.4
所属 (angestellte)	30,286	33.6
合計	90,175	100.0

(6) 他の専門職業資格を有する税理士

資 格	人 数	割合 (%)
税理士+公認会計士+弁護士	386	0.4
税理士+公認帳簿監査士+弁護士	63	0.1
税理士+公認会計士	8,690	9.7
税理士+公認帳簿監査士	1,662	1.8
税理士+弁護士	3,805	4.2
税理士+その他の資格	2,392	2.7
税理士のみ	72,858	81.1
合 計(*)	89,856	100.0

(*) 税務代理士を含む、法74条の2の義務会員を除く

【参考】ドイツ連邦16州

1. バーデン・ヴュルテンベルク州 Baden-Württemberg
2. バイエルン自由州 Freistaat Bayern
3. ベルリン Berlin
4. ブランデンブルク州 Brandenburg
5. 自由ハンザ都市ブレーメン Freie Hansestadt Bremen
6. 自由ハンザ都市ハンブルク Freie und Hansestadt Hamburg
7. ヘッセン州 Hessen
8. メクレンブルク・フォアポンメルン州 Mecklenburg-Vorpommern
9. ニーダーザクセン州 Niedersachsen
10. ノルトライン・ヴェストファーレン州 Nordrhein-Westfalen
11. ラインラント・プファルツ州 Rheinland-Pfalz
12. ザールラント州 Saarland
13. ザクセン自由州 Freistaat Sachsen
14. ザクセン・アンハルト州 Sachsen-Anhalt
15. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州 Schleswig-Holstein
16. テューリンゲン自由州 Freistaat Thüringen



むすびに

ここに「国際関係事業に関する報告書」第8版をお届けします。本報告書は、2011年5月初版発行以来2年ごとに改訂を重ね、各税理士会に配布しております。

この2年間における日税連の国際関係事業に関する取組みを振り返ってみると、AOTCAの活動においては、東京会議及び杭州会議への参加が挙げられます。特に、2023年に開催された東京会議では、わずかな準備期間にも関わらず、国際部・国際税務情報研究会を中心に協力し、おもてなしの心を持ってホストを務めるとともに、タックスカンファレンスでは数多くスピーカーが登壇し、日本からの情報発信に注力いたしました。なお、資料編にはセッション報告の概要を掲載しています。

また、日税連においては、コロナ禍で中止していた対面での国際交流活動を再開し、韓国税務士会との定期懇談会、ドイツ連邦税理士会への訪問を実現したほか、国税庁等を通じての諸外国の税務職員を対象とした研修会への出講等、諸外国の多くの税務専門家団体及び税務当局の訪問を受け入れてきたところであります。

一方、各税理士会においても、友好協定締結先団体との定期交流が再開するほか、在日外国人に対する税務相談の実施等、地域に密着した様々な交流活動を行っています。

日税連及び各税理士会においては、国際事業に積極的に取り組むとともに、国際部を通じて情報共有・連携機能を強化し、より効果的・効率的な国際事業の推進を目指してまいりました。

本報告書には、高橋俊行部長をはじめとする国際部構成員各位、また、各税理士会国際担当役員各位のご尽力により、日本の税制・税理士制度の普及、税務専門家同士の交流など多くの国際関係事業の成果が報告されています。

むすびにあたり、本報告書を通じて、このような成果を税理士会会員に共有し、日税連及び各税理士会での今後の国際関係事業の発展に大いに寄与することを期待しています。本報告書の作成・編集の任に当たられた国際部構成員、各税理士会関係役員の皆様に心より感謝申し上げます。



日本税理士会連合会
専務理事 菱田 裕之
(国際部担当)

日本税理士会連合会 国際部

部長	高橋俊行	(千葉県)
副部長	笹尾博樹	(関東信越)
副部長	佐々木栄美子	(近畿)
委員	小出一成	(東京)
委員	腰越明	(東京地方)
委員	鈴木恭浩	(千葉県)
委員	近藤勝美	(北海道)
委員	白田祐一	(東北)
委員	野村俊之	(名古屋)
委員	井上五郎	(東海)
委員	大屋貴裕	(北陸)
委員	井上友一	(中国)
委員	松岡宣明	(四国)
委員	濱地國治	(九州北部)
委員	川崎久美子	(南九州)
委員	新垣真秀	(沖縄)
担当副会長	尾崎秀明	(名古屋)
担当専務理事	菱田裕之	(名古屋)

編集後記

この度、国際部では第8号となる「国際関係事業に関する報告書 2023-2024 年度版」を発行することができました。

第I部では、AOTCAの活動経緯、AOTCA 東京会議及びAOTCA 杭州会議の開催内容、日税連における諸外国の税務専門家団体との継続的な交流活動や国際税務情報研究会の活動等を掲載しております。続く第II部では各税理士会での国際関係事業への取組みを掲載しております。巻末の資料編においては、「2023年 AOTCA 東京会議」及び「2024年 AOTCA 広州会議」の会議報告等を記載していますが、特に杭州会議報告については飛躍的な進展をみせたAI技術を積極活用して作成したものとなっております。

おわりに、この報告書の作成に当たり、多くの時間をかけて原稿執筆や資料提供をいただいた、関係役員の皆様及び国際部委員並びに事務局の皆様に対し、心より厚く感謝申し上げます。

編集担当委員 笹尾博樹、鈴木恭浩

国際関係事業に関する報告書

2023－2024年度版

2025年6月24日発行

— 編 集 —

日本税理士会連合会国際部

— 発 行 —

日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館 8階

TEL 03-5435-0931 FAX 03-5435-0941

<http://www.nichizeiren.or.jp>

